

広島国税局統計書

平成 15 年 度

広島 国 税 局

広島国税局統計書

平成 15 年 度

広島国税局

は じ め に

この統計書は、主として平成15年度における広島国税局管内の内国税の申告、処理、納税及びこれらに関する計数を収録したもので、この1年間の税務行政の実績を示すとともに、中国地方の経済活動の一端をも表しています。

近年、税を取り巻く環境は、高度情報化、国際化、経済取引の広域化・複雑化、経済社会の構造変化など急速に変化しており、税に対する国民の皆様の関心も一層高まっております。このような状況のなかで、本書は、税の動きとその実態から管内の経済現象を把握するための資料として、一層、重要性を増していくものと思っております。

今回の編集に当たっては、従来同様に図表を取り入れるとともに、統計数値の継続性を維持し、少しでも利用しやすく、かつ、親しみやすいものとなるよう努めました。

この統計書が、従来にも増して各分野で有効に利用されるとともに、税に対する正しい理解と認識を深めるための一助となれば幸いです。

平成17年6月

広島国税局長 **坂 口 勝 一**

統計書利用上の注意

1 国税庁の統計調査の概要

国税庁の統計調査は、35種類の一般調査と主要税目(申告所得税、源泉所得税、法人税)について実施している3種類の特別調査からなっている。

一般調査は、大部分のものは税務署において調査したものを国税局及び国税庁が取りまとめ集計したものであるが、これらは税務署が統計作成のために特別な調査を行うものでなく、事務処理の過程から作成されるものである。また、特別調査である申告所得税標本調査及び会社標本調査は、税務署が作成した調査票を、国税庁において集計して結果表を作成したものであり、民間給与統計調査は、一部の抽出された源泉徴収義務者が作成した調査票を、国税庁において集計し結果表を作成したものである。

なお、これら3種類の特別調査結果については、国税庁において若干の分析を行った上、別途刊行物により一般に公表している。

2 利用上の注意

(1) 構成

イ 全体の構成は、総括、直接国税、間接国税、徴収及びその他の5編からなっており、直接国税及び間接国税については税目ごとに配列している。

ロ 計数は、広島国税局全管分を登載しており、主要な計数については、5年間の累年比較及び税務署別の計数を掲げている。又、これらの計数の大部分は、従来のもものと継続して利用することができる。

(2) 各表間の関連計数

賦課関係各表と国税徴収表の計数は、調査期間又は調査時点の相違により符合しない。

(3) 単位及び計数の処理方法

イ 各表の計数は、単位未満を四捨五入している。したがって、それぞれの内容と計又は合計が符合していない場合がある。

ロ 各表の単位未満の計数は「0」、皆無又は該当計数のないときは「-」、計数不明の場合は「...」、負の計数は「 」と表示している。

ハ 表中の「×」は、情報を保護する観点から計数を秘匿した箇所である。

(4) 調査期間と調査時点

調査期間及び調査時点は各統計表ごとに掲げたが、主な統計表の調査期間と調査時点は次ページのとおりである。

この統計書についてのご意見、ご感想又は計数についてのお問い合わせは、次へご連絡ください。

〒730-8521 広島市中区上八丁堀6番30号

広島国税局総務部企画課

電話 (082) 221-9211 内線3662・3663

主な統計表の調査対象期間と調査時点

		平成15年												平成16年											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
申告所得税	平成15年分の所得税について、平成16年3月31日までに申告又は処理したもの	所得												申告又は処理											
		所得												合計表の提出											
源泉所得税	平成15年分の所得税について、平成16年4月30日までに法定資料の合計表の提出があったもの	所得												申告又は処理											
		所得												合計表の提出											
法人税	平成15年2月1日から平成16年1月31日までに事業年度の終了した法人について平成16年6月30日までに申告又は処理したもの	事業年度が終了した法人												申告又は処理											
		申告又は処理												申告又は処理											
相続税	平成15年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成16年10月31日までに申告又は処理したもの	相続又は遺贈												申告又は処理											
		申告又は処理												申告又は処理											
贈与税	平成15年分の贈与について、平成16年6月30日までに申告又は処理したもの	贈与												申告又は処理											
		申告又は処理												申告又は処理											
消費税	平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に終了した課税期間分の消費税について、平成16年6月30日までに申告又は処理したもの	課税原因(個人事業者)												申告又は処理											
		課税原因(法人)												申告又は処理											
		申告又は処理												申告又は処理											
酒税	平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成16年4月30日までに申告又は処理したもの	課税原因												申告又は処理											
		申告又は処理												申告又は処理											
航空機燃料税 電源開発促進税 たばこ税及び たばこ特別税 揮発油税及び 地方道路税 石油ガス税 石油石炭税	平成15年4月1日から平成16年3月31日までの課税実績	課税原因												課税(申告又は処理)											
		課税(申告又は処理)												課税(申告又は処理)											
印紙税	平成15年4月1日から平成16年3月31日までに現金納付があったもの	証書等の作成												現金納付											
		現金納付												現金納付											

目 次

平成 15 年度統計調査結果の概要

1	管内国税収入の推移	2
2	申告所得税	3
3	源泉所得税	4
4	法人税	5
5	相続税	5
6	贈与税	6
7	消費税	7
8	酒 税	7
9	たばこ税及びたばこ特別税	8
10	印紙税	9
11	揮発油税及び地方道路税	9
12	石油ガス税	9
13	石油石炭税	10
14	航空機燃料税	10
15	電源開発促進税	10
16	国税徴収	11
17	国税滞納	12

第 編 総 括

1	総 括	
1-1	広島国税局管内国税収入の概要	
	税目別徴収決定済額の累年比較	14
1-2	管轄表	
	管轄表	16
1-3	広島国税局及び税務署機構	
(1)	機構図	18
(2)	税務署機構	19

第 編 直接国税

2	申告所得税	
	統計表を見るに当たって	22
2-1	課税状況	
(1)	申告及び処理状況	24
(2)	既往年分の課税状況	26
(3)	減免状況	26
(4)	税務署別課税状況	28
2-2	所得階級別人員	
(1)	所得者区分別人員	30
(2)	青色申告者数	31
(3)	税務署別人員	32
2-3	所得種類別状況	
(1)	所得種類別内訳	38
(2)	人員の累年比較	39
(3)	所得金額の累年比較	39
(4)	業種別内訳	40
3	源泉所得税	
	統計表を見るに当たって	41
(1)	利子所得等の課税状況	42
(2)	配当所得の課税状況	42
(3)	給与所得、退職所得の課税状況	44
(4)	給与所得、退職所得の課税状況の累年比較	44
(5)	上場株式等の譲渡所得等の課税状況	44
(6)	報酬、料金等の課税状況	45
(7)	非居住者等所得の課税状況	46
(8)	加算税の状況	46
(9)	税務署別課税状況	48
(10)	税務署別源泉徴収義務者数	49
4	法人税	
	統計表を見るに当たって	50
4-1	課税状況	
(1)	現事業年度分の課税状況	52
(2)	既往事業年度分の課税状況	54
(3)	税務署別課税状況	56

4-2	法人数	
(1)	法人数等	58
(2)	税務署別法人数	59
(3)	業種別、資本金階級別法人数等	60
(4)	県別業種別、資本金階級別法人数等	66
(5)	税務署別、資本金階級別法人数等	70
(6)	決算期別、資本金階級別法人数等	72
5	相続税	
	統計表を見るに当たって	74
5-1	課税状況	
(1)	課税状況	75
(2)	課税状況の累年比較	75
(3)	申告及び処理状況	76
(4)	加算税の状況	76
(5)	税務署別課税状況	77
5-2	相続財産種類別・階級別状況	
(1)	相続財産種類別状況	78
(2)	相続財産価格階級別状況	79
(3)	法定相続人員別被相続人の数	79
6	贈与税	
	統計表を見るに当たって	80
6-1	課税状況	
(1)	課税状況	81
(2)	課税状況の累年比較	81
(3)	申告及び処理状況	82
(4)	加算税の状況	82
(5)	税務署別課税状況	83
6-2	贈与財産種類別・階級別状況	
(1)	贈与財産価額階級別状況	84
(2)	贈与財産種類別状況	85

第 編 間接国税

7	消費税	
	統計表を見るに当たって	88
	(1) 課税状況	89
	(2) 課税事業者等届出件数	89
	(3) 税務署別課税状況	90
8	酒税	
	統計表を見るに当たって	96
8-1	酒税関係総括表	
	酒税関係総括表	97
8-2	課税状況	
	(1) 課税状況	98
	(2) 課税数量の累年比較	98
	(3) 酒税額の累年比較	99
8-3	酒類製成、販売	
	(1) 酒類製成及び手持数量	100
	(2) 製成数量の累年比較	100
	(3) 酒類販売(消費)数量	102
	(4) 県別販売(消費)数量の累年比較	102
	(5) 税務署別酒類販売(消費)数量	104
8-4	酒類免許	
	(1) 酒類製造免許場数等	106
	(2) 酒母及びもろみの製造場数	107
	(3) 酒類販売免許場数等	107
	(4) 税務署別製造免許場数、販売免許場数	108
9~15	消費税、酒税以外の間接税	
	統計表を見るに当たって	110
9	たばこ税及びたばこ特別税	
	(1) 課税状況	112
	(2) 製造場数	112
10	印紙税	
	(1) 課税状況	113
	(2) 課税状況の累年比較	113
11	揮発油税及び地方道路税	
	(1) 課税状況	114
	(2) 関係場数	114

12	石油ガス税		
	(1) 課税状況	115
	(2) 関係場数	115
13	石油石炭税		
	(1) 課税状況	116
	(2) 関係場数	116
14	航空機燃料税		
	(1) 課税状況	117
	(2) 関係場数	117
15	電源開発促進税		
	(1) 課税状況	118
	(2) 関係場数	118

第 編 徴 収

16～19	徴収関係各表		
	統計表を見るに当たって	120
16	国税徴収		
	16-1 国税徴収状況		
	(1) 国税徴収状況	122
	(2) 税務署別国税徴収状況	124
	16-2 物納及び年賦延納		
	(1) 物納状況	132
	(2) 物納状況の累年比較	132
	(3) 年賦延納状況	133
	(4) 年賦延納状況の累年比較	132
17	国税滞納		
	(1) 滞納状況	134
	(2) 税務署別滞納状況	136
18	還付金		
	還付金の支払決定の状況	138
19	国税振替納税		
	振替納税利用状況	139

第 編 その他

20～24 その他

統計表を見るに当たって	142
20 不服審査	
(1) 異議申立て	144
(2) 審査請求	144
21 訴訟事件	
(1) 国側被告事件	146
(2) 国側原告事件(徴収関係)	148
22 直接国税犯則事件	
(1) 起訴事件数	149
(2) 有罪に係る人員及び金額	149
(3) 犯則者違反行為別件数	149
23 間接国税犯則事件	
(1) 検挙及び処理の状況	150
(2) 通告処分及び履行状況	152
(3) 酒税の違反行為別検挙件数等	154
(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙件数	154
24 税理士	
税理士登録者数	156

付 録

1 所得税の控除及び税率の変遷	158
2 法人税の税率の変遷	162
3 酒類の税率の変遷	163
4 たばこの税率の変遷	163
5 平成15年度税制改正の要綱	164

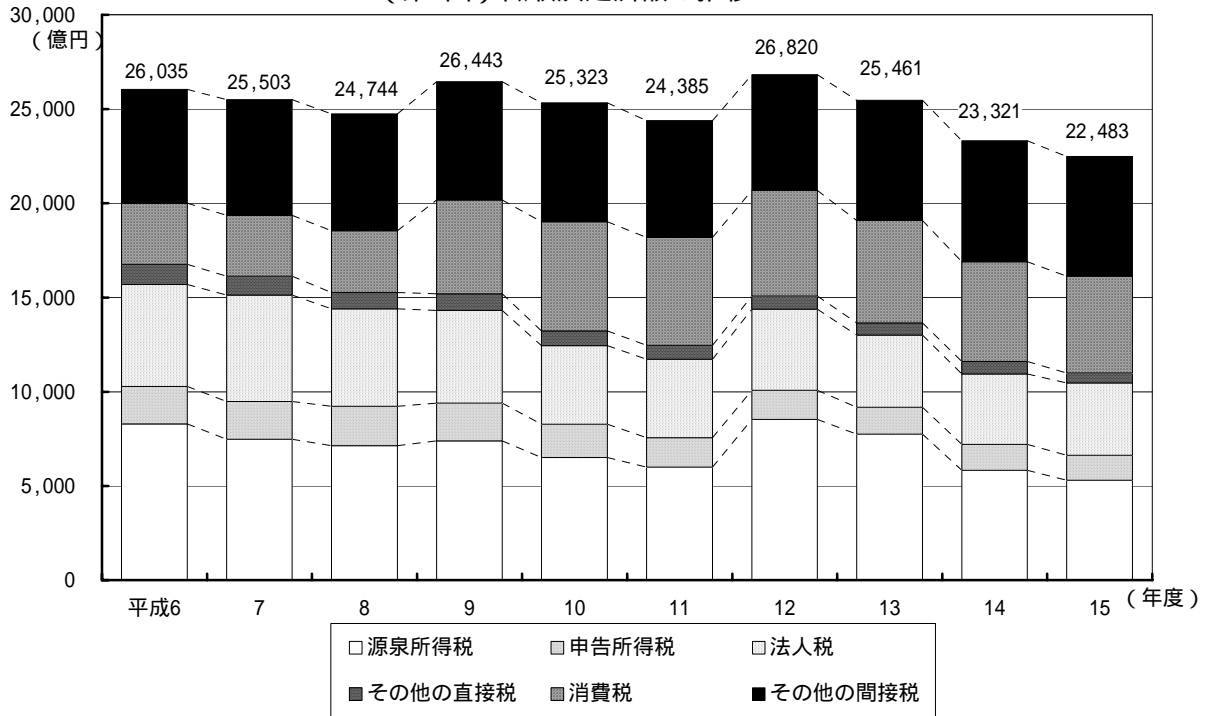
平成 15 年度
統計調査結果の概要

平成 15 年度統計調査結果の概要

1 管内国税収入の推移

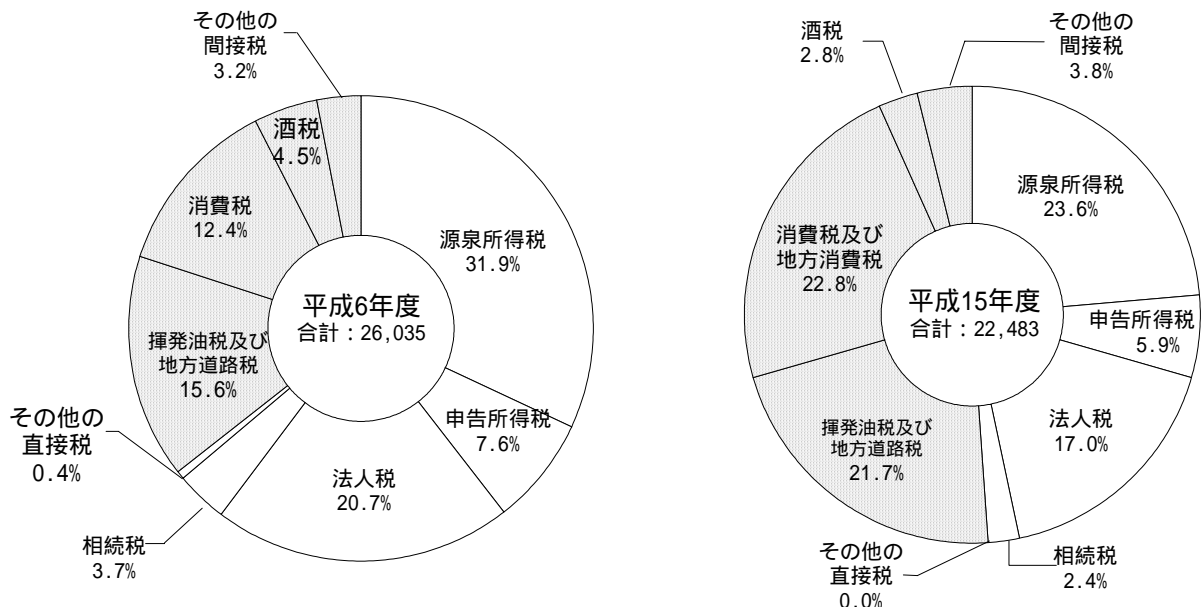
(1) 平成15年度における徴収決定済額は、2兆2,483億円(前年2兆3,321億円)で前年に比べて838億円(伸び率 3.6%)の減少となっている。(第1図参照)

(第1図) 徴収決定済額の推移



(2) 徴収決定済額を税目別の構成比で見ると、源泉所得税23.6%(前年25.0%)、消費税及び地方消費税22.8%(前年22.6%)、揮発油税及び地方道路税21.7%(前年21.2%)、法人税17.0%(前年16.0%)、申告所得税5.9%(前年5.9%)となっている。(第2図参照)

(第2図) 徴収決定済額の税目別構成比



2 申告所得税

(1) 平成15年分の確定申告により申告納税額のあった者は433,592人(前年434,149人)で前年に比べて557人(伸び率 0.1%)減少している。

これを所得者別にみると、事業所得者115,286人(前年119,008人)、その他所得者318,306人(前年315,141人)となっている。(第3表参照)

(第3表) 申告納税者数

区 分	申 告 納 税 者 数		
	事業所得者	そ の 他 所 得 者	
	人	人	人
平成11年分	491,616	150,445	341,171
12	470,937	136,670	334,267
13	454,438	127,753	326,685
14	434,149	119,008	315,141
15	433,592	115,286	318,306

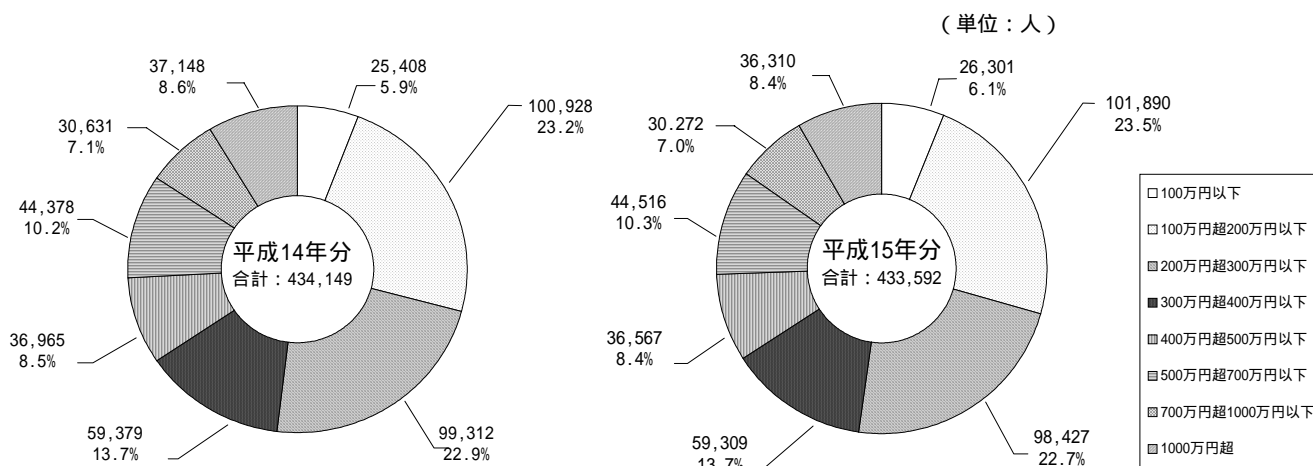
また、これに対する総所得金額等は2兆257億円(前年2兆476億円)、申告納税額は982億円(前年1,016億円)で、前年に比べて総所得金額等は219億円(1.1%)、申告納税額は34億円(3.3%)と、共に減少している。(第4表参照)

(第4表) 総所得金額等、申告納税額

区 分	総所得金額等		申告納税額	
	億円	伸び率 %	億円	伸び率 %
平成11年分	22,941	0.8	1,149	13.6
12	22,529	1.8	1,151	0.2
13	21,678	3.8	1,091	5.2
14	20,476	5.5	1,016	6.9
15	20,257	1.1	982	3.3

(2) 申告納税者数を合計所得階級別にみると、100万円以下の者26,301人(構成比6.1%)、100万円超200万円以下の者101,890人(構成比23.5%)、200万円超300万円以下の者98,427人(構成比22.7%)、300万円超400万円以下の者59,309人(構成比13.7%)、400万円超500万円以下の者36,567人(構成比8.4%)、500万円超700万円以下の者44,516人(構成比10.3%)、700万円超1,000万円以下の者30,272人(構成比7.0%)、1,000万円超の者36,310人(構成比8.4%)となっている。(第5図参照)

(第5図) 合計所得階級別の申告納税者数



3 源泉所得税

(1) 平成 15 年分の源泉徴収税額は 5,299 億円(前年 5,880 億円)で前年に比べて 581 億円(9.9%)減少している。

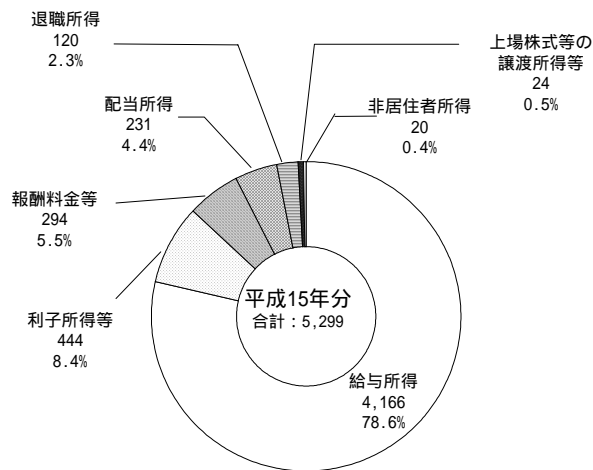
これを種類別にみると、給与所得は4,363億円から4,166億円へと197億円(4.5%)減少、利子所得等は699億円から444億円へと255億円(36.5%)減少している。(第6表参照)

(第6表) 源泉徴収税額

区 分	給与所得	利子所得等	配当所得	その他	計	伸び率
						億円
平成11年分	4,749	438	205	688	6,080	0.1
12	4,615	2,189	228	683	7,715	26.9
13	4,531	2,908	225	585	8,249	6.9
14	4,363	699	254	565	5,880	28.7
15	4,166	444	231	458	5,299	9.9

また、種類別に構成比をみると、給与所得78.6%(前年74.2%)、利子所得等8.4%(前年11.9%)、配当所得4.4%(前年4.3%)となっている。(第7図参照)

(第7図) 種類別の源泉徴収税額構成比



(2) 源泉徴収義務者は、411,977件(前年417,731件)で、前年に比べて5,754件(1.4%)の減少となっている。

これを種類別にみると、給与所得213,597件(前年215,051件)、報酬・料金等186,769件(前年190,461件)、配当所得7,485件(前年7,823件)となっている。(第8表参照)

(第8表) 種類別の源泉徴収義務者数

区 分	給与所得	報酬・料金等	配当所得	その他	計	伸び率
						件
平成11年分	222,958	188,880	9,058	4,680	425,576	0.6
12	220,410	188,670	8,765	4,604	422,449	0.7
13	217,209	187,610	8,441	4,561	417,821	1.1
14	215,051	190,461	7,823	4,396	417,731	0.0
15	213,597	186,769	7,485	4,126	411,977	1.4

(注) 各年分とも、翌年6月30日現在の源泉徴収義務者数を示している。

4 法人税

平成15年分の法人数は156,470社(前年156,872社)で、前年に比べて402社(0.3%)減少している。

平成15年分の所得金額は1兆1,731億円(前年1兆905億円)で、前年に比べて826億円(7.6%)増加している。

また、これに対する税額は3,400億円(前年3,113億円)で、前年に比べて287億円(9.2%)増加している。(第9表参照)

(第9表) 法人数、所得金額、税額

区 分	法人数		所得金額		税 額	
		伸び率		伸び率		伸び率
	社	%	億円	%	億円	%
平成11年分	153,251	1.1	10,947	2.9	3,547	9.3
12	153,248	0.0	13,189	20.5	3,728	5.1
13	156,104	1.9	13,142	0.4	3,768	1.0
14	156,872	0.5	10,905	17.0	3,113	17.4
15	156,470	0.3	11,731	7.6	3,400	9.2

(注) 各年分とも、その年の2月1日から翌年1月31日までに事業年度が終了した法人(清算中を除く)について示している。

5 相続税

(1) 平成15年分の相続人数は6,871人(前年7,292人)、被相続人数は2,410人(前年2,543人)で、前年に比べて相続人数は421人(5.8%)、被相続人数は133人(5.2%)それぞれ減少している。

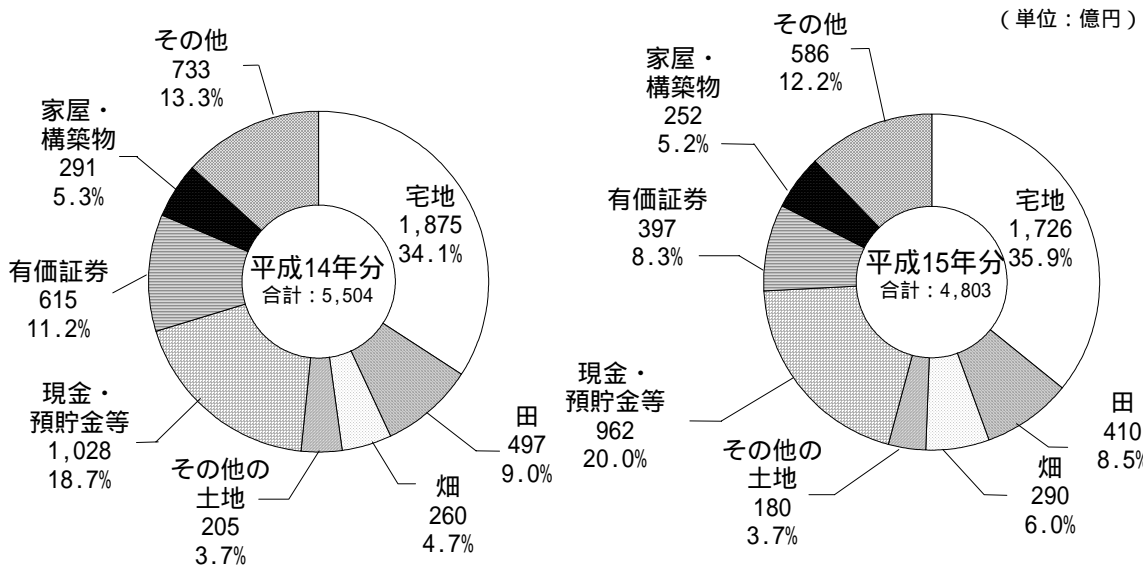
また、相続税の課税価格は4,319億円(前年4,980億円)、納付税額は312億円(前年436億円)で、前年に比べて課税価格は661億円(13.3%)減少し、納付税額は124億円(28.4%)減少している。(第10表参照)

(第10表) 相続人数、課税価格、納付税額、被相続人数

区 分	相続人数		課税価格		納付税額		被相続人数	
		伸び率		伸び率		伸び率		伸び率
	人	%	億円	%	億円	%	人	%
平成11年分	8,264	5.8	5,555	6.2	468	3.8	2,836	9.8
12	8,164	1.2	5,429	2.3	439	6.2	2,796	1.4
13	7,376	9.7	5,061	6.8	457	4.1	2,544	9.0
14	7,292	1.1	4,980	1.6	436	4.6	2,543	0.0
15	6,871	5.8	4,319	13.3	312	28.4	2,410	5.2

(2) 相続税の取得財産価額を種類別にみると、土地2,605億円(構成比54.2%)、現金・預貯金等962億円(構成比20.0%)、有価証券397億円(構成比8.3%)となっている。(第11図参照)

(第11図) 相続税の種類別取得財産価額



6 贈与税

(1) 平成15年中に贈与を受けた者は18,668人(前年15,966人)で、前年に比べて2,702人(16.9%)増加している。

また、贈与税の取得財産価額は1,082億円(前年576億円)、納付税額は31億円(前年25億円)で、前年に比べて取得財産価額は506億円(87.8%)増加し、納付税額は6億円(24.0%)増加している。(第12表参照)

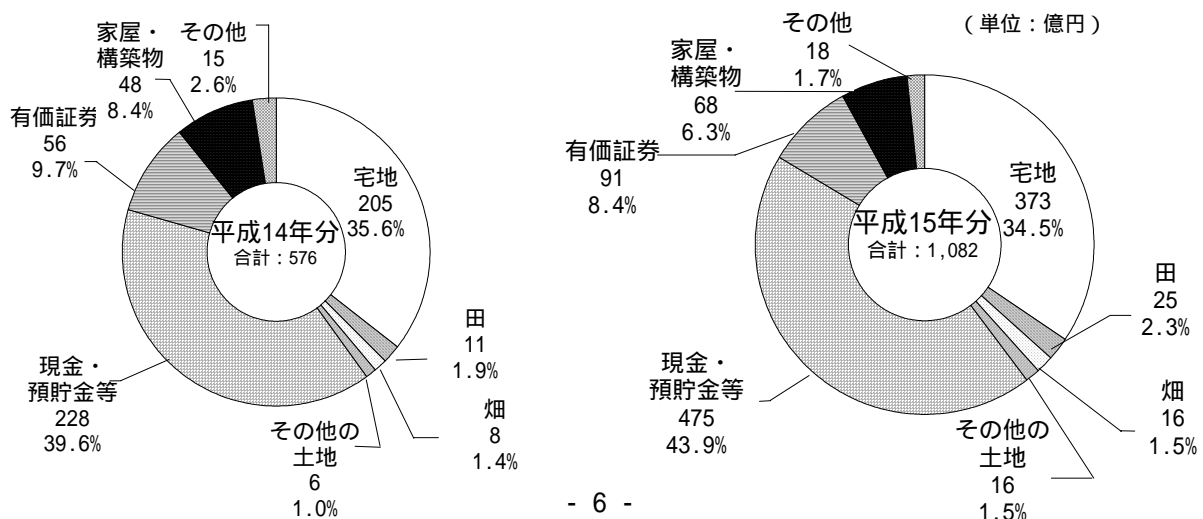
(第12表) 贈与を受けた者数、取得財産価額、納付税額

区分	贈与を受けた者数		取得財産価額		納付税額	
	人	伸び率 (%)	億円	伸び率 (%)	億円	伸び率 (%)
平成11年分	21,791	2.4	578	2.1	35	25.5
12	19,472	10.6	521	9.9	32	8.6
13	16,546	15.0	584	12.2	29	9.4
14	15,966	3.5	576	1.4	25	13.8
15	18,668	16.9	1,082	87.8	31	24.0

(2) 贈与税の取得財産価額を種類別にみると、土地 430 億円(構成比 39.7%)、現金・預貯金等 475 億円(構成比 43.9%)、有価証券 91 億円(構成比 8.4%)となっている。

(第13図参照)

(第13図) 贈与税の種類別取得財産価額



7 消費税

(1) 申告件数

平成15年度分の消費税の申告件数は114,116件(前年117,058件)で、うち納税申告は110,578件(前年113,517件)、還付申告は3,538件(前年3,541件)となっている。納税申告の内訳は、一般申告が54,864件(前年56,079件)、簡易申告が55,714件(前年57,438件)である。

また、申告件数114,116件のうち、個人事業者は23,195件(前年24,466件)、法人は90,921件(前年92,592件)となっている。

(2) 納税申告額

平成15年度分の消費税の納税申告額は3,820億円(前年3,916億円)で、うち一般申告3,345億円(前年3,426億円)、簡易申告475億円(前年490億円)となっている。

(3) 還付税額

平成15年度分の消費税の還付税額は370億円(前年216億円)で、うち個人事業者は4億円(前年5億円)、法人は366億円(前年211億円)となっている。

(4) 課税事業者(選択)届出件数

平成15年度末(平成16年3月末現在)の消費税の課税事業者届出件数は134,926件(前年122,376件)となっている。

また、課税事業者選択届出件数は、3,511件(前年3,428件)となっている。

(第14表) 消費税の申告件数、納税申告額、還付税額、課税事業者(選択)届出件数

区 分	納 税 申告件数	納税申告額	還付 申告件数	還付税額	課税事業者 届出件数	課税事業者 選択届出件数
	件	億円	件	億円	件	件
平成11年度	128,173	4,249	3,215	245	128,229	3,469
12	121,534	4,152	3,388	236	124,878	3,488
13	116,133	3,995	3,626	218	125,051	3,563
14	113,517	3,916	3,541	216	122,376	3,428
15	110,578	3,820	3,538	370	134,926	3,511

8 酒 税

(1) 平成15年度における酒税の税額は614億円(前年611億円)で、前年に比べて3億円(0.5%)増加している。

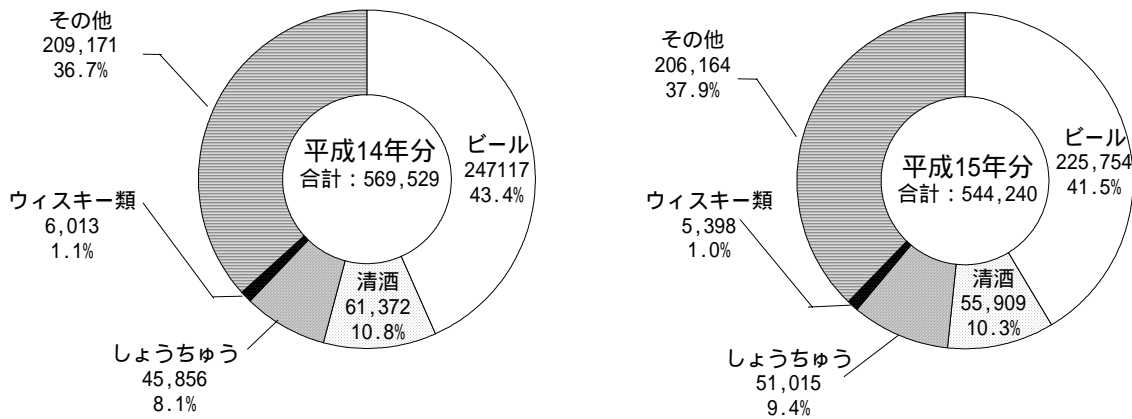
また、販売(消費)数量は544,240kl(前年569,529kl)で、前年に比べて25,289kl(4.4%)減少している。(第15表参照)

(第15表) 酒税の税額、販売(消費)数量

区 分	税 額		販売数量 (消費)	
	億円	伸び率 %	kl	伸び率 %
平成11年度	703	13.2	584,216	0.7
12	636	9.5	574,975	1.6
13	597	6.2	575,174	0.0
14	611	2.4	569,529	1.0
15	614	0.5	544,240	4.4

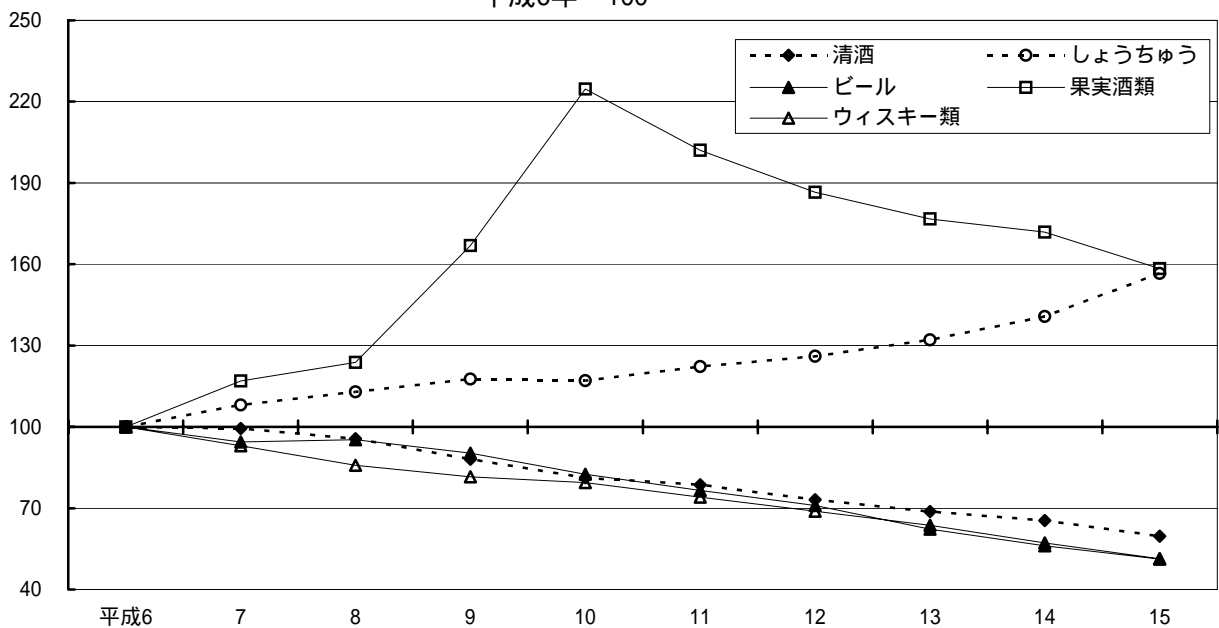
(2) 販売(消費)数量を種類別に前年と比べると、ビールは247,117klから225,754kl(構成比41.5%)へと21,363kl(8.7%)減少している。(第16図参照)

(第16図) 種類別の販売(消費)数量



(3) 販売(消費)数量の伸びを平成6年度を100とした場合の指数でみると、しょうちゅう157、果実酒類158と増加しているのに対し、清酒60、ビール51、ウィスキー類51とそれぞれ減少している。(第17図参照)

(第17図) 種類別販売(消費)数量の伸び
平成6年 = 100



9 たばこ税及びたばこ特別税

平成15年度におけるたばこ税及びたばこ特別税の課税標準金額(数量)は、12,571百万本(前年13,214百万本)で前年に比べて644百万本(伸び率 4.9%)減少している。

また、税額は469.9億円(前年461.2億円)で、前年に比べて8.7億円(1.9%)増加している。(第18表参照)

(第18表) たばこ税及びたばこ特別税の課税標準数量、税額

区 分	課税標準数量 (数量)		税 額	
		伸び率		伸び率
	百万本	%	億円	%
平成11年度	14,650	2.3	521.1	7.0
12	14,185	3.2	495.0	5.0
13	13,850	2.4	483.4	2.3
14	13,214	4.6	461.2	4.6
15	12,571	4.9	469.9	1.9

10 印紙税

平成15年度における印紙税(現金納付分)の税額は、62.8億円(前年63.9億円)で、前年に比べて1.1億円(1.7%)減少している。

また、納税人員は6,448人(前年6,846人)で、前年に比べて398人(5.8%)減少している。(第19表参照)

(第19表) 印紙税の税額、納税人員

区 分	税 額		納税人員	
		伸び率		伸び率
	億円	%	人	%
平成11年度	64.8	0.8	7,476	1.7
12	64.8	0.0	7,240	3.2
13	64.3	0.9	6,937	4.2
14	63.9	0.6	6,846	1.3
15	62.8	1.7	6,448	5.8

11 揮発油税及び地方道路税

平成15年度における揮発油税及び地方道路税の課税数量は8,285千kl(前年8,431kl)で、前年に比べて146千kl(1.7%)減少している。

また、税額は4,457億円(前年4,536億円)で、前年に比べて79億円(1.7%)減少している。(第20表参照)

(第20表) 揮発油税及び地方道路税の課税数量、税額

区 分	課税数量		税 額	
		伸び率		伸び率
	千kl	%	億円	%
平成11年分	7,888	0.3	4,244	0.2
12	7,921	0.4	4,262	0.4
13	8,420	6.3	4,530	6.3
14	8,431	0.1	4,536	0.1
15	8,285	1.7	4,457	1.7

12 石油ガス税

平成15年度における石油ガス税の課税重量は83,346トン(前年81,928トン)で、前年に比べて1,418トン(1.7%)増加している。

また、税額は14.6億円(前年14.3億円)で、前年に比べて0.3億円(2.1%)増加している。(第21表参照)

(第21表) 石油ガス税の課税重量、税額

区 分	課税重量	税 額		
		伸び率	税 額	伸び率
	トン	%	億円	%
平成11年度	83,619	0.0	14.6	0.0
12	82,125	1.8	14.4	1.4
13	80,708	1.7	14.0	2.4
14	81,928	1.5	14.3	2.1
15	83,346	1.7	14.6	2.1

13 石油石炭税

平成15年度における石油石炭税の課税数量は386 t で、税額89千円となっている。

14 航空機燃料税

平成15年度における航空機燃料税の課税数量は165,986kl (前年153,369kl) で、前年に比べて12,617kl (8.2%) 増加している。

また、税額は42.2億円 (前年38.9億円) で、前年に比べて3.3億円 (8.5%) 増加している。(第22表参照)

(第22表) 航空機燃料税の課税数量、税額

区 分	課税数量	税 額		
		伸び率	税 額	伸び率
	kl	%	億円	%
平成11年度	112,965	5.9	28.1	6.3
12	122,061	8.1	30.3	7.8
13	134,370	10.1	33.6	10.8
14	153,369	14.1	38.9	15.8
15	165,986	8.2	42.2	8.5

15 電源開発促進税

平成15年度における電源開発促進税の販売電気の電力量は57,413百万kw/時 (前年57,112百万kw/時) で、前年に比べて301百万kw/時 (0.5%) 増加している。

また、税額は251億円 (前年254億円) で、前年に比べて3億円 (1.2%) 減少している。(第23表参照)

(第23表) 電源開発促進税の電力量、税額

区 分	販売電気の 電 力 量	税 額		
		伸び率	税 額	伸び率
	百万 k w / 時	%	億円	%
平成11年度	54,296	1.4	242	1.7
12	56,420	3.9	251	3.7
13	55,476	1.7	247	1.7
14	57,112	2.9	254	2.8
15	57,413	0.5	251	1.2

16 国税徴収

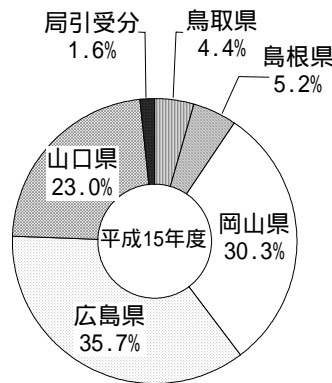
(1) 平成15年度の徴収決定済額を税目別にみると、源泉所得税が5,298億円(前年5,831億円)、消費税が5,135億円(前年5,278億円)、法人税が3,827億円(前年3,737億円)、申告所得税が1,337億円(前年1,384億円)、相続税528億円(前年661億円)となっている。(第24表参照)

(第24表) 税目別徴収決定済額

区 分	平成14年度		平成15年度		伸び率
	億円	構成比 %	億円	構成比 %	
源泉所得税	5,831	25.0	5,298	23.6	9.1
消 費 税	5,278	22.6	5,135	22.8	2.7
法 人 税	3,737	16.0	3,827	17.0	2.4
申告所得税	1,384	5.9	1,337	5.9	3.4
相 続 税	661	2.8	528	2.3	20.1
そ の 他	6,430	27.6	6,358	28.3	1.1
計	23,321	100.0	22,483	100.0	3.6

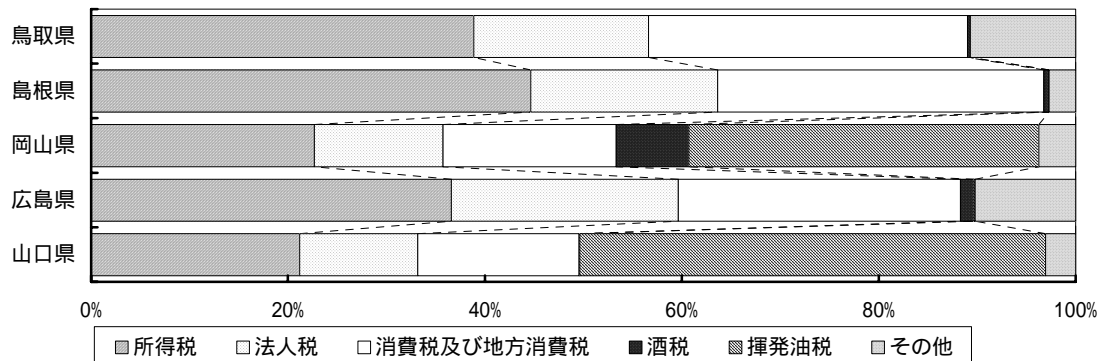
(2) 県別に徴収決定済額をみると、鳥取県982億円(構成比4.4%)、島根県1,158億円(構成比5.2%)、岡山県6,804億円(構成比30.3%)、広島県8,024億円(構成比35.7%)、山口県5,162億円(構成比23.0%)となっている。(第25図参照)

(第25図) 県別徴収決定済額



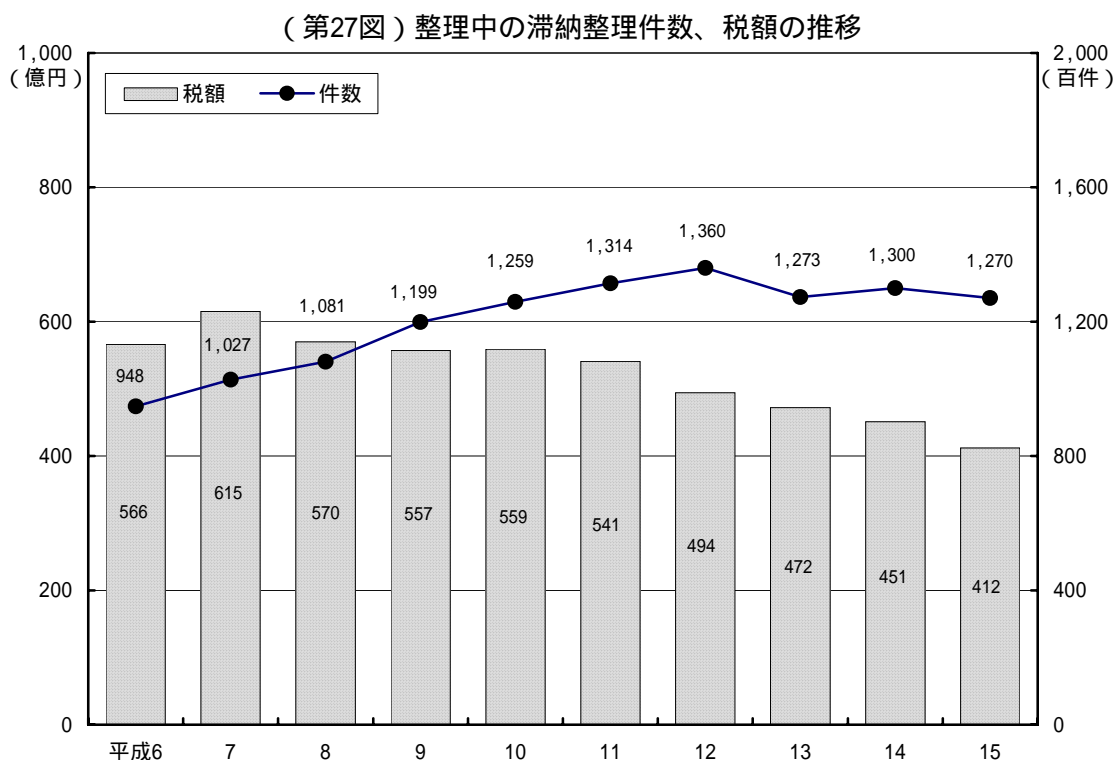
また、県別に主要税目の構成を見ると、各県とも所得税が高い比率となっているが、岡山県及び山口県では揮発油税及び地方道路税の比率が、それぞれ35.6%、47.3%と高くなっている。(第26図参照)

(第26図) 県別徴収決定済額の構成



17 国税滞納

(1) 平成15年度末における国税の整理中の滞納は126,978件(前年129,998件)、412億円(前年451億円)であり、前年度に比べて件数は3,020件(2.3%)、税額は39億円(8.6%)と、共に減少している。(第27図参照)



(2) 整理中の滞納を税目別に見ると、申告所得税が169億円(前年178億円)、消費税107億円(前年122億円)、法人税52億円(前年60億円)の順となっている。(第28表参照)

(第28表) 税目別整理中の滞納

区 分	平成14年度		平成15年度		伸び率
	件 数	税 額	件 数	税 額	
	件	億円	件	億円	%
源泉所得税	17,028	76	16,680	72	5.3
申告所得税	73,993	178	73,373	169	5.1
法人税	4,995	60	4,646	52	13.3
相続税	924	13	853	11	15.4
消費税	32,777	122	31,240	107	12.3
その他	281	1	186	0	76.4
計	129,998	451	126,978	412	8.6

第 編 總 括

1 總

括

1 総 括

1 - 1 広島国税局管内国税収入の概要

税目別徴収決定済額の累年比較

区 分	平成6年度		平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度		
	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	
全 管 計	2,603,467,804	100.0	2,550,346,231	100.0	2,474,381,583	100.0	2,644,258,061	100.0	2,532,330,651	100.0	
国 税 局 分	39,219,794	1.5	38,983,986	1.5	42,787,368	1.7	43,718,521	1.7	44,182,629	1.7	
鳥 取 県	131,464,522	5.0	119,099,597	4.7	113,958,841	4.6	125,656,739	4.8	120,764,029	4.8	
島 根 県	151,584,404	5.8	151,129,486	5.9	140,003,837	5.7	162,422,698	6.1	152,251,661	6.0	
岡 山 県	754,926,539	29.0	749,145,419	29.4	737,422,083	29.8	765,989,554	29.0	756,177,406	29.9	
広 島 県	1,012,588,137	38.9	968,651,461	38.0	921,255,612	37.2	978,983,682	37.0	911,869,958	36.0	
山 口 県	513,684,409	19.7	523,336,282	20.5	518,953,842	21.0	567,486,867	21.5	547,084,969	21.6	
所 得 税	源泉所得税	830,325,636	31.9	747,395,554	29.3	714,281,447	28.9	739,010,246	27.9	650,442,149	25.7
	申告所得税	197,721,772	7.6	201,667,481	7.9	208,429,863	8.4	201,494,107	7.6	176,787,165	7.0
	計	1,028,047,408	39.5	949,063,035	37.2	922,711,310	37.3	940,504,353	35.6	827,229,314	32.7
法 人 税	539,984,074	20.7	564,375,694	22.1	516,649,915	20.9	491,280,629	18.6	417,806,194	16.5	
法 人 特 別 税	607,786	0.0	225,132	0.0	119,576	0.0	68,787	0.0	42,752	0.0	
法 人 臨 時 特 別 税	82,212	0.0	58,733	0.0	48,438	0.0	34,446	0.0	23,962	0.0	
相 続 税	96,378,925	3.7	89,065,761	3.5	80,078,913	3.2	82,225,589	3.1	76,138,054	3.0	
地 価 税	9,033,944	0.3	7,884,300	0.3	3,725,396	0.2	3,344,218	0.1	70,261	0.0	
有 価 証 券 取 引 税	2,195,409	0.1	2,953,006	0.1	2,181,046	0.1	2,029,699	0.1	859,172	0.0	
直 接 税 合 計	1,676,329,759	64.4	1,613,625,660	63.3	1,525,514,594	61.7	1,519,487,721	57.5	1,322,169,708	52.2	
消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	323,507,499	12.4	322,579,823	12.6	328,981,330	13.3	497,851,634	18.8	580,182,195	22.9	
酒 税	115,935,300	4.5	112,371,892	4.4	109,248,941	4.4	94,061,436	3.6	81,300,158	3.2	
たばこ税及びたばこ特別税	47,864,373	1.8	46,909,991	1.8	47,176,476	1.9	45,463,827	1.7	50,424,660	2.0	
物 品 税	121,021	0.0	109,950	0.0	96,437	0.0	-	-	-	-	
取 引 所 税	56,643	0.0	127,607	0.0	181,229	0.0	163,490	0.0	48,533	0.0	
入 場 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
揮 発 油 税 及 び 地 方 道 路 税	405,274,472	15.6	419,800,830	16.5	427,074,137	17.3	450,914,636	17.1	461,343,749	18.2	
石 油 ガ ス 税	1,611,429	0.1	1,585,728	0.1	1,564,394	0.1	1,509,772	0.1	1,468,055	0.1	
石 油 石 炭 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
自 動 車 重 量 税	11	0.0	11	0.0	4	0.0	28	0.0	3	0.0	
航 空 機 燃 料 税	2,279,772	0.1	2,126,361	0.1	2,337,269	0.1	2,556,548	0.1	2,694,919	0.1	
電 源 開 発 促 進 税	22,497,698	0.9	22,882,944	0.9	23,488,707	0.9	23,867,525	0.9	23,871,260	0.9	
印 紙 収 入 税	7,989,828	0.3	8,225,434	0.3	8,718,064	0.4	8,289,906	0.3	8,740,983	0.3	
旧	-	-	-	-	-	-	91,537	0.0	86,428	0.0	
間 接 税 合 計	927,138,046	35.6	936,720,571	36.7	948,866,989	38.3	1,124,770,339	42.5	1,210,160,943	47.8	

(注) 税額は、徴収決定済額(本年度分+過年度分)である。

平成11年度			平成12年度			平成13年度			平成14年度			平成15年度			区	分
税	額	構成比	税	額	構成比	税	額	構成比	税	額	構成比	税	額	構成比		
	千円	%		千円	%		千円	%		千円	%		千円	%		
2,438,518,405		100.0	2,682,023,541		100.0	2,546,056,221		100.0	2,332,104,352		100.0	2,248,333,929		100.0	全管計	
44,449,959		1.8	45,291,176		1.7	41,860,931		1.6	45,547,450		2.0	35,339,330		1.6	国税局分	
117,578,168		4.8	115,116,869		4.3	106,298,415		4.2	101,096,452		4.3	98,206,003		4.4	鳥取県	
147,443,276		6.0	180,776,924		6.7	163,464,951		6.4	135,223,576		5.8	115,834,780		5.2	島根県	
737,219,828		30.2	785,022,744		29.3	753,573,853		29.6	712,127,516		30.5	680,361,252		30.3	岡山県	
852,873,454		35.0	939,381,907		35.0	872,608,553		34.3	825,590,128		35.4	802,421,015		35.7	広島県	
538,953,722		22.1	616,433,921		23.0	608,249,518		23.9	512,519,229		22.0	516,171,549		23.0	山口県	
599,880,402		24.6	853,807,135		31.8	775,275,675		30.5	583,088,200		25.0	529,786,273		23.6	源泉所得税	
155,987,698		6.4	154,529,158		5.8	143,149,935		5.6	138,424,782		5.9	133,733,313		5.9	申告所得税	
755,868,100		31.0	1,008,336,293		37.6	918,425,610		36.1	721,512,982		30.9	663,519,586		29.5	計	
416,993,735		17.1	429,823,672		16.0	381,457,944		15.0	373,746,784		16.0	382,674,219		17.0	法人税	
28,051		0.0	18,633		0.0	-		-	-		-	-		-	法人特別税	
19,526		0.0	-		-	-		-	-		-	-		-	法人臨時特別税	
73,132,123		3.0	70,007,179		2.6	65,589,074		2.6	66,138,229		2.8	52,849,967		2.4	相続税	
31,527		0.0	30,095		0.0	26,409		0.0	23,470		0.0	4,303		0.0	地価税	
3,884		0.0	124		0.0	-		-	3		0.0	-		-	有価証券取引税	
1,246,076,947		51.1	1,508,215,997		56.2	1,365,499,037		53.6	1,161,421,467		49.8	1,099,048,075		48.9	直接税合計	
572,075,810		23.5	561,043,549		20.9	543,950,976		21.4	527,808,451		22.6	513,460,441		22.8	消費税及び地方消費税	
70,424,335		2.9	63,864,922		2.4	59,708,332		2.3	61,176,918		2.6	62,665,868		2.8	酒税	
51,128,448		2.1	49,126,610		1.8	47,596,520		1.9	46,068,085		2.0	47,489,483		2.1	たばこ税及びたばこ特別税	
-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	物品税	
-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	取引所税	
-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	入場税	
461,244,684		18.9	460,371,578		17.2	490,665,182		19.3	495,430,464		21.2	486,945,275		21.7	揮発油税及び地方道路税	
1,467,805		0.1	1,438,240		0.1	1,423,527		0.1	1,440,303		0.1	1,465,454		0.1	石油ガス税	
-		-	-		-	-		-	-		-	101		0.0	石油石炭税	
-		-	-		-	-		-	-		-	13		0.0	自動車重量税	
2,626,772		0.1	2,914,219		0.1	3,179,736		0.1	3,810,531		0.2	4,040,212		0.1	航空機燃料税	
24,333,349		1.0	25,031,124		0.9	24,604,153		1.0	25,577,696		1.1	24,971,650		1.1	電源開発促進税	
9,064,616		0.4	9,936,801		0.4	9,343,703		0.4	9,303,543		0.4	8,182,496		0.4	印紙収入	
75,641		0.0	79,528		0.0	83,237		0.0	66,894		0.0	64,862		0.0	旧税	
1,192,441,458		48.9	1,173,807,543		43.8	1,180,557,184		46.4	1,170,682,885		50.2	1,149,285,854		51.1	間接税合計	

1 - 2 管 轄 表

管轄表

税務署名等	税務署等の所在地	管 轄 区 域
広島国税局	広島市中区上八丁堀 6 番30号	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
鳥取	鳥取市富安二丁目89番地 4 米子市東町124番16号 倉吉市上井587番 1 号	鳥取市・岩美郡・八頭郡 米子市・境港市・西伯郡・日野郡 倉吉市・東伯郡
島根	松江市向島町134番地10 浜田市殿町1177番地 出雲市塩治善行町13番地3 益田市元町12番11号 大田市大田町大田イ289番 2 号 大原郡大東町大字飯田86番 7 号 隠岐郡西郷町大字城北町55番地	松江市・安来市・八束郡 浜田市・江津市・邑智郡・那賀郡 出雲市・平田市・簸川郡 益田市・鹿足郡 大田市・邇摩郡 雲南市・仁多郡・飯石郡 隠岐郡
岡山	岡山市天神町 3 番23号 岡山市伊福町四丁目 5 番38号 岡山市西大寺中二丁目24番13号 倉敷市児島小川五丁目 1 番66号 倉敷市幸町 2 番37号 倉敷市玉島阿賀崎二丁目 1 番50号 津山市田町67番地 玉野市宇野二丁目 4 番12号 笠岡市五番町 5 番48 高梁市向町13番地 新見市新見721番 1 号 瀬戸市赤磐郡瀬戸町瀬戸70番地 真庭郡久世町大字鍋屋 8 番の 1	岡山市の一部 岡山市の一部・御津郡・加賀郡の一部（旧 加茂川町） 岡山市の一部・備前市の一部・瀬戸内市 倉敷市の一部・児島郡 倉敷市の一部・総社市・都窪郡・吉備郡 倉敷市の一部・浅口郡 津山市・苫田郡・勝田郡・英田郡・久米郡 玉野市 笠岡市・井原市・小田郡・後月郡 高梁市・上房郡・加賀郡の一部（旧 賀陽町） 新見市・阿哲郡 備前市の一部・赤磐郡・和気郡 真庭郡
広島	広島市中区上八丁堀 3 番19号 広島市南区宇品東六丁目 1 番72号 広島市西区観音新町一丁目17番 3 号 広島市安佐北区亀山二丁目25番10号 呉市西中央二丁目 1 番21号 竹原市中央三丁目 2 番12号 三原市宮沖二丁目12番 1 号 尾道市古浜町27番18号 福山市三吉町四丁目 4 番 8 号 府中市鶴飼町555番地の40 三次市十日市東一丁目13番 5 号 庄原市三日市町667番地の 5 条東広島市西条昭和町16番 8 号 廿日市市桜尾二丁目 1 番26号 安芸郡海田町大正町 1 番13号 安芸高田市吉田町大字吉田3604番地 1	広島市（中区の一部・東区の一部・南区の一部） 広島市南区の一部・江田島市の一部（旧 大柿町・旧 沖美町・旧 能美町） 広島市（中区の一部・西区） 広島市（安佐南区・安佐北区の一部）・山県郡 呉市の一部・安芸郡の一部・江田島市の一部（旧 江田島町） 竹原市・豊田郡の一部・呉市の一部（旧 川尻町） 三原市・賀茂郡の一部・豊田郡の一部 尾道市・因島市・御調郡・世羅郡 福山市の一部・沼隈郡・深安郡 福山市の一部・府中市・神石郡・甲奴郡 三次市 庄原市・比婆郡 東広島市・賀茂郡の一部 広島市佐伯区・大竹市・廿日市市・佐伯郡 広島市（東区の一部・安芸区）・安芸郡の一部 広島市安佐北区の一部・安芸高田市
山口	下関市山の口町 1 番18号 宇部市常盤町一丁目 8 番22号 山口市中河原町 6 番16号 萩市唐樋町 3 番 7 号 周南市今宿町二丁目35番地 防府市緑町一丁目 2 番12号 岩国市麻里布町七丁目 9 番37号 光市虹ヶ浜三丁目10番 1 号 長門市東深川1964番地の 1 柳井市大字柳井3745番地の 1 厚狭郡山陽町大字鴨庄111番地の 1	下関市・豊浦郡の一部 宇部市の一部・小野田市 山口市・吉敷郡・阿武郡の一部 萩市・阿武郡の一部 周南市の一部・下松市 防府市・佐波郡 岩国市・玖珂郡の一部 光市・周南市の一部・熊毛郡 長門市・豊浦郡の一部・大津郡 柳井市・大島郡・玖珂郡の一部 美祢市・宇部市の一部（旧 楠町）厚狭郡・美祢郡

調査時点 平成15年12月31日（ただし、各税務署の所在地、市町村名については平成16年12月31日）

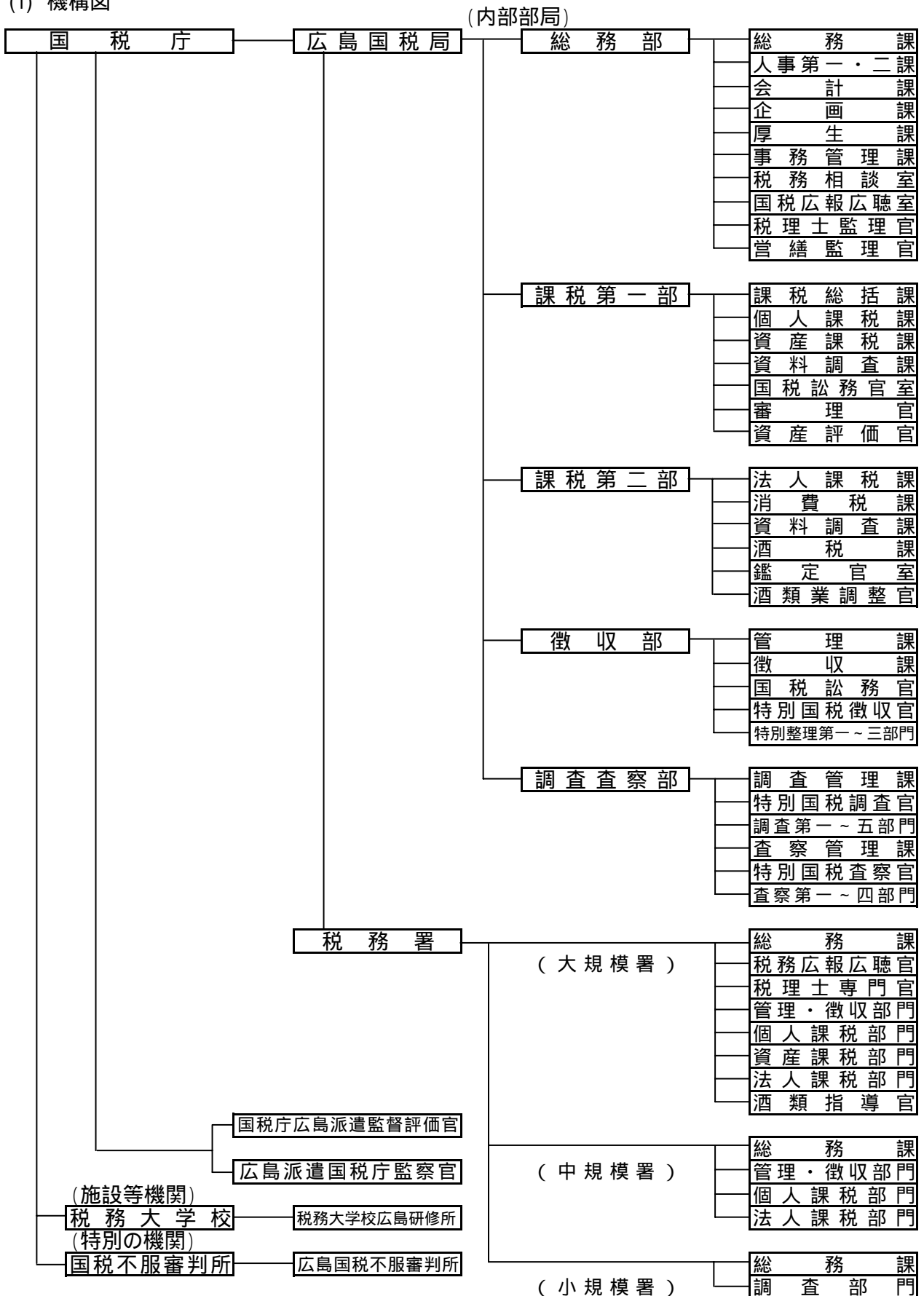
（注）1 「面積」は、国土交通省国土地理院調査（平成15年10月 1 日現在）によった。ただし、境界未定地域及び湖沼のうち児島湖7.1km²は、県計及び全管計のみに含めた。なお、境界未定地域のうち岡山県玉野市と香川県直島町（計117.8km²）は、全管計のみに外書で示した。

面積		世帯数	人口	市数	町数	村数	区分
km ²		世帯	人	外 市	町	村	
外117.7	31,809.4	2,907,603	7,781,766	49	232	37	平成11年
外117.8	31,810.4	2,932,564	7,735,876	49	232	37	12
外117.8	31,811.0	2,955,788	7,761,466	49	232	37	13
外117.8	31,811.5	2,979,947	7,749,201	49	232	37	14
外117.8	31,812.3	2,936,174	7,705,754	48	224	36	15
	1,518.7	84,867	248,392	1	12	2	鳥取
(1,207.9)	1,147.6	86,886	248,044	2	11	1	米倉
(780.6)	718.8	36,762	114,823	1	8	1	倉島
	3,507.2	208,515	611,259	4	31	4	鳥取計
	993.8	92,102	256,776	2	9	1	松江
	1,766.6	47,121	116,803	2	8	3	浜田
	624.1	54,058	173,834	2	5	-	出雲
	1,376.5	27,891	71,470	1	5	1	益田
	436.1	16,252	41,705	1	2	-	石見大田
	1,164.3	20,727	67,769	-	9	1	大田東郷
	346.1	10,575	24,434	-	3	4	西郷
	6,707.5	268,726	752,791	8	41	10	鳥根計
	69.2	105,342	249,977	1	-	-	岡山東
	672.0	128,851	324,839	1	3	-	岡山西
	254.3	43,982	125,592	2	3	-	岡山大
	111.0	33,570	92,867	1	1	-	西児島
	423.1	145,286	395,349	2	2	2	倉敷
	149.4	42,340	119,368	1	5	-	玉島
	1,847.6	74,735	201,894	1	16	5	津山
(103.6)	・ ・ ・	26,785	67,765	1	-	-	玉野
	470.0	42,719	119,427	2	3	-	笠岡
	745.8	18,690	53,775	1	6	-	高梁
	793.3	12,556	37,250	1	4	-	新見
	642.1	41,945	115,293	1	9	-	瀬戸
	824.4	15,888	48,197	-	4	5	久世
(7,112.3)	7,009.1	732,689	1,951,593	10	56	12	岡山計
	23.3	66,378	142,678	1	-	-	広島東
	95.4	64,511	145,375	1	3	-	広島南
	46.4	124,801	268,620	1	-	-	広島西
	1,357.8	148,319	389,795	1	6	1	広島北
	277.2	95,349	238,693	1	4	-	呉
	332.7	31,218	79,899	1	6	-	竹原
	441.6	40,839	108,631	1	3	-	三原
	592.6	62,809	168,040	2	6	-	尾道
	392.0	153,690	420,841	1	2	-	福山
	839.4	33,750	101,684	1	6	1	福中
(713.0)	640.1	21,197	57,553	1	3	3	府次
	1,176.0	15,246	42,279	1	5	-	三原
	570.2	67,466	168,445	1	4	-	西条
	791.4	104,911	281,612	1	2	3	日市
	189.7	83,341	222,127	1	4	-	海田市
(639.0)	566.1	15,642	43,438	1	-	6	吉田
	8,477.6	1,129,467	2,879,710	13	61	5	広島計
	547.2	115,168	283,240	1	3	-	下関
	253.7	86,615	217,558	2	-	-	宇部
	733.0	75,943	190,945	1	4	-	山口
	814.9	25,256	64,073	1	3	4	萩
	675.0	76,581	191,910	2	-	-	徳山
	478.9	47,918	125,435	1	1	-	防府
	882.2	62,840	158,438	1	7	1	岩国
	282.0	39,623	105,726	1	4	-	光
	526.5	20,491	54,540	1	4	-	長門
	278.0	24,825	58,603	1	5	-	柳井
	639.5	21,517	59,933	1	4	-	厚狭
	6,110.9	596,777	1,510,401	13	35	5	山口計

- 2 面積欄の()書は、境界未定地域分を含めた計数を掲げた。
- 3 「人口」及び「世帯数」は、各県統計課等の調べによる。(平成16年1月1日現在)
- 4 「市数」欄の外書は、市庁所在地以外の一部地域を当該税務署が管轄していることを示す。

1 - 3 広島国税局及び税務署機構

(1) 機構図



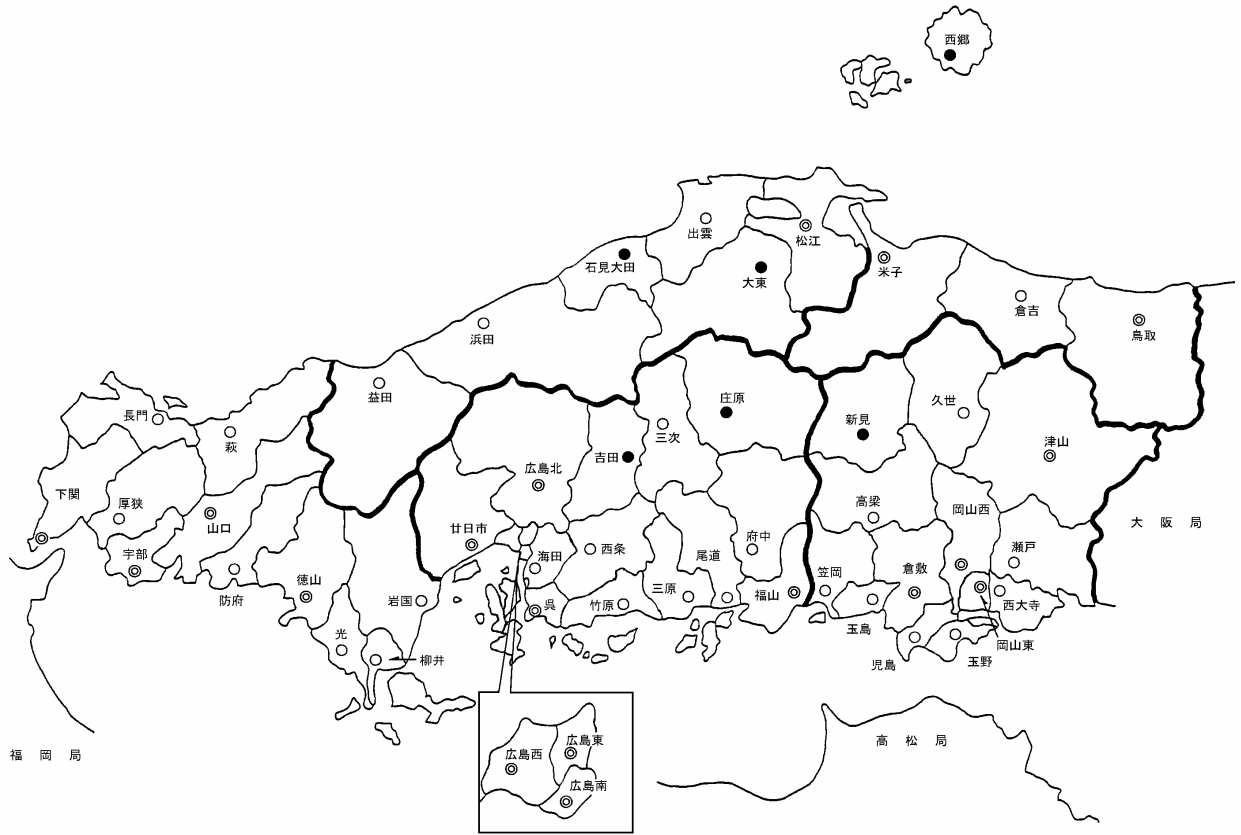
(平成15年10月1日現在)

(2) 税務署機構

署名	副署長	特別国税 調査 (徴収)官	総務課	税務広報 広聴官	管理・徴収 部門	個人・資産 課税部門	法人課税 部門	調査部門	酒類指導官	
鳥米倉	取子吉	1	3	1	1	2	4	3	-	1
		1	2	1	-	2	4	3	-	-
		-	-	1	-	1	2	1	-	-
松浜出益石大西	江田雲田	2	3	1	2	2	4	5	-	2
		-	-	1	-	1	2	1	-	-
		-	-	1	-	1	3	2	-	-
		-	-	1	-	-	1	1	-	-
	見大田東郷	-	-	1	-	-	-	-	1	-
		-	-	1	-	-	-	-	1	-
岡山山岡西児倉玉津玉笠高瀬久	東西寺島敷島山野岡梁見戸世	2	10	1	2	3	5	7	-	2
		2	3	1	-	2	5	5	-	-
		-	-	1	-	1	2	1	-	-
		-	-	1	-	1	2	1	-	-
		2	3	1	1	3	6	5	-	1
		-	-	1	-	1	2	1	-	-
		1	-	1	-	2	3	3	-	-
		-	-	1	-	-	1	1	-	-
		-	-	1	-	1	2	2	-	-
		-	-	1	-	-	1	1	1	-
広島島島島原竹三尾福府三庄西廿海吉下宇山萩徳防岩光長柳厚	東南西北原原道山中次原条市田田関部口山府国門井狭	3	10	1	2	3	5	7	-	2
		1	-	1	-	2	4	3	-	-
		2	8	1	-	4	7	8	-	-
		2	1	1	-	3	7	3	-	-
		2	2	1	-	2	5	4	-	-
		-	-	1	-	1	1	1	-	-
		-	-	1	-	1	2	2	-	-
		2	5	1	1	3	7	7	-	1
		-	-	1	-	1	2	2	-	-
		-	-	1	-	-	-	-	1	-
徳防岩光長柳厚	日田	1	-	1	-	2	4	3	-	-
		-	-	1	-	2	4	2	-	-
		-	-	1	-	-	-	-	1	-
		2	4	1	-	3	5	5	-	1
		1	-	1	-	2	4	3	-	-
		1	2	1	1	1	3	2	-	2
		-	-	1	-	1	1	1	-	-
		1	2	1	1	2	4	3	-	-
		-	-	1	-	1	2	2	-	-
		-	-	1	-	1	3	2	-	-

(平成15年7月10日現在)

税務署管轄区域略図



第 編 直 接 国 税

2	申	告	所	得	税
3	源	泉	所		税
4	法		人		税
5	相		続		税
6	贈		与		税

2 申告所得税

統計表を見るに当たって

この章は、平成15年1月1日から平成15年12月31日までの間の所得について、平成16年3月31日までに確定申告、修正申告又は更正・決定等により申告納税額が計算された人（申告所得税の納税者という）の課税の事績を全数調査又は標本調査の方法で調査、集計したものである。したがって、確定申告をしても申告納税額のない人及び給与所得者等で源泉徴収による納税額があっても確定申告を要しない人は、調査の対象から除かれている。

1 用語の説明

事業所得者	事業所得だけを有する者及び事業所得と事業所得以外の各種所得を併有する者で、事業の金額が他の所得の合計額より大きい者をいう。
その他所得者	事業所得者以外の者をいう。

2 所得税課税最低限の累年比較(給与所得者)

区分	独身者	夫婦者	夫婦子1人	夫婦子2人
	千円	千円	千円	千円
63	967	1,556	2,095	2,619
元～4	1,075	1,928	2,484	3,198
5・6	1,075	1,928	2,484	3,277
7～9	1,107	2,095	2,698	3,539
10	1,107	2,095	2,698	3,616
11	1,107	2,095	2,857	3,821
12～15	1,144	2,200	2,833	3,842

(注) 各年とも社会保険料を加味して計算した。

資料：財務省主税局

3 所得税の主な控除(平成15年分)

(1) 所得控除

- イ 基礎控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 380,000円
- ロ 配偶者控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 380,000円
 - ただし、老人控除対象配偶者・・・・・・・・・・・・・・・・ 480,000円
 - 同居特別障害者である控除対象配偶者・・・・・・・・ 730,000円
 - 同居特別障害者である老人控除対象配偶者・・・・・・ 830,000円
- ハ 配偶者特別控除
 - (イ) 配偶者が控除対象配偶者の場合
 - A 合計所得金額が5万円未満である場合・・・・・・・・ 380,000円
 - B 合計所得金額が5万円以上である場合・・・・・・・・ 380,000円 - 合計所得金額
(合計所得金額は5万円の整数倍とし、5万円未満の端数は切り捨てる)
 - (ロ) (イ) 以外の場合
 - A 合計所得金額が40万円未満である場合・・・・・・・・ 380,000円
 - B 合計所得金額が40万円以上75万円未満である場合
380,000円 - (合計所得金額 - 380,000円)
(合計所得金額は5万円の整数倍とし、5万円未満の端数は切り捨てる)
 - C 合計所得金額が75万円以上76万円未満である場合・・・・ 30,000円
- ニ 扶養控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 380,000円
 - ただし、特定扶養親族・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 630,000円
 - 老人扶養親族・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 480,000円
 - 同居老親等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 580,000円
 - 同居特別障害者である扶養親族・・・・・・・・・・・・・・ 730,000円
 - 同居特別障害者である特定扶養親族・・・・・・・・・・・・ 980,000円
 - 同居特別障害者である老人扶養親族(同居老親等以外の者)・・ 830,000円
 - 同居特別障害者である老人扶養親族(同居老親等)・・・・・・ 930,000円

- ホ 雑損控除・・災害等の損失額で総所得金額等の合計額の10%を超える金額と災害関連支出額で5万円を超える金額とのいずれか多い方の金額
- ヘ 医療費控除・・支払った医療費から10万円と総所得金額等の合計額の5%とのいずれか少ない方の金額を控除した金額(最高200万円)
- ト 生命保険料控除・・・・・支払った生命保険料等で
 - (イ) 一般の生命保険料

支払保険料のうち、25,000円以下	全額
25,000円超50,000円以下	1/2+12,500円
50,000円超	1/4+25,000円(最高50,000円)
 - (ロ) 個人年金保険料
 - (イ) と同じ
- チ 社会保険料控除・・・・・支払った社会保険料の全額
- リ 損害保険料控除・・・・・家屋又は家財及び身体の傷病について支払った損害保険料で
 - (イ) 長期契約のみの場合(最高15,000円)

10,000円まで全額	10,000円超は、その支払った保険料の金額の1/2と5,000円の合計
-------------	--------------------------------------
 - (ロ) 短期契約のみの場合(最高3,000円)

2,000円まで全額	2,000円超は、その支払った保険料の金額の1/2と1,000円の合計
------------	-------------------------------------
 - (ハ) 長期契約と短期契約がある場合(最高15,000円)
 - (イ) と(ロ)の合計額
- ヌ 小規模企業共済等掛金控除・・小規模企業共済契約に係る掛金と心身障害者扶養共済掛金の支払額全額
- ル 障害者・寡婦・寡夫・勤労学生控除・・・・・270,000円
- ロ 老年者控除・・・・・500,000円
- ワ 寄付金控除・・寄付金の額(所得金額の25%を限度)のうち10,000円を超える部分の金額

(2) 税額控除

- イ 配当控除・・配当所得の10%(課税総所得金額が1,000万円を超える場合その超える金額に対する配当については5%)。ただし、証券投資信託の収益の分配金及び源泉分離課税や確定申告をしないことを選択した配当所得は配当控除の対象とならない。
- ロ 外国税額控除・・・・・外国所得税額

ただし、所得税額 × $\frac{\text{国外所得総額}}{\text{所得総額}}$ が限度
- ハ 住宅借入金(取得)等特別控除

平成15年1月1日から平成15年12月31日までの間に居住の用に供した場合

住宅借入金等の年末残高	控除期間及び控除率	各年限度額	合計限度額
5,000万円以下の部分	1年目から10年目 1%	50万円	500万円

所 得 税 の 税 率	
(課税所得金額又は課税退職所得金額に対して)	
330万円 以下の金額	10%
330万円 を超える金額	20%
900万円 を超える金額	30%
1,800万円 を超える金額	37%

2 - 1 課 税 状 況

(1) 申告及び処理状況

区 分	人 員	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額 等	所	
				営 業 等 所	
				人 員	総 所 得 金 額 等
	人	千円	千円	人	千円
平 成 11 年 分	491,616	2,294,078,348	114,867,891	143,462	516,094,969
12	470,937	2,252,858,786	151,146,111	131,075	494,540,961
13	454,438	2,167,789,984	109,111,171	122,112	469,626,759
14	434,149	2,047,643,639	101,567,872	113,667	425,933,278
15	433,592	2,025,655,030	98,216,658	109,970	406,049,621
確 定 申 告	433,032	2,023,020,990	98,133,246	109,861	405,709,054
修 正 申 告	736	3,156,391	134,096	138	395,021
決 定 ・ 増 額 更 正	23	63,639	685	2	3,505
減 額 更 正 求 等	180	474,162	42,207	29	52,714
異 議 申 立 決 定 等	19	111,830	9,162	2	5,245
計	-	-	-	-	-
実 計	433,592	2,025,655,030	98,216,658	109,970	406,049,621
法 第 103 条 に よ る 税 額 合 計	1,303	-	404,182		
	434,895	-	98,620,841		
過 少 申 告 加 算 税 内	-	-	-		
無 申 告 加 算 税 内 23	23	-	992		
重 加 算 税 内	-	-	-		
納 税 額 総 計	-	-	98,621,833		

調 査 対 象 平成15年分の申告所得税の納税者について、申告又は処理（更正・決定等）による課税実績

調 査 時 点 平成16年3月31日

- (注) 1 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。
 2 加算税「人員」欄はそれぞれ延べ人員を示し、内書は加算税の全額が異動したものを示す。

- 用語の説明 1 総所得金額等とは、総所得金額（利子、配当、不動産、事業、給与、譲渡、一時、雑の各所得金額の合計）及び土地等に係る事業所得金額、分離譲渡、山林、退職の各所得金額の合計額をいい、損益通算、純損失及び雑損失の繰越控除後の金額をいう。
 2 申告納税額とは、総所得金額等から所得控除した後の課税総所得金額等に、所定の税率を乗じて計算した税額から、税額控除、源泉徴収税額等を控除した後の納付すべき税額をいう。
 3 更正の請求とは、納税義務者の申告した課税標準又はこれに対する税額の計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大であるとき等、一定の理由に限り、一定期間内に更正（改め直すこと）の請求をすることをいう。
 4 法第103条による税額とは、確定申告書の提出がないために、予定納税額が年税額となった所得税額をいう。
 5 加算税とは、法定期限までに適正な申告がない場合において、その申告を怠った程度に応じて課す税であり、一種の行政罰の性格を有するものをいう。
 (1) 過少申告加算税・・・期限内の申告が過少であった場合に課せられるもの。
 (2) 無申告加算税・・・期限内の申告がなかった場合に課せられるもの。
 (3) 重加算税・・・所得の計算において事実を隠ぺい又は仮装していた場合に、過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課せられるもの。

得 者 別 内 訳						
得 者	農 業 所 得 者			そ の 他 所 得 者		
申告納税額	人 員	総所得金額等	申告納税額	人 員	総所得金額等	申告納税額
千円	人	千円	千円	人	千円	千円
31,835,244	6,983	20,878,226	782,075	341,171	1,757,105,153	82,250,572
32,788,002	5,595	16,921,886	626,619	334,267	1,741,395,939	81,731,490
31,962,132	5,641	16,970,711	615,599	326,685	1,681,192,515	76,533,440
28,491,158	5,341	16,116,605	617,915	315,141	1,605,593,756	72,458,799
27,035,458	5,316	15,577,994	595,152	318,306	1,604,027,414	70,586,048
27,023,045	5,311	15,560,716	594,188	317,860	1,601,751,219	70,516,014
19,474	9	25,178	1,341	589	2,736,193	113,282
67	0	0	35	21	60,134	583
6,808	3	5,749	350	148	415,699	35,050
320	1	2,151	62	16	104,433	8,781
-	-	-	-	-	-	-
27,035,458 実	5,316	15,577,994	595,152 実	318,306	1,604,027,414	70,586,048

(2) 既往年分の課税状況

区 分	平成 14 年 分			平成 13 年 以 前 分			計			
	人 員	総 所 得 申 告 納 金 額 等 税 額 等	人 員	総 所 得 申 告 納 金 額 等 税 額 等	人 員	総 所 得 申 告 納 金 額 等 税 額 等	人 員	総 所 得 申 告 納 金 額 等 税 額 等		
	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円		
申告又は処理 による増減差額	内 25,600 46,675	87,974,421	3,114,460	内 5,250 13,274	35,172,979	4,265,267	内 30,850 59,949	123,147,400	7,379,726	
加算税の 増減差額	過少申告 加算税	内 6,004 6,025	-	177,995	内 4,358 4,416	-	229,896	内 10,362 10,441	-	407,890
	無申告 加算税	内 6,102 6,173	-	143,540	内 2,531 2,575	-	124,918	内 8,633 8,748	-	268,458
	重 加 算 税	内 312 314	-	89,510	内 1,273 1,293	-	464,899	内 1,585 1,607	-	554,408
	計	内 12,418 12,512	-	411,044	内 8,162 8,284	-	819,712	内 20,580 20,796	-	1,230,756
合 計	-	-	3,525,504	-	-	5,084,979	-	-	8,610,482	

調査対象 平成14年分以前の申告所得税の納税者について、申告又は処理(更正・決定等)による課税実績

調査期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日

(注) 「人員」欄はそれぞれ延べ人員を示し、内書は本税又は加算税の全額について異動を生じたものを示す。

(3) 減免状況

区 分	人 員	所 得 金 額	軽 減 又 は 免 除 税 額
	人	千円	千円
租税特別措置 法の規定によ るもの	附則(平成7年法律第55号) 第12条(開墾地等の農業所得 の免税)該当 第25条(肉用牛の売却による 農業所得の免税)該当	-	-
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶 予等に関する法律第2条(所得税の軽減 免除)の規定によるもの	616	1,323,082	168,261
	1	1,934	21
合 計	実 617 617	1,325,016	168,282

調査対象 平成15年分の所得税の確定申告により、所得税を軽減又は免除された者(軽減又は免除により納付税額がなくなった者を含む。)

調査期間 平成16年3月31日

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

(4) 税務署別課税状況

署名	所得者内訳						
	事業所得者			その他の所得者			
	人員	総所得金額等	申告納税額	人員	総所得金額等	申告納税額	
人	千円	千円	人	千円	千円		
鳥米倉 倉鳥 取 県	取子吉計	3,389	11,930,066	697,088	8,700	42,347,967	1,755,726
		3,516	11,783,930	689,595	8,697	42,862,935	1,639,550
		2,043	6,588,985	337,178	4,318	17,989,144	648,524
		8,948	30,302,981	1,723,861	21,715	103,200,046	4,043,800
松浜出益石大西島 見 大 根 県	江田雲田東郷計	4,061	15,014,434	968,935	10,469	51,802,232	2,161,109
		1,672	6,099,570	382,235	4,334	17,569,733	574,481
		3,278	12,331,546	780,682	7,264	35,269,494	1,346,240
		1,106	4,312,833	313,513	2,618	11,297,179	417,702
		747	2,539,509	133,111	1,488	6,025,736	166,698
		1,196	4,293,802	227,714	2,878	11,740,016	332,948
		492	1,688,904	97,172	716	3,145,492	104,919
		12,552	46,280,600	2,903,361	29,767	136,849,882	5,104,098
岡 山 県	山西寺島敷島山野岡梁見戸世計	3,991	14,215,393	847,951	11,728	75,938,127	3,816,185
		4,337	15,737,003	987,027	14,125	85,027,651	4,090,424
		1,771	6,151,177	326,382	4,113	18,221,601	652,734
		1,712	5,577,370	273,755	3,274	17,144,033	781,107
		4,898	16,851,629	943,846	14,741	79,029,734	3,846,850
		1,540	5,579,660	355,096	4,099	20,161,053	904,865
		2,154	7,821,632	513,033	7,156	32,842,773	1,172,640
		1,048	3,517,069	183,747	2,465	10,545,820	365,115
		1,447	4,853,925	259,976	3,931	17,694,789	618,533
		631	2,078,304	95,690	1,947	8,438,954	286,495
		446	1,435,532	77,144	1,510	5,827,140	186,938
		1,457	5,053,144	268,688	4,258	17,362,269	487,598
		718	2,458,705	115,900	2,237	9,139,381	274,023
	26,150	91,330,544	5,248,233	75,584	393,373,326	17,483,505	
広 島 県	東南西北	2,752	16,066,439	1,725,538	8,249	55,988,731	3,515,040
		2,323	9,285,951	748,930	7,760	44,779,278	2,102,657
		3,870	15,353,016	1,151,799	13,871	88,533,690	5,157,002
		6,467	22,461,443	1,289,169	16,742	85,413,761	4,454,823
		3,670	14,445,313	1,170,970	10,934	50,949,012	2,301,302
	原原道山中次原条市田計	1,383	4,481,629	220,201	2,939	12,679,301	438,861
		1,409	5,011,290	311,559	4,404	20,106,598	746,208
		2,710	10,040,538	732,749	7,203	33,625,231	1,334,126
		5,461	19,165,129	1,234,423	16,647	89,403,581	4,099,034
		1,734	5,605,425	319,853	4,964	23,148,335	996,091
		951	3,540,951	225,172	2,699	11,371,740	351,181
		588	2,025,274	99,235	2,193	8,867,670	253,724
		1,791	6,735,337	459,817	6,410	33,566,721	1,641,498
		4,043	15,450,322	1,084,902	12,278	63,407,304	2,903,384
	3,190	11,589,958	776,909	10,297	48,154,592	2,066,142	
	703	2,762,241	185,319	1,953	7,645,635	259,697	
	43,045	164,020,256	11,736,543	129,543	677,641,179	32,620,770	
下宇山 萩 徳防岩 光 長柳厚山 口 県	関部口	4,273	15,500,503	1,002,139	11,224	55,272,154	2,304,124
		3,443	11,897,939	777,007	8,312	43,679,774	1,827,592
		2,454	9,132,735	520,248	8,484	40,947,469	1,630,869
		1,395	5,073,082	342,524	2,858	11,780,783	386,017
		3,477	13,181,914	966,050	8,031	38,736,006	1,580,176
		1,986	7,694,487	563,682	5,337	22,659,503	819,610
		2,896	10,311,373	720,770	6,842	32,903,023	1,364,770
		1,608	5,465,372	329,581	3,854	16,925,402	591,742
		1,260	4,296,423	224,215	2,333	8,923,941	278,105
		1,078	4,458,995	409,685	2,280	9,295,693	330,301
		721	2,680,409	162,711	2,142	7,839,232	220,570
	24,591	89,693,234	6,018,613	61,697	288,962,981	11,333,876	
全 管 計	115,286	421,627,615	27,630,610	318,306	1,604,027,414	70,586,048	

合 計						署 名	
人 員		総 所 得 金 額 等		申 告 納 税 額			
	前 年 比		前 年 比		前 年 比		
人	%	千円	%	千円	%		
12,089	96.5	54,278,033	97.0	2,452,813	96.7	鳥米倉島 取 県 計	
12,213	96.8	54,646,866	95.0	2,329,146	88.9		
6,361	97.1	24,578,129	95.9	985,702	99.3		
30,663	96.7	133,503,028	97.8	5,767,661	93.8		
14,530	98.7	66,816,666	97.2	3,130,044	95.0	松 浜 出 益 石 大 西 島 根 県 計	
6,006	95.9	23,669,302	93.4	956,716	91.7		
10,542	98.9	47,601,041	98.0	2,126,922	96.0		
3,724	97.5	15,610,012	95.8	731,214	89.6		
2,235	96.4	8,565,245	93.2	299,809	85.0		
4,074	102.1	16,033,818	100.2	560,662	95.1		
1,208	87.9	4,834,396	87.7	202,092	97.0		
42,319	98.1	183,130,481	97.9	8,007,459	94.0		
15,719	99.4	90,153,521	99.3	4,664,135	90.1		岡 岡 西 児 倉 玉 津 玉 笠 高 新 瀬 久 岡 山 県 計
18,462	102.9	100,764,654	101.7	5,077,451	102.8		
5,884	99.5	24,372,778	98.0	979,116	95.9		
4,986	99.3	22,721,403	104.2	1,054,862	114.0		
19,639	103.0	95,881,363	103.2	4,790,695	98.4		
5,639	97.9	25,740,712	97.7	1,259,961	94.8		
9,310	101.5	40,664,405	99.8	1,685,674	94.5		
3,513	99.5	14,062,889	98.2	548,862	95.3		
5,378	100.3	22,548,714	99.4	878,508	98.5		
2,578	98.6	10,517,258	100.4	382,185	99.5		
1,956	97.7	7,262,672	96.4	264,081	95.9		
5,715	99.2	22,415,414	94.7	756,285	83.6		
2,955	103.8	11,598,086	104.8	389,922	107.4		
101,734	100.9	488,703,870	99.7	22,731,738	97.0		
11,001	100.9	72,055,170	99.5	5,240,579	100.5	広 広 竹 三 尾 福 府 三 庄 西 甘 海 吉 広 島 島 島 呉 竹 三 尾 福 府 三 庄 西 甘 海 吉 広 島 島 島 呉 日 島 県 計	
10,083	100.5	54,065,229	96.3	2,851,587	88.4		
17,741	97.9	103,886,706	95.7	6,308,801	93.3		
23,209	102.5	107,875,205	102.1	5,743,992	103.6		
14,604	97.6	65,394,325	96.7	3,472,272	95.7		
4,322	98.9	17,160,929	99.1	659,062	93.1		
5,813	98.0	25,117,888	97.1	1,057,768	94.2		
9,913	100.4	43,665,768	101.0	2,066,874	102.6		
22,108	103.8	108,568,710	102.1	5,333,456	97.1		
6,698	100.9	28,753,760	101.0	1,315,944	103.5		
3,650	102.5	14,912,690	100.3	576,352	98.2		
2,781	102.9	10,892,945	102.6	352,958	98.1		
8,201	107.3	40,302,059	107.8	2,101,315	113.8		
16,321	99.6	78,857,626	96.2	3,988,286	95.4		
13,487	103.3	59,744,550	101.1	2,843,051	94.9		
2,656	102.2	10,407,875	103.4	445,015	112.3		
172,588	101.1	841,661,435	99.3	44,357,312	97.8		
15,497	96.5	70,772,657	97.7	3,306,263	94.3	下 宇 山 徳 防 岩 光 長 柳 厚 山 口 県 計	
11,755	98.5	55,577,713	97.8	2,604,599	96.7		
10,938	98.6	50,080,205	97.2	2,151,117	91.8		
4,253	98.6	16,853,865	98.9	728,541	95.4		
11,508	99.5	51,917,919	100.2	2,546,227	101.0		
7,323	102.1	30,353,990	100.2	1,383,291	92.3		
9,738	96.8	43,214,396	95.3	2,085,540	96.2		
5,462	99.2	22,390,774	99.6	921,323	101.4		
3,593	98.5	13,220,364	94.8	502,320	88.1		
3,358	98.3	13,754,689	95.2	739,986	98.1		
2,863	96.6	10,519,641	97.7	383,281	98.2		
86,288	98.3	378,656,213	98.6	17,352,489	95.8		
433,592	99.9	2,025,655,030	98.9	98,216,658	96.7	全 管 計	

2 - 2 所得階級別人員

(1) 所得者区分別人員

所得階級	合計所得				譲渡所得		山林所得
	営業等所得者	農業所得者	その他所得者	計		うち短期譲渡所得があるもの	
	人	人	人	人	人	人	人
70万円以下	4,195	141	6,173	10,509	1,446	413	107
100万円以下	6,393	203	9,196	15,792	499	64	28
150万円以下	12,940	753	33,915	47,608	772	88	37
200万円以下	14,369	713	39,200	54,282	763	44	10
250万円以下	14,834	808	39,698	55,340	529	23	14
300万円以下	13,102	699	29,286	43,087	521	23	4
400万円以下	18,555	914	39,840	59,309	900	38	7
500万円以下	9,686	494	26,387	36,567	663	17	5
600万円以下	5,002	262	20,133	25,397	564	10	2
700万円以下	2,797	144	16,178	19,119	428	8	2
800万円以下	1,629	74	11,842	13,545	369	3	1
1,000万円以下	1,864	69	14,794	16,727	663	8	1
1,200万円以下	881	22	8,537	9,440	521	5	1
1,500万円以下	945	10	8,070	9,025	563	6	1
2,000万円以下	969	7	6,566	7,542	512	2	1
3,000万円以下	923	2	4,756	5,681	569	4	-
5,000万円以下	610	1	2,737	3,348	386	-	-
5,000万円超	276	-	998	1,274	222	1	-
合計	109,970	5,316	318,306	433,592	10,890	757	221
				内 166	外 1,029		外 4

調査対象 平成15年分の申告所得税の納税者

調査時点 平成16年3月31日

- (注)
- 「合計所得の計」欄の内書は、変動所得又は臨時所得の平均課税の適用を受けた者の人員である。
 - 「譲渡所得」及び「山林所得」欄の人員は、譲渡所得又は山林所得を有する者について、その譲渡所得又は、山林所得の所得金額を階級区分して再掲した。
なお、外書は、譲渡所得又は山林所得が損失である者の人員である。

用語の説明 1 合計所得とは、損益通算後、純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得金額、分離譲渡所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。

- 平均課税とは、所得税の納税義務者に変動所得（漁獲から生ずる所得、原稿又は作曲の報酬、著作権の使用料による所得等）又は臨時所得（職業野球選手の契約金等の臨時に発生する所得）がある場合の税額計算上の特別な方法である。変動所得の金額は、年により著しく変動しがちであり、臨時所得の金額は、数年間分に見合う所得の金額が特定の時期に一括して支払われる性質のものであるので、これらの所得は、毎年ほぼ平均して所得の発生する者と比較すると、累進税率の関係から税負担に不均衡が生ずる。この面を調整するため、一定の条件に該当する変動所得又は臨時所得を有する納税義務者については、その納税義務者の選択により、特別な税額の計算が認められている。

(2) 青色申告者数

所得階級	営業等所得者	農業所得者	その他所得者	計
	人	人	人	人
70万円以下	1,365	17	388	1,770
100万円以下	2,645	65	701	3,411
150万円以下	6,202	250	3,210	9,662
200万円以下	7,532	308	4,299	12,139
250万円以下	7,904	362	5,203	13,469
300万円以下	7,288	364	5,152	12,804
400万円以下	10,940	547	9,044	20,531
500万円以下	6,481	342	7,189	14,012
600万円以下	3,646	207	5,816	9,669
700万円以下	2,169	106	4,732	7,007
800万円以下	1,281	59	3,664	5,004
1,000万円以下	1,528	62	5,027	6,617
1,200万円以下	733	18	2,919	3,670
1,500万円以下	806	10	2,707	3,523
2,000万円以下	855	6	2,272	3,133
3,000万円以下	859	2	1,910	2,771
5,000万円以下	584	1	1,298	1,883
5,000万円超	264	-	489	753
合計	63,082	2,726	66,020	131,828

調査対象 平成15年分の申告所得税の納税者のうち青色申告者

調査時点 平成16年3月31日

用語の説明

青色申告とは、納税義務者が一定の帳簿に正確な記帳をして、これに基づいて正確な申告と、完全な納税をすることを目的として設けられている制度で、一般の申告と区分するため、青色の申告書を用いることから青色申告といわれている。青色申告が認められているのは事業所得、不動産所得及び山林所得であり、青色申告をした者には、税務計算上の特典がある。

(3) 税務署別人員(その1 事業所得者)

区分 署名	70万円	100万円	150万円	200万円	250万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
鳥取	120	203	380	448	480	369	586	299	160	93
米子	136	238	501	507	483	366	533	270	155	95
倉吉	58	109	243	307	278	271	361	149	97	62
鳥取県計	314	550	1,124	1,262	1,241	1,006	1,480	718	412	250
松山	129	239	479	500	503	467	688	386	218	117
浜田	69	92	197	217	226	186	303	147	73	41
出雲	76	158	355	407	399	381	645	321	163	86
益田	44	53	126	151	152	134	174	90	53	33
石見	29	39	83	92	106	85	119	69	45	21
大田	22	52	101	152	164	149	245	137	60	41
大東	8	27	64	66	76	58	76	43	28	11
島根県計	377	660	1,405	1,585	1,626	1,460	2,250	1,193	640	350
岡山	181	238	484	535	545	506	600	323	160	116
山西	146	228	491	616	598	504	738	396	209	115
大寺	43	87	194	222	260	239	279	190	100	49
児島	61	101	186	210	279	239	325	120	69	37
倉敷	196	295	555	625	686	602	868	435	204	114
玉野	48	53	169	207	209	187	294	150	84	45
津山	89	139	282	277	266	266	357	209	83	49
玉野	47	62	110	138	145	137	171	93	60	19
笠岡	66	82	158	190	192	179	243	137	74	42
高梁	24	37	83	89	81	72	100	57	29	15
新見	23	25	55	68	52	56	83	36	14	12
瀬戸	41	87	165	200	220	175	232	130	70	45
久世	16	30	98	86	99	81	136	67	39	24
岡山県計	981	1,464	3,030	3,463	3,632	3,243	4,426	2,343	1,195	682
広島	141	203	385	363	328	268	337	170	99	63
島南	90	145	309	303	315	266	382	170	98	46
広西	151	277	524	523	555	455	544	273	158	77
広北	193	302	706	827	922	861	1,264	621	280	125
呉	143	207	438	496	529	413	584	324	177	79
竹原	51	77	163	190	191	170	234	109	76	32
三尾	54	80	150	184	194	170	256	118	55	41
福山	110	152	355	382	358	323	426	242	113	56
府中	337	368	709	743	750	610	833	426	212	102
三原	91	119	244	242	220	210	250	154	70	42
庄原	45	69	117	102	121	83	175	86	52	24
西条	25	25	65	68	72	86	104	49	34	18
日市	68	90	190	213	248	225	297	175	93	68
廿日市	126	190	477	475	554	506	715	427	166	103
海田	102	202	339	419	422	428	558	284	142	89
吉田	17	25	69	76	93	96	133	77	42	22
広島県計	1,744	2,531	5,240	5,606	5,872	5,170	7,092	3,705	1,867	987
下関	198	293	496	575	561	505	683	335	186	114
宇山	134	196	421	460	496	413	586	307	139	82
萩	86	125	278	296	286	293	406	261	143	80
徳防	43	67	161	161	209	159	245	142	69	46
岩国	126	207	393	429	473	395	609	334	159	89
光	77	114	236	257	231	213	342	181	101	68
長門	99	148	327	371	382	392	533	262	144	63
柳井	45	85	203	220	223	194	287	142	73	41
厚狭	40	48	134	168	172	146	256	113	56	39
山口	41	69	147	144	143	122	155	89	53	25
山口県計	920	1,391	2,894	3,166	3,271	2,922	4,221	2,221	1,150	672
全管計	4,336	6,596	13,693	15,082	15,642	13,801	19,469	10,180	5,264	2,941

800万円以下	1,000万円以下	1,200万円以下	1,500万円以下	2,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	5,000万円超	計	区分	署名		
61	76	29	23	17	23	20	2	3,389	鳥米倉島	取子吉計		
59	49	24	29	31	20	16	4	3,516				
27	29	14	16	7	9	4	2	2,043				
147	154	67	68	55	52	40	8	8,948				
73	93	39	45	26	35	17	7	4,061			松浜出益石大西島	江田雲田大東郷計
25	34	14	11	12	8	12	5	1,672				
47	83	31	50	36	23	13	4	3,278				
21	24	7	13	9	7	12	3	1,106				
21	19	7	5	2	4	-	1	747				
21	25	7	6	4	3	4	3	1,196				
5	15	5	2	2	4	2	-	492				
213	293	110	132	91	84	60	23	12,552				
46	65	33	51	45	38	21	4	3,991	岡岡西児倉玉津玉笠高瀬久岡	山山		
71	57	33	25	49	33	22	6	4,337				
21	27	13	15	17	10	4	1	1,771				
20	20	9	9	11	8	5	3	1,712				
65	80	37	30	54	25	20	7	4,898				
26	17	16	10	8	9	5	3	1,540				
31	33	11	13	16	15	10	8	2,154				
14	20	8	5	8	7	4	-	1,048				
20	27	3	10	12	8	2	2	1,447	高瀬久岡	山山		
13	11	5	6	2	7	-	-	631				
4	8	1	1	2	3	3	-	446				
20	24	7	11	15	7	6	2	1,457				
9	15	5	3	4	2	4	-	718				
360	404	181	189	243	172	106	36	26,150				
23	56	35	51	69	76	51	34	2,752			広広広	島島島
21	38	26	38	31	19	14	12	2,323				
45	55	33	41	40	58	45	16	3,870				
96	80	37	36	31	45	29	12	6,467				
48	54	31	28	42	32	31	14	3,670				
28	25	13	12	4	3	5	-	1,383				
27	25	13	9	12	15	4	2	1,409				
44	48	17	20	16	20	13	15	2,710	竹三尾福府三庄西廿海吉広	原原道山中次原糸市田田		
77	74	46	31	37	56	30	20	5,461				
16	19	13	12	11	15	2	4	1,734				
18	20	10	3	2	16	6	2	951				
11	12	5	6	3	3	2	-	588				
18	34	13	10	21	16	6	6	1,791				
66	63	39	31	36	30	26	13	4,043				
41	48	20	22	23	25	17	9	3,190				
10	14	2	7	9	5	4	2	703				
589	665	353	357	387	434	285	161	43,045				
67	61	34	42	47	41	27	8	4,273	下宇山	關部口		
46	43	23	25	28	25	14	5	3,443				
46	48	20	30	16	27	11	2	2,454				
29	35	7	7	7	3	3	2	1,395				
58	60	32	31	29	22	23	8	3,477				
31	45	16	17	17	27	8	5	1,986				
41	35	20	27	20	17	11	4	2,896				
16	29	15	9	10	6	8	2	1,608				
29	22	12	10	6	6	3	-	1,260	徳防岩	光		
15	26	11	5	9	6	9	9	1,078				
16	13	2	6	11	3	3	3	721				
394	417	192	209	200	183	120	48	24,591				
1,703	1,933	903	955	976	925	611	276	115,286	全	管計		

(3) 税務署別人員(その2 その他所得者)

区分 署名	70万円 以下	100万円 以下	150万円 以下	200万円 以下	250万円 以下	300万円 以下	400万円 以下	500万円 以下	600万円 以下	700万円 以下
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
鳥取	176	265	972	1,164	1,036	758	1,077	707	557	458
米子	150	245	937	1,102	1,048	743	1,064	710	562	469
倉吉	129	186	605	600	515	442	534	272	258	212
鳥取県計	455	696	2,514	2,866	2,599	1,943	2,675	1,689	1,377	1,139
松山	210	282	1,136	1,321	1,325	1,006	1,269	856	649	521
浜田	107	185	595	659	581	424	529	310	223	193
出雲	161	234	870	879	799	607	889	656	477	379
益田	55	114	358	375	356	221	330	193	130	134
石見	40	62	203	222	219	140	167	110	81	59
大田	64	99	293	321	412	334	451	253	203	148
大東	16	29	97	104	88	71	79	53	50	34
西郷	16	29	97	104	88	71	79	53	50	34
島根県計	653	1,005	3,552	3,881	3,780	2,803	3,714	2,431	1,813	1,468
岡山	138	234	1,000	1,201	1,232	955	1,399	1,018	793	651
山西	184	304	1,185	1,437	1,467	1,199	1,635	1,243	1,019	838
西大	88	130	449	539	519	367	541	387	283	207
児島	69	90	395	416	381	298	423	274	210	153
倉敷	241	382	1,353	1,628	1,698	1,276	2,037	1,361	1,044	777
玉野	75	112	462	516	492	355	569	343	265	211
津山	161	235	763	881	859	701	951	680	472	376
玉野	57	74	265	351	363	284	336	175	146	79
笠岡	69	149	547	544	482	351	505	322	256	165
高梁	42	82	260	226	211	191	295	156	123	108
新見	34	53	209	192	200	167	219	119	93	78
瀬戸	128	165	549	538	552	412	548	345	293	188
久世	55	102	257	295	269	255	298	197	146	109
岡山県計	1,341	2,112	7,694	8,764	8,725	6,811	9,756	6,620	5,143	3,940
広島	123	216	709	831	879	646	874	642	513	446
広島	129	212	747	864	898	625	856	640	472	409
広島	201	311	1,242	1,411	1,504	1,076	1,614	1,150	886	804
広島	348	472	1,606	1,968	2,120	1,559	2,024	1,360	1,084	862
呉	153	246	1,233	1,506	1,632	1,039	1,401	819	659	497
竹原	86	91	372	422	397	265	355	230	181	128
三尾	84	125	449	560	574	448	578	401	293	243
福山	144	211	772	870	966	709	1,040	653	445	367
府中	259	444	1,635	1,933	1,939	1,480	2,113	1,534	1,117	867
三原	88	165	624	664	611	441	651	426	318	264
庄原	49	97	320	347	341	281	391	236	175	133
西条	57	72	224	227	261	211	411	226	150	122
日田	119	168	602	786	788	595	758	492	418	374
吉田	249	348	1,204	1,426	1,591	1,105	1,473	1,023	750	622
広島	200	280	1,081	1,373	1,518	1,088	1,275	769	572	478
広島	47	62	288	289	285	185	232	152	127	81
広島県計	2,336	3,520	13,108	15,477	16,304	11,753	16,046	10,753	8,160	6,697
下関	212	324	1,249	1,541	1,531	1,148	1,323	875	664	503
宇山	165	222	928	1,041	1,128	780	979	589	460	383
山萩	166	185	831	1,033	1,109	753	1,064	739	574	501
徳防	79	121	370	393	399	277	371	225	175	113
岩国	167	229	800	977	1,077	862	1,040	687	491	383
光	131	182	691	760	740	513	613	400	320	252
長門	153	208	804	945	879	592	851	551	408	348
柳井	99	118	419	507	507	384	619	319	180	180
厚狭	84	112	338	340	323	251	271	174	107	92
山口	70	87	315	331	286	203	294	174	132	89
山口	62	75	302	344	311	213	224	161	129	90
山口県計	1,388	1,863	7,047	8,212	8,290	5,976	7,649	4,894	3,640	2,934
全管計	6,173	9,196	33,915	39,200	39,698	29,286	39,840	26,387	20,133	16,178

800万円以下	1,000万円以下	1,200万円以下	1,500万円以下	2,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	5,000万円超	計	区分	署名
309	395	228	203	167	129	74	25	8,700	鳥取県	取子吉計
314	419	285	271	183	113	68	14	8,697	島根県	米倉
127	133	81	75	67	55	20	7	4,318	倉吉	倉吉
750	947	594	549	417	297	162	46	21,715	鳥取県	鳥取
381	463	277	275	240	134	95	29	10,469	松江	江田
122	138	78	66	58	32	24	10	4,334	浜出	雲田
280	325	205	188	144	100	54	17	7,264	益石	大田
71	80	56	54	42	24	20	5	2,618	見大	東郷
45	47	23	27	14	12	15	2	1,488	大西	根
76	81	41	34	27	21	15	5	2,878	島根	島根
13	29	14	15	9	10	2	3	716		
988	1,163	694	659	534	333	225	71	29,767	島根	島根
505	732	473	466	387	295	173	76	11,728	岡山	東西
675	895	590	555	407	266	168	58	14,125	岡山	寺島
152	163	82	77	57	40	22	10	4,113	西大	敷島
96	130	74	78	76	54	41	16	3,274	児倉	敷島
622	699	408	427	370	230	129	59	14,741	倉玉	敷島
156	180	102	83	74	48	44	12	4,099	津玉	野岡
231	282	158	132	124	86	55	9	7,156	笠高	梁見
62	91	44	48	34	37	16	3	2,465	新瀬	久世
113	116	65	94	71	54	20	8	3,931	久岡	山
57	72	28	28	27	23	13	5	1,947		
41	36	19	17	12	14	4	3	1,510		
125	138	78	85	56	40	14	4	4,258		
59	65	33	33	23	23	15	3	2,237		
2,894	3,599	2,154	2,123	1,718	1,210	714	266	75,584	岡山	岡山
401	576	371	313	303	223	125	58	8,249	広島	東南
310	485	319	302	212	152	96	32	7,760	広島	西北
679	859	502	515	450	373	214	80	13,871	広島	島
732	890	499	431	366	253	120	48	16,742	広島	島
389	484	234	223	189	132	68	30	10,934	竹三	原
105	91	57	60	39	42	11	7	2,939	尾福	原
157	161	93	76	74	47	30	11	4,404	府山	道
213	252	138	136	118	100	51	18	7,203	三庄	山中
667	884	475	417	342	280	188	73	16,647	西	次
134	183	100	97	84	60	39	15	4,964	海	原
84	90	40	42	29	24	15	5	2,699	吉	道
61	67	22	26	30	17	9	-	2,193	海	山
269	384	228	154	107	91	53	24	6,410	三	庄
487	663	364	331	298	215	93	36	12,278	西	次
341	476	233	237	174	111	55	36	10,297	日	原
55	64	23	28	12	9	8	6	1,953	吉	市
5,084	6,609	3,698	3,388	2,827	2,129	1,175	479	129,543	島	田
392	452	269	251	228	159	71	32	11,224	下	関
306	410	256	247	175	129	97	17	8,312	宇	部
368	398	222	211	161	104	53	12	8,484	山	口
63	90	46	41	39	29	22	5	2,858	萩	萩
273	337	178	181	153	111	61	24	8,031	徳	山
178	199	82	107	59	64	40	6	5,337	防	府
238	277	163	145	111	83	61	25	6,842	岩	国
106	125	81	74	48	51	30	7	3,854	光	光
73	46	29	23	27	26	13	4	2,333	長	門
64	80	38	44	43	18	9	3	2,280	柳	井
65	62	33	27	26	13	4	1	2,142	厚	狭
2,126	2,476	1,397	1,351	1,070	787	461	136	61,697	山	口
11,842	14,794	8,537	8,070	6,566	4,756	2,737	998	318,306	全	管

(3) 税務署別人員(その3 合計)

区分 署名	70万円 以下	100万円 以下	150万円 以下	200万円 以下	250万円 以下	300万円 以下	400万円 以下	500万円 以下	600万円 以下	700万円 以下
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
鳥取	296	468	1,352	1,612	1,516	1,127	1,663	1,006	717	551
米子	286	483	1,438	1,609	1,531	1,109	1,597	980	717	564
倉吉	187	295	848	907	793	713	895	421	355	274
鳥取県計	769	1,246	3,638	4,128	3,840	2,949	4,155	2,407	1,789	1,389
松江	339	521	1,615	1,821	1,828	1,473	1,957	1,242	867	638
浜田	176	277	792	876	807	610	832	457	296	234
出雲	237	392	1,225	1,286	1,198	988	1,534	977	640	465
益田	99	167	484	526	508	355	504	283	183	167
石見	69	101	286	314	325	225	286	179	126	80
大田	86	151	394	473	576	483	696	390	263	189
大東	24	56	161	170	164	129	155	96	78	45
西郷										
島根県計	1,030	1,665	4,957	5,466	5,406	4,263	5,964	3,624	2,453	1,818
岡山	319	472	1,484	1,736	1,777	1,461	1,999	1,341	953	767
山崎	330	532	1,676	2,053	2,065	1,703	2,373	1,639	1,228	953
西大	131	217	643	761	779	606	820	577	383	256
児島	130	191	581	626	660	537	748	394	279	190
倉敷	437	677	1,908	2,253	2,384	1,878	2,905	1,796	1,248	891
玉野	123	165	631	723	701	542	863	493	349	256
津山	250	374	1,045	1,158	1,125	967	1,308	889	555	425
玉野	104	136	375	489	508	421	507	268	206	98
笠岡	135	231	705	734	674	530	748	459	330	207
高梁	66	119	343	315	292	263	395	213	152	123
新見	57	78	264	260	252	223	302	155	107	90
瀬戸	169	252	714	738	772	587	780	475	363	233
久世	71	132	355	381	368	336	434	264	185	133
岡山県計	2,322	3,576	10,724	12,227	12,357	10,054	14,182	8,963	6,338	4,622
広島	264	419	1,094	1,194	1,207	914	1,211	812	612	509
島田	219	357	1,056	1,167	1,213	891	1,238	810	570	455
広島	352	588	1,766	1,934	2,059	1,531	2,158	1,423	1,044	881
広島	541	774	2,312	2,795	3,042	2,420	3,288	1,981	1,364	987
呉	296	453	1,671	2,002	2,161	1,452	1,985	1,143	836	576
竹原	137	168	535	612	588	435	589	339	257	160
三尾	138	205	599	744	768	618	834	519	348	284
福山	254	363	1,127	1,252	1,324	1,032	1,466	895	558	423
府中	596	812	2,344	2,676	2,689	2,090	2,946	1,960	1,329	969
三原	179	284	868	906	831	651	901	580	388	306
庄原	94	166	437	449	462	364	566	322	227	157
西条	82	97	289	295	333	297	515	275	184	140
日田	187	258	792	999	1,036	820	1,055	667	511	442
吉田	375	538	1,681	1,901	2,145	1,611	2,188	1,450	916	725
海田	302	482	1,420	1,792	1,940	1,516	1,833	1,053	714	567
広島	64	87	357	365	378	281	365	229	169	103
広島県計	4,080	6,051	18,348	21,083	22,176	16,923	23,138	14,458	10,027	7,684
下関	410	617	1,745	2,116	2,092	1,653	2,006	1,210	850	617
宇山	299	418	1,349	1,501	1,624	1,193	1,565	896	599	465
山口	252	310	1,109	1,329	1,395	1,046	1,470	1,000	717	581
萩	122	188	531	554	608	436	616	367	244	159
徳防	293	436	1,193	1,406	1,550	1,257	1,649	1,021	650	472
岩国	208	296	927	1,017	971	726	955	581	421	320
光	252	356	1,131	1,316	1,261	984	1,384	813	552	411
長門	144	203	622	727	730	578	906	461	253	221
柳井	124	160	472	508	495	397	527	287	163	131
厚狭	111	156	462	475	429	325	449	263	185	114
山口	93	114	400	429	406	303	343	216	156	115
山口県計	2,308	3,254	9,941	11,378	11,561	8,898	11,870	7,115	4,790	3,606
全管計	10,509	15,792	47,608	54,282	55,340	43,087	59,309	36,567	25,397	19,119

800万円以下	1,000万円以下	1,200万円以下	1,500万円以下	2,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	5,000万円超	計	区分	署名
370	471	257	226	184	152	94	27	12,089	鳥取	取子吉計
373	468	309	300	214	133	84	18	12,213	島根	米倉
154	162	95	91	74	64	24	9	6,361	倉	倉
897	1,101	661	617	472	349	202	54	30,663	島	島
454	556	316	320	266	169	112	36	14,530	松江	江田
147	172	92	77	70	40	36	15	6,006	出雲	雲田
327	408	236	238	180	123	67	21	10,542	益石	益石
92	104	63	67	51	31	32	8	3,724	大田	大田
66	66	30	32	16	16	15	3	2,235	見大	見大
97	106	48	40	31	24	19	8	4,074	大東	大東
18	44	19	17	11	14	4	3	1,208	西郷	西郷
1,201	1,456	804	791	625	417	285	94	42,319	島根	島根
551	797	506	517	432	333	194	80	15,719	岡山	東西
746	952	623	580	456	299	190	64	18,462	岡山	寺島
173	190	95	92	74	50	26	11	5,884	西大	西大
116	150	83	87	87	62	46	19	4,986	児倉	敷島
687	779	445	457	424	255	149	66	19,639	倉	敷島
182	197	118	93	82	57	49	15	5,639	玉津	敷島
262	315	169	145	140	101	65	17	9,310	玉野	野岡
76	111	52	53	42	44	20	3	3,513	笠高	梁見
133	143	68	104	83	62	22	10	5,378	新瀬	久世
70	83	33	34	29	30	13	5	2,578	久岡	久世
45	44	20	18	14	17	7	3	1,956	岡山	久世
145	162	85	96	71	47	20	6	5,715	久岡	久世
68	80	38	36	27	25	19	3	2,955	岡山	久世
3,254	4,003	2,335	2,312	1,961	1,382	820	302	101,734	岡山	久世
424	632	406	364	372	299	176	92	11,001	広島	東南
331	523	345	340	243	171	110	44	10,083	広島	西南
724	914	535	556	490	431	259	96	17,741	広島	西北
828	970	536	467	397	298	149	60	23,209	広島	島
437	538	265	251	231	164	99	44	14,604	広島	島
133	116	70	72	43	45	16	7	4,322	竹	原
184	186	106	85	86	62	34	13	5,813	三尾	原
257	300	155	156	134	120	64	33	9,913	福道	山
744	958	521	448	379	336	218	93	22,108	府中	山
150	202	113	109	95	75	41	19	6,698	三庄	山
102	110	50	45	31	40	21	7	3,650	西原	山
72	79	27	32	33	20	11	-	2,781	日	山
287	418	241	164	128	107	59	30	8,201	市	山
553	726	403	362	334	245	119	49	16,321	田	山
382	524	253	259	197	136	72	45	13,487	吉田	山
65	78	25	35	21	14	12	8	2,656	広島	山
5,673	7,274	4,051	3,745	3,214	2,563	1,460	640	172,588	広島	山
459	513	303	293	275	200	98	40	15,497	下	関
352	453	279	272	203	154	111	22	11,755	宇山	部
414	446	242	241	177	131	64	14	10,938	萩	口
92	125	53	48	46	32	25	7	4,253	徳	山
331	397	210	212	182	133	84	32	11,508	防	府
209	244	98	124	76	91	48	11	7,323	岩	国
279	312	183	172	131	100	72	29	9,738	光	門
122	154	96	83	58	57	38	9	5,462	長	井
102	68	41	33	33	32	16	4	3,593	柳	狭
79	106	49	49	52	24	18	12	3,358	厚	口
81	75	35	33	37	16	7	4	2,863	山	口
2,520	2,893	1,589	1,560	1,270	970	581	184	86,288	全	管
13,545	16,727	9,440	9,025	7,542	5,681	3,348	1,274	433,592	全	管

2 - 3 所得種類別状況

(1) 所得種類別内訳

区 分	人 員		所 得 金 額		申告納税額 (主たるもの)		
	主たるもの	従たるもの	人	外	千円	千円	
事業	営業等所得	110,319	2,966	14,166	2,912,622	401,543,115	27,187,566
	農業所得	5,402	9,384	26,865	2,913,183	23,083,440	603,707
	計	115,721	12,350	41,031	5,825,805	424,626,555	27,791,273
利子所得	26	-	-	576	-	249,873	5,021
配当所得	275	-	-	16,877	-	15,817,764	582,097
不動産所得	48,199	2,571	80,526	1,066,895	273,238,278	18,446,250	
給与所得	175,873	-	48,670	-	953,867,639	28,590,317	
総合譲渡所得	125	879	855	386,226	1,849,801	358,972	
一時所得	4,516	-	24,278	-	28,343,389	1,456,609	
雑所得	78,889	-	96,590	-	213,648,987	3,332,205	
(損益通算による差額)	-	-	-	5,503,320	2,143,081	-	
合 計	423,624	15,800	309,403	12,782,247	1,913,785,367	80,562,743	
分離短期譲渡所得	77	51	238	-	567,868	88,635	
分離長期譲渡所得	7,401	108	2,281	-	92,534,913	15,364,486	
株式等の譲渡等所得	2,195	-	6,693	-	26,666,665	2,070,720	
山林所得	44	4	177	-	290,391	8,429	
退職所得	251	-	592	-	4,592,072	121,646	
総 計	433,592	15,963	319,384	12,782,247	2,038,437,277	98,216,658	

調査対象 平成15年分の申告所得税の納税者

調査時点 平成16年3月31日

- (注) 1 1人で2以上の種類の所得を併有する場合は、各種類の所得のうち最も大きいものを「主たるもの」欄に、その他のものを「従たるもの」欄に、それぞれ該当する種類ごとに1人として掲げた。
 なお、「所得金額」は「主たるもの」及び「従たるもの」の区分することなく、各種類ごとの金額の合計を掲げた。
- 2 外書は、損失額のあるものの人員及びその損失額である。
- 3 所得金額は、特後所得(青色事業専従者控除等青色申告の特典の金額又は事業専従者控除額を控除した後の所得金額をいう。)で示している。

(2) 人員の累年比較

区 分	11 年	12 年	13 年	14 年	15 年
	人	人	人	人	人
事業 { 営業等所得	164,342	150,401	138,460	128,794	124,485
事業 { 農業所得	40,292	34,886	36,104	30,726	32,267
事業 { 計	204,634	185,287	174,564	159,520	156,752
利子所得	659	662	556	557	602
配当所得	19,221	20,319	18,139	17,312	17,152
不動産所得	138,756	136,481	132,392	129,838	128,725
給与所得	243,776	238,657	233,118	222,441	224,543
総合譲渡所得	1,144	960	1,442	1,037	980
一時所得	30,575	24,058	26,356	28,298	28,794
雑所得	187,591	184,023	180,587	175,144	175,479
分離短期譲渡所得	390	380	395	325	315
分離長期譲渡所得	12,650	12,358	10,916	9,892	9,682
株式等の譲渡等所得	1,651	1,261	944	1,057	8,888
山林所得	414	331	272	194	221
退職所得	676	650	878	974	843
合 計	842,137	805,427	780,559	746,589	752,976

(注) 人員は、「主たるもの」と「従たるもの」との合計人員によった。

(3) 所得金額の累年比較

区 分	11 年	12 年	13 年	14 年	15 年
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
事業 { 営業等所得	511,304	490,868	465,528	422,264	401,543
事業 { 農業所得	29,052	23,939	24,919	22,527	23,083
事業 { 計	540,356	514,807	490,446	444,791	424,627
利子所得	420	386	290	249	250
配当所得	14,280	17,187	16,843	15,556	15,818
不動産所得	268,331	271,383	268,955	270,179	273,238
給与所得	1,043,702	1,037,105	1,014,711	966,030	953,868
総合譲渡所得	1,474	1,147	2,141	1,263	1,850
一時所得	27,135	23,327	27,526	27,076	28,343
雑所得	238,015	235,045	225,789	216,252	213,649
損益通算による差額分	1,192	1,461	4,265	2,505	2,143
分離短期譲渡所得	1,034	865	910	751	568
分離長期譲渡所得	145,278	142,371	116,283	102,739	92,535
株式等の譲渡等所得	15,795	11,467	10,031	8,575	26,667
山林所得	553	568	434	289	290
退職所得	3,833	3,582	4,632	4,537	4,592
合 計	2,301,396	2,260,700	2,183,258	2,060,792	2,038,437

(4) 業種別内訳

区 分	人 員		所 得 金 額	申告納税額 (主たるもの)		
	主たるもの	従たるもの				
	人	外	人	外	千円	千円
営 業 等 所 得						
畜 産 水 産 業	3,198	130	606	108,387	11,988,378	749,993
医 療 保 健 業	4,925	44	363	98,322	74,884,183	10,426,500
弁 護 士、税 理 士、建 築 士 等	1,715	126	404	96,673	17,409,854	1,746,876
そ の 他 の 庶 業	16,907	348	3,485	142,682	47,210,118	2,009,288
各 種 商 品 小 売 業	19	2	6	1,468	57,274	1,751
飲 食 料 品 小 売 業	3,766	305	871	271,195	10,223,781	444,376
繊 維、身 ま わ り 品 小 売 業	1,082	88	159	89,539	2,668,590	116,904
家 具 小 売 業	61	9	13	10,979	186,205	7,345
雑 貨 類、日 用 具 類 小 売 業	2,929	164	391	177,731	9,669,218	516,568
機 械 器 具 小 売 業	1,585	52	160	33,084	4,624,172	195,639
そ の 他 の 小 売 業	1,640	176	857	169,227	5,239,230	272,887
料 理 飲 食 業	9,440	322	817	360,922	20,979,934	915,242
卸 売 業	2,159	85	245	88,106	7,749,329	524,095
製 造 小 売 業	1,969	48	139	56,796	6,117,014	291,996
製 造 卸 売 業	1,929	68	211	81,202	6,278,460	312,724
受 託 加 工 業	3,572	65	332	84,399	11,469,976	613,326
修 理 業	3,178	37	203	30,391	10,079,987	445,330
サ ー ビ ス 業	12,911	286	1,047	314,315	33,815,382	1,819,203
建 設 業	27,341	162	942	175,665	90,814,121	4,168,627
そ の 他 の 営 業	9,993	449	2,915	521,539	30,077,909	1,608,896
合 計	110,319	2,966	14,166	2,912,622	401,543,115	27,187,566

(注) 「(1)所得種類別内訳」の営業等所得について、業種別の内訳を示したものである。

- 用語の説明
- 1 「その他の小売業」には、燃料、化学薬品類、古物、花、植木、みやげ物、たばこ小売業等が含まれる。
 - 2 「その他の営業」には、運送業、金融業、不動産業、林業、鉱業、保険代理業等が含まれる。
 - 3 「畜産、水産業」には、畜産業、漁業、水産養殖業が含まれる。
 - 4 「医療保健業」には、病院、診療医、療術師(はり師、きゅう師、あんま、指圧師等)、獣医、助産婦、歯科技工師等が含まれる。
 - 5 「弁護士、税理士、建築士等」には、弁理士、公証人、司法書士、行政書士、公認会計士、土地家屋調査士、不動産鑑定士等が含まれる。
 - 6 「その他」には、文筆家、作詞家、作曲家、美術家、工芸家、芸能関係者、職業選手、棋士、外交官、諸教授、学校経営、速記者、技能工、職人、ホステス、易者等が含まれる。

3 源泉所得税

統計表を見るに当たって

この章は、平成15年分の源泉所得税の課税状況を示したものである。
 課税状況は、全数調査又は標本調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捕えたものである。

源泉徴収税率

1	利子所得(源泉分離課税)	15%
2	配当所得	
(1)	総合課税分(軽減税率適用)	7%(注)
(2)	総合課税分(普通税率適用)	20%
(3)	源泉分離課税分	15%
	(注) 平成15年4月1日から同年12月31日までの間は、10%が適用される。	
3	割引債の償還差益(源泉分離課税)	16・18%
4	特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等	7%
5	給与所得「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額	(略)
6	退職所得	
(1)	「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合 「退職所得の源泉徴収税額の速算表」	(略)
(2)	「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない場合	20%
7	報酬・料金等	
(1)	原稿料等(所得税法第204条第1項第1号) 弁護士、税理士等(同第2号) 職業野球選手、騎手等(同第4号) 芸能等についての出演、演出等(同第5号) 契約金(同第7号)	1回の支払金額100万円までの部分 10% 1回の支払金額100万円超の部分 20%
(2)	司法書士、土地家屋調査士、海事代理士(同第2号) = 1回の支払金額1万円を超える額 職業拳闘家(同第4号) = 1回の支払金額5万円を超える額 外交員、集金人、電力量計の検針人(同第4号) = 月中の支払金額12万円を超える額 バー、キャバレーのホステス等(同第6号) = (5千円×日数)を超える額 広告宣伝の賞金(同第8号) = 1回の支払金額50万円を超える額 競馬の馬主が受ける賞金(同第8号) = (賞金額の20%+60万円)を超える額	10%
(3)	診療報酬(同第3号) = 月分の支払金額20万円を超える額	10%
8	公的年金等(所得税法第203条の2) = ((公的年金等の支給額) - (控除額))	10%
9	生命保険契約等に基づく年金(所得税法第207条) (支払う年金の額 - その年金の額に対応する保険料又は掛金の額)で25万円を超えるもの	10%

(1) 利子所得等の課税状況

区 分	課 税 分		非 課
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	老人等非課税・財形貯蓄非課税分支払金額
	千円	千円	千円
平成 11 年 分	292,905,466	43,821,467	82,720,566
12	1,464,263,808	218,880,749	541,988,586
13	1,945,871,870	290,798,236	615,124,001
14	465,157,914	69,882,121	116,214,177
15	297,013,375	44,416,974	68,238,750
公 社 債	595,419	89,432	93,812
社 債	3,995,466	600,119	170,365
預 貯 金 { 郵 便 貯 金	256,355,538	38,325,153	62,253,158
{ 銀 行 預 金	17,942,371	2,685,973	3,024,996
{ 銀行以外の金融機関の預金	10,328,644	1,547,231	2,520,931
{ 勤務先預金の利子	3,744,324	560,826	10,283
合同運用信託の収益の分配	748,081	111,742	146,531
公社債運用信託の収益の分配	7,914	1,188	143
小 計	293,717,757	43,921,664	68,220,219
定期積金の給付補てん金等	3,132,131	470,133	-
匿名組合契約等に基づく利益の分配、生命保険等の差益	163,487	25,177	18,531
割引債の償還差益	-	-	-
計	297,013,375	44,416,974	68,238,750

調査対象 平成15年2月から平成16年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

- (注) 1 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分」は、所得税法第9条の2（老人等の郵便貯金の利子所得の非課税）のほか、第10条（老人等の少額預金の利子所得等の非課税）、租税特別措置法第4条（老人等の少額公債の利子の非課税）、第4条の2（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）及び第4条の3（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）に規定する非課税分である。
- 2 「その他の非課税分」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託に係る非課税）のほか租税特別措置法第5条（納税準備預金の利子の非課税）及び第8条（金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用）等に規定する非課税分である。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分			非 課 税 分	
	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	人 員	支 払 金 額
	人	千円	千円	人	千円
平成 11 年 分	-	100,429,122	20,033,284	-	8,002,334
12	-	111,161,270	22,188,457	-	11,218,508
13	-	110,343,129	22,060,088	-	14,450,564
14	-	122,711,521	24,542,148	-	13,437,422
15	-	134,153,509	21,340,373	-	13,376,996
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配等	3,055,599	134,152,534	21,340,217	8,584	13,376,798
公募私募証券投資信託の収益の分配等	-	975	156	-	198
計	-	134,153,509	21,340,373	-	13,376,996

調査対象 配当等の支払者から平成16年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（配当等の支払調書）」及び平成15年2月から平成16年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

- (注) 1 この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。
- 2 「非課税分」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託に係る非課税）に規定する非課税分である。
- 3 「一般課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選択課税は個人のみが適用を認められている。

税 分	合 計		区 分	
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額		
その他非課税分支払金額				
千円	千円	千円		
111,313,682	486,939,714	43,821,467	平成 11 年 分	
97,281,015	2,103,533,409	218,880,749	12	
78,068,773	2,639,064,644	290,798,236	13	
66,660,727	648,032,818	69,882,121	14	
29,060,523	394,312,648	44,416,974	15	
6,789,118	7,478,349	89,432	公 社 郵 便 貯 金 銀 行 預 金 } 預 貯 金 銀行以外の金融機関の預金利子 勤務先預金の利子 合同運用信託の収益の分配 公社債運用信託の収益の分配	
12,225,304	16,391,135	600,119		
1,432,066	320,040,762	38,325,153		
1,989,564	22,956,931	2,685,973		
6,527,891	19,377,466	1,547,231		
-	3,754,607	560,826		
21,542	916,154	111,742		
2	8,059	1,188		
28,985,487	390,923,463	43,921,664		小 計
75,036	3,207,167	470,133		定期積金の給付補てん金等
-	182,018	25,177	匿名組合契約等に基づく利益の分配、生命保険等の差益	
-	-	-	割引債の償還差益	
29,060,523	394,312,648	44,416,974	計	

- 3 「課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選択課税は個人のみが適用を認められている。
- 4 「割引債の償還差益」の「支払金額」及び「源泉徴収税額」は、租税特別措置法第41条の12（償還差益に対する分離課税等）に規定する課税分であり、個人のほか、法人の受取分も含まれている。
- 5 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分支払金額」には、昭和63年3月31日以前の制度下における所得税法第10条（少額預金の利子所得等の非課税）、租税特別措置法第4条（少額公債の利子の非課税）及び第4条の2（勤労者財産形成貯蓄の利子所得等の非課税）に規定する非課税分が含まれているものがある。

源泉分離（選択）課税適用分			合 計		区 分
人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
	千円	千円	千円	千円	
-	1,317,282	461,049	109,748,738	20,494,333	平成 11 年 分
-	1,605,054	561,769	123,984,832	22,750,226	12
-	1,305,472	452,185	126,099,165	22,512,273	13
-	2,473,214	848,819	138,622,157	25,390,967	14
-	4,983,304	1,727,108	152,513,809	23,067,481	15
2,373	4,898,274	1,714,396	152,427,606	23,054,613	利 益 又 は 利 息 の 配 当 、 剰 余 金 の 配 分 、 基 金 利 息 の 配 分 等 公 募 私 募 証 券 投 資 信 託 の 収 益 の 配 分 等
-	85,030	12,712	86,203	12,868	
-	4,983,304	1,727,108	152,513,809	23,067,481	計

用語の説明 法定資料とは、所得税法の規定により、税務署長に対してその提出を義務付けられている資料をいい、原則として翌年1月31日までに提出することになっている。法定資料の種類は多数にのぼっており、例えば次のようなものが挙げられる。 配当、利息等の支払調書 給与、剰余金の分配及び基金利息の支払調書 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書 所得の源泉徴収票

(3) 給与所得、退職所得の課税状況

区 分	官 公 庁			そ の	
	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	人 員	支 払 金 額
給与所得 〔俸給、給料、賞与 日雇労働者の賃金 計〕	人	千円	千円	人	千円
	674,534	2,068,360,459	86,846,406	4,268,343	11,816,628,158
	-	5,268,267	146,199	-	330,603,167
	-	2,073,628,726	86,992,605	-	12,147,231,326
退職所得	17,491	208,901,199	5,035,911	118,995	246,386,471
災害減免法により徴収猶予したもの	-	-	-	14	-

調査対象 平成15年分の源泉所得税について、平成16年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成15年2月から平成16年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

(注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

(4) 給与所得、退職所得の課税状況の累年比較

区 分	給 与 所 得						
	官 公 庁		そ の 他		合 計		
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
給与所得	平成11年分	2,295,937,338	98,241,560	11,554,538,837	376,658,215	13,850,476,175	474,899,775
	12	2,316,983,631	93,964,687	11,231,279,358	367,508,380	13,548,262,989	461,473,067
	13	2,343,929,618	104,105,603	10,865,872,550	349,016,888	13,209,802,169	453,122,491
	14	2,090,634,342	91,837,754	10,830,012,745	344,449,694	12,920,647,086	436,287,448
	15	2,073,628,726	86,992,605	12,147,231,326	329,623,958	14,220,860,052	416,616,563
退職所得	平成11年分	189,457,118	4,263,569	431,737,977	8,091,137	621,195,095	12,354,706
	12	195,532,937	4,357,452	377,628,883	6,314,652	573,161,820	10,672,104
	13	220,933,182	5,601,084	510,300,203	8,624,128	731,233,385	14,225,212
	14	196,326,426	5,081,228	490,421,623	9,308,052	686,748,049	14,389,280
	15	208,901,199	5,035,911	246,386,471	6,956,652	455,287,670	11,992,563

(注) 「(3)給与所得、退職所得の課税状況」の累年比較を示したものである。

(5) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源 泉 徴 収 選 択 口 座 内 調 整 所 得 金 額 等	源 泉 徴 収 税 額
源 泉 徴 収 選 択 口 座 内 保 管 上 場 株 式 等 の 譲 渡 所 得 等	千円 33,186,080	千円 2,382,919

調査対象 平成15年2月から平成16年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

他	合 計			区 分
源泉徴収税額	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額	
千円	人	千円	千円	
327,921,705	4,942,877	13,884,988,617	414,768,111	俸給、給料、賞与 日雇労働者の賃金 } 給与所得 計
1,702,253	-	335,871,435	1,848,452	
329,623,958	-	14,220,860,052	416,616,563	
6,956,652	136,486	455,287,670	11,992,563	退職所得
-	14	-	-	災害減免法により徴収猶予したもの

用語の説明 「徴収猶予」とは、通常の法定期限内に徴収しないで一定の期間徴収手続きを猶予すること。したがって、一定の期間、法定の納期限を延長するいわゆる延納制度とは異なるものである。

(6) 報酬、料金等の課税状況

区 分				人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
				人	千円	千円
平成	11	年	分	784,654	581,744,493	36,084,563
				766,465	533,550,080	35,288,774
				1,160,897	568,094,523	33,939,591
				931,522	552,862,278	32,691,019
				842,704	546,541,725	29,406,986
法 第 204 条 該 当	}	診 察 報 酬	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金 芸能等についての出演等の報酬又は料金 バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料金 契 約 金 ・ 賞 金	147,166	16,729,826	1,739,839
				312,936	83,393,547	8,396,193
				7,131	125,971,481	11,048,777
				58,029	93,059,761	4,902,879
				9,155	3,234,302	327,246
				10,647	13,753,611	849,523
				3,326	1,313,605	121,721
小 計	548,390	337,456,133	27,386,178			
法第203条の2該当	公 的 年 金 等	124,238	143,376,028	1,494,875		
法第207条該当	生命保険契約等に基づく年金	168,205	62,667,924	233,512		
法第174条該当	馬主に支払われる競馬の賞金等	1,871	3,041,640	292,421		
	計	842,704	546,541,725	29,406,986		
	災害減免法により徴収猶予したもの	87	-	-		

調査対象 平成15年分の源泉所得税について、平成16年4月30日までに提出された「法定資料の合計表(報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書)」に基づいて作成した。

調査方法 標本調査

(7) 非居住者等所得の課税状況

区 分	人 員	支 払 金 額			源泉徴収税額
		課 税 分	非課税分又は 免 税 分	総 額	
	人	千円	千円	千円	千円
公社債、預貯金の利子等	-	122,926	-	122,926	15,427
利益又は利息 の配当、剰余 金の分配、基 金利息の分配	一般分	4,255	4,570,775		457,013
	源泉分離選択 課税適用分	-	-		-
	計	4,255	4,570,775	3,610	4,574,385
匿名組合契約に基づく収益の分配	-	883	-	883	174
給 与 ・ 賞 与 等	2,185	2,264,929	920,484	3,185,413	384,964
退 職 所 得	3	31,634	-	31,634	5,049
役 務 の 報 酬	585	2,759,286	186,817	2,946,103	534,947
工業所有権その他の技術に関する権利等 の使用料又はその譲渡による対価	171	2,719,568	-	2,719,568	276,594
著作権の使用料又はその譲渡による対価	33	762,249	-	762,249	81,007
貸 付 金 の 利 子	23	227,142	-	227,142	22,720
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は 航空機、船舶の貸付による所得	74	210,971	-	210,971	33,393
機 械 等 の 使 用 料	-	-	-	-	-
土地等の譲渡による対価	69	702,476	-	702,476	70,249
人的役務提供事業の対価	190	620,123	12,844	632,967	105,849
生命保険契約等に基づく年金	549	115,867	-	115,867	382
賞 金	-	-	-	-	40
合 計	-	15,108,829	1,123,755	16,232,584	1,987,808

調査対象 平成15年分の源泉所得税について、平成16年4月30日までに提出された「法定資料の合計表(非居住者等に支払われる給与等の支払調書)」に基づいて作成した。

調査方法 「公社債、預貯金の利子等」以外は標本調査

(8) 加算税の状況

区 分	不 納 付 加 算 税	重 加 算 税	計
	千円	千円	千円
利 子 所 得 等	115,333	-	115,333
配 当 所 得 等	110,555	-	110,555
給 与 所 得	646,895	47,453	694,348
退 職 所 得	8,337	-	8,337
報酬・料金等所得	34,743	16,020	50,763
非居住者等所得	43,676	4,081	47,758
合 計	959,538	67,554	1,027,093

左のうち租税特別措置法又は租税条約により課税の軽減を受けたもの				
区 分	適 用 の 内 容	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
		人	千円	千円
公 社 債 、 預 貯 金 の 利 子 等	租税特別措置法又は租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
給 与 ・ 賞 与 等	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
退 職 所 得	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
役 務 の 報 酬	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	租税条約の適用を受けたもの	70	460,788	46,074
著作権の使用料又はその譲渡による対価	租税条約の適用を受けたもの	16	97,918	9,791
貸 付 金 の 利 子	租税特別措置法又は租税条約の適用を受けたもの	9	227,098	22,705
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
機 械 等 の 使 用 料	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
人的役務提供事業の対価	租税条約の適用を受けたもの	15	185,072	18,504
賞 金	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
合 計		110	970,876	97,074

(9) 税務署別課税状況

署名	利子所得等	配当所得	株式等の譲渡所得等	給与所得等	退職所得	報酬・料金等所得	非居住者等所得	合計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
鳥取	196,225	339,005	95,624	13,240,482	543,794	1,374,504	70,050	15,859,682
米子	138,298	201,599	65,101	9,956,625	484,642	328,247	2,560	11,177,071
倉吉	67,913	79,068	25,824	3,562,639	79,061	115,052	-	3,929,558
鳥取県計	402,436	619,672	186,549	26,759,746	1,107,497	1,817,803	72,610	30,966,311
松江	5,737,681	831,744	75,389	16,468,193	681,569	1,675,582	48,848	25,519,006
浜田	48,178	73,448	11,566	3,606,275	52,431	132,788	4,954	3,929,640
出雲	96,611	777,635	15,032	6,294,443	149,864	162,791	18,340	7,514,716
益田	35,043	65,242	-	2,377,367	8,934	93,643	2,901	2,583,130
石見大田	20,306	41,015	-	1,229,696	2,519	32,356	1,344	1,327,235
大東	36,654	39,573	-	1,889,992	43,008	40,758	258	2,050,242
西郷	8,155	19,467	-	915,512	1,839	15,535	964	961,473
鳥根県計	5,982,628	1,848,124	101,987	32,781,478	940,164	2,153,453	77,609	43,885,442
岡山東	10,100,868	1,305,624	399,402	30,445,556	1,220,756	1,773,183	86,417	45,331,806
岡山西	159,771	1,423,508	92,377	18,319,748	483,806	3,264,343	71,502	23,815,055
西大寺	49,226	176,605	-	3,720,694	75,421	87,420	2,991	4,112,357
児島	38,315	113,180	13,614	3,253,779	41,229	215,408	8,181	3,683,705
倉敷	214,155	725,147	170,696	18,107,538	547,258	636,580	177,390	20,578,765
玉島	64,394	101,631	-	3,416,082	24,395	92,027	25	3,698,554
津山	107,068	296,914	32,911	6,877,070	157,196	218,281	31,908	7,721,347
玉野	27,884	132,963	43,878	2,415,270	63,782	187,318	387	2,871,482
笠岡	99,024	1,904,464	18,021	4,520,672	100,384	102,995	17,485	6,763,045
高梁	40,505	255,783	-	2,045,145	21,041	41,589	5,092	2,409,154
新瀬見	15,817	17,153	-	1,122,514	18,839	28,225	-	1,202,549
久戸	60,861	85,330	-	4,070,364	91,971	111,726	1,323	4,421,576
久世	26,495	22,194	3,053	1,497,444	959	60,011	527	1,610,684
岡山県計	11,004,383	6,560,496	773,952	99,811,876	2,847,037	6,819,106	403,228	128,220,079
広島東	16,934,269	2,851,639	334,946	50,524,737	2,614,495	3,304,573	255,171	76,819,831
広島南	92,851	936,617	-	10,039,796	148,051	456,478	52,070	11,725,863
広島西	219,550	2,519,142	119,526	26,081,603	731,144	6,558,637	171,256	36,400,857
広島北	149,671	291,348	15,010	11,114,389	74,777	323,173	117,582	12,085,950
呉	276,783	308,082	65,500	13,140,094	367,488	312,369	53,004	14,523,321
竹原	64,099	108,346	7,161	2,375,070	49,203	71,848	521	2,676,248
三原	68,743	130,091	32,793	4,276,808	102,608	169,837	61,244	4,842,124
尾道	117,160	143,279	19,014	6,600,211	102,652	216,671	13,238	7,212,225
福山	275,845	865,515	216,120	22,968,024	400,568	981,817	128,270	25,836,159
府中	101,823	154,390	9,506	4,387,096	96,250	203,464	5,423	4,957,953
三原	44,069	40,036	18,507	2,326,101	48,027	62,905	8,610	2,548,256
庄原	32,127	61,489	-	1,492,177	17,210	26,248	81	1,629,332
西条	87,155	280,310	17,169	7,938,304	175,375	164,608	119,193	8,782,114
廿日市	125,326	240,136	8,066	8,909,793	255,140	414,142	49,933	10,002,537
海田	310,311	1,079,224	-	14,069,149	219,985	257,478	59,530	15,995,678
吉田	24,969	23,924	-	1,196,714	12,445	33,677	-	1,291,730
広島県計	18,924,751	10,033,568	863,318	187,440,066	5,415,418	13,557,925	1,095,126	237,330,178
下関	7,268,706	1,296,497	92,111	12,720,206	218,011	705,848	16,676	22,318,055
宇部	186,474	720,732	140,692	10,143,349	197,732	269,619	70,238	11,728,836
山口	135,498	675,137	23,428	15,812,317	718,196	2,751,791	133,533	20,249,899
萩	33,596	58,215	7,403	1,892,869	14,182	66,432	226	2,072,923
徳山	148,557	745,817	101,771	9,937,260	186,270	515,474	50,310	11,685,458
防府	76,687	87,731	24,680	4,016,720	120,855	211,559	1,651	4,539,883
岩国	98,567	282,612	42,576	6,657,073	138,359	195,507	50,481	7,465,175
光	49,329	32,973	-	3,266,519	51,752	74,088	7,260	3,481,920
長門	31,920	34,058	5,542	1,612,117	6,980	44,642	691	1,735,951
柳井	44,914	51,815	18,911	1,893,398	18,089	54,983	1,864	2,083,974
厚狭	28,526	20,034	-	1,871,568	12,021	168,754	6,307	2,107,211
山口県計	8,102,774	4,005,621	457,114	69,823,396	1,682,447	5,058,697	339,237	89,469,285
全管計	44,416,974	23,067,481	2,382,919	416,616,563	11,992,563	29,406,987	1,987,808	529,871,291

(注) 「(1)利子所得等の課税状況」～「(7)非居住者等所得の課税状況」を税務署別に示したものである。

(10) 税務署別源泉徴収義務者数

署名	利子所得等件	配当所得件	特定口座内保管 上場株式譲渡所得件	給与所得件	報酬・料金等所得件	非居住者等所得件
鳥取県	102	218	3	6,265	5,699	17
米子	158	257	3	6,395	6,081	7
倉吉	69	89	1	3,377	3,395	2
鳥取県計	329	564	7	16,037	15,175	26
松江市	121	333	6	7,279	6,066	15
浜田	78	122	2	3,461	2,735	9
出雲	115	217	1	5,073	4,139	4
益田市	28	108	-	2,031	2,079	5
石見大田	22	51	-	1,273	1,132	2
大田郷	21	66	-	1,821	1,197	2
西郷	18	19	-	803	426	3
鳥根県計	403	916	9	21,741	17,774	40
岡山市	128	411	12	9,339	8,702	38
山西	110	384	1	9,431	8,539	30
西寺	55	73	-	2,913	2,169	9
児島	24	80	1	2,666	2,457	7
倉敷	147	260	5	9,270	8,567	26
玉島	42	64	-	2,544	2,027	3
津山	48	124	2	5,062	5,395	11
玉野	18	74	1	1,629	1,423	2
笠岡	58	76	2	2,819	2,350	7
高梁	41	38	-	1,275	914	3
新見	12	39	-	830	924	1
瀬戸	49	62	-	2,932	2,246	7
久世	22	35	1	1,274	1,362	3
岡山県計	754	1,720	25	51,984	47,075	147
広島県	116	340	11	8,774	8,074	60
広島	48	192	-	5,119	4,704	15
広島	116	595	5	11,230	10,898	54
広島	103	228	1	8,772	7,616	27
呉	76	178	3	6,725	6,568	23
竹原	43	61	1	2,016	1,509	4
三尾	46	79	3	2,752	2,690	14
福府	62	162	3	5,094	4,246	16
山中	185	409	10	12,537	10,959	57
中次	66	116	2	3,875	3,677	8
原	25	54	2	1,549	1,079	6
原	26	67	-	1,128	823	-
日	42	88	2	3,298	2,773	15
海	106	155	2	6,405	5,602	22
吉田	67	133	-	4,585	3,983	12
田	20	22	-	1,070	704	-
広島県計	1,147	2,879	45	84,929	75,905	333
下関	147	336	5	7,329	7,004	14
宇山	78	244	5	5,486	4,673	15
萩	91	184	2	4,632	3,687	9
徳	37	48	1	1,947	1,258	1
防	60	216	5	5,496	4,474	22
岩	53	103	3	2,993	2,096	7
光	81	107	3	4,198	3,111	25
長	36	45	-	2,407	1,627	6
柳	48	47	1	1,651	1,020	1
厚	45	50	2	1,594	990	13
山口	39	26	-	1,173	900	6
山口県計	715	1,406	27	38,906	30,840	119
全管計	3,348	7,485	113	213,597	186,769	665

調査時点 平成16年6月30日

用語の説明 源泉徴収義務者とは、所得税を源泉徴収して国に納付する義務のある者をいう。

4 法 人 税

統計表を見るに当たって

この章は、平成15年2月1日から平成16年1月31日までの間に終了した事業年度についての法人課税状況及び法人数の状況から成っている。

法人課税状況は、すべての種類の法人について示してあるが、法人数は内国普通法人だけについて、業種別・資本金階級別等に、その構造を示したものである。

なお、会社標本調査は、内国普通法人のうち、活動中の会社・企業組合等の営業収入金額、益金処分の内容、交際費等の項目について標本調査の方法で調査、集計したものである。

以上の関係を図示すれば次のとおりである。

法人課税状況	法人数の状況	会社標本調査	内国普通法人		人格のない社団等
			活動中の次の法人	休業中の会社等	
			株式会社 合名会社 合資会社 有限会社 協業会社 互 会 社 療 法 人 合 業 業 組 合	特殊な法人 日本銀行 理化学研究所 証券・商品取引所 日本原子力研究所	協 同 組 合 等 公 益 法 人 等 外 国 法 人

用語の説明

1 法人の種類及び課税の範囲

- | | | | |
|---------|---------------------|----------|--|
| 内国法人・・・ | 国内に本店又は主たる事業所を有する法人 | 公共法人・・・ | 法人税法別表第1に該当する法人＝法人税の納税義務を有しない。(例：国民生活金融公庫・住宅金融公庫・地方公共団体・日本道路公団・日本放送協会) |
| | | 公益法人等・・・ | 法人税法別表第2に該当する法人＝その法人の所得のうち収益事業から生じた所得についてのみ課税される。(例：小型自動車競走会・社会福祉法人・宗教法人・学校法人・商工会議所・農業共済組合・特定非営利活動法人《NPO法人》) |
| | | 協同組合等・・・ | 法人税法別表第3に該当する法人＝課税の範囲について特例はないが、普通法人に比べ適用される税率が低い。(例：農業協同組合・漁業協同組合・労働金庫・信用金庫・森林組合) |
| | | 人格のない社団等 | 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの＝収益事業から生じた所得についてのみ課税される。 |
| | | 普通法人・・・ | 上記以外の法人＝課税の範囲について特例はない。 |
- 外国法人・・・内国法人以外の法人＝日本国内に源泉のある所得について課税される。
- 事業年度・・・法人の決算期間をいう。通常、年1回決算(決算期間12か月)する法人と、年2回決算(決算期間6か月)する法人がある。
 - 資本金・・・事業年度末(年2回決算の会社では下期の決算期)の払込済資本金額であり、資本積立金額は含まない。

法人税の税率

(平成11年4月1日以後開始事業年度)

- 1 各事業年度の所得
 - (1) 協同組合等・公益法人
所得金額の 22%
(特定の協同組合等で、年10億円を超える所得の金額 26%)
 - (2) 普通法人等
所得金額の 30%
(資本金1億円以下の法人の所得金額のうち、年800万円以下の部分 22%)
- 2 清算所得
 - (1) 協同組合等
清算所得金額の 20.5%
 - (2) 普通法人等
清算所得金額の 27.1%
- 3 同族会社の留保金
各事業年度の留保所得金額から、資本金の25%相当額からその事業年度末の利益積立金額を控除した金額、所得等の金額の35%相当額、年1,500万円のうち最も多い金額を控除した金額
 - 年3,000万円以下の金額の 10%
 - 年3,000万円を超え1億円以下の金額の 15%
 - 年1億円を超える金額の 20%

4 - 1 課 税 状 況

(1) 現事業年度分の課税状況

区 分		内 国 法						
		普 通 法 人		人 格 の な い 社 団 等		協 同 組 合 等		
		事業年度数	金 額	事業年度数	金 額	事業年度数	金 額	
税 額 合 計	平成 11 年 度	42,325	千円 337,693,829	213	千円 83,886	2,201	千円 15,255,314	
	12	43,109	359,018,313	231	86,761	2,155	12,017,472	
	13	43,850	363,668,888	357	135,117	2,107	11,048,392	
	14	43,166	300,303,358	458	164,543	2,094	8,767,515	
	15	42,274	330,467,346	481	164,662	2,070	7,684,775	
法 定 事 業 年 度 分	確定申告	所 得 金 額	41,998	1,077,430,352	485	725,617	2,155	35,834,487
		所 得 に 対 す る 税 額	41,860	323,059,715	482	166,624	2,130	7,883,346
		税 額	41,898	326,132,987	480	163,112	2,054	7,514,812
	修正申告	所 得 金 額	2,690	22,267,956	8	6,510	73	609,859
		税 額	2,668	4,005,552	8	1,619	76	134,168
	処理による増差税額のあるもの	所 得 金 額	71	28,267,768	-	-	1	993
		税 額	77	534,211	-	-	1	219
	処理による減差税額のあるもの	所 得 金 額	267	457,181	7	6,044	14	150,257
		税 額	440	937,228	7	1,329	18	43,153
	計	所 得 金 額	42,345	1,128,232,816	486	731,814	2,159	36,295,082
所 得 に 対 す る 税 額		42,208	327,368,800	483	168,174	2,134	7,984,676	
税 額		42,253	330,400,043	481	164,662	2,058	7,616,406	
清算 確定 分	所 得 金 額	20	224,829	-	-	13	331,610	
	所 得 に 対 す る 税 額	20	65,286	-	-	13	68,372	
	税 額	21	67,303	-	-	12	68,368	
税 額 合 計		42,274	330,467,346	481	164,662	2,070	7,684,775	
過 少 申 告 加 算 税		1,700	272,055	-	-	51	9,903	
無 申 告 加 算 税		172	11,733	63	2,080	9	532	
重 加 算 税		641	342,999	-	-	9	6,258	
税 額 総 計		-	331,094,132	-	166,742	-	7,701,467	

調査対象 平成15年2月1日から平成16年1月31日までの間に終了した事業年度分の実績

調査時点 平成16年6月30日

(注) 連結申告に関する計数は含まない。

人		外国法人		合計		区分		
公益法人等								
事業年度数	金額	事業年度数	金額	事業年度数	金額			
	千円		千円		千円			
776	2,055,118	1	258	45,516	355,088,405	平成11年度	税額合計	
800	1,683,916	2	26,654	46,297	372,833,116	12		
809	1,940,255	2	54,960	47,125	376,847,610	13		
906	2,017,042	4	29,639	46,628	311,282,098	14		
958	1,672,352	8	43,462	45,791	340,032,596	15		
958	7,633,844	10	150,874	45,606	1,121,775,175	所得金額	確定申告	法定事業年度分
952	1,680,494	8	43,478	45,432	332,833,657	所得に対する税額		
951	1,667,901	8	43,462	45,391	335,522,273	税額	修正申告	
32	52,702	-	-	2,803	22,937,027	所得金額		
32	12,065	-	-	2,784	4,153,404	税額	処理による増差税額のあるもの	
-	-	-	-	72	28,268,762	所得金額		
-	-	-	-	78	534,430	税額	処理による減差税額のあるもの	
5	34,852	-	-	293	648,334	所得金額		
7	7,684	-	-	472	989,394	税額	計	
965	7,652,011	10	150,874	45,965	1,173,062,598	所得金額		
959	1,684,573	8	43,478	45,792	337,249,701	所得に対する税額		
958	1,672,352	8	43,462	45,758	339,896,925	税額		
-	-	-	-	33	556,439	所得金額	清算確定分	
-	-	-	-	33	133,658	所得に対する税額		
-	-	-	-	33	135,671	税額		
958	1,672,352	8	43,462	45,791	340,032,596	税額合計		
18	959	-	-	1,769	282,917	過少申告加算税		
32	1,227	-	-	276	15,571	無申告加算税		
5	450	-	-	655	349,706	重加算税		
-	1,674,987	-	43,462	-	340,680,789	税額総計		

用語の説明 1 「清算確定分」欄の所得金額とは、法人が解散した場合における残余財産の価額が解散時における資本金額等を超える場合、その超える金額をいう。

2 税額とは、所得・留保及び土地譲渡利益に対する税額から、所得税額、外国税額などの控除額を差し引いた税額をいう。

(2) 既往事業年度分の課税状況

区 分	内 国 法									
	普 通 法 人			人 格 の な い 社 団 等			協 同 組 合 等			
	事 業 年 度 数	所 得 金 額	税 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	税 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	税 額	
	千円	千円		千円	千円		千円	千円		
法 定 事 業 年 度 分	申 告 額	3,271	14,181,001	4,465,707	333	357,487	81,121	112	696,525	155,933
	処理による増差 税額のあるもの	131	3,405,322	936,166	-	-	-	-	-	-
	処理による減差 税額のあるもの	384	11,257,635	2,223,735	6	9,118	2,043	19	62,735	15,166
清 算 確 定 分	申 告 額	-	53,500	-	-	-	-	-	-	-
	処理による増差 税額のあるもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	処理による減差 税額のあるもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-
過少申告加算税	1,390	-	207,124	5	-	204	66	-	10,203	
無申告加算税	135	-	25,762	221	-	7,773	6	-	118	
重 加 算 税	1,832	-	1,244,532	4	-	464	23	-	7,305	
合 計	-	-	4,655,555	-	-	87,519	-	-	158,393	

調査対象：平成15年1月31日以前に終了した事業年度分の事績

調査期間：平成15年7月1日から平成16年6月30日までの間に処理したもの

人			外 国 法 人			合 計			区 分	
公 益 法 人 等										
事 業 年 度 数	所 得 金 額	税 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	税 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	税 額		
	千 円	千 円		千 円	千 円		千 円	千 円		
159	239,671	53,676	-	-	-	3,875	15,474,684	4,756,438	申 告 額	法 定 事 業 年 度 分
3	-	48	-	-	-	134	3,405,322	936,215	処 理 に よ る 増 差 税 額 の あ る も の	
12	38,687	8,982	-	-	-	421	11,368,176	2,249,925	処 理 に よ る 減 差 税 額 の あ る も の	
-	-	-	-	-	-	-	53,500	-	申 告 額	清 算 確 定 分
-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 理 に よ る 増 差 税 額 の あ る も の	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 理 に よ る 減 差 税 額 の あ る も の	
23	-	1,024	-	-	-	1,484	-	218,554	過 少 申 告 加 算 税	
89	-	3,883	-	-	-	451	-	37,535	無 申 告 加 算 税	
16	-	4,196	-	-	-	1,875	-	1,256,496	重 加 算 税	
-	-	53,845	-	-	-	-	-	4,955,311	合 計	

(3) 税務署別課税状況

署名	法定事業年度分					
	所得金額		所得に対する税額	税額		
	事業年度数	金額		事業年度数	金額	
		千円	千円	千円		
鳥取県計	取子	1,683	25,150,512	7,002,230	1,672	6,900,080
	倉吉	1,579	18,526,483	5,066,307	1,584	5,128,762
	鳥取	696	6,674,408	1,729,952	694	1,748,118
	計	3,958	50,351,403	13,798,490	3,950	13,776,960
松江市	江田	1,661	53,676,637	15,376,053	1,657	15,165,338
	雲田	657	7,164,118	1,952,835	654	1,965,986
	益田	1,086	20,863,917	5,903,422	1,086	5,917,875
	大田	444	5,823,634	1,609,872	449	1,633,422
	東郷	272	3,109,768	839,057	268	832,849
	西郷	443	4,340,489	1,187,810	443	1,178,095
	根	124	1,623,136	448,778	123	450,730
計	4,687	96,601,700	27,317,827	4,680	27,144,294	
岡山県計	山西	2,391	85,148,474	24,740,472	2,372	26,255,919
	寺島	2,464	47,619,247	13,502,037	2,453	13,683,464
	敷島	545	12,447,021	3,594,265	539	3,604,313
	山	542	10,052,373	2,847,422	534	2,892,356
	玉津	2,032	45,362,290	13,026,922	2,032	12,359,633
	野山	444	11,233,245	3,269,405	442	3,459,485
	笠岡	1,094	19,255,614	5,477,177	1,097	5,786,617
	高梁	369	5,255,668	1,478,864	371	1,520,733
	瀬戸	527	24,845,731	7,121,220	524	6,941,973
	久世	270	4,337,933	1,245,305	267	1,257,648
	山	240	6,128,810	1,754,002	238	1,940,822
	岡	538	6,936,575	1,930,842	534	1,997,741
	計	314	2,800,813	772,669	313	804,635
	計	11,770	281,423,795	80,760,603	11,716	82,505,340
広島県計	東南	1,966	142,266,918	41,534,377	1,952	41,516,257
	西北	1,107	32,315,276	9,120,448	1,102	9,032,360
	北	2,818	124,659,964	36,473,699	2,806	36,006,171
	呉	1,735	22,971,921	6,419,537	1,725	6,629,996
	竹原	1,270	20,911,222	5,935,854	1,265	6,218,641
	三原	378	4,668,165	1,296,734	379	1,315,659
	尾道	548	9,262,342	2,604,424	544	2,725,695
	府中	1,009	12,955,770	3,586,762	1,003	3,631,213
	三庄	2,542	70,754,420	20,524,463	2,525	21,276,798
	西条	651	15,012,301	4,261,359	653	4,275,782
	市田	368	4,692,319	1,308,245	366	1,327,887
	日田	237	3,697,549	1,002,404	238	1,024,448
	吉田	743	37,308,444	10,989,392	735	12,120,942
	計	1,122	17,103,794	4,831,932	1,120	4,856,121
計	973	25,913,417	7,874,199	973	8,186,057	
計	209	1,870,426	504,708	207	516,457	
計	17,676	546,364,250	158,268,539	17,593	160,660,481	
山口県計	関部	1,749	41,047,028	11,798,694	1,736	11,387,582
	萩	1,228	37,932,017	11,009,193	1,213	10,845,869
	山府	963	50,807,041	14,941,078	959	14,735,600
	徳防	282	4,846,452	1,329,163	279	1,326,552
	岩国	1,197	32,251,290	9,377,526	1,190	8,688,713
	光	524	7,953,441	2,230,336	521	2,313,963
	長門	752	10,686,548	2,946,752	752	3,012,113
	柳井	434	5,125,987	1,429,269	430	1,445,272
	厚狭	244	2,685,846	705,868	240	710,516
	山口	292	2,858,305	756,022	289	760,505
	計	209	2,127,494	580,340	210	583,165
	計	7,874	198,321,450	57,104,242	7,819	55,809,850
	全管計	45,965	1,173,062,598	337,249,701	45,758	339,896,925

(注) 「(1) 現事業年度分の課税状況」を署別に示したものである。

清算確定分		税額	税額合計	税額総計	署名	
所得金額						
事業年度数	金額	金額	金額	金額		
4	3,516	927	6,901,008	6,915,123	鳥米倉島 取 計	
-	-	451	5,129,213	5,142,354		
1	2,725	559	1,748,677	1,750,797		
5	6,242	1,937	13,778,898	13,808,275		
1	731	198	15,165,536	15,185,034		松 江 田 浜 雲 田 出 益 大 石 見 東 大 郷 西 計
-	-	-	1,965,986	1,969,244		
-	-	-	5,917,875	5,938,540		
-	-	-	1,633,422	1,644,270		
-	-	-	832,849	833,943		
-	-	-	1,178,095	1,179,027		
-	-	-	450,730	451,282		
1	731	198	27,144,492	27,201,338		
-	-	-	26,255,919	26,296,651		
-	-	-	13,683,464	13,702,667	岡 山 東 岡 山 西 西 寺 児 島 倉 敷 玉 島 津 山 玉 野 笠 岡 高 梁 新 見 瀬 戸 久 世 岡 山 計	
1	312,336	64,029	3,668,342	3,674,075		
1	112	23	2,892,379	2,910,483		
1	69	19	12,359,651	12,390,537		
1	40,280	10,916	3,470,400	3,476,411		
-	-	-	5,786,617	5,809,153		
-	-	-	1,520,733	1,551,223		
1	1,693	345	6,942,318	6,957,717		
1	1,348	276	1,257,924	1,259,495		
-	-	-	1,940,822	1,941,405		
-	-	-	1,997,741	2,000,696		
-	-	-	804,635	807,181		
6	355,838	75,607	82,580,946	82,777,693		
2	2,171	469	41,516,726	41,549,962		広 島 東 広 島 南 広 島 西 広 島 北 竹 原 三 尾 福 府 三 庄 西 日 甘 海 吉 島 計
-	-	-	9,032,360	9,044,519		
-	-	-	36,006,171	36,067,478		
2	910	246	6,630,242	6,659,191		
2	1,888	487	6,219,128	6,235,219		
1	3,307	896	1,316,555	1,318,437		
-	-	-	2,725,695	2,736,140		
1	5,294	1,085	3,632,298	3,647,964		
3	14,807	2,202	21,279,000	21,316,366		
1	3,671	1,358	4,277,140	4,295,852		
-	-	-	1,327,887	1,330,644		
-	-	-	1,024,448	1,025,344		
-	-	-	12,120,942	12,128,216		
1	219	59	4,856,180	4,874,283		
-	-	-	8,186,057	8,207,413		
-	-	-	516,457	517,642		
13	32,267	6,803	160,667,284	160,954,669		
1	1,643	445	11,388,027	11,404,896	下 関 宇 部 山 口 萩 山 徳 防 府 防 岩 国 光 門 長 柳 井 厚 山 狹 山 口 計	
2	10,610	2,875	10,848,744	10,855,492		
2	1,059	245	14,735,844	14,750,578		
-	-	-	1,326,552	1,328,676		
-	-	-	8,688,713	8,707,536		
1	4,856	1,360	2,315,323	2,320,283		
2	143,193	46,201	3,058,314	3,065,493		
-	-	-	1,445,272	1,447,601		
-	-	-	710,516	712,254		
-	-	-	760,505	761,551		
-	-	-	583,165	584,454		
8	161,361	51,126	55,860,976	55,938,814		
33	556,439	135,671	340,032,596	340,680,789		全 管 計

4 - 2 法 人 数

(1) 法人数等

区 分			法人数	所 得 金 額			
				利 益		欠 損	
				事業年度数	金 額	事業年度数	金 額
内 国 法 人	普 通 法 人	会 社 等	146,001	40,509	1,069,357,761	106,903	538,695,427
		企 業 組 合	161	27	189,400	142	1,787,594
		相 互 会 社	-	-	-	-	-
		医 療 法 人	3,113	1,804	58,684,345	1,322	8,274,625
		特 定 目 的 会 社	2	2	515	1	264
		中 間 法 人	10	3	795	7	14,401
		小 計	149,287	42,345	1,128,232,816	108,375	548,772,312
		人 格 の な い 社 団 等	860	486	731,814	382	402,093
	協 同 組 合 等	農 業 協 同 組 合 会 及 び 同 連 合 会	260	124	6,959,209	140	10,214,415
		消 費 生 活 協 同 組 合 会 及 び 同 連 合 会	39	24	1,723,632	16	717,561
		中 小 企 業 協 同 組 合 (企 業 組 合 を 除 く 。)	1,475	793	4,110,398	699	1,131,633
		合 及 び 同 連 合 会	300	135	1,261,165	170	968,851
		森 林 組 合 、 同 連 合 会 及 び 生 産 森 林 組 合	363	155	1,023,420	209	167,698
		そ の 他	1,854	928	21,217,258	959	13,388,668
	小 計	4,291	2,159	36,295,082	2,193	26,588,826	
	公 益 法 人 等	2,000	965	7,652,011	1,041	4,918,115	
外 国 法 人 等			32	10	150,874	22	272,017
合 計			156,470	45,965	1,173,062,598	112,013	580,953,363

調査対象 平成15年2月1日から平成16年1月31日までの間に終了した事業年度分について、平成16年6月30日までに申告又は処理（更正・決定等）をしたもの。

（注） この表には、清算中の法人及び連結申告に関する計数は含まれていない。

(2) 税務署別法人数

署名	内 国 法 人											外国人	合計
	普 通 法 人							人格のない社 団等	協同 組合等	公益 法人等			
	会社等	企業組合	相互会社	医療法人	特定目的 法人	中間法人	小計						
鳥取	4,099	5	-	103	-	-	4,207	28	235	100	-	4,570	
米子	4,180	4	-	133	-	-	4,317	28	155	75	1	4,576	
倉吉	1,862	4	-	62	-	-	1,928	19	105	30	-	2,082	
鳥取県計	10,141	13	-	298	-	-	10,452	75	495	205	1	11,228	
松江	4,342	2	-	109	-	1	4,454	27	251	145	-	4,877	
浜出	1,814	2	-	31	-	1	1,848	33	111	42	-	2,034	
益田	2,654	2	-	89	-	-	2,745	25	128	52	2	2,952	
石見	1,304	4	-	21	-	-	1,329	14	53	23	-	1,419	
大田	636	1	-	18	-	-	655	9	56	15	-	735	
大東	936	1	-	20	-	-	957	19	84	18	-	1,078	
西郷	343	-	-	2	-	-	345	3	40	11	-	399	
鳥根県計	12,029	12	-	290	-	2	12,333	130	723	306	2	13,494	
岡山	7,745	3	-	139	-	1	7,888	35	241	112	2	8,278	
山西	7,665	6	-	137	-	-	7,808	30	151	59	-	8,048	
西大	1,787	3	-	51	-	-	1,841	6	35	13	-	1,895	
児倉	1,920	2	-	42	-	-	1,964	2	62	28	-	2,056	
倉敷	7,062	6	-	149	-	1	7,218	27	115	59	2	7,421	
玉島	1,589	6	-	48	-	1	1,644	6	36	21	-	1,707	
津島	3,771	4	-	60	-	-	3,835	21	164	59	1	4,080	
玉野	1,111	1	-	36	-	-	1,148	2	31	17	1	1,199	
笠岡	1,841	5	-	37	-	-	1,883	13	62	26	-	1,984	
高梁	769	-	-	20	-	-	789	14	28	22	-	853	
新見	592	-	-	11	-	-	603	5	30	9	-	647	
瀬戸	1,997	2	-	53	-	-	2,052	16	65	22	-	2,155	
久世	792	2	-	23	-	-	817	12	38	11	-	878	
岡山県計	38,641	40	-	806	-	3	39,490	189	1,058	458	6	41,201	
広島	6,591	11	-	93	-	-	6,695	36	122	131	1	6,985	
広島	3,798	6	-	72	-	1	3,877	12	76	36	1	4,002	
広島	9,581	9	-	125	-	-	9,715	27	156	89	7	9,994	
広島	6,427	4	-	121	-	-	6,552	27	110	37	1	6,727	
呉	4,520	3	-	92	1	-	4,616	23	98	42	4	4,783	
竹原	1,291	4	-	34	-	-	1,329	3	27	15	1	1,375	
三原	1,885	6	-	34	-	-	1,925	8	54	23	-	2,010	
尾道	3,512	4	-	69	-	-	3,585	18	76	41	-	3,720	
福山	9,229	9	-	148	-	1	9,387	24	168	92	-	9,671	
府中	2,334	4	-	43	-	-	2,381	20	72	26	1	2,500	
三ツ庄	1,119	2	-	24	-	-	1,145	8	35	15	-	1,203	
西条	653	-	-	18	-	-	671	4	27	7	-	709	
廿日	2,407	1	-	66	-	1	2,475	11	57	23	-	2,566	
海田	4,449	4	-	100	-	-	4,553	13	59	37	3	4,665	
吉田	3,260	2	-	67	-	-	3,329	8	31	14	1	3,383	
広島	666	-	-	9	-	-	675	8	29	5	-	717	
広島県計	61,722	69	-	1,115	1	3	62,910	250	1,197	633	20	65,010	
下関	5,495	3	-	118	1	-	5,617	21	166	77	1	5,882	
宇部	3,497	6	-	113	-	-	3,616	22	86	34	2	3,760	
山口	2,725	4	-	73	-	1	2,803	52	134	108	-	3,097	
萩	926	5	-	30	-	1	962	19	54	24	-	1,059	
徳山	3,531	-	-	72	-	-	3,603	21	91	51	-	3,766	
防府	1,507	2	-	45	-	-	1,554	9	56	26	-	1,645	
岩国	2,373	2	-	79	-	-	2,454	22	69	26	-	2,571	
光	1,251	3	-	30	-	-	1,284	9	41	16	-	1,350	
長門	632	2	-	16	-	-	650	16	45	17	-	728	
柳井	861	-	-	12	-	-	873	6	45	13	-	937	
厚狭	670	-	-	16	-	-	686	19	31	6	-	742	
山口県計	23,468	27	-	604	1	2	24,102	216	818	398	3	25,537	
全管計	146,001	161	-	3,113	2	10	149,287	860	4,291	2,000	32	156,470	

(注) 「(1) 法人数等」のうち法人数について署別に示したものである。

(3) 業種別、資本金階級別法人数等(その1)

業 種	法 人 数	利 益 計 上 法 人		欠 損 法 人	
		事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	欠 損 金 額
			千円		千円
食 料 品	3,299	808	23,543,354	2,524	12,629,375
製糸、紡績、ねん糸	77	12	8,774,948	65	171,652
織 物	189	40	1,634,503	152	996,805
二 ツ ト	31	5	13,273	26	50,127
染 色 整 理	84	28	2,269,134	56	322,180
その他の繊維工業	172	41	420,080	133	529,988
衣服その他の繊維製品	2,020	361	10,705,186	1,686	7,664,290
製 木 材、木 製 品	1,057	231	9,903,867	838	5,186,292
家 具、装 備 品	982	180	1,614,436	811	5,546,903
パルプ、紙、紙製品	325	138	6,262,747	190	714,838
新聞、出版、印刷	1,412	402	11,655,054	1,023	2,904,812
化 学 工 業	370	173	48,703,094	201	4,536,730
石 油 製 品	49	28	1,635,496	24	115,705
石 炭 製 品	7	1	6,473	6	-
造 ゴ ム 製 品	154	60	7,059,064	99	361,667
皮 革、皮 革 製 品	30	6	197,113	24	53,507
窯業、土石製品	1,262	378	16,918,077	896	16,634,185
鉄 鋼	540	155	6,184,869	391	1,583,306
非 鉄 金 属	101	41	3,468,542	60	205,620
金 属 製 品	2,129	622	21,275,456	1,523	6,022,844
機 械	2,341	683	19,937,149	1,687	15,288,227
業 産 業 用 電 気 機 械 器 具	744	260	23,977,394	488	6,683,248
民 生 用 電 気 機 械 器 具	239	85	7,285,374	158	9,661,638
通 信 機 械 器 具	74	25	4,317,465	51	111,952
輸 送 用 機 械 器 具	1,499	507	32,784,622	1,005	9,140,724
理 化 学 機 械 器 具	81	28	2,294,088	53	120,576
光 学 機 械 器 具	25	8	107,145	17	597,421
時 計、時 計 部 品	2	-	-	2	611
そ の 他	1,706	490	17,039,498	1,237	3,319,176
計	21,001	5,796	289,987,503	15,426	111,154,401

調査対象 平成15年2月1日から平成16年1月31日までの間に事業年度が終了した内国普通法人

調査時点 平成16年6月30日

資 本 金 階 級 別 法 人 数											
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以 上	2000万円 以 上	5000万円 以 上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上
25	17	1,212	487	1,100	314	104	35	1	4	-	-
-	-	27	9	29	4	5	1	-	-	-	2
2	1	56	28	80	17	5	-	-	-	-	-
-	-	9	6	12	4	-	-	-	-	-	-
-	-	26	8	35	9	5	1	-	-	-	-
1	-	65	18	65	17	4	2	-	-	-	-
1	6	847	230	752	144	29	8	1	2	-	-
5	5	345	186	367	111	30	7	-	-	1	-
5	1	431	171	289	64	18	3	-	-	-	-
-	1	86	42	126	46	16	5	2	1	-	-
7	1	578	168	502	119	30	6	1	-	-	-
-	-	62	25	152	56	24	25	4	16	1	5
-	-	8	1	18	11	7	4	-	-	-	-
-	-	1	-	3	3	-	-	-	-	-	-
-	-	55	13	52	20	5	8	-	1	-	-
-	-	9	4	12	1	3	1	-	-	-	-
3	-	358	170	430	213	58	21	2	5	-	2
1	-	212	92	149	52	20	11	1	2	-	-
-	-	39	10	30	8	8	5	-	-	-	1
1	1	891	345	636	182	42	27	1	1	2	-
1	2	838	323	852	223	65	22	4	10	1	-
3	-	265	79	277	72	22	21	3	1	1	-
-	-	64	26	87	35	9	15	1	1	1	-
-	-	26	8	31	5	1	3	-	-	-	-
3	-	655	205	423	124	55	27	1	5	-	1
-	1	23	14	28	12	1	1	-	-	1	-
-	-	11	4	7	3	-	-	-	-	-	-
-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
14	1	767	229	522	132	30	10	1	-	-	-
72	37	7,967	2,901	7,067	2,001	596	269	23	49	8	11

(3) 業種別、資本金階級別法人数等(その2)

業 種		法 人 数	利 益 計 上 法 人		欠 損 法 人	
			事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	欠 損 金 額
卸 売 業	飲 食 料 品	3,017	891	16,445,129	2,165	16,132,028
	織 維 品	932	228	6,693,015	713	3,138,813
	建 築 材 料	2,426	703	7,703,879	1,743	6,218,267
	家具、建具、じゅう器	390	103	23,469,546	292	1,164,043
	医 薬 品、化 粧 品	429	143	8,782,942	291	1,534,666
	機 械 器 具	2,958	1,076	31,778,490	1,909	8,887,113
	鉱 物、金 属 材 料	599	238	6,634,509	370	3,264,806
	貿 易	307	85	1,917,548	227	1,305,940
	そ の 他	2,853	1,015	21,738,964	1,865	6,242,611
	計	13,911	4,482	125,164,020	9,575	47,888,286
小 売 業	飲 食 料 品	5,928	1,024	11,039,345	4,986	15,687,194
	織 物	693	92	562,819	609	1,350,318
	衣 服、身 回 り 品	2,799	490	59,811,359	2,325	6,229,265
	家具、建具、じゅう器	2,939	504	7,623,761	2,460	5,821,541
	医 薬 品、化 粧 品	2,306	774	9,952,176	1,558	3,547,472
	百 貨 店	268	76	17,489,149	195	4,429,577
	趣 味、娯 楽 用 品	1,267	274	2,962,419	1,004	2,431,437
	そ の 他	9,022	2,565	32,460,922	6,540	17,140,758
計	25,222	5,799	141,901,949	19,677	56,637,564	
建 設 業	総 合 建 設	15,984	5,155	58,696,448	10,993	47,812,802
	職 別 建 設	14,503	3,653	32,218,224	10,970	29,664,809
	計	30,487	8,808	90,914,673	21,963	77,477,611
運 輸 通 信 公 益 電 気 事 業	鉄 道	12	6	466,654	6	4,447
	道 路 旅 客 運 送	667	220	6,006,813	450	2,114,805
	道 路 貨 物 運 送	3,280	1,137	20,971,940	2,173	6,173,410
	水 運	901	217	5,766,221	697	10,084,825
	倉 庫	183	78	2,125,622	106	280,486
	放 送	92	40	56,126,105	53	836,387
	電 気 供 給	9	5	86,567,072	5	912,677
	ガ ス・熱 供 給	38	22	3,230,177	17	815,181
	その他の運輸、運輸 附帯サービス、水道	567	219	4,991,883	359	2,324,164
	計	5,749	1,944	186,252,487	3,866	23,546,382

資 本 金 階 級 別 法 人 数											
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以 上	2000万円 以 上	5000万円 以 上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上
6	7	1,004	389	1,186	316	87	20	2	-	-	-
2	1	242	105	466	87	19	7	1	2	-	-
2	2	792	325	1,015	235	42	13	-	-	-	-
1	-	120	42	173	48	4	-	1	1	-	-
-	2	170	47	175	23	5	3	1	3	-	-
4	3	842	266	1,362	317	80	73	5	6	-	-
-	-	153	44	286	87	17	11	-	1	-	-
2	-	134	21	112	26	8	4	-	-	-	-
6	5	942	343	1,205	288	48	15	1	-	-	-
23	20	4,399	1,582	5,980	1,427	310	146	11	13	-	-
44	22	3,508	959	1,132	193	46	22	1	1	-	-
2	3	292	135	226	30	4	1	-	-	-	-
15	9	1,469	466	693	121	18	5	-	2	-	1
10	6	1,511	427	861	105	10	7	1	-	-	1
12	4	1,460	367	396	53	10	4	-	-	-	-
-	1	86	38	73	29	16	19	-	5	-	1
6	1	615	187	395	50	10	2	1	-	-	-
46	17	4,491	1,371	2,463	505	107	17	3	2	-	-
135	63	13,432	3,950	6,239	1,086	221	77	6	10	-	3
31	9	5,953	2,804	3,350	3,464	309	53	7	3	1	-
23	7	7,947	2,244	3,097	1,093	76	14	-	2	-	-
54	16	13,900	5,048	6,447	4,557	385	67	7	5	1	-
-	-	1	1	3	1	-	4	2	-	-	-
1	-	247	99	206	73	20	17	2	1	-	1
5	4	1,197	578	1,151	277	53	13	-	1	-	1
1	2	248	150	333	125	25	13	3	1	-	-
-	-	44	17	70	33	15	2	1	1	-	-
-	1	16	1	15	9	4	29	6	9	1	1
-	-	2	-	2	-	-	-	-	3	1	1
-	-	8	4	9	3	5	8	-	1	-	-
2	1	165	71	225	65	30	5	2	1	-	-
9	8	1,928	921	2,014	586	152	91	16	18	2	4

(3) 業種別、資本金階級別法人数等(その3)

業 種		法 人 数	利 益 計 上 法 人		欠 損 法 人	
			事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	欠 損 金 額
サ ー ビ ス 業	対個人サービス	4,134	1,028	11,576,316	3,145	6,653,681
	対事業所サービス	6,339	2,074	35,289,272	4,340	16,484,998
	映 画	82	13	112,019	69	185,407
	娯 楽	1,569	412	22,590,821	1,169	52,789,944
	その他のサービス業	12,470	4,675	95,151,908	7,882	25,670,848
	自動車修理	2,508	660	2,794,419	1,864	3,022,641
	その他の修理	1,080	304	2,982,421	785	1,222,684
	計	28,182	9,166	170,497,176	19,254	106,030,203
料 理 飲 食 旅 館 業	料理、飲食店	5,476	802	6,901,814	4,739	12,304,003
	旅 館	1,405	278	2,669,191	1,140	16,580,901
	計	6,881	1,080	9,571,005	5,879	28,884,905
農 林 業 水 産 業	農 林	1,007	247	7,023,437	770	3,631,073
	漁業、水産養殖	347	58	398,791	290	1,805,659
	計	1,354	305	7,422,228	1,060	5,436,732
鉱 業	金 属 ・ 石 炭	11	3	189,653	8	41,670
	原油、天然ガス	-	-	-	-	-
	非 金 属	352	108	1,877,514	246	1,553,793
	計	363	111	2,067,166	254	1,595,463
金 融 保 險 業	銀行、信託	32	26	49,956,774	8	35,846,585
	その他の金融	470	128	4,713,598	351	2,066,413
	証券、商品取引	67	14	248,733	53	1,088,377
	保険、保険サービス	1,331	456	1,764,935	882	1,294,690
	計	1,900	624	56,684,040	1,294	40,296,065
不 動 産 業	13,890	4,133	36,184,407	9,870	48,732,405	
そ の 他 の 産 業	347	97	11,586,163	257	1,092,295	
合 計	149,287	42,345	1,128,232,816	108,375	548,772,312	

資 本 金 階 級 別 法 人 数											
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以 上	2000万円 以 上	5000万円 以 上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上
38	14	2,498	574	763	187	45	15	-	-	-	-
95	26	3,150	612	1,940	361	90	53	3	8	1	-
1	-	35	6	29	7	3	1	-	-	-	-
6	1	537	234	490	168	71	44	8	8	1	1
135	32	5,330	1,986	3,683	991	231	70	5	7	-	-
3	1	1,413	433	566	79	12	1	-	-	-	-
-	-	674	130	237	32	6	1	-	-	-	-
278	74	13,637	3,975	7,708	1,825	458	185	16	23	2	1
9	8	3,510	849	875	175	38	9	2	1	-	-
3	2	541	257	358	131	51	51	3	6	2	-
12	10	4,051	1,106	1,233	306	89	60	5	7	2	-
33	26	490	197	147	70	33	9	2	-	-	-
1	2	176	90	50	19	7	2	-	-	-	-
34	28	666	287	197	89	40	11	2	-	-	-
-	-	1	3	4	1	1	1	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	1	95	53	121	62	16	3	-	-	-	-
1	1	96	56	125	63	17	4	-	-	-	-
-	2	-	-	20	-	-	-	-	-	2	8
-	-	167	47	169	60	14	10	2	-	1	-
-	-	25	5	15	7	5	7	1	2	-	-
20	1	927	78	261	26	7	11	-	-	-	-
20	3	1,119	130	465	93	26	28	3	2	3	8
103	41	7,387	1,898	3,414	730	182	112	11	8	3	1
19	3	149	38	88	35	6	4	2	1	-	2
760	304	68,731	21,892	40,977	12,798	2,482	1,054	102	136	21	30

(4) 県別業種別、資本金階級別法人数等(その1)

県	業種	法人数	利益計上法人		欠損法人		
			事業年度数	所得金額	事業年度数	欠損金額	
			千円		千円		
鳥取県	製造業	1,409	434	9,951,651	995	15,209,387	
	卸売業	915	355	5,303,655	568	3,264,414	
	小売業	1,931	586	4,848,351	1,365	3,418,751	
	建設業	2,292	858	6,723,626	1,459	10,074,200	
	運輸通信公益事業	319	120	4,184,316	201	493,242	
	サービス業	1,890	712	8,981,919	1,187	4,405,655	
	料理飲食旅館業	577	102	533,550	481	1,729,868	
	農林水産業	156	44	316,689	113	520,745	
	鉱業	30	12	49,075	18	57,093	
	金融保険業	132	55	2,925,175	78	351,416	
根島県	不動産業	772	284	1,776,271	493	1,604,054	
	その他の産業	29	6	38,341	24	117,749	
	合計	10,452	3,568	45,632,621	6,982	41,246,574	
	岡山県	製造業	1,733	479	18,749,594	1,268	12,327,289
		卸売業	986	351	6,135,916	645	2,016,191
		小売業	2,529	730	7,553,015	1,827	4,576,224
		建設業	2,595	916	14,147,142	1,710	7,255,857
		運輸通信公益事業	418	156	3,212,643	268	871,026
		サービス業	2,114	816	13,097,945	1,320	5,972,226
		料理飲食旅館業	714	125	587,706	598	1,784,179
農林水産業		253	61	523,698	195	994,182	
鉱業		72	25	495,896	48	271,440	
金融保険業		146	72	23,862,701	79	518,379	
岡山県	不動産業	727	297	2,054,733	435	872,738	
	その他の産業	46	21	235,766	26	55,601	
	合計	12,333	4,049	90,656,757	8,419	37,515,335	
	岡山県	製造業	6,031	1,594	95,290,953	4,506	24,852,942
		卸売業	3,432	1,059	20,055,880	2,410	9,235,343
		小売業	6,671	1,412	26,218,386	5,329	13,807,680
		建設業	8,245	2,564	19,494,171	5,752	13,942,595
		運輸通信公益事業	1,560	497	14,021,210	1,077	6,916,928
		サービス業	7,367	2,323	49,602,929	5,104	19,865,858
		料理飲食旅館業	1,729	247	4,691,039	1,502	7,260,298
農林水産業		275	53	5,215,368	224	1,435,378	
鉱業		109	32	819,865	78	424,858	
金融保険業		514	167	17,626,472	356	1,337,224	
岡山県	不動産業	3,466	974	7,895,307	2,521	13,391,318	
	その他の産業	91	26	10,547,126	68	223,739	
	合計	39,490	10,948	271,478,705	28,927	112,694,161	

調査対象 平成15年2月1日から平成16年1月31日までの間に事業年度が終了した内国普通法人

調査時点 平成16年6月30日

資 本 金 階 級 別 法 人 数											
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以 上	2000万円 以 上	5000万円 以 上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上
7	3	545	245	367	165	48	22	1	5	1	-
2	-	317	150	296	112	21	17	-	-	-	-
15	7	1,065	364	357	89	21	13	-	-	-	-
3	1	903	494	366	488	33	4	-	-	-	-
1	-	127	66	85	24	4	12	-	-	-	-
8	4	911	442	387	93	27	15	2	1	-	-
-	-	346	106	81	28	8	7	-	1	-	-
1	1	87	25	27	10	4	1	-	-	-	-
-	-	9	5	8	2	3	3	-	-	-	-
-	-	86	12	21	6	2	3	1	-	1	-
11	3	443	100	152	47	4	12	-	-	-	-
1	1	16	4	4	3	-	-	-	-	-	-
49	20	4,855	2,013	2,151	1,067	175	109	4	7	2	-
13	4	662	358	416	194	63	22	-	1	-	-
3	2	339	216	296	93	23	13	1	-	-	-
12	10	1,324	578	445	125	26	7	-	2	-	-
5	3	993	632	373	545	38	6	-	-	-	-
2	3	176	90	96	33	8	9	1	-	-	-
17	6	1,025	425	435	144	34	25	2	1	-	-
3	1	365	174	103	40	18	10	-	-	-	-
5	4	109	64	37	20	10	3	1	-	-	-
-	-	25	17	17	13	-	-	-	-	-	-
1	-	81	17	34	8	1	2	-	-	1	1
11	2	393	127	104	60	16	13	1	-	-	-
3	-	20	5	10	7	-	1	-	-	-	-
75	35	5,512	2,703	2,366	1,282	237	111	6	4	1	1
16	11	2,244	792	2,165	555	161	68	7	10	-	2
11	8	1,078	364	1,510	364	65	29	3	-	-	-
36	15	3,560	1,003	1,726	267	44	14	1	5	-	-
15	3	3,766	1,181	1,758	1,360	141	17	1	2	1	-
1	-	443	281	589	169	37	30	4	6	-	-
101	34	3,503	1,032	2,149	390	110	38	1	7	1	1
3	4	1,025	250	319	85	20	17	3	3	-	-
8	6	145	58	30	18	6	4	-	-	-	-
1	1	24	13	46	19	5	-	-	-	-	-
6	1	304	28	136	22	7	7	1	-	-	2
22	10	1,772	526	872	185	50	22	3	3	1	-
7	-	34	8	28	9	2	-	2	-	-	1
227	93	17,898	5,536	11,328	3,443	648	246	26	36	3	6

(4) 県別業種別、資本金階級別法人数等(その2)

県	業種	法人数	利益計上法人		欠損法人	
			事業年度数	所得金額	事業年度数	欠損金額
広島県	製造業	9,277	2,538	107,470,482	6,828	39,922,055
	卸売業	6,107	1,866	75,875,624	4,294	26,043,819
	小売業	9,784	2,054	54,878,240	7,818	24,001,880
	建設業	11,712	2,872	36,353,940	8,937	28,700,320
	運輸通信公益事業	2,511	800	155,579,277	1,738	10,598,338
	サービス業	12,324	3,746	69,134,445	8,691	52,717,310
	料理飲食旅館業	2,787	408	2,405,088	2,410	13,740,071
	農林水産業	487	113	1,256,150	378	1,852,320
	鉱業	87	23	261,708	64	633,492
	金融保険業	788	210	3,662,610	580	37,619,750
	不動産業	6,920	1,957	20,460,251	5,018	29,180,153
その他の産業	126	27	672,006	99	628,469	
合計	62,910	16,614	528,009,823	46,855	265,637,983	
山口県	製造業	2,551	751	58,524,824	1,829	18,842,730
	卸売業	2,471	851	17,792,943	1,658	7,328,521
	小売業	4,307	1,017	48,403,955	3,338	10,833,028
	建設業	5,643	1,598	14,195,793	4,105	17,504,636
	運輸通信公益事業	941	371	9,255,036	582	4,666,844
	サービス業	4,487	1,569	29,679,936	2,952	23,069,151
	料理飲食旅館業	1,074	198	1,353,623	888	4,370,486
	農林水産業	183	34	110,323	150	634,109
	鉱業	65	19	440,620	46	208,578
	金融保険業	320	120	8,607,083	201	469,298
	不動産業	2,005	621	3,997,841	1,403	3,684,140
その他の産業	55	17	92,924	40	66,737	
合計	24,102	7,166	192,454,909	17,192	91,678,258	
局計	製造業	21,001	5,796	289,987,503	15,426	111,154,401
	卸売業	13,911	4,482	125,164,020	9,575	47,888,286
	小売業	25,222	5,799	141,901,949	19,677	56,637,564
	建設業	30,487	8,808	90,914,673	21,963	77,477,611
	運輸通信公益事業	5,749	1,944	186,252,487	3,866	23,546,382
	サービス業	28,182	9,166	170,497,176	19,254	106,030,203
	料理飲食旅館業	6,881	1,080	9,571,005	5,879	28,884,905
	農林水産業	1,354	305	7,422,228	1,060	5,436,732
	鉱業	363	111	2,067,166	254	1,595,463
	金融保険業	1,900	624	56,684,040	1,294	40,296,065
	不動産業	13,890	4,133	36,184,407	9,870	48,732,405
その他の産業	347	97	11,586,163	257	1,092,295	
合計	149,287	42,345	1,128,232,816	108,375	548,772,312	

資 本 金 階 級 別 法 人 数											
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以 上	2000万円 以 上	5000万円 以 上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上
23	16	3,584	1,151	3,301	821	238	104	11	20	4	4
5	5	1,833	556	2,871	603	151	65	5	13	-	-
52	19	5,164	1,312	2,685	409	103	33	3	1	-	3
22	5	5,632	1,780	2,768	1,363	110	26	3	3	-	-
3	4	891	342	918	242	69	22	6	8	2	4
111	25	6,053	1,271	3,623	935	211	74	8	12	1	-
4	3	1,733	382	516	104	21	19	1	2	2	-
16	16	225	100	82	28	17	3	-	-	-	-
-	-	25	9	35	15	3	-	-	-	-	-
10	1	454	49	208	37	11	11	1	2	1	3
40	16	3,720	857	1,803	333	86	54	3	5	2	1
4	1	55	15	32	12	2	3	-	1	-	1
290	111	29,369	7,824	18,842	4,902	1,022	414	41	67	12	16
13	3	932	355	818	266	86	53	4	13	3	5
2	5	832	296	1,007	255	50	22	2	-	-	-
20	12	2,319	693	1,026	196	27	10	2	2	-	-
9	4	2,606	961	1,182	801	63	14	3	-	-	-
2	1	291	142	326	118	34	18	5	4	-	-
41	5	2,145	805	1,114	263	76	33	3	2	-	-
2	2	582	194	214	49	22	7	1	1	-	-
4	1	100	40	21	13	3	-	1	-	-	-
-	-	13	12	19	14	6	1	-	-	-	-
3	1	194	24	66	20	5	5	-	-	-	2
19	10	1,059	288	483	105	26	11	4	-	-	-
4	1	24	6	14	4	2	-	-	-	-	-
119	45	11,097	3,816	6,290	2,104	400	174	25	22	3	7
72	37	7,967	2,901	7,067	2,001	596	269	23	49	8	11
23	20	4,399	1,582	5,980	1,427	310	146	11	13	-	-
135	63	13,432	3,950	6,239	1,086	221	77	6	10	-	3
54	16	13,900	5,048	6,447	4,557	385	67	7	5	1	-
9	8	1,928	921	2,014	586	152	91	16	18	2	4
278	74	13,637	3,975	7,708	1,825	458	185	16	23	2	1
12	10	4,051	1,106	1,233	306	89	60	5	7	2	-
34	28	666	287	197	89	40	11	2	-	-	-
1	1	96	56	125	63	17	4	-	-	-	-
20	3	1,119	130	465	93	26	28	3	2	3	8
103	41	7,387	1,898	3,414	730	182	112	11	8	3	1
19	3	149	38	88	35	6	4	2	1	-	2
760	304	68,731	21,892	40,977	12,798	2,482	1,054	102	136	21	30

(5) 税務署別、資本金階級別法人数等

署名	法人数	利益計上法人		欠損法人		
		事業年度数	所得金額	事業年度数	欠損金額	
			千円	千円		
鳥取県	取子	4,207	1,507	23,202,120	2,739	13,650,771
	米倉	4,317	1,438	16,958,921	2,921	23,540,994
	倉吉	1,928	623	5,471,580	1,322	4,054,809
	計	10,452	3,568	45,632,621	6,982	41,246,574
松山県	江田	4,454	1,415	49,867,284	3,076	12,359,504
	出雲	1,848	562	6,779,763	1,315	10,300,923
	大田	2,745	967	20,108,831	1,807	6,147,375
	石見	1,329	393	5,587,119	944	3,745,927
	大東	655	230	2,723,306	436	1,387,331
	西郷	957	381	4,085,138	595	1,667,839
	根	345	101	1,505,316	246	1,906,436
	計	12,333	4,049	90,656,757	8,419	37,515,335
岡山県	山	7,888	2,202	83,001,582	5,763	32,323,301
	西	7,808	2,337	45,503,632	5,536	19,419,582
	大	1,841	524	12,413,616	1,337	3,816,626
	倉敷	1,964	500	9,688,405	1,480	4,180,554
	玉野	7,218	1,943	44,632,419	5,347	16,918,151
	津	1,644	414	11,136,212	1,247	4,375,160
	高梁	3,835	978	18,651,853	2,891	8,734,980
	瀬	1,148	340	5,206,237	829	2,873,328
	久	1,883	479	22,461,406	1,430	4,854,636
	世	789	243	3,807,348	553	1,655,851
	戸	603	217	5,676,721	392	1,150,483
	計	2,052	494	6,629,100	1,576	10,583,010
	山	817	277	2,670,174	546	1,808,499
	計	39,490	10,948	271,478,705	28,927	112,694,161
広島県	島	6,695	1,801	134,075,242	4,981	62,889,791
	島	3,877	1,038	28,849,009	2,876	12,590,038
	島	9,715	2,658	122,245,276	7,129	43,677,591
	島	6,552	1,665	22,559,188	4,936	17,792,757
	呉	4,616	1,185	20,742,770	3,475	13,771,707
	竹原	1,329	357	4,557,991	983	4,281,658
	三	1,925	509	9,215,183	1,435	6,699,164
	尾	3,585	940	12,434,865	2,677	8,420,272
	福	9,387	2,416	70,090,585	7,053	29,285,388
	三	2,381	591	14,053,923	1,807	20,514,022
	庄	1,145	337	4,531,745	815	2,613,067
	西	671	217	3,109,746	458	1,200,079
	日	2,475	701	37,098,269	1,784	9,032,499
	海	4,553	1,063	16,852,845	3,534	20,575,646
	吉	3,329	945	25,832,305	2,418	10,157,774
	計	62,910	16,614	528,009,823	46,855	265,637,983
	山口県	下	5,617	1,621	40,002,515	4,050
宇		3,616	1,150	37,205,937	2,510	17,570,500
山		2,803	803	49,927,409	2,026	12,061,885
萩		962	244	4,102,186	726	3,266,795
徳		3,603	1,113	31,609,727	2,540	10,624,684
防		1,554	487	7,780,519	1,086	4,218,600
岩		2,454	690	10,179,631	1,781	7,297,012
光		1,284	406	5,098,235	889	3,352,047
長		650	209	2,151,538	451	1,414,640
柳		873	264	2,408,225	615	2,342,144
厚		686	179	1,988,987	518	14,686,141
計		24,102	7,166	192,454,909	17,192	91,678,258
全		149,287	42,345	1,128,232,816	108,375	548,772,312

(注) 「(1) 法人数等」のうち内国普通法人について署別に示したものである。

資 本 金 階 級 別 法 人 数												署 名	
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以 上	2000万円 以 上	5000万円 以 上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上		
15	9	1,790	811	990	475	59	53	1	2	2	-	鳥取県	取子吉計
24	4	2,051	838	830	441	84	38	3	4	-	-	島根県	米倉
10	7	1,014	364	331	151	32	18	-	1	-	-	鳥取県	倉島
49	20	4,855	2,013	2,151	1,067	175	109	4	7	2	-	鳥取県	島根
24	3	2,223	848	847	390	63	50	3	1	1	1	松江	江田雲田
14	12	752	403	368	229	53	17	-	-	-	-	大田	東郷
11	5	1,131	695	530	297	55	20	1	-	-	-	大田	東郷
23	12	526	285	297	148	26	9	1	2	-	-	大田	東郷
-	-	293	171	108	67	13	2	-	1	-	-	大田	東郷
2	2	452	208	160	109	15	8	1	-	-	-	大田	東郷
1	1	135	93	56	42	12	5	-	-	-	-	大田	東郷
75	35	5,512	2,703	2,366	1,282	237	111	6	4	1	1	島根県	根
36	19	3,397	925	2,559	709	159	64	6	10	1	3	岡山	東西寺島敷島山
32	13	3,566	1,000	2,284	707	141	48	6	11	-	-	岡山	山
15	5	863	284	461	161	37	14	1	-	-	-	岡山	山
8	3	936	267	578	145	17	6	-	4	-	-	岡山	山
56	16	3,655	898	1,926	520	85	47	3	9	-	3	岡山	山
17	4	695	229	526	145	20	6	2	-	-	-	岡山	山
21	14	1,587	714	977	418	84	15	4	-	1	-	岡山	山
5	3	568	145	312	86	15	12	1	-	1	-	岡山	山
11	3	809	276	591	147	26	16	2	2	-	-	岡山	山
4	5	289	149	216	97	25	4	-	-	-	-	岡山	山
2	-	245	110	181	60	5	-	-	-	-	-	岡山	山
18	3	946	369	524	158	22	11	1	-	-	-	岡山	山
2	5	342	170	193	90	12	3	-	-	-	-	岡山	山
227	93	17,898	5,536	11,328	3,443	648	246	26	36	3	6	岡山	山
29	6	3,038	659	2,276	458	129	76	7	9	3	5	広島	島
31	19	1,717	446	1,243	312	69	29	3	6	1	1	広島	島
40	19	4,048	1,031	3,376	880	199	92	7	19	1	3	広島	島
25	7	3,454	888	1,658	419	65	28	4	3	-	1	広島	島
19	3	2,149	661	1,332	364	61	25	1	1	-	-	広島	島
6	4	616	155	384	135	24	4	1	-	-	-	広島	島
7	2	933	278	498	155	26	18	3	4	1	-	広島	島
17	10	1,713	480	994	290	60	14	3	4	-	-	広島	島
44	16	4,271	1,152	2,957	709	171	47	9	5	3	3	広島	島
8	6	1,016	286	830	186	31	10	1	5	1	1	広島	島
9	2	513	231	231	137	19	3	-	-	-	-	広島	島
6	2	282	116	176	72	13	4	-	-	-	-	広島	島
14	2	1,251	316	621	219	31	18	-	3	-	-	広島	島
20	8	2,321	587	1,236	283	68	23	1	3	2	1	広島	島
13	3	1,725	431	882	203	46	20	-	5	-	1	広島	島
2	2	322	107	148	80	10	3	1	-	-	-	広島	島
290	111	29,369	7,824	18,842	4,902	1,022	414	41	67	12	16	広島	島
25	10	2,698	887	1,397	455	95	40	4	3	2	1	山口	関部
22	7	1,689	570	892	325	61	31	7	9	1	2	山口	関部
20	8	1,325	455	664	247	54	26	2	2	-	-	山口	関部
10	5	466	203	168	82	20	8	-	-	-	-	山口	関部
16	2	1,618	442	1,096	318	61	33	7	7	-	3	山口	関部
10	5	626	252	477	146	27	10	-	1	-	-	山口	関部
3	3	1,141	368	702	184	37	14	2	-	-	-	山口	関部
6	-	600	173	362	128	12	2	1	-	-	-	山口	関部
1	2	273	160	142	63	8	1	-	-	-	-	山口	関部
4	1	348	168	245	86	14	6	1	-	-	-	山口	関部
2	2	313	138	145	70	11	3	1	-	-	1	山口	関部
119	45	11,097	3,816	6,290	2,104	400	174	25	22	3	7	山口	関部
760	304	68,731	21,892	40,977	12,798	2,482	1,054	102	136	21	30	山口	関部

(6) 決算期別、資本金階級別法人数等

決 算 期	法 人 数	利 益 計 上 法 人		欠 損 法 人		
		事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	欠 損 金 額	
年 1 回 決 算 の も の	2 月	9,287	2,363	51,734,396	6,924	33,161,203
	3 月	29,281	9,322	633,340,580	19,959	166,259,612
	4 月	10,501	2,673	34,393,622	7,828	31,573,496
	5 月	12,697	3,606	43,826,535	9,091	36,387,283
	6 月	15,138	4,194	53,042,456	10,944	37,827,803
	7 月	11,670	3,289	36,470,127	8,381	28,645,108
	8 月	13,383	3,550	76,214,898	9,833	29,147,881
	9 月	15,770	4,461	64,715,908	11,309	41,163,711
	10 月	6,118	1,596	15,223,718	4,522	16,796,112
	11 月	3,848	1,109	16,843,006	2,739	11,011,009
	12 月	15,210	4,507	75,991,911	10,703	58,246,937
	1 月	4,955	1,279	18,209,381	3,676	18,318,974
	計	147,858	41,949	1,120,006,538	105,909	508,539,128
年 2 回 決 算 の も の	2 ・ 8 月	160	56	471,114	264	1,865,869
	3 ・ 9 月	226	84	4,388,355	368	4,241,275
	4 ・ 10 月	212	50	375,128	374	3,366,213
	5 ・ 11 月	243	48	451,060	439	7,167,418
	6 ・ 12 月	322	97	1,894,753	549	8,223,466
	7 ・ 1 月	266	61	645,867	472	15,368,942
	計	1,429	396	8,226,278	2,466	40,233,184
合 計	149,287	42,345	1,128,232,816	108,375	548,772,312	

調査対象 平成15年2月1日から平成16年1月31日までの間に事業年度が終了した内国普通法人

調査時点 平成16年6月30日

(注) 年1回決算の法人数欄には、事業年度月数が7か月以上のものを揚げ、年2回決算法人数欄には、事業年度月数が6か月以下のものを揚げた。

資 本 金 階 級 別 法 人 数											
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以 上	2000万円 以 上	5000万円 以 上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上
27	21	4,683	1,396	2,384	588	106	63	6	11	1	1
232	89	11,768	3,558	8,774	3,107	938	609	62	101	14	29
33	11	5,326	1,737	2,549	716	101	24	2	2	-	-
33	16	5,921	2,066	3,327	1,141	151	35	5	2	-	-
64	19	6,835	2,373	4,212	1,373	208	46	5	3	-	-
39	10	5,552	1,877	3,098	954	112	25	2	1	-	-
54	21	6,343	2,151	3,724	908	144	33	3	2	-	-
58	32	7,118	2,266	4,569	1,429	240	56	1	-	1	-
25	9	3,154	942	1,484	430	58	13	2	1	-	-
25	6	1,885	473	1,080	312	51	14	-	2	-	-
132	58	7,304	2,189	3,839	1,317	252	105	8	4	2	-
20	7	2,226	696	1,524	381	76	19	-	6	-	-
742	299	68,115	21,724	40,564	12,656	2,437	1,042	96	135	18	30
1	-	72	21	47	13	6	-	-	-	-	-
2	-	92	19	68	29	13	2	-	-	1	-
8	-	97	25	59	18	4	1	-	-	-	-
3	1	107	31	68	21	8	2	2	-	-	-
2	2	128	39	101	31	9	6	2	-	2	-
2	2	120	33	70	30	5	1	2	1	-	-
18	5	616	168	413	142	45	12	6	1	3	-
760	304	68,731	21,892	40,977	12,798	2,482	1,054	102	136	21	30

5 相 続 税

統計表を見るに当たって

1 利用上の注意

この章は、平成15年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成16年10月31日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。なお、一部について、平成14年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

2 用語の説明（平成15年分）

この章における用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 相続時精算課税適用財産価額 相続時精算課税適用者に特定贈与者である被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産がある場合、相続税の課税価格に加算されたその贈与された財産の価額をいう。
- (2) 暦年課税分贈与財産価額 相続人に相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。
- (3) 2割加算額 相続人の中に被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者がいる場合、その相続人の相続税額に加算されるその相続税額の20%に相当する金額をいう。
- (4) 納税猶予 相続人が農地等を相続して継続して農業を営む場合には、相続税額から農業投資価格に基づき計算された相続税額を差引いた残額が、20年間納付を猶予される。

3 相続税の主な諸控除

- (1) 税額控除 相続税額から控除される金額で次の種類がある。
 - イ 暦年課税分贈与税額控除 暦年課税分贈与財産価額がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税の金額が相続税額から控除される。
 - ロ 配偶者の税額軽減 配偶者の租税負担を軽減するためのもので、課税価格の合計額の配偶者の法定相続分相当額（その金額より1億6,000万円の方が大きい場合は1億6,000万円）と配偶者の課税価格（実際取得額）とのうち、いずれか少ない金額に対応する税額が、配偶者の相続税額から控除される。
ただし、この軽減の対象となる財産には、相続税の納税義務者により仮装または隠ぺいされていた財産は含まれない。
 - ハ 未成年者控除 未成年者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が満20歳未満の法定相続人である場合に、その相続人が満20歳になるまでの年数1年につき6万円の割で計算した金額が相続税額から控除される。
 - ニ 障害者控除 障害者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が障害者でかつ法定相続人である場合に、その障害者が70歳になるまでの年数1年につき6万円（特別障害者の場合には12万円）の割で計算した金額が、相続税額から控除される。
 - ホ 相次相続控除 被相続人が、今回の相続開始前10年以内に開始した相続により相続税を納付している場合に、前回算出された相続税額に一定の割合を乗じて算出された金額が、相続税額から控除される。
- (2) 相続時精算課税分贈与税額控除 相続時精算課税適用財産がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税の金額が相続税額から控除される。
- (3) 遺産に係る基礎控除 5,000万円と1,000万円に法定相続人数を乗じて算出した金額との合計額が控除される。

相 続 税 の 税 率	
1,000万円以下	10%
1,000万円を超え 3,000万円以下	15%
3,000万円を超え 5,000万円以下	20%
5,000万円を超え 1億円以下	30%
1億円を超え 3億円以下	40%
3億円を超える金額	50%

5 - 1 課 税 状 況

(1) 課税状況

区 分	相 続 人 の 数	金 額
	人	千円
取 得 財 産 価 額	6,870	481,636,643
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額	-	-
債 務 控 除 額	3,472	52,708,510
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額	858	2,961,739
課 税 価 格	実 6,871	431,886,818
相 続 税 額	算 出 税 額	6,777
	2 割 加 算 額	435
	計	実 6,777
税 額 控 除 等	暦 年 課 税 分 贈 与 税	250
	配 偶 者	1,238
	未 成 年 者	86
	障 害 者	139
	相 次 相 続	299
	外 国 税 額	-
計	実 1,899	14,880,541
差 引 税 額	実 5,901	34,001,755
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額	-	-
小 計	5,901	34,001,755
納 税 猶 予 額	267	2,792,809
納 付 税 額	実 5,772	31,208,946
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額	-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額	2,410	198,170,000

調査対象 平成15年中に相続が開始した被相続人から相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者についての申告又は処理（更正、決定等）による課税実績。

調査時点 平成16年10月31日

（注）1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。

2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員である。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除	納 付 税 額		被 相 続 人 の 数
	相 続 人 の 数	金 額			相 続 人 の 数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人
平成11年分	8,264	555,528,350	78,840,794	25,107,416	6,874	46,794,801	2,836
12	8,164	542,889,572	75,393,817	25,413,745	6,763	43,891,990	2,796
13	7,376	506,065,049	73,654,012	22,182,752	6,236	45,732,448	2,544
14	7,292	497,991,114	74,092,070	25,526,671	6,146	43,591,364	2,543
15	6,871	431,886,818	48,882,297	14,880,541	5,772	31,208,946	2,410

（注） この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 申告及び処理状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本 年 分	申 告 額	人 6,876	千円 430,341,871	人 5,782	千円 31,100,640	人 2,410
	修正申告による増差額	165	1,969,182	258	253,554	105
	更正による増差額	-	-	1	36	1
	更正等による減差額	61	424,235	87	145,212	46
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 6,871	431,886,818	実 5,772	31,208,946	実 2,410
過 年 分	申 告 額	115	4,837,047	103	214,759	55
	修正申告による増差額	1,212	17,027,058	1,769	3,316,066	639
	更正による増差額	10	252,648	10	33,372	7
	更正等による減差額	248	3,796,508	325	948,759	148
	決 定 額	3	504,427	3	125,391	1
	計	実 22	18,824,672	実 190	2,740,829	実 56
合 計	申 告 額	6,991	435,178,918	5,885	31,315,399	2,465
	修正申告による増差額	1,377	18,996,240	2,027	3,569,620	744
	更正による増差額	10	252,648	11	33,336	8
	更正等による減差額	309	4,220,743	412	1,093,971	194
	決 定 額	3	504,427	3	125,391	1
	計	実 6,893	450,711,490	実 5,962	33,949,775	実 2,466

調査対象 本年分 平成15年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成16年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績。

過年分 平成14年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成15年11月1日から平成16年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績。

平成13年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成15年7月1日から平成16年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績。

（注） 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

(4) 加算税の状況

区 分	過 少 申 告 加 算 税		無 申 告 加 算 税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分 過 年 分 合 計	人	千円	人	千円	人	千円
	105	15,089	51	4,427	-	7,963
	1,336	277,270	180	58,665	176	254,602
	1,441	292,359	231	63,092	176	262,565

調査対象 「(3)申告及び処理の状況」と同じである。

(5) 税務署別課税状況(本年分)

署名	課税価格		納付税額		被相続人の数	
	人員	金額	人員	金額		
	人	千円	人	千円	人	
鳥米倉島	取子	161	8,776,601	138	588,883	54
	吉計	185	9,964,806	153	608,896	65
	島	46	2,042,801	37	43,084	16
	計	392	20,784,208	328	1,240,863	135
松浜出益石大西島	江田	208	11,985,759	172	663,899	72
	雲田	38	1,840,074	27	72,769	15
	田東	94	4,851,411	74	152,809	34
	郷計	40	2,392,029	32	119,766	15
	根	14	1,315,540	12	173,246	6
	計	31	1,536,312	27	78,244	12
島	0	0	0	0	0	
計	425	23,921,125	344	1,260,733	154	
岡西児倉玉津玉笠高瀬久岡	山	325	20,661,044	280	1,387,474	112
	大	362	23,571,486	307	1,925,772	128
	敷島	92	4,527,343	78	163,620	34
	山	58	3,301,876	47	140,844	22
	野	388	23,485,606	332	1,555,806	130
	梁	123	7,668,147	87	342,420	44
	見	88	5,225,612	70	307,829	28
	戸	35	2,532,650	31	216,707	14
	世	92	3,806,281	81	116,177	30
	計	27	1,576,987	24	54,758	11
	山	11	587,300	9	20,793	4
	久	44	2,274,773	37	82,408	14
	岡	21	829,632	19	16,466	6
	計	1,666	100,048,737	1,402	6,331,074	577
広島竹三尾福府三庄西廿海吉広	島	190	16,404,700	170	2,036,978	69
	島	146	8,350,361	121	647,156	55
	島	364	29,709,063	316	3,013,754	131
	北	391	28,085,191	324	2,508,420	135
	呉	183	10,832,958	158	688,743	68
	原	45	2,907,106	39	183,562	16
	道	115	7,070,300	94	395,564	45
	山	182	12,054,693	146	961,842	65
	中	507	32,690,001	417	1,838,124	183
	次	163	9,717,167	137	479,340	58
	原	49	3,322,348	45	196,554	22
	条	11	1,083,537	9	167,795	5
	市	167	13,728,345	139	1,437,401	61
	田	385	24,094,470	326	1,769,177	118
田	229	14,331,708	188	1,181,138	81	
計	23	851,451	21	39,378	7	
島	3,150	215,233,399	2,650	17,544,925	1,119	
下宇山徳防岩長柳厚山全	関	222	13,959,729	182	1,065,315	71
	部	121	6,046,540	106	264,987	40
	口	216	12,321,987	184	692,969	79
	萩	55	2,430,498	44	117,735	17
	山	189	10,648,410	155	808,188	67
	府	126	6,953,773	108	394,984	47
	国	145	9,389,973	128	739,229	48
	光	78	5,113,225	68	417,218	26
	門	20	1,166,473	18	63,985	8
	井	52	3,144,103	43	229,715	17
	狭	14	724,638	12	37,027	5
	計	1,238	71,899,349	1,048	4,831,351	425
	管	6,871	431,886,818	5,772	31,208,946	2,410

(注) 「(1)課税状況」を署別に示したものである。

5 - 2 相続財産種類別・階級別状況

(1) 相続財産種類別状況

財 産 等 の 種 類	平成14年分		平成15年分		
	被相続人の 人	取得財産価額 千円	被相続人の 人	取得財産価額 千円	
土 地	田(耕作権及び永小作権を含む)	999	49,745,128	902	40,985,613
	畑(耕作権及び永小作権を含む)	1,118	25,963,754	1,109	29,013,061
	宅地(借地権を含む)	2,408	187,468,552	2,281	172,596,297
	山	878	3,077,188	864	2,381,965
	その他の土地	761	17,472,547	741	15,570,649
	計	実 2,448	283,727,170	実 2,309	260,547,586
家 屋、構 築 物	2,319	29,071,110	2,182	25,234,261	
事 業 (農業) 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	420	884,958	375	746,533
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	85	340,469	73	497,532
	売 掛 金	113	542,225	101	250,002
	その他の財産	200	1,417,112	178	798,138
	計	実 572	3,184,764	実 507	2,292,205
有 証 価 券	特定同族会社の株式及び出資	582	22,290,683	482	13,456,987
	同上以外の株式及び出資	1,661	24,078,242	1,546	12,269,660
	公 債 及 び 社 債	454	7,664,550	450	6,916,988
	投資・貸付信託受益証券	528	7,448,245	528	7,059,677
	計	実 1,954	61,481,721	実 1,851	39,703,312
現 金・預 貯 金 等	2,525	102,808,976	2,395	96,231,710	
家 庭 用 財 産	1,854	1,097,415	1,713	840,030	
その他 の財産	生 命 保 険 金 等	513	20,155,845	469	14,929,395
	退職金及び功労金等	247	12,635,409	197	6,562,008
	立 木	218	250,608	192	329,757
	その他	2,201	35,963,830	2,079	33,616,830
	計	実 2,265	69,005,692	実 2,143	55,437,989
合 計	実 2,543	550,376,847	実 2,410	480,287,092	
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額	-	-	-	-	
債 務	葬 式 費	2,358	52,848,247	2,208	48,069,948
	合 計	2,484	5,179,362	2,353	4,822,685
合 計	実 2,531	58,027,610	実 2,395	52,892,634	
差 引 純 資 産 価 額	実 2,543	492,349,237	実 2,410	427,394,459	
加算贈与財産価額/暦年課税分贈与財産価額	491	2,643,018	469	2,950,469	
課 税 価 格	実 2,543	494,988,956	実 2,410	430,341,871	

調査対象 平成15年分は、相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成16年10月31日までに提出された「申告書(修正申告を除く。)」に基づいて作成した。

平成14年分は、相続が開始した被相続人から、相続、遺贈により財産を取得した者について、平成15年10月31日までに提出された「申告書(修正申告を除く。)」に基づいて作成した。

(注) 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 相続財産価格階級別状況

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分贈与財産価額	納付税額	法定相続人数
	人	千円	千円	千円	千円	人
1億円以下	506	43,536,777	-	304,007	544,917	1,236
1億円超	1,258	172,848,443	-	1,228,397	6,398,338	4,192
2億円超	380	91,030,061	-	638,894	6,281,137	1,351
3億円超	197	73,273,494	-	482,639	8,397,277	728
5億円超	43	24,225,779	-	115,046	4,139,794	156
7億円超	16	13,071,576	-	152,990	2,467,835	64
10億円超	9	10,024,829	-	28,497	2,405,114	35
20億円超	1	2,330,912	-	-	466,228	4
合計	2,410	430,341,871	-	2,950,469	31,100,640	7,766

調査対象 平成15年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成16年10月31日までに提出された「申告書（修正申告を除く。）」に基づいて作成した。

(3) 法定相続人員別被相続人の数

区分	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
1億円以下	2	90	162	186	66	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	7	75	230	425	314	147	40	14	3	1	2	-
2億円超	1	12	51	141	103	49	12	8	1	-	1	1
3億円超	2	4	32	51	67	24	11	3	2	-	-	1
5億円超	-	1	6	10	18	7	1	-	-	-	-	-
7億円超	-	-	1	7	4	-	3	1	-	-	-	-
10億円超	-	-	1	3	3	-	2	-	-	-	-	-
20億円超	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
合計	12	182	483	823	576	227	69	26	6	1	3	2

(注) この表は、「(2)相続財産価格階級別状況」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

6 贈 与 税

統計表を見るに当たって

1 利用上の注意

この章は、平成15年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者について、平成16年6月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成14年以前に財産の贈与を受けた者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

2 用語の説明（平成15年分）

この章における用語の意義は、次のとおりである。

(1)住宅取得資金等の贈与 住宅取得資金の贈与を受けた場合には、暦年課税では住宅取得資金等の贈与の特例、相続時精算課税では相続時精算課税選択の特例及び住宅資金特別控除の特例が設けられている。

(2) 納 税 猶 予 贈与者の法定相続人かつ農業の後継者が贈与を受けた農地等の価格に対応する贈与税額は、一定の要件の下に納税が猶予される。

3 贈与税の主な諸控除

(1) 配 偶 者 控 除 婚姻期間が20年以上である配偶者から、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合で、贈与を受けた年の翌年の3月15日までにその居住用不動産を自己の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるときに、2,000万円と居住用不動産の価額とのいずれか少ない金額が、当該贈与による取得財産価額から控除される。なお、この配偶者控除は、同一の配偶者からは一生に一度しか適用を受けることができない。

(2) 基 礎 控 除 1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から110万円が控除される。

(3) 相 続 時 精 算 課 税
の 特 別 控 除 特定贈与者ごとに、1年間に贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額の合計額から、2,500万円（前年までにこの相続時精算課税の特別控除を使用した場合には、2,500万円から既に使用した額を控除した金額）と特定贈与者ごとの贈与税の課税価格とのいずれか少ない金額が控除される。

(4) 住 宅 資 金 特 別 控 除
(相 続 時 精 算 課 税) 原則として父母から、自己の居住の用に供する住宅の取得資金等の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときには、その贈与者に係る課税価格から、相続時精算課税の特別控除額のほかに住宅取得資金特別控除額（限度額1,000万円）を控除することができる。

贈 与 税 の 税 率	
(1) 暦年課税	
	200万円以下の金額 10%
200万円を超え	300万円以下の金額 15%
300万円を超え	400万円以下の金額 20%
400万円を超え	600万円以下の金額 30%
600万円を超え	1,000万円以下の金額 40%
	1,000万円を超える金額 50%
(2) 相続時精算課税	
 20%

6 - 1 課 税 状 況

(1) 課税状況(合計分)

区 分	人 員		金 額	
		人		千円
取得財産価額(本年分)	実	18,668		108,172,059
配偶者控除額		1,132		13,504,389
基礎控除額又は特別控除額		18,769		70,007,780
基礎控除後又は特別控除後の課税価格		13,387		25,777,733
贈与税額		11,611		3,611,599
外国税額控除	実	-		-
差引納付税額	実	11,605		3,611,599
納税猶予額	実	22		499,863
納付税額	実	11,586		3,111,736
災害減免法による免除税額		-		-
住宅取得資金の贈与額		3,159		25,933,538

調査対象 平成15年中に財産の贈与を受けた者について、申告又は処理(更正、決定等)による課税実績。

調査時点 平成16年6月30日

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員である。

課税状況(暦年課税分)

区 分	人 員		金 額	
		人		千円
取得財産価額(本年分)		14,285	51,105,202	
配偶者控除額		1,132	13,504,389	
基礎控除額		14,285	15,713,500	
基礎控除後の課税価格		13,232	23,005,223	
贈与税額		11,456	3,057,097	
外国税額控除		-	-	
外国税額控除の額		11,456	3,057,097	
納税猶予税額		-	-	
災害減免法による免除税額		-	-	
住宅取得資金の贈与額		1,903	9,334,950	

課税状況(精算課税分)

区 分	人 員		金 額	
		人		千円
取得財産価額(本年分)		4,484	57,066,857	
特別控除額		4,484	54,294,280	
特別控除後の課税価格		155	2,772,510	
贈与税額		155	554,502	
外国税額控除		-	-	
外国税額控除後の額		155	554,502	
災害減免法による免除税額		-	-	
住宅取得資金の贈与額		1,256	16,598,588	

(2) 課税状況の累年比較

区 分	取得財産価額		納付税額	
	人 員	金 額	人 員	金 額
	人	千円	人	千円
平成11年分	21,791	57,825,910	18,535	3,493,912
12	19,472	52,096,869	16,146	3,202,592
13	16,546	58,429,444	13,065	2,944,901
14	15,966	57,580,302	12,364	2,481,538
15	18,668	108,172,059	11,586	3,111,736

(注) 「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 申告及び処理状況

区 分		取 得 財 産 価 額		納 付 税 額	
		人 員	金 額	人 員	金 額
本 年 分	申 告 額	18,655	108,183,484	11,570	3,110,104
	修正申告による増差額	56	107,048	48	6,668
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	13	121,588	10	5,239
	決 定 額	1	3,114	1	202
	計	実 18,668	108,172,059	実 11,586	3,111,736
過 年 分	申 告 額	654	2,460,510	497	294,303
	修正申告による増差額	88	215,142	91	59,895
	更正による増差額	0	0	0	0
	更正等による減差額	53	155,244	53	29,411
	決 定 額	0	0	0	0
	計	実 697	2,520,408	実 521	324,787
合 計	申 告 額	19,309	110,643,994	12,067	3,404,406
	修正申告による増差額	144	322,190	139	66,564
	更正による増差額	0	0	0	0
	更正等による減差額	66	276,832	63	34,650
	決 定 額	1	3,114	1	202
	計	実 19,365	110,692,467	実 12,107	3,436,523

調査対象 「本年分」平成15年中に財産の贈与を受けた者について、平成16年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績。

「過年分」平成14年以前に贈与を受けた者について、平成15年7月1日から平成16年6月30日までの間の申告又は処理による課税事績。

（注） 「人員」欄の「実」は実人員を示す。

(4) 加算税の状況

区 分	過 少 申 告 加 算 税		無 申 告 加 算 税		重 加 算 税	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
本 年 分	20	244	158	5,572	-	-
過 年 分	21	3,942	311	26,338	-	-
合 計	41	4,186	469	31,910	-	-

調査対象 「(3) 申告及び処理状況」と同じである。

(5) 税務署別課税状況

署名	人員	署名	人員
	人		人
鳥取県計	481	広島県計	621
取子	533	東南	529
吉	212	西	1,208
	1,226	北	1,040
		呉	643
		竹原	105
松浜	483	三尾	244
出	169	福	362
益	269	府	1,285
石見大	98	中	238
大	81	次	80
西	61	原	61
	53	条	331
島根県計	1,214	市	812
		田	467
		田	79
		広島県計	8,105
岡山県計	943		
山西	1,158	下	470
大	240	宇	429
	205	山	454
児	1,133	萩	115
倉	282	徳	448
玉	418	防	252
津	176	岩	301
玉	208	光	178
笠	78		
高	38	長	87
新	238	柳	104
瀬	89	厚	79
久		山口県計	2,917
	5,206		
		全管計	18,668

(注) 「(1)課税状況」の取得財産価額(本年分)欄の人員を署別に示したものである。

6 - 2 贈与財産種類別・階級別状況

(1) 贈与財産価格階級別状況

人員、財産価格、税額（合計分）

取得財産価格階級	人員	取得財産価格	納付税額
	人	千円	千円
150万円以下	5,013	6,116,092	58,582
150万円超	2,073	3,715,254	126,396
200万円超	4,118	11,842,609	551,037
400万円超	3,075	16,280,181	509,200
700万円超	1,384	12,311,250	345,810
1,000万円超	2,039	30,113,066	343,066
2,000万円超	784	18,510,810	191,964
3,000万円超	137	4,889,112	238,137
5,000万円超	32	4,405,109	745,911
合計	18,655	108,183,484	3,110,104

調査対象 平成15年中に財産の贈与を受けた者について、平成16年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

人員、財産価格、税額（暦年課税分）

取得財産価格階級	人員	取得財産価格
	人	千円
150万円以下	4,997	6,078,342
150万円超	1,980	3,545,037
200万円超	3,702	10,557,801
400万円超	2,365	12,305,287
700万円超	437	3,694,036
1,000万円超	599	8,849,150
2,000万円超	185	4,030,940
3,000万円超	10	344,615
5,000万円超	10	1,705,987
合計	14,285	51,111,194

人員、財産価格、税額（相続時精算課税分）

取得財産価格階級	人員	取得財産価格
	人	千円
150万円以下	51	63,663
150万円超	110	200,182
200万円超	448	1,376,825
400万円超	749	4,170,083
700万円超	953	8,672,749
1,000万円超	1,437	21,225,644
2,000万円超	592	14,286,932
3,000万円超	124	4,460,164
5,000万円超	21	2,616,049
合計	4,485	57,072,290

(2) 贈与財産種類別状況

財 産 等 の 種 類		暦 年 課 税 分		相 続 時 精 算 課 税 分	
		人 員	取 得 財 産 価 格	人 員	財 産 取 得 価 格
		人	千 円	人	千 円
土 地	田 (耕作権及び永小作権を含む)	320	1,404,917	212	1,092,861
	畑 (耕作権及び永小作権を含む)	177	644,174	136	954,026
	宅 地 (借 地 権 を 含 む)	3,897	17,231,736	1,959	20,047,951
	山	202	133,312	152	183,246
	そ の 他 の 土 地	276	486,854	151	813,300
	計	実 4,474	19,900,991	実 2,118	23,091,384
家 屋 、 構 築 物	1,773	4,066,926	999	2,697,438	
事 業 (農業) 用 財 産	機 械 器 具 、 農 耕 具 、 じ ゅ う 器 、 備 品	2	2,953	0	0
	商 品 、 製 品 、 半 製 品 、 原 材 料 、 農 産 物 等	2	662	0	0
	売 掛 金	0	0	0	0
	そ の 他 の 財 産	6	18,600	3	22,535
	計	実 8	22,214	実 3	22,535
有 価 証 券	株 式 及 び 出 資	2,559	6,341,901	125	2,640,471
	公 債 及 び 社 債	13	16,428	3	50,706
	投 資 ・ 貸 付 信 託 受 益 証 券	1	1,157	3	62,846
	計	実 2,573	6,359,486	実 131	2,754,022
現 金 、 預 貯 金 等	6,395	19,345,075	2,372	28,152,827	
家 庭 用 財 産	0	0	1	3,127	
そ の 他	生 命 保 険 金 等	205	663,254	16	66,317
	立 木	12	3,626	12	12,582
	そ の 他	366	749,622	38	272,058
	計	実 582	1,416,501	実 63	350,957
合 計	実 14,285	51,111,194	実 4,485	57,072,290	

調査対象 平成15年中に財産の贈与を受けた者について、平成16年6月30日までに提出された「申告書
(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

第 編 間 接 国 税

7	消	費	税				
8	酒		税				
9	たばこ税及びたばこ特別		税				
10	印	紙	税				
11	揮発油税及び地方道路		税				
12	石	油	税				
13	石	油	税				
14	航	空	機	燃	料	税	
15	電	源	開	発	促	進	税

7 消 費 税

統計表を見るに当たって

この章は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に終了した課税期間に係る消費税の課税実績を示したものである。

消費税の概要

- 1 消費税の創設
昭和63年の税制抜本改革の一つとして、消費税が創設され、平成元年4月1日から適用された。
- 2 納税義務者
国内取引...課税資産の譲渡等を行う事業者
輸入取引...課税貨物を保税地域から引き取る者
- 3 課税標準
国内取引...課税資産の譲渡等の対価の額
輸入取引...保税地域からの引取価格
- 4 税額の計算
国内取引...納付税額 = 課税期間中の課税売上高 × 4 % - 課税期間中の課税仕入高 × 4 %
輸入取引...納付税額 = 保税地域からの引取価格 × 4 %
- 5 申告及び納付
国内取引...課税期間（個人事業者 = 暦年、法人 = 事業年度）の終了後2か月以内に確定申告書を提出し、納付する。
(注)個人事業者の申告・納付期限は、翌年の3月31日までとなっている。
輸入取引...課税貨物を保税地域から引き取る時まで、輸入申告書を提出し、納付する。
- 6 免税取引及び非課税取引（国内取引分）
 - (1)輸出取引は免税とされている。
 - (2)非課税取引の主なものは、次のとおりである。

消費税の性格上、課税することになじまないもの	土地の譲渡及び貸付け、公社債や株式の譲渡、利子、保険料、保証料、郵便切手、印紙等の譲渡、商品券等の譲渡、住民票・戸籍抄本等の行政手数料など
社会政策的な配慮に基づくもの	社会保険医療等、社会福祉法に規定する社会福祉事業等、学校教育法に規定する学校の授業料、入学検定料、住宅の貸付けなど

- 7 事業者の納税事務負担を軽減するための措置等（国内取引分）
 - (1)納税義務の免除
基準期間の課税売上高が3,000万円以下の事業者は、納税義務が免除される。
なお、これらの事業者が、課税事業者選択届出書を提出した場合には、消費税の納税義務者となる。
(注)基準期間のない法人(社会福祉法人を除く)のうち、その事業年度開始の日における資本又は出資の金額が1,000万円以上の法人については、納税義務は免除されない。
 - (2)簡易課税制度
基準期間の課税売上高が2億円以下の事業者は、選択により、課税売上高のみから納付税額を計算できる簡易課税制度の適用を受けることができる。
(注)平成16年4月1日以後開始する課税期間から、基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者が適用可能となる。

納付税額 = 課税期間の課税売上高 × 4 % × (1 - みなし仕入率)

* みなし仕入率

第1種事業（卸売業）	90%
第2種事業（小売業）	80%
第3種事業（製造業等）	70%
第4種事業（その他の事業）	60%
第5種事業（サービス業等）	50%

(1) 課税状況

区 分	個人事業者		法人		合計		
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	
	件	千円	件	千円	件	千円	
平成11年度	納税申告計	31,287	15,518,665	96,886	409,413,658	128,173	424,932,323
	還付申告及び処理	535	456,737	2,680	24,066,320	3,215	24,523,057
12	納税申告計	27,551	14,070,047	93,983	401,123,139	121,534	415,193,186
	還付申告及び処理	562	577,065	2,826	22,999,313	3,388	23,576,378
13	納税申告計	25,285	12,813,263	90,848	386,728,020	116,133	399,541,283
	還付申告及び処理	582	614,450	3,044	21,215,649	3,626	21,830,099
14	納税申告計	23,888	11,929,509	89,629	379,706,301	113,517	391,635,811
	還付申告及び処理	578	451,811	2,963	21,117,332	3,541	21,569,143
15	納税申告計	22,646	11,174,962	87,932	370,828,303	110,578	382,003,265
	還付申告及び処理	549	409,457	2,989	36,626,606	3,538	37,036,063
現年分	一般申告及び処理	9,153	4,085,481	45,711	330,428,031	54,864	334,513,512
	簡易申告及び処理	13,493	7,089,480	42,221	40,400,272	55,714	47,489,753
	納税申告計	22,646	11,174,962	87,932	370,828,303	110,578	382,003,265
	還付申告及び処理	549	409,457	2,989	36,626,606	3,538	37,036,063
既往年分の 申告及び処理	増差税額のあるもの	1,775	709,304	4,240	1,626,945	6,015	2,336,249
	減差税額のあるもの	207	46,874	674	692,934	881	739,808
差引計	実23,813	11,427,935	実91,599	335,135,708	実115,412	346,563,643	
加算税	1,578	166,683	3,975	319,174	5,553	485,857	

調査期間 「現年分」は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までに終了した課税期間について、平成16年6月30日現在の申告（国・地方公共団体等については、平成16年9月30日までの申告を含む）又は処理（更正・決定等）による課税事績を「申告書及び決議書」に基づいて作成した。

「既往年分」は、平成15年3月31日以前に終了した課税期間について、平成15年7月1日から平成16年6月30日までの間の申告（平成15年7月1日から同年9月30日までの間の国・地方公共団体等に係る申告を除く）又は処理による課税事績を「申告書及び決議書」に基づいて作成した。

- (注) 1 税関分は含まない。
2 件数欄の「実」は、実件数を示す。

(2) 課税事業者等届出件数

課税事業者届出書	課税事業者選択届出書	新設法人に該当する旨の届出書	合計
件	件	件	件
134,926	3,511	1,212	139,649

調査期間 平成15年度末（平成16年3月31日現在）の届出件数を示している

- (注) 納税義務者でなくなった旨の届出書又は課税事業者選択不適用届出書を提出した者は含まない。

(3) 税務署別課税状況(その1 個人事業者)

区分 署名	納 税 申 告						還付申告及び処理	
	一般申告及び処理		簡易申告及び処理		小 計		件 数	税 額
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額		
	件 千円	件 千円	件 千円	件 千円	件 千円	件	千円	
鳥取県	278	132,876	433	225,067	711	357,943	12	17,268
島根県	297	168,764	505	257,013	802	425,777	11	5,268
鳥取県計	176	67,354	246	127,129	422	194,483	16	6,857
	751	368,995	1,184	609,209	1,935	978,203	39	29,393
松江市	267	132,132	463	233,282	730	365,413	17	14,392
浜田県	150	64,925	310	153,476	460	218,401	6	2,432
益田市	236	109,739	517	252,228	753	361,967	10	2,314
石見大東郷計	101	37,993	176	79,664	277	117,657	4	2,722
大田郷計	68	32,266	182	97,358	250	129,624	5	6,695
西郷計	91	46,022	193	95,562	284	141,584	5	2,887
島根県計	61	41,712	94	40,078	155	81,790	7	5,868
	974	464,789	1,935	951,647	2,909	1,416,436	54	37,310
岡山市	264	114,299	448	269,444	712	383,744	22	14,172
山西大	311	134,814	394	218,412	705	353,226	31	16,837
西児島敷島	151	56,193	153	74,935	304	131,128	4	529
倉玉津玉笠高瀬久岡	123	55,572	152	73,557	275	129,130	4	1,751
山県計	393	153,481	384	200,181	777	353,663	23	25,769
	150	68,473	184	96,055	334	164,528	11	9,426
	251	107,543	279	123,763	530	231,306	12	3,144
	96	33,919	88	38,733	184	72,652	5	1,206
	166	79,784	218	107,358	384	187,142	11	3,457
	112	41,168	80	34,084	192	75,253	3	637
	45	17,024	52	24,933	97	41,957	2	3,584
	139	60,305	139	62,560	278	122,865	5	418
	72	29,432	112	46,303	184	75,734	2	1,263
	2,273	952,006	2,683	1,370,318	4,956	2,322,324	135	82,192
広島県	215	135,542	442	348,421	657	483,963	9	7,908
広島県	138	52,705	289	185,526	427	238,231	8	4,529
広島県	301	141,059	421	242,479	722	383,538	18	10,061
広島県	398	152,901	432	210,103	830	363,004	25	27,868
竹三尾福府三庄西廿海吉	327	136,744	490	278,552	817	415,296	15	11,671
日田県計	102	40,284	187	91,486	289	131,770	3	582
	127	60,473	173	85,938	300	146,412	8	6,869
	196	72,370	294	165,236	490	237,606	11	6,176
	516	209,545	621	346,939	1,137	556,484	47	31,516
	256	100,852	199	99,660	455	200,512	11	2,609
	61	21,970	132	59,909	193	81,880	3	134
	65	20,384	80	36,194	145	56,578	4	6,647
	132	51,996	196	90,036	328	142,032	10	10,635
	319	121,212	364	178,554	683	299,766	22	25,515
	209	85,433	229	119,328	438	204,762	10	12,047
	54	21,142	115	51,404	169	72,546	7	2,694
	3,416	1,424,613	4,664	2,589,766	8,080	4,014,379	211	167,463
下宇山萩徳防岩光長柳厚山口	309	136,030	428	226,029	737	362,058	34	24,147
山口県計	226	153,174	405	228,629	631	381,803	17	13,290
	152	82,101	283	144,384	435	226,485	12	5,389
	69	27,411	190	91,691	259	119,101	1	224
	204	111,051	439	238,549	643	349,599	16	24,139
	142	72,090	322	166,366	464	238,456	11	13,400
	232	104,821	324	169,371	556	274,192	3	566
	119	46,497	183	83,825	302	130,322	4	3,303
	140	78,247	204	100,159	344	178,406	5	1,189
	78	23,861	154	68,368	232	92,229	4	4,866
	68	39,796	95	51,173	163	90,969	3	2,587
	1,739	875,078	3,027	1,568,542	4,766	2,443,620	110	93,100
全管計	9,153	4,085,481	13,493	7,089,480	22,646	11,174,962	549	409,457

(注) 「(1)課税状況」、「(2)課税事業者(選択)届出件数」を署別に示したものである。

既往年分の申告及び処理		合 計		課税事業者(選択)届出件数			区分 署名
件 数	税 額	件 数	税 額	課 税 事 業 者 届 出	課 税 事 業 者 選 択 届 出	合 計	
件	千円	件	千円	件	件	件	
77	9,830	744	350,505	1,539	21	1,560	鳥取県
51	19,995	831	440,504	1,221	20	1,241	米子
65	1,757	449	189,384	911	12	923	倉吉
193	31,583	2,024	980,392	3,671	53	3,724	鳥取県計
55	7,480	771	358,501	956	22	978	松山
28	943	471	216,912	538	6	544	浜出
37	4,683	770	364,335	891	20	911	益田
27	2,714	283	117,649	635	6	641	石見大東
26	2,176	259	125,104	390	3	393	大田郷
8	619	293	139,316	315	6	321	西根
19	5,947	173	81,870	194	2	196	島根県
200	24,560	3,020	1,403,687	3,919	65	3,984	島根県計
59	11,851	757	381,423	1,226	34	1,260	岡山市
74	31,128	763	367,517	843	43	886	山山
14	1,198	312	131,796	668	7	675	西大
12	9,871	285	137,249	305	5	310	児島
58	10,274	833	338,168	1,005	34	1,039	倉敷
23	1,833	349	156,936	616	10	626	玉島
56	23,984	563	252,146	778	18	796	津山
23	12,135	196	83,580	228	3	231	玉野
40	20,926	412	204,610	668	14	682	笠岡
9	1,454	199	76,070	333	1	334	高梁
11	1,541	104	39,914	110	2	112	新見
21	4,577	291	127,024	312	3	315	瀬戸
16	2,641	189	77,111	502	3	505	久世
416	133,413	5,253	2,373,546	7,594	177	7,771	岡山県計
48	11,663	678	487,718	740	32	772	広島県
88	2,910	446	236,612	599	25	624	広島
77	11,079	750	384,556	841	41	882	広島
54	32,543	886	367,678	1,732	51	1,783	広島
106	18,886	848	422,511	1,507	36	1,543	広島
32	9,518	304	140,707	510	2	512	竹原
18	1,704	309	141,247	533	10	543	三原
35	7,175	514	238,605	925	8	933	尾道
131	21,467	1,233	546,435	1,703	48	1,751	福山
24	4,946	469	202,849	1,008	6	1,014	府中
13	2,063	199	83,808	380	6	386	三原
18	2,047	152	51,978	172	8	180	庄原
31	7,693	351	139,090	359	16	375	西条
62	16,394	728	290,644	1,197	39	1,236	廿日市
49	15,005	464	207,719	540	13	553	海田
19	1,518	184	71,369	269	2	271	吉田
805	166,609	8,515	4,013,524	13,015	343	13,358	広島県計
47	12,261	789	350,172	1,027	23	1,050	下関
59	245,529	677	614,042	1,290	18	1,308	宇山
39	9,631	463	230,726	527	12	539	山口
18	1,854	266	120,731	297	9	306	萩
46	7,002	669	332,463	1,619	20	1,639	徳山
48	5,835	488	230,891	522	9	531	防府
25	7,290	566	280,916	1,298	14	1,312	岩国
23	6,182	313	133,201	669	5	674	光
19	1,571	353	178,788	452	6	458	長門
37	7,622	248	94,984	248	5	253	柳井
7	1,489	169	89,870	373	7	380	厚狭
368	306,265	5,001	2,656,785	8,322	128	8,450	山口県計
1,982	662,430	23,813	11,427,935	36,521	766	37,287	全管計

(3) 税務署別課税状況(その2 法人)

区分 署名	納 税 申 告						還付申告及び処理			
	一般申告及び処理		簡易申告及び処理		小 計		件 数	税 額		
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額				
件	千円	件	千円	件	千円	件	千円			
鳥取県 鳥取市	取子	1,300	8,863,020	1,341	1,290,971	2,641	10,153,991	113	740,131	
	倉吉	1,432	7,679,748	1,234	1,220,475	2,666	8,900,223	98	393,567	
	米子	593	3,027,875	599	525,211	1,192	3,553,086	31	118,497	
	県計	3,325	19,570,642	3,174	3,036,657	6,499	22,607,299	242	1,252,195	
松江市 松山県	江田	1,477	10,344,195	1,384	1,283,665	2,861	11,627,860	88	245,217	
	出雲	616	2,823,015	604	564,772	1,220	3,387,786	48	214,468	
	益田	906	6,351,313	998	904,050	1,904	7,255,362	62	162,938	
	大田	416	1,950,433	423	370,320	839	2,320,753	26	57,603	
	東郷	216	842,467	264	239,971	480	1,082,438	12	38,225	
	西郷	341	1,456,188	329	321,846	670	1,778,034	25	135,343	
	根郷	129	615,075	129	131,884	258	746,959	12	56,620	
	県計	4,101	24,382,686	4,131	3,816,506	8,232	28,199,191	273	910,414	
	岡山市 岡山県	山西	2,367	21,977,883	1,865	1,769,764	4,232	23,747,646	156	605,306
		大寺	2,366	16,131,480	1,845	1,769,171	4,211	17,900,652	175	556,712
児島		576	3,328,248	469	436,009	1,045	3,764,257	39	206,263	
倉敷		591	3,231,473	538	528,217	1,129	3,759,690	30	65,163	
玉野		2,124	12,443,250	1,886	1,861,492	4,010	14,304,743	100	577,870	
笠岡		497	3,000,460	511	476,008	1,008	3,476,469	31	96,371	
高梁		1,141	5,277,418	1,232	1,093,272	2,373	6,370,689	76	444,464	
瀬戸		348	1,920,344	325	309,706	673	2,230,050	14	171,828	
久世		601	3,508,486	526	530,918	1,127	4,039,404	58	639,834	
戸世		264	1,386,823	279	260,626	543	1,647,449	15	62,733	
岡山市計		224	2,152,497	196	193,989	420	2,346,486	8	64,210	
久世		620	3,096,752	624	590,293	1,244	3,687,045	49	146,884	
久世		291	1,009,664	272	247,816	563	1,257,480	21	63,796	
県計		12,010	78,464,778	10,568	10,067,280	22,578	88,532,058	772	3,701,433	
広島県		東広島	1,979	38,518,894	1,589	1,586,204	3,568	40,105,098	125	1,317,096
	南広島	1,195	11,079,059	959	949,058	2,154	12,028,117	68	268,511	
	西広島	3,001	30,215,852	2,242	2,144,784	5,243	32,360,635	180	474,915	
	北広島	1,842	7,907,504	1,651	1,560,121	3,493	9,467,624	105	1,268,711	
	呉	1,409	8,108,462	1,436	1,356,069	2,845	9,464,530	68	461,535	
	竹原	415	1,667,849	438	464,554	853	2,132,402	26	242,000	
	三原	609	3,089,084	598	560,635	1,207	3,649,719	28	559,483	
	尾道	1,015	4,583,406	1,173	1,072,054	2,188	5,655,461	78	187,383	
	福山	2,920	20,571,767	2,622	2,519,043	5,542	23,090,809	159	1,837,476	
	三原	843	4,190,762	714	643,530	1,557	4,834,293	48	637,640	
	庄原	297	1,717,096	370	353,887	667	2,070,983	30	77,771	
	西条	218	1,272,901	230	212,241	448	1,485,141	15	79,667	
	日田	756	6,472,018	641	665,851	1,397	7,137,869	47	5,906,414	
	海田	1,323	6,536,534	1,081	982,906	2,404	7,519,440	63	149,679	
	吉田	941	7,324,750	899	984,138	1,840	8,308,888	63	14,210,266	
県計	235	826,998	173	194,994	408	1,021,992	28	59,245		
広島県計	18,998	154,082,934	16,816	16,250,067	35,814	170,333,001	1,131	27,737,792		
山口県	関門	1,640	10,680,836	1,527	1,444,034	3,167	12,124,869	181	904,427	
	徳防	1,109	10,296,985	1,127	1,057,938	2,236	11,354,923	60	900,869	
	岩国	828	8,964,263	901	847,505	1,729	9,811,768	53	205,407	
	萩	235	1,126,504	406	356,232	641	1,482,736	21	57,073	
	山府	1,134	10,923,698	1,104	1,123,897	2,238	12,047,595	63	226,115	
	徳防	464	2,691,161	489	491,725	953	3,182,885	28	72,853	
	岩国	795	3,899,492	766	770,743	1,561	4,670,235	72	227,500	
	光	394	1,629,883	411	409,447	805	2,039,330	39	96,041	
	長門	203	989,178	260	245,987	463	1,235,165	21	93,094	
	柳井	273	1,287,889	295	259,073	568	1,546,962	15	35,712	
	厚狭	202	1,437,103	246	223,181	448	1,660,284	18	205,679	
	山口県計	7,277	53,926,991	7,532	7,229,762	14,809	61,156,753	571	3,024,771	
	全管計	45,711	330,428,031	42,221	40,400,272	87,932	370,828,303	2,989	36,626,606	

(注) 「(1)課税状況」、「(2)課税事業者(選択)届出件数」を署別に示したものである。

既往年分の申告及び処理		合 計		課税事業者（選択）届出件数			区分	
件 数	税 額	件 数	税 額	課税事業者 届 出	課税事業者 選 択 届 出	新設法人に該当 する旨の届出	合 計	署 名
件	千円	件	千円	件	件	件	件	
121	708	2,776	9,414,567	2,925	93	27	3,045	鳥取県 取子吉計
153	19,165	2,786	8,525,822	3,058	119	30	3,207	鳥取県 倉吉
60	16,326	1,233	3,450,915	1,322	51	6	1,379	鳥取県 倉吉
334	36,199	6,795	21,391,304	7,305	263	63	7,631	鳥取県 倉吉
139	39,308	2,964	11,421,951	3,137	81	41	3,259	松山県 江田雲田郷計
58	33,250	1,272	3,206,568	1,344	55	13	1,412	松山県 大見
76	31,423	1,974	7,061,000	2,039	64	20	2,123	松山県 大見
73	15,410	900	2,278,560	924	28	7	959	松山県 大見
29	1,873	492	1,046,085	492	20	7	519	松山県 大見
24	11,650	703	1,654,340	746	35	1	782	松山県 大見
9	3,362	272	686,976	283	12	-	295	松山県 大見
408	66,705	8,577	27,355,482	8,965	295	89	9,349	松山県 大見
265	38,006	4,425	23,180,347	4,728	95	70	4,893	岡山県 山田
211	112,753	4,437	17,456,693	4,751	120	97	4,968	岡山県 山田
30	2,298	1,088	3,560,292	1,193	23	16	1,232	岡山県 山田
38	1,372	1,160	3,695,899	1,244	29	11	1,284	岡山県 山田
185	57,694	4,156	13,784,567	4,669	107	61	4,837	岡山県 山田
58	2,791	1,044	3,382,888	1,103	30	9	1,142	岡山県 山田
207	37,388	2,478	5,963,613	2,736	68	20	2,824	岡山県 山田
51	14,631	691	2,072,852	722	11	6	739	岡山県 山田
75	3,264	1,189	3,402,834	1,223	46	9	1,278	岡山県 山田
32	14,060	562	1,570,656	571	22	3	596	岡山県 山田
19	11,486	433	2,270,790	450	11	7	468	岡山県 山田
80	9,131	1,304	3,549,291	1,364	62	4	1,430	岡山県 山田
51	10,758	587	1,204,442	599	28	2	629	岡山県 山田
1,302	264,540	23,554	85,095,165	25,353	652	315	26,320	岡山県 山田
270	65,174	3,723	38,853,176	4,302	121	115	4,538	広島県 島田
148	23,132	2,234	11,782,737	2,387	60	30	2,477	広島県 島田
413	48,466	5,458	31,934,187	5,947	127	128	6,202	広島県 島田
162	38,561	3,631	8,237,474	4,126	120	54	4,300	広島県 島田
152	48,451	2,928	9,051,446	3,081	75	29	3,185	広島県 島田
57	31,599	895	1,922,001	952	25	4	981	広島県 島田
88	49,371	1,239	3,139,607	1,287	29	7	1,323	広島県 島田
74	13,979	2,271	5,482,057	2,393	76	20	2,489	広島県 島田
303	39,691	5,750	21,293,024	6,025	113	75	6,213	広島県 島田
68	17,826	1,621	4,214,479	1,656	43	19	1,718	広島県 島田
42	4,152	711	1,997,363	767	28	7	802	広島県 島田
21	4,213	464	1,409,686	489	18	9	516	広島県 島田
57	10,186	1,449	1,241,642	1,579	58	19	1,656	広島県 島田
130	636	2,496	7,370,397	2,771	82	28	2,881	広島県 島田
68	82,705	1,915	5,818,673	2,059	56	22	2,137	広島県 島田
17	67	438	962,680	488	23	2	513	広島県 島田
2,070	478,074	37,223	143,073,283	40,309	1,054	568	41,931	広島県 島田
111	26,835	3,357	11,247,278	3,699	94	50	3,843	山口県 関部
97	2,683	2,302	10,456,737	2,452	65	31	2,548	山口県 関部
132	3,549	1,792	9,609,910	1,915	65	22	2,002	山口県 関部
45	6,103	665	1,431,766	663	28	5	696	山口県 関部
110	25,433	2,315	11,846,913	2,409	68	23	2,500	山口県 関部
84	47,638	989	3,062,394	1,093	21	11	1,125	山口県 関部
72	13,242	1,641	4,455,977	1,718	48	16	1,782	山口県 関部
21	15,482	848	1,958,771	904	26	3	933	山口県 関部
37	33,073	485	1,175,143	518	22	6	546	山口県 関部
53	3,902	587	1,515,151	618	22	6	646	山口県 関部
38	5,830	469	1,460,435	484	22	4	510	山口県 関部
800	88,493	15,450	58,220,474	16,473	481	177	17,131	山口県 関部
4,914	934,011	91,599	335,135,708	98,405	2,745	1,212	102,362	全 管 計

(3) 税務署別課税状況(その3 合計)

区分 署名	納 税 申 告						還付申告及び処理		
	一般申告及び処理		簡易申告及び処理		小 計		件 数	税 額	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額			
件	千円	件	千円	件	千円	件	千円		
鳥取県	取子	1,578	8,995,895	1,774	1,516,038	3,352	10,511,934	125	757,399
	倉吉	1,729	7,848,513	1,739	1,477,487	3,468	9,326,000	109	398,835
	米倉	769	3,095,229	845	652,340	1,614	3,747,569	47	125,354
	鳥取県計	4,076	19,939,637	4,358	3,645,866	8,434	23,585,503	281	1,281,588
松江市	江田	1,744	10,476,327	1,847	1,516,947	3,591	11,993,274	105	259,610
	出雲	766	2,887,940	914	718,248	1,680	3,606,187	54	216,900
	益田	1,142	6,461,052	1,515	1,156,277	2,657	7,617,329	72	165,253
	大田	517	1,988,426	599	449,983	1,116	2,438,409	30	60,324
	石見	284	874,733	446	337,328	730	1,212,061	17	44,920
	大東	432	1,502,210	522	417,407	954	1,919,618	30	138,229
	西郷	190	656,787	223	171,962	413	828,749	19	62,488
	松江市計	5,075	24,847,475	6,066	4,768,152	11,141	29,615,627	327	947,724
岡山県	山西	2,631	22,092,182	2,313	2,039,208	4,944	24,131,390	178	619,477
	大寺	2,677	16,266,295	2,239	1,987,583	4,916	18,253,877	206	573,549
	児島	727	3,384,441	622	510,944	1,349	3,895,385	43	206,792
	倉敷	714	3,287,045	690	601,774	1,404	3,888,820	34	66,914
	玉野	2,517	12,596,732	2,270	2,061,673	4,787	14,658,405	123	603,639
	笠岡	647	3,068,934	695	572,063	1,342	3,640,997	42	105,797
	高梁	1,392	5,384,960	1,511	1,217,035	2,903	6,601,995	88	447,608
	瀬戸	444	1,954,263	413	348,439	857	2,302,702	19	173,034
	久世	767	3,588,269	744	638,276	1,511	4,226,546	69	643,291
	戸世	376	1,427,991	359	294,710	735	1,722,701	18	63,370
	岡山市	269	2,169,521	248	218,922	517	2,388,443	10	67,794
	久世	759	3,157,057	763	652,852	1,522	3,809,909	54	147,301
	久世	363	1,039,096	384	294,119	747	1,333,215	23	65,059
	岡山市計	14,283	79,416,784	13,251	11,437,598	27,534	90,854,382	907	3,783,625
広島県	島田	2,194	38,654,436	2,031	1,934,625	4,225	40,589,062	134	1,325,004
	安芸	1,333	11,131,764	1,248	1,134,584	2,581	12,266,348	76	273,040
	尾道	3,302	30,356,911	2,663	2,387,263	5,965	32,744,174	198	484,976
	府中	2,240	8,060,404	2,083	1,770,223	4,323	9,830,628	130	1,296,579
	三原	1,736	8,245,206	1,926	1,634,620	3,662	9,879,826	83	473,206
	竹原	517	1,708,132	625	556,040	1,142	2,264,172	29	242,582
	三ツ	736	3,149,558	771	646,573	1,507	3,796,130	36	566,352
	尾道	1,211	4,655,776	1,467	1,237,290	2,678	5,893,066	89	193,560
	福山	3,436	20,781,312	3,243	2,865,982	6,679	23,647,294	206	1,868,993
	庄原	1,099	4,291,615	913	743,190	2,012	5,034,805	59	640,249
	西条	358	1,739,066	502	413,796	860	2,152,862	33	77,905
	日田	283	1,293,285	310	248,435	593	1,541,720	19	86,315
	吉田	888	6,524,014	837	755,887	1,725	7,279,901	57	5,917,049
	広島県計	1,642	6,657,746	1,445	1,161,459	3,087	7,819,206	85	175,194
広島県計	1,150	7,410,183	1,128	1,103,467	2,278	8,513,650	73	14,222,313	
広島県計	289	848,140	288	246,398	577	1,094,538	35	61,940	
広島県計	22,414	155,507,547	21,480	18,839,833	43,894	174,347,380	1,342	27,905,256	
山口県	関	1,949	10,816,866	1,955	1,670,062	3,904	12,486,928	215	928,574
	部	1,335	10,450,159	1,532	1,286,567	2,867	11,736,726	77	914,159
	萩	980	9,046,363	1,184	991,890	2,164	10,038,253	65	210,796
	徳	304	1,153,915	596	447,923	900	1,601,838	22	57,297
	防	1,338	11,034,749	1,543	1,362,446	2,881	12,397,194	79	250,254
	岩	606	2,763,251	811	658,091	1,417	3,421,341	39	86,253
	光	1,027	4,004,314	1,090	940,114	2,117	4,944,427	75	228,067
	長	513	1,676,380	594	493,272	1,107	2,169,652	43	99,344
	柳	343	1,067,425	464	346,146	807	1,413,571	26	94,284
	厚	351	1,311,750	449	327,441	800	1,639,190	19	40,578
	山口	270	1,476,899	341	274,353	611	1,751,253	21	208,266
	山口県計	9,016	54,802,069	10,559	8,798,304	19,575	63,600,373	681	3,117,871
	全管計	54,864	334,513,512	55,714	47,489,753	110,578	382,003,265	3,538	37,036,063

(注) 「(1)課税状況」、「(2)課税事業者(選択)届出件数」を署別に示したものである。

既往年分の申告及び処理		合 計		課税事業者（選択）届出件数				区分 署名
件 数	税 額	件 数	税 額	課税事業者 届 出	課税事業者 選 択 届 出	新設法人に該当 する旨の届出	合 計	
件	千円	件	千円	件	件	件	件	
198	10,538	3,520	9,765,072	4,464	114	27	4,605	鳥取県 取子吉計
204	39,160	3,617	8,966,326	4,279	139	30	4,448	鳥取県 倉吉
125	18,083	1,682	3,640,299	2,233	63	6	2,302	鳥取県 鳥取
527	67,782	8,819	22,371,697	10,976	316	63	11,355	鳥取県 鳥取
194	46,787	3,735	11,780,452	4,093	103	41	4,237	松山県 江田
86	34,192	1,743	3,423,480	1,882	61	13	1,956	松山県 雲田
113	26,741	2,744	7,425,335	2,930	84	20	3,034	松山県 出雲
100	18,125	1,183	2,396,209	1,559	34	7	1,600	松山県 益石
55	4,049	751	1,171,190	882	23	7	912	大田県 見大
32	12,268	996	1,793,656	1,061	41	1	1,103	大田県 大東
28	2,585	445	768,846	477	14	-	491	大田県 西郷
608	91,265	11,597	28,759,168	12,884	360	89	13,333	鳥根県 島根
324	49,858	5,182	23,561,770	5,954	129	70	6,153	岡山県 山
285	143,881	5,200	17,824,210	5,594	163	97	5,854	岡山県 山
44	3,496	1,400	3,692,088	1,861	30	16	1,907	岡山県 西大
50	11,243	1,445	3,833,148	1,549	34	11	1,594	岡山県 児島
243	67,968	4,989	14,122,735	5,674	141	61	5,876	岡山県 倉敷
81	4,624	1,393	3,539,824	1,719	40	9	1,768	岡山県 玉津
263	61,373	3,041	6,215,760	3,514	86	20	3,620	岡山県 津玉
74	26,765	887	2,156,433	950	14	6	970	岡山県 野田
115	24,190	1,601	3,607,444	1,891	60	9	1,960	岡山県 笠岡
41	12,605	761	1,646,726	904	23	3	930	岡山県 高梁
30	9,945	537	2,310,704	560	13	7	580	岡山県 瀬戸
101	13,708	1,595	3,676,315	1,676	65	4	1,745	岡山県 新久
67	13,399	776	1,281,554	1,101	31	2	1,134	岡山県 久
1,718	397,953	28,807	87,468,711	32,947	829	315	34,091	岡山県 岡山
318	76,836	4,401	39,340,894	5,042	153	115	5,310	広島県 島
236	26,042	2,680	12,019,349	2,986	85	30	3,101	広島県 島
490	59,545	6,208	32,318,742	6,788	168	128	7,084	広島県 島
216	71,103	4,517	8,605,152	5,858	171	54	6,083	広島県 島
258	67,337	3,776	9,473,957	4,588	111	29	4,728	広島県 島
89	41,117	1,199	2,062,708	1,462	27	4	1,493	広島県 竹
106	51,075	1,548	3,280,854	1,820	39	7	1,866	広島県 三
109	21,154	2,785	5,720,661	3,318	84	20	3,422	広島県 尾
434	61,158	6,983	21,839,459	7,728	161	75	7,964	広島県 福
92	22,773	2,090	4,417,328	2,664	49	19	2,732	広島県 府
55	6,215	910	2,081,171	1,147	34	7	1,188	広島県 三
39	6,259	616	1,461,665	661	26	9	696	広島県 庄
88	17,880	1,800	1,380,732	1,938	74	19	2,031	広島県 西
192	17,029	3,224	7,661,041	3,968	121	28	4,117	広島県 日
117	97,710	2,379	5,610,954	2,599	69	22	2,690	広島県 海
36	1,451	622	1,034,049	757	25	2	784	広島県 吉
2,875	644,683	45,738	147,086,808	53,324	1,397	568	55,289	広島県 広島
158	39,097	4,146	11,597,450	4,726	117	50	4,893	山口県 下
156	248,212	2,979	11,070,779	3,742	83	31	3,856	山口県 宇
171	13,179	2,255	9,840,636	2,442	77	22	2,541	山口県 山
63	7,957	931	1,552,497	960	37	5	1,002	山口県 萩
156	32,435	2,984	12,179,376	4,028	88	23	4,139	山口県 徳
132	41,802	1,477	3,293,286	1,615	30	11	1,656	山口県 防
97	20,532	2,207	4,736,893	3,016	62	16	3,094	山口県 岩
44	21,664	1,161	2,091,971	1,573	31	3	1,607	山口県 光
56	34,643	838	1,353,931	970	28	6	1,004	山口県 長
90	11,523	835	1,610,136	866	27	6	899	山口県 柳
45	7,318	638	1,550,305	857	29	4	890	山口県 厚
1,168	394,758	20,451	60,877,259	24,795	609	177	25,581	山口県 山
6,896	1,596,441	115,412	346,563,643	134,926	3,511	1,212	139,649	全 管 計

8 酒 税

統計表を見るに当たって

この章は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成16年4月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

酒類とは、アルコール分1度以上を含んでいる飲料（アルコール専売法の適用を受けるアルコールを除く。）で、原料と製造方法の差異により10種類に分類している。

種類は清酒、合成清酒、しょうちゅう、みりん、ビール、果実酒類、ウィスキー類、スピリッツ類、リキュール類、雑酒である。

酒 税 の 税 率

各酒類の基準アルコール分及び基準税率（1k l 当たり従量税率）は、次のとおりである。

				平成15年4月30日 まで	平成15年5月1日 以降
清	酒	アルコール分	15度	140,500円	140,500円
合 成	清 酒	アルコール分	15度	79,300円	94,600円
しょうちゅう		アルコール分	25度	248,100円	248,100円
み	り ん	アルコール分	13.5度	21,600円	21,600円
ビ	ー ル			222,000円	222,000円
果 実 酒 類					
果 実 酒				56,500円	70,472円
甘味果実酒		アルコール分	12度	98,600円	103,722円
ウィスキー類		アルコール分	40度	409,000円	409,000円
スピリッツ類		アルコール分	37度	367,188円	367,188円
リキュール類		アルコール分	12度	119,088円	119,088円
雑	酒				
発 泡 酒		原料中（水を除く）麦芽の重量が25%未満のもの		105,000円	134,250円
粉 末 酒				320,500円	320,500円
その他の雑酒		みりに類似するもの	アルコール分 13.5度	21,600円	21,600円
		そ の 他 の も の	アルコール分 12度	98,600円	103,722円

8 - 1 酒税関係総括表

酒税関係総括表

区 分		課税数量	税 額	製成数量	販売(消費)数量	製造場数	販売場数
		kl	百万円	kl	kl	場	場
平成11年度		407,254	70,342	364,505	584,216	387	13,949
12		374,058	63,605	323,233	574,975	379	13,796
13		362,627	59,652	316,752	575,174	372	13,751
14		425,019	61,112	374,827	569,529	364	13,602
15		420,729	61,431	375,532	544,240	349	15,379
清酒		38,788	4,748	31,092	55,909	290	-
清酒類		×	×	×	3,366	-	-
清酒類	甲	×	×	×	10,573	1	-
	乙	×	×	×	40,440	4	-
	計	4,872	1,179	3,472	51,015	5	-
みりん		×	×	8,693	6,557	6	-
ビール		128,015	28,391	119,285	225,754	17	-
果実酒類	果実酒	9,213	618	6,531	8,696	13	-
	甘味果実酒	734	80	568	930	2	-
	計	9,947	698	7,097	9,624	15	-
ウイスキー類	ウイスキー	×	×	×	4,204	-	-
	ブランデー	×	×	×	1,197	-	-
	計	2,014	771	×	5,398	-	-
スピリッツ類		1,401	143	440	1,257	3	-
リキュール類		93,121	7,503	88,310	31,665	10	-
雑酒	発泡酒	135,558	17,729	116,900	152,147	1	-
	粉末酒	×	×	×	32	-	-
	その他の雑酒	×	×	×	1,513	2	-
	計	135,582	17,730	115,977	153,691	3	-
合計		420,729	61,431	375,532	544,240	349	15,379

調査期間 課税数量、税額、製成数量及び販売(消費)数量は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間である。

調査時点 製造場数及び販売場数は、平成16年3月31日現在である。

用語の説明

- 1 課税数量とは、税額決定の基礎となるべき酒類の数量をいう。
- 2 製成数量とは、酒類の生産数量をいう。
- 3 販売(消費)数量とは、酒類小売業者の販売数量のほか、酒類製造者及び酒類卸売業者の消費者への直売数量を含めた数量をいう。
- 4 「製造場数」欄は、複数の酒類を製造している場合は、製造数量が最も多い酒類を掲げた。

関連表

「8-2」の「(1)課税状況」、「8-3」の「(1)酒類製成及び手持数量」、「(3)酒類販売(消費)数量」、「8-4」の「(1)酒類製造免許場数等」、「(3)酒類販売免許場数等」

8 - 2 課 税 状 況

(1) 課税状況

区 分	課 税						
	一 般 税 率 適 用		特 定 税 率 適 用		計		
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	
	kl	千円	kl	千円	kl	千円	
清 酒	39,595	4,844,616	-	-	39,595	4,844,616	
合 成 清 酒	×	×	×	×	×	×	
しょうちゅう	甲 類	×	×	×	×	×	
	乙 類	×	×	×	×	×	
計	4,894	1,183,675	-	-	4,894	1,183,675	
み り ん	×	×	×	×	×	×	
ビ ー ル	128,795	28,564,051	-	-	128,795	28,564,051	
果 実 酒 類	果 実 酒	8,889	603,341	361	16,774	9,250	620,116
	甘味果実酒	737	80,289	-	-	737	80,289
	計	9,627	683,630	361	16,774	9,987	700,405
ウイスキー類	ウイスキー	×	×	×	×	×	×
	ブランデー	×	×	×	×	×	×
	計	2,014	771,244	-	-	2,014	771,244
スピリッツ類	スピリッツ	110	40,186	1,290	102,432	1,401	142,619
	原料用アルコール	0	34	-	-	0	34
	計	110	40,220	1,290	102,432	1,401	142,653
リ キ ュ ー ル 類	1,681	245,949	92,937	7,378,451	94,618	7,624,402	
雑 酒	発 泡 酒	135,864	17,767,869	-	-	135,864	17,767,869
	粉 末 酒	×	×	×	×	×	×
	その他の雑酒	×	×	×	×	×	×
	計	135,892	17,769,827	-	-	135,892	17,769,827
合 計	329,630	54,371,497	94,588	7,497,658	424,218	61,869,155	

調査対象 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成16年4月30日までの申告又は処理による課税実績

- (注) 1 「特定税率適用」欄には、酒税法第22条第3項（アルコール分が13度未満のもので発泡性を有するもの）に該当のものを掲げた。
- 2 「酒税法第30条第1項、第2項及び第3項」欄には、酒類製造場から移出した酒類を当該製造場に戻入れた場合の酒税額の控除等を示す。

(2) 課税数量の累年比較

区 分	清 酒	しょうちゅう	ビ ー ル	果 実 酒 類	そ の 他	合 計
	kl	kl	kl	kl	kl	kl
平 成 11 年 度	57,381	3,661	222,239	10,313	113,661	407,254
12	50,974	3,856	194,832	8,090	116,301	374,058
13	46,482	4,590	173,319	9,887	128,350	362,627
14	42,884	4,449	146,171	10,503	221,013	425,019
15	38,788	4,872	128,015	9,947	239,110	420,729

(注) この表は、「(1)課税状況」のうち、「課税実数」欄の数量を累年比較で示したものである。

控 除		災 害 減 免 法 (第7条第1項)		課 税 実 数		免 除	
酒 税 法 〔第30条第1項、 第2項及び第3項〕						未納税移出	輸 出 免 税
数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	数 量
kl	千円	kl	千円	kl	千円	kl	kl
808	96,772	0	0	38,788	4,747,845	13,653	180
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
22	4,219	0	10	4,872	1,179,447	134	5
×	×	×	×	×	×	×	×
780	173,023	-	-	128,015	28,391,025	11,606	131
38	2,368	-	-	9,213	617,749	123	0
3	323	-	-	734	79,966	2	1
41	2,690	-	-	9,947	697,715	125	1
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
0	2	-	-	2,014	771,242	94	27
-	-	-	-	1,401	142,619	659	0
-	-	-	-	0	34	38,213	-
-	-	-	-	1,401	142,653	38,871	0
1,499	121,139	0	32	93,121	7,503,229	11,980	14
305	39,272	-	-	135,558	17,728,596	21,125	-
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
309	39,706	-	-	135,582	17,730,121	21,125	4
3,488	438,278	1	42	420,729	61,430,835	101,706	444

用語の説明 未納税移出とは、酒類製造場から移出するとき、酒税の免除を受けて移出するものをいう。

(3) 酒税額の累年比較

区 分	清 酒	しょうちゅう	ビ ー ル	果実酒類	そ の 他	合 計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成 11 年 度	7,097,642	850,679	49,336,853	638,912	12,417,418	70,341,509
12	6,272,420	912,407	43,252,671	494,380	12,672,839	63,604,715
13	5,718,155	1,128,122	38,476,775	588,056	13,741,088	59,652,197
14	5,262,174	1,076,301	32,450,479	607,009	21,715,868	61,111,830
15	4,747,845	1,179,447	28,391,025	697,715	26,414,800	61,430,835

(注) この表は、「(1)課税状況」のうち、「課税実数」欄の税額を累年比較で示したものである。

8 - 3 酒類製成、販売

(1) 酒類製成及び手持数量

区 分	製 成 数 量 等					手 持 数 量 <small>平成16年3月末日現在</small>
	製 成 等 混 和	アルコール 分 等 変 更	アルコール 分 等 変 更	用途変更等	+ + - 計	
清 酒	31,319 (30,085)	0	-	227	31,092 (30,071)	38,701 (37,447)
合 成 清 酒	x	x	x	x	x	x
し ょ っ ち ゅ う	x	x	x	x	x	x
み づ	x	x	x	x	x	x
計	3,732	2	512	772	3,472	2,255
ビ ー ル	9,581	340	-	1,228	8,693	751
果 実 酒 類	119,963	0	-	679	119,285	2,422
果 実 酒	7,616	210	-	1,295	6,531	4,131
甘 味 果 実 酒	642	-	-	74	568	203
計	8,257	210	-	1,370	7,097	4,334
ウ ィ ス キ ー 類	x	x	x	x	x	x
ウ ィ ス キ ー	x	x	x	x	x	x
ブ ラ ン デ ー	x	x	x	x	x	x
計	x	x	x	x	x	x
ス ピ リ ッ ツ 類	593	-	-	153	440	222
リ キ ュ ー ル 類	90,816	3,930	-	6,436	88,310	4,065
雑 酒	117,099	-	-	199	116,900	2,490
発 泡 酒	x	x	x	x	x	x
粉 末 酒	x	x	x	x	x	x
そ の 他 の 雑 酒	x	x	x	x	x	x
計	117,117	0	-	1,140	115,977	2,705
合 計	382,840	4,482	512	12,299	375,532	55,860

調査対象 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの期間の酒類製成の事績
 (注) 「清酒」欄の()書は、アルコール度数20度に換算した数量である。

(2) 製成数量の累年比較

区 分	清 酒	し ょ っ ち ゅ う	ビ ー ル	果 実 酒 類	そ の 他	合 計
	kl	kl	kl	kl	kl	kl
平 成 11 年 度	46,315	3,226	209,518	9,782	95,666	364,505
12	41,322	3,282	189,051	6,969	82,599	323,233
13	34,531	4,024	162,334	6,443	109,420	316,752
14	31,710	3,809	134,878	7,393	197,032	374,827
15	31,092	3,472	119,285	7,097	214,586	375,532

(注) この表は、「(1)酒類製成及び手持数量」の製成数量等の計を累年比較したものである。

(3) 酒類販売(消費)数量

区 分		酒 類 製 造 者 の 移 出 数 量					計
		製 造 場 (課 税)	製 造 場 の 支 店 等	卸 売 業 者	小 売 業 者	消 費 者	
清 合 成 酒 類 し ょ う ち ゅ う み び 果 実 酒 類 ウ ィ ス キ ー 類 ス ピ リ ッ ツ 類 リ キ ュ 雑 酒 合 計	清 酒 甲 乙 計 ー 果 実 酒 甘 味 果 実 酒 計 ウ ィ ス キ ー ブ ラ ン デ ー 計 ー ツ ツ 類 発 泡 酒 粉 末 酒 そ の 他 の 雑 酒 計	kl	kl	kl	kl	kl	kl
		348	1,427	26,472	9,323	1,127	38,701
		×	×	×	×	×	×
		×	×	×	×	×	×
		×	×	×	×	×	×
		1	32	4,458	395	119	5,004
		×	×	×	×	×	×
		16	121,563	5,827	1,021	376	128,802
		7	8,166	577	65	404	9,220
		0	80	447	4	204	735
		7	8,246	1,024	70	608	9,956
		×	×	×	×	×	×
		×	×	×	×	×	×
		12	33	1,957	8	9	2,019
		3	467	913	2	17	1,402
10	86,259	4,948	146	136	91,501		
51	121,968	15,162	245	54	137,480		
×	×	×	×	×	×		
×	×	×	×	×	×		
51	121,980	15,171	247	55	137,506		
448	343,785	63,865	11,281	2,512	421,894		

調査対象 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの期間の酒類の製造場からの移出及び販売数量の事績

(4) 県別販売(消費)数量の累年比較

区 分		清 酒	し ょ う ち ゅ う	ビ ー ル	果 実 酒 類	そ の 他	合 計
		kl	kl	kl	kl	kl	kl
鳥 取 県	11 年 度	7,422	2,159	26,477	766	9,072	45,897
	12	6,777	2,352	24,665	720	11,270	45,784
	13	6,510	2,452	21,822	705	14,766	46,256
	14	6,286	2,855	19,971	719	17,588	47,420
	15	5,735	3,414	18,170	635	17,264	45,218
島 根 県	11 年 度	10,250	4,624	32,692	1,533	9,557	58,660
	12	9,459	4,788	30,919	1,461	11,401	58,030
	13	9,011	4,995	27,695	1,369	15,334	58,405
	14	8,429	5,307	24,792	1,305	18,267	58,101
	15	7,656	5,945	22,146	1,170	17,922	54,841
岡 山 県	11 年 度	16,811	7,582	69,877	2,519	27,651	124,441
	12	15,908	8,077	63,816	2,338	32,145	122,280
	13	15,208	8,542	55,876	2,296	41,976	123,893
	14	14,717	9,382	51,466	2,254	47,368	125,188
	15	13,743	10,552	48,735	2,100	45,996	121,130

(注) この表は、「(3)酒類販売(消費)数量」の累年比較を県別に示したものである。

販売業者の販売数量		平成16年3月	消費者に対す	区分	
販売業者	消費者	31日現在販売業者の手持数量	る販売数量計		
	kl	kl	+		
	77,758	54,781	8,085	55,909	清酒
	6,128	3,363	353	3,366	成類
	26,958	10,527	2,012	10,573	甲類
	69,476	40,367	6,012	40,440	乙類
	96,435	50,896	8,021	51,015	計
	14,914	6,499	847	6,557	みり
	525,683	225,377	15,383	225,754	ビール
	14,139	8,292	4,350	8,696	果実酒
	1,308	726	330	930	甘味果実酒
	15,446	9,016	4,680	9,624	計
	8,876	4,199	1,556	4,204	ウイスキー
	2,336	1,193	365	1,197	ブランデー
	11,212	5,389	1,919	5,398	計
	3,954	1,240	487	1,257	スリッ
	83,972	31,529	6,285	31,665	ピュール
	392,756	152,092	12,338	152,147	発泡酒
	23	32	9	32	粉末酒
	4,546	1,512	517	1,513	その他の雑酒
	397,324	153,636	12,865	153,691	計
	1,232,828	541,727	58,929	544,240	合計

区分		清酒	しょうちゅう	ビール	果実酒類	その他	合計
		kl	kl	kl	kl	kl	kl
広島県	11年度	25,592	15,400	136,640	5,466	51,073	234,168
	12	24,112	15,934	127,796	5,069	59,200	232,110
	13	22,294	16,705	111,422	4,716	74,454	229,588
	14	21,210	17,724	100,660	4,522	81,546	225,666
	15	18,841	19,760	91,518	4,251	81,674	216,044
山口県	11年度	13,617	10,093	71,258	2,000	24,081	121,050
	12	12,306	9,918	65,165	1,748	27,638	116,771
	13	11,495	10,343	57,361	1,655	36,180	117,032
	14	10,730	10,588	50,228	1,644	39,964	113,154
	15	9,934	11,344	45,185	1,468	39,078	107,007
全管計	11年度	73,692	39,858	336,944	12,284	121,434	584,216
	12	68,562	41,069	312,361	11,336	141,654	574,975
	13	64,518	43,037	274,176	10,741	182,710	575,174
	14	61,732	45,856	247,117	10,444	204,733	569,529
	15	55,909	51,015	225,754	9,624	201,934	544,240

(5) 税務署別酒類販売(消費)数量

区分 署名	清 酒	合成清酒	しょうちゅう		みりん	ビール	果実酒類
			甲	乙			
鳥取県	2,374	169	242	891	202	7,210	246
米倉	2,187	328	408	1,238	284	7,396	290
倉吉	1,174	83	119	516	121	3,564	99
鳥取県計	5,735	580	769	2,645	607	18,170	635
松山県	2,711	173	255	1,701	293	7,372	311
浜田	951	53	223	692	87	3,469	99
出雲	1,680	80	156	1,206	173	4,998	581
益田	694	35	204	495	61	2,343	67
石見	402	29	78	249	48	1,247	36
大田	855	44	63	412	57	1,795	63
大田郷	363	5	68	142	38	922	13
島根県計	7,656	419	1,047	4,897	757	22,146	1,170
岡山県	1,818	112	290	1,372	363	9,731	504
山形	1,695	106	231	1,304	231	7,488	399
西大	776	30	120	468	87	2,155	88
児島	624	31	74	428	68	2,241	51
倉敷	2,350	181	469	1,747	289	9,083	411
玉島	865	56	139	508	149	2,297	67
津山	1,825	79	253	847	169	5,066	182
玉野	356	10	37	236	42	1,055	41
笠岡	783	32	95	466	75	2,133	49
高梁	511	8	32	292	37	1,181	25
新見	387	13	43	268	22	973	23
瀬戸	1,129	34	88	408	64	3,932	217
久世	624	19	53	284	51	1,400	43
岡山県計	13,743	711	1,924	8,628	1,647	48,735	2,100
広島県	1,693	132	450	1,340	260	14,792	846
広島	838	36	188	726	120	4,347	169
広島	1,683	134	449	1,600	275	12,195	709
広島	1,944	96	554	1,948	212	7,966	462
呉	1,697	92	345	1,171	212	7,245	232
竹原	648	30	88	287	63	2,193	48
三原	844	58	140	577	81	3,061	92
尾道	1,186	55	160	856	124	4,209	113
福山	2,535	174	513	2,399	385	13,391	506
府中	697	27	117	699	93	2,736	69
三原	547	22	73	385	33	1,986	185
庄原	472	12	74	269	39	1,456	32
西条	1,333	51	216	955	113	4,569	260
日田	1,323	79	458	1,168	182	5,144	274
海田	1,040	54	270	1,011	91	5,161	227
吉田	361	7	64	209	18	1,067	27
広島県計	18,841	1,059	4,159	15,600	2,301	91,518	4,251
山口県	1,610	128	481	1,783	219	8,201	286
下関	1,426	80	323	1,415	149	6,475	251
山陽	1,133	92	227	1,095	156	5,360	239
萩	542	35	164	356	49	2,147	39
徳山	1,250	69	311	1,141	151	5,863	193
防府	774	36	309	638	116	3,637	100
岩国	1,189	59	265	924	141	5,716	164
光	650	40	184	494	109	2,183	80
長門	406	24	184	226	56	2,026	32
柳井	574	28	120	353	66	1,921	47
厚狭	380	6	106	245	33	1,656	37
山口県計	9,934	597	2,674	8,670	1,245	45,185	1,468
全管計	55,909	3,366	10,573	40,440	6,557	225,754	9,624

(注) 「(3)酒類販売(消費)数量」の「消費者に対する販売数量計」を署別に示したものである。

ウイスキー	ブランデー	スピリッツ類	リキュール類	雑 酒	販売(消費) 数量合計	区分	
						署名	
k1	k1	k1	k1	k1	k1		
150	30	31	1,038	5,034	17,617	鳥	取子
178	37	47	1,111	5,162	18,666	米	吉
66	14	14	559	2,606	8,935	倉	計
394	81	92	2,708	12,802	45,218	鳥	取 県
176	26	47	893	4,733	18,693	松	江
54	12	10	382	2,182	8,214	浜	田
81	10	17	490	3,113	12,585	出	雲
32	10	5	283	1,628	5,857	益	田
19	6	7	148	903	3,173	石	見 大
20	2	3	133	935	4,382	大	東
10	1	5	73	297	1,937	西	郷
392	67	94	2,402	13,791	54,841	島	根 県
208	96	95	1,498	5,368	21,455	岡	山
173	48	66	1,357	5,414	18,513	山	山
50	10	13	405	2,112	6,314	西	大
37	14	9	374	1,771	5,722	児	島
200	65	82	1,885	8,176	24,938	倉	敷
42	10	12	428	1,911	6,484	玉	島
100	23	23	854	3,310	12,732	津	山
21	6	3	183	990	2,980	玉	野
35	9	7	322	1,493	5,499	笠	岡
17	3	3	147	522	2,778	高	梁
11	2	2	97	478	2,319	新	見
40	9	9	372	1,645	7,947	瀬	戸
19	4	2	200	750	3,449	久	世
953	299	326	8,122	33,940	121,130	岡	山 県
320	87	111	1,339	4,006	25,376	広	東
70	14	26	627	3,258	10,419	広	南
207	40	67	1,436	6,794	25,589	広	西
168	31	63	1,590	8,767	23,801	広	北
143	70	28	1,043	5,194	17,472	呉	島
21	6	8	287	1,189	4,868	竹	原
66	23	16	529	2,248	7,735	三	原
76	22	17	616	2,866	10,300	尾	道
232	80	85	1,976	8,762	31,038	福	山
39	9	6	368	1,964	6,824	府	中
27	8	5	233	1,405	4,909	三	次
20	3	2	138	702	3,219	庄	原
84	22	34	840	4,122	12,600	西	条
105	23	34	1,036	5,621	15,447	甘	市
103	22	21	944	4,846	13,790	海	田
15	3	4	123	760	2,657	吉	田
1,696	463	527	13,125	62,504	216,044	広	島 県
179	52	44	1,145	6,065	20,193	下	関
119	36	41	852	4,576	15,743	宇	部
94	35	29	707	3,635	12,802	山	口
28	8	4	185	1,084	4,641	萩	萩
109	46	33	611	4,299	14,074	徳	山
42	20	16	429	2,672	8,789	防	府
89	53	28	560	3,245	12,433	岩	国
37	11	11	320	2,053	6,172	光	光
26	9	4	148	883	4,024	長	門
30	14	5	191	1,185	4,534	柳	井
16	3	3	160	957	3,602	厚	狭
769	287	218	5,308	30,654	107,007	山	口 県
4,204	1,197	1,257	31,665	153,691	544,240	全	管 計

8 - 4 酒 類 免 許

(1) 酒類製造免許場数等

区 分	前 年 度 末 免 許 場 数	本 年 度 末 免 許 場 数	左のうち試験の ための免許場数	本 年 度 末 製 造 場 数	本 年 度 末 製 造 者 数	本 年 度 末 蔵 置 場 数
平 成 11 年 度	555	557	31	387	529	281
12	557	561	41	379	532	279
13	561	557	49	372	530	276
14	557	549	53	364	524	284
15	549	553	52	349	529	273
清 合 成	307	294	6	290	288	48
清 酒 類	2	2	1	-	2	18
し ょ う ち	2	2	1	1	2	21
み り ー	76	78	3	4	75	26
み り ー	78	80	4	5	77	47
み り ー	16	16	1	6	16	18
果 実 酒 類	21	21	2	17	18	23
果 実 酒	25	25	8	13	23	-
甘 味 果 実 酒	8	8	1	2	7	-
計	33	33	9	15	30	21
ウ ィ ス キ ー 類	2	2	1	-	2	-
ウ ィ ス キ ー 類	4	4	2	-	3	-
計	6	6	3	-	5	26
ス ピ リ ッ ツ 類	7	9	3	2	7	-
ス ピ リ ッ ツ 類	3	3	1	1	2	-
計	10	12	4	3	9	24
リ キ ュ ー ル 類	53	55	12	10	51	25
雑 酒	7	18	2	1	17	-
雑 酒	1	1	1	-	1	-
計	15	15	7	2	15	-
計	23	34	10	3	33	23
合 計	549	553	52	349	529	273
各 酒 類 を 通 じ た も の	-	349	17	-	337	48

調査対象 酒税法第7条(酒類の製造免許)の規定により免許を受けた製造場

調査時点 平成16年3月31日

- (注) 1 免許場数については、製造免許を受けている酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれ1場として掲げた。
- 2 「本年度末製造場数」欄には、1製造場で2以上の種類又は品目の酒類を製造している場合には、同期間内に製造数量の最も多かった酒類の欄のみに1場として掲げた。
- 3 「本年度末製造者数」欄には、本店の所在地において、その製造者が免許を受けている酒類の種類又は品目ごとに1人として掲げた。
- 4 「各酒類を通じたもの」の行には1製造場で2以上の酒類又は品目の酒類の製造免許を受けている場合でも1場として掲げた。

(2) 酒母及びもろみの製造場数

区 分	製 造 場 数
酒 母	12
も ろ み	40

調査時点 平成16年3月31日

(注) 酒税法第8条(酒母等の製造免許)の規定により製造免許を受けた場数を掲げた。

用語の説明 1 酒母とは、酵母で含糖物質を発酵させることができるもの 酵母を培養したもので含糖物質を発酵させることができるもの これにこうじを混和したものをいう。

2 もろみとは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こす又は蒸留する前のものをいう。

(3) 酒類販売免許場数等

免 許 区 分	前年度末 販売場数	本 年 度 販 売 場 数			本年度末 販売業者数	
		卸売に限る旨 の条件が付さ れているもの	販売方法に 条件が付され ていないもの	計		
販売方法に条件が付されて いないもの及び卸売に限る 旨の条件が付されているもの	全 酒 類	410	50	361	411	290
	ビ ー ル	27	4	100	104	61
	洋 酒	132	5	41	46	36
	輸 出 入 酒 類	35	13	19	32	16
	自 製 酒 類	50	5	40	45	5
	その他の酒類	10	4	7	11	10
	合 計	664	81	568	649	418
販売方法に小売に限る旨の 条件が付されているもの	全 酒 類	11,166	-	-	12,769	10,560
	特殊のもの	337	-	-	321	80
	期限付	-	-	-	2	-
	計	11,503	-	-	13,092	10,640
	そ の 他	64	-	-	46	37
	特殊のもの	325	-	-	311	226
	期限付	12	-	-	5	-
	みりんだけのもの	618	-	-	204	55
	業用酒だけのもの	1,080	-	-	1,072	1,065
	計	2,099	-	-	1,638	1,383
合 計	13,602	-	-	14,730	12,023	
媒 介 業	9	-	-	18	8	
代 理 業	-	-	-	-	-	

調査時点 平成16年3月31日

(注) 免許が2以上の種類にまたがっている場合は、本年度内における販売数量が最も多かった種別の行にのみ掲げた。

用語の説明 1 媒介業とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。ただし、営利を目的とするかどうかは問わない。

2 代理業とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。ただし、営利を目的とするかどうかは問わない。

(4) 税務署別製造免許場数、販売免許場数

区分 署名	製 造 免 許										
	清酒	合成 清酒	しょうちゅう		みりん	ビール	果実酒類		ウイスキー類		スピリッツ
			甲類	乙類			果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	
場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	
鳥取	9	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-
米子	8	-	-	3	1	3	-	-	-	-	
倉吉	10	-	-	3	-	1	2	1	-	-	
鳥取県計	27	-	-	7	1	4	3	1	-	-	
松山	11	-	-	6	2	1	-	-	-	-	
浜田	6	-	-	4	1	-	-	-	-	-	
出雲	8	-	-	6	-	1	3	1	-	-	
益田	10	-	-	2	-	-	1	1	-	-	
石見	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
大田	6	-	-	6	-	-	1	-	-	-	
西郷	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
島根県計	47	-	-	25	3	2	5	2	-	-	
岡山	2	-	-	1	-	1	-	-	-	2	
山西	4	-	-	-	-	1	2	-	-	-	
西大	5	-	-	1	1	-	-	-	-	-	
児島	5	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
倉敷	10	-	-	2	-	1	-	-	-	1	
玉島	13	-	-	7	4	-	2	1	-	-	
津山	11	-	-	2	-	1	-	-	-	-	
玉野	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
笠岡	4	-	-	-	-	-	1	-	-	-	
高梁	8	-	-	3	-	-	-	-	-	-	
新見	1	-	-	1	1	-	1	-	-	-	
瀬戸	8	-	-	3	-	2	3	1	-	1	
久世	2	-	-	1	-	-	1	-	-	2	
岡山県計	74	-	-	22	6	6	10	2	-	1	
広島	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	
島南	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	
島西	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
島北	10	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
島呉	13	-	-	3	-	1	-	-	-	-	
広島県計	27	-	-	4	2	-	1	-	-	1	
竹原	2	-	-	1	-	-	-	-	-	1	
三尾	3	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
福山	5	-	-	2	2	-	-	1	-	-	
中庄	4	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
次原	3	-	-	2	-	1	1	-	-	-	
糸市	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
日田	16	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
海田	5	1	1	2	1	-	1	1	1	1	
吉田	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	
広島県計	82	2	2	16	6	5	5	3	2	2	
下関	4	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
宇山	3	-	-	1	-	-	1	-	-	-	
萩	4	-	-	1	-	1	-	-	-	-	
徳防	13	-	-	-	-	2	-	-	-	-	
岩国	12	-	-	2	-	-	-	-	-	-	
光	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
長門	6	-	-	2	-	1	-	-	-	-	
柳井	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
厚狭	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
山口県計	8	-	-	1	-	-	1	-	-	-	
全管計	64	-	-	8	-	4	2	-	-	1	
全管計	294	2	2	78	16	21	25	8	2	4	

(注) 「(1)酒類製造免許場数等」及び「(3)酒類販売免許場数等」を署別に示したものである。

場 数						製造場数	販 売 免 許				区分 署名
原料用アルコール	リキール類	酒			合 計		卸 売 業		小 売 業		
		発泡酒	粉末酒	その他雑酒			販売業者数	販売場数	販売業者数	販売場数	
	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	
-	1	-	-	-	12	10	12	14	326	458	鳥取
-	1	-	-	1	17	11	19	24	348	473	米倉
-	2	-	-	-	19	13	8	9	206	264	倉
-	4	-	-	1	48	34	39	47	880	1,195	鳥取計
-	2	2	-	2	26	14	8	13	355	447	松
-	1	-	-	-	12	7	9	13	297	340	浜
-	1	2	-	1	23	14	8	11	297	368	出
-	1	-	-	-	15	11	7	12	193	209	益
-	1	-	-	-	6	5	6	7	115	131	石見
-	-	-	-	-	13	7	3	3	154	175	大田
-	-	-	-	-	2	1	1	3	106	121	西郷
-	6	4	-	3	97	59	42	62	1,517	1,791	鳥根計
-	1	1	-	-	8	3	3	20	326	402	岡山
-	1	1	-	2	11	4	5	29	386	532	西大
-	1	-	-	-	8	5	18	18	166	188	西
-	-	-	-	-	6	5	3	3	163	171	見
-	3	1	-	1	19	12	7	10	497	592	倉敷
-	6	-	-	2	35	19	9	9	191	235	玉島
-	2	2	-	-	18	11	5	23	497	552	津山
-	-	-	-	-	1	1	-	1	108	127	玉野
-	-	-	-	-	5	4	7	7	243	278	笠岡
-	2	-	-	-	13	8	4	5	175	180	高梁
-	-	1	-	1	6	2	2	3	112	122	新見
-	6	4	-	-	30	13	8	8	227	252	瀬戸
-	1	-	-	1	6	3	2	4	163	172	久世
-	23	10	-	7	166	90	73	140	3,254	3,803	岡山計
-	-	-	-	-	2	2	2	26	190	304	広島
-	-	-	-	-	3	2	-	19	211	256	広島
-	-	-	-	-	1	1	23	36	304	392	広島
-	-	-	-	-	11	10	12	16	361	455	広島
-	1	-	-	-	18	14	13	37	403	471	広島
-	2	1	-	-	16	9	12	12	230	262	竹
-	-	1	-	-	5	2	8	8	211	260	三
-	-	-	-	-	4	3	35	38	303	367	尾
-	4	-	-	1	15	9	6	19	512	626	福山
-	-	-	-	-	5	5	8	8	247	259	福
-	-	-	-	-	7	5	2	2	148	160	三
-	-	-	-	-	5	5	4	4	114	135	庄
1	3	1	1	2	34	17	4	7	180	261	西
1	3	1	-	-	20	5	22	26	272	359	廿
-	-	-	-	-	3	3	4	6	202	275	海
-	-	-	-	-	3	3	4	5	98	112	吉
2	13	4	1	3	152	95	159	269	3,986	4,954	広島計
-	2	-	-	-	7	5	25	31	380	511	下
-	1	-	-	1	8	3	16	16	266	311	宇
-	1	-	-	-	7	6	14	17	198	277	山
-	1	-	-	-	16	15	6	6	195	238	萩
-	1	-	-	-	15	12	4	16	304	380	徳
1	-	-	-	-	4	4	13	14	167	222	防
-	1	-	-	-	10	6	7	8	267	336	岩
-	-	-	-	-	3	3	4	4	178	214	光
-	-	-	-	-	4	4	6	6	128	162	長
-	-	-	-	-	4	4	7	7	170	170	柳
-	2	-	-	-	12	9	3	6	133	166	厚
1	9	-	-	1	90	71	105	131	2,386	2,987	山口計
3	55	18	1	15	553	349	418	649	12,023	14,730	全管計

9～15 消費税・酒税以外の間接税

統計表を見るに当たって

この章は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの消費税、酒税以外の間接税の申告又は処理による課税事績を示したものである。

9 たばこ税及びたばこ特別税

たばこ税及びたばこ特別税は、紙巻たばこ等の製造たばこに対して課税される。

たばこ税及びたばこ特別税の税率			平成15年6月30日 まで	平成15年7月1日 以降
1 喫煙用の製造たばこ				
(1) 第1種(紙巻きたばこ)	} 1gを1本 に換算して	(たばこ税)	1,000本につき	2,716円
(2) 第2種(パイプたばこ)				
(3) 第3種(葉巻たばこ)				
(4) 第4種(刻みたばこ)				
2 かみ用の製造たばこ	} 2gを1本 に換算して	(たばこ特別税)	1,000本につき	820円
3 かぎ用の製造たばこ				
		(計)		
		(計)	3,536円	3,946円
4 旧3級品の紙巻たばこ		(たばこ税)	1,000本につき	1,289円
		(たばこ特別税)	1,000本につき	389円
		(計)	1,000本につき	1,678円
				1,484円
				389円
				1,873円

10 印 紙 税

印紙税は、流通取引に関連して作成される文書に対して課税される。

印 紙 税 の 税 率	
[一般的な契約書、証書等のうち主なものについて掲げた]	
不動産等の譲渡、消費貸借、運送に関する契約書 不動産の譲渡契約書で契約金額が1,000万円を超えるものについては税率が軽減されている。	契約金額により 200円～600,000円 (契約金額1万円未満は非課税)
請負契約書 建設工事に係る請負契約書で契約金額が1,000万円を超えるものについては税率が軽減されている。	契約金額により 200円～600,000円 (契約金額1万円未満は非課税)
約束手形、為替手形	手形金額により 200円～200,000円 (手形金額10万円未満は非課税)
株券、出資証券、社債券、受益証券	券面金額により 200円～20,000円
預貯金証書、保険証券、信用状等	1通につき 200円
配当金領収書、配当金振込通知書	配当金額3,000円以上の場合 200円 (配当金額3,000円未満は非課税)
金銭、有価証券の受取書で営業に關するもの	受取金額により 200円～200,000円 (受取金額3万円未満は非課税)
預貯金通帳、信託通帳、掛金通帳	1冊・1年につき 200円
判取帳	1冊・1年につき 4,000円

11 揮発油税及び地方道路税

揮発油税及び地方道路税は、揮発油に対して課税される。

揮発油とは、温度15度において0.8017を超えない比重を有する炭化水素油(炭化水素を主成分とし、温度15度及び1気圧において液状のもの)をいう。

揮発油税及び地方道路税の税率

揮発油 1klにつき		
揮発油税	48,600円
地方道路税	5,200円
計	53,800円

12 石油ガス税

石油ガス税は、自動車用の石油ガス容器に充てんされる石油ガスに対して課税される。

石油ガス税の税率

課税石油ガス 1kgにつき	17円50銭
---------------	-------	--------

13 石油石炭税

石油石炭税は、原油の採取場から移出する原油、ガス状炭化水素又は石炭及び保税地域から引き取る原油、石油製品並びにガス状炭化水素に対して課税される。

石油石炭税の税率

	平成15年9月30日まで	平成15年10月1日 ~平成17年3月31日
1 原油・輸入石油製品1klにつき	2,040円	2,040円
2 ガス状炭化水素のうち		
天然ガス 1tにつき	720円	840円
輸入LPG 1tにつき	670円	800円
3 石炭 1tにつき	-	230円

14 航空機燃料税

航空機燃料税は、航空機に積み込まれる航空機燃料に対して課税される。

航空機燃料税の税率

航空機燃料 1klにつき	26,000円
ただし、沖縄路線航空機	13,000円
特定離島路線航空機	19,500円

15 電源開発促進

電源開発促進税は、一般電気事業者が販売する販売電気に対して課税される。

電源開発促進税の税率

	平成15年9月30日まで	平成15年10月1日 ~平成17年3月31日
販売電気 1,000kw 時につき	445円
		425円

9 たばこ税及びたばこ特別税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
紙 巻 た ば こ	12,568,699 <small>千本</small>	46,978,225 <small>千円</small>
パ イ プ た ば こ	436	1,646
葉 巻 た ば こ	1,465	5,568
刻 み た ば こ	34	130
かみ用の製造たばこ	-	-
かぎ用の製造たばこ	-	-
税 額 計	-	46,985,570
手 持 品 課 税 額	-	336,663
合 計 税 額	-	47,322,233
控 除 税 額	-	208,354
差 引 税 額	-	47,113,879
加 算 { 過 少 申 告	-	-
税 額 { 無 申 告	-	47
課 税 人 員		7,090 人
還 付 金 額		875,701 千円
納 期 限 延 長 税 額		-

調査対象 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績

(2) 製造場数

区 分	場 数
製 造 場 { 製造たばこ製造場	2 <small>場</small>
{ 原料事務所	2
{ そ の 他	2
法 定 製 造 場	22
合 計	28

調査時点 平成16年3月31日

10 印 紙 税

(1) 課税状況

区 分	税 額	納 付 人 員	関 係 条 文
税 印 押 な つ	千円 1,265	人 66	第 9 条
印紙税納付計器の使用によるもの	618,516	968	第 10 条
書 式 表 示	2,736,670	5,369	第 11 条
預金通帳の一定時納付によるもの	2,927,867	45	第 12 条
計	6,284,317	6,448	
充 当 税 額	13,790	-	
差 引 計	6,270,533	-	
加 算 税	過 少 申 告	40	-
	無 申 告	152	-
	重	-	-
過 怠 税	296,311	987	件
還 付 金 額	64,901	-	
印紙税納付計器設置者数		356 人	
印紙税納付計器設置台数		502 台	

調査対象 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間の印紙税の現金納付による実績

(注) 印紙税は、原則として証書や帳簿に相当額の印紙をちょう付して納税することになっているが、株券、債券等のように一時に多数の課税物件を作成する場合等においては、印紙ちょう付の手数を省くため、例外的に相当額を現金で納付することを認めている。

この場合、課税物件に政府の定める書式による表示をするものを「書式表示」といい、税印の押なつを受けることを「税印押なつ」という。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	書 式 表 示	印紙税納付 計器使用分	預金通帳の 一定時納付	そ の 他	計	納 付 人 員
	千円	千円	千円	千円	千円	人
平成11年度	2,774,740	803,662	2,903,306	1,456	6,483,162	7,476
12	2,827,095	749,352	2,904,710	1,941	6,483,098	7,240
13	2,768,284	681,134	2,974,704	1,676	6,425,798	6,937
14	2,780,319	656,655	2,950,610	1,999	6,389,580	6,846
15	2,736,670	618,516	2,927,867	1,265	6,284,317	6,448

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

11 揮発油税及び地方道路税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
平成11年度	7,887,745 <small>kl</small>	424,360,555 <small>千円</small>
12	7,921,051	426,152,557
13	8,420,209	453,007,171
14	8,431,131	453,594,798
15	8,285,200	445,743,758
移出(引取)数量	8,398,478	-
欠減控除数量	113,381	-
場内消費数量	103	-
用途外使用等数量	-	-
計	8,285,200	445,743,758
控除税額計	-	665,597
加算税 { 過少申告	-	445,078,157
加算税 { 無申告	-	-
加算税 { 合計	-	-
合計	-	445,078,157
課税人 員 額	87 人	-
還付金 額	-	-
納期限延長税額	74,493,584	千円

調査対象 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績

(2) 関係場数

区 分	場 数	区 分	場 数
製 造 場 石油化学工場 未納税蔵置場 特定石油化学製品蔵置場 特定石油化学製品使用場 駐留軍等用免税使用場指定店舗	製油所 6	免 税 揮 発 油 使 用 場 外 国 公 館 等 用 指 定 給 油 所 合 計	航 空 用 揮 11
	天然揮発油製造場 -		発 電 等 用 揮 -
	廃油再製工場 4		ゴ ム 用 揮 18
	その他 20		塗 料 用 揮 10
	ガス工場 3		ノルマルパラフィン用揮 -
	特定石油化学製品製造場 28		印刷用インキ用揮 3
	その他 8		接 着 剤 用 揮 2
	21		洗 浄 剤 用 揮 3
	23		洗 浄 用 又 は 離 型 用 揮 7
	226		30
-	423		

調査時点 平成16年3月31日

12 石油ガス税

(1) 課税状況

区 分	重 量	税 額
平成11年度	83,619 t	1,463,312 千円
12	82,125	1,436,466
13	80,708	1,402,408
14	81,928	1,433,749
15	83,346	1,458,565
移出(引取)重量	83,346	1,458,565
控除税額	-	3,206
差引	-	1,455,249
加算税 { 過少申告	-	-
{ 無申告	-	32
合 計	83,346	1,455,280
課税人 員		2,313 人
還付金 額		- 千円
納期限延長税 額		- 千円

調査対象 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績

(2) 関係場数

区 分	場 数
営業用スタン ド	166 場
自家用スタン ド	9
着脱式容器充てん場	20
その他	4
合 計	199
免税課税石油 { 原料用	-
ガス使用場 { 熱源用	-

調査時点 平成16年3月31日

13 石油石炭税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
	k l	千円
原 油 製 油	-	-
石 ガス 状 炭 化 水 素 炭	-	-
石	-t	-
	386	89
計	-	89
控 除 引 税 額 計	-	-
差 算 税 合	-	89
加 算 税 合	-	-
	-	-
	-	89
課 税 人 員	4 人	
還 付 金 長 税 額	1,378,958 千円	
納 期 限 延 長 税 額	- 千円	

調査対象 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績

(2) 関係場数

区 分	原 油	ガ ス 状 炭 化 水 素	石 炭	税 場
特 例 承 認 に 係 る 納 税 地	-	-	-	-
そ の 他 の 納 税 地	-	-	-	1
未 納 税 蔵 置 場	-	-	-	-
自 家 用 採 取 場	-	2	-	-
合 計	-	2	-	1

調査時点 平成16年3月31日

14 航空機燃料税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
	kl	千円
平成11年度	112,965	2,814,598
12	122,061	3,029,440
13	134,370	3,356,584
14	153,369	3,891,025
15	165,986	4,217,095
積込数量及び税額	165,986	4,217,095
控除税額	-	192,716
差引	-	4,024,356
加算税	過少申告	-
	無申告	-
	重	-
合計	-	4,024,363

調査対象 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績

(2) 関係場数

区 分	納 税 地 数
特例承認に係るもの	26
その他	定期運送事業者に係るもの
	13
その他のもの	54
合計	93

調査時点 平成16年3月31日

15 電源開発促進税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額	
	千kw時	千円	
平成 11 年度	54,296,417	24,161,905	
12	56,420,218	25,106,993	
13	55,476,084	24,686,857	
14	57,112,317	25,414,981	
15	57,413,304	25,066,538	
販売 電気 の 電力 量	従量料金制の供給販売電気	56,909,620	-
	定額料金制の供給販売電気	326,090	-
	計量自家使用販売電気	154,618	-
	推計自家使用販売電気	22,976	-
計	57,413,304	25,066,538	
加 算 税	過 少 申 告	-	-
	無 申 告	-	-
	重	-	-
合 計	-	25,066,538	
課 税 人 員		人 12	

調査対象 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績

(2) 関係場数

区 分	人 員
一 般 電 気 事 業 者	人 1

調査時点 平成16年3月31日現在

第 編 徵 收

16	国	税	徵	收
17	国	税	滯	納
18	還	付	替	金
19	国	税	振	納

16～19 徴収関係各表

統計表を見るに当たって

この章は、平成15年度における国税の徴収、滞納等の事績を示したものである。

16 国税徴収

1 国税徴収

国税の徴収決定済額、収納済額、収納未済額等の状況を示す。

- (1) 徴収決定済額
納税義務の確定した国税で、その事実の確認（徴収決定）を終了した金額
- (2) 収納済額
収納された国税の金額
- (3) 不納欠損額
滞納処分の停止後3年経過及び消滅時効の完成等の理由により納税義務が消滅した国税の金額
- (4) 収納未済額
徴収決定済額のうち収納済とならなかった金額（不納欠損として整理したものを除く）

（注）関係計数については、次のとおりである。

$$\text{徴収決定済額} - (\text{収納済額} + \text{不納欠損額}) = \text{収納未済額}$$

2 物納及び年賦延納

(1) 物納状況

相続税の物納について申請、許可、収納等の状況を示す。

イ 収納額

国に所有権が移転され法令による第三者対抗要件を充足した物納財産の金額

ロ 引継額

収納済の物納財産を財務局へ引き渡した金額

（注）関係計数については、次のとおりである。

$$(\text{処理のうち許可(本書)} + \text{前年度収納未済}) - \text{収納(本書)} = \text{収納未済}$$
$$(\text{前年度引継未済} + \text{収納(本書及び外書)}) - \text{引継} = \text{引継未済}$$

(2) 年賦延納状況

相続税及び贈与税の年賦延納並びに所得税法第132条の規定による所得税の延納について、申請、許可、収納等の状況を示す。

（注）関係計数については、次のとおりである。

$$(\text{前年度許可未済額} + \text{本年度申請額}) - (\text{更正減等、取下げ、却下の額} + \text{許可額}) = \text{許可未済額}$$

17 国税滞納

国税の滞納について期首（繰越）、新規発生、整理等の状況を示す。

（注）関係計数については、次のとおりである。

$$\text{期首滞納} + \text{新規発生滞納} - \text{整理済滞納} = \text{整理中の滞納}$$

18 還付金

還付金支払決定の状況を示す。

支払決定済額

還付金が発生した場合において、未納国税への充当等を行った後、支払のための手続を行った金額

19 国税振替納税

振替納税利用状況を示す。

振 替 納 税

税金を納付する一方法で、税務署から納税者名義の納付書とその納税者が指定した金融機関に送付し、金融機関が納税者の口座から納税者に代わって税金を納付する仕組みである。なお、納付後の領収書は、日本銀行から金融機関が受領し、その金融機関から納税者に直接送付される。

16 国 税 徴 収

16 - 1 国税徴収状況

(1) 国税徴収状況

区 分	徴 収 決 定 済 額			収 納 済 額			
	本 年 度 分	繰 越 分	計	本 年 度 分	繰 越 分	計	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
平成 11 年 度	2,328,367,839	110,150,567	2,438,518,405	2,251,861,780	64,113,774	2,315,975,554	
12	2,572,139,087	109,884,454	2,682,023,541	2,502,093,681	64,545,440	2,566,639,121	
13	2,443,944,246	102,111,975	2,546,056,221	2,372,635,041	59,062,556	2,431,697,597	
14	2,229,475,576	102,628,776	2,332,104,352	2,150,639,368	62,294,986	2,212,934,354	
15	2,146,277,075	102,056,854	2,248,333,929	2,078,381,355	66,141,047	2,144,522,401	
所得税	源泉所得税	520,875,509	8,910,763	529,786,273	518,049,994	3,177,972	521,227,966
	申告所得税	114,398,668	19,334,644	133,733,313	110,113,853	4,491,090	114,604,944
	計	635,274,178	28,245,408	663,519,586	628,163,847	7,669,063	635,832,910
法人税	375,502,880	7,171,339	382,674,219	372,443,105	3,079,675	375,522,780	
相続税	48,919,827	3,930,141	52,849,967	43,249,632	1,012,385	44,262,017	
地価税	-	4,303	4,303	-	-	-	
消費税	23,365	823,985	847,350	23,167	130,685	153,852	
消費税及地方消費税	492,735,154	19,877,937	512,613,091	482,569,697	12,320,510	494,890,207	
酒税	62,628,896	36,971	62,665,868	62,613,981	36,801	62,650,783	
たばこ税	337,848	-	337,848	337,555	-	337,555	
たばこ税及たばこ特別税	47,151,022	613	47,151,635	47,151,022	613	47,151,635	
石油税	-	-	-	-	-	-	
取引所税	-	-	-	-	-	-	
有価証券取引税	-	-	-	-	-	-	
日本銀行券発行税	-	-	-	-	-	-	
旧税	-	64,862	64,862	-	1,247	1,247	
電源開発促進税	24,971,650	-	24,971,650	24,971,650	-	24,971,650	
揮発油税及地方道路税	445,083,549	41,861,725	486,945,275	403,218,221	41,861,725	445,079,946	
石油ガス税	1,457,531	7,923	1,465,454	1,455,919	7,923	1,463,841	
石油石炭税	101	-	101	101	-	101	
自動車重量税	13	-	13	-	-	-	
航空機燃料税	4,040,045	167	4,040,212	4,039,908	167	4,040,076	
印紙収入	8,151,016	31,481	8,182,496	8,143,550	20,252	8,163,801	
合計	2,146,277,075	102,056,854	2,248,333,929	2,078,381,355	66,141,047	2,144,522,401	

調査対象 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

- (注) 1 「税目」の区分は、国税収納金整理資金受入科目の区分による。
 2 「徴収決定済額」には、還付加算金充当済額（還付加算金を未納の国税に充当した金額）を含む。
 3 「相続税」には、贈与税を含む。

不 納 欠 損 額			収 納 未 済 額			区 分
本 年 度 分	繰 越 分	計	本 年 度 分	繰 越 分	計	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	
135,375	6,304,171	6,439,546	76,370,684	39,732,621	116,103,305	平 成 11 年 度
155,608	6,849,511	7,005,119	69,889,798	38,489,502	108,379,300	12
258,771	4,734,809	4,993,580	71,050,434	38,314,611	109,365,044	13
264,209	5,868,007	6,132,215	78,571,999	34,465,784	113,037,783	14
331,911	3,095,457	3,427,368	67,563,809	32,820,351	100,384,160	15
25,998	575,852	601,850	2,799,517	5,156,939	7,956,456	源泉所得税
218	1,164,328	1,164,546	4,284,597	13,679,225	17,963,823	申告所得税
26,216	1,740,180	1,766,397	7,084,114	18,836,165	25,920,279	計
250,182	336,633	586,816	2,809,594	3,755,030	6,564,624	法 人 税
0	60,854	60,854	5,670,194	2,856,902	8,527,096	相 続 税
-	3,366	3,366	-	937	937	地 価 税
-	111,104	111,104	198	582,197	582,395	消 費 税
55,512	786,040	841,552	10,109,945	6,771,387	16,881,332	消費税及地方消費税
-	29	29	14,915	142	15,056	酒 税
-	-	-	293	-	293	た ば こ 税
-	-	-	-	-	-	たばこ税及たばこ特別税
-	-	-	-	-	-	石 油 税
-	-	-	-	-	-	取 引 所 税
-	-	-	-	-	-	有 価 証 券 取 引 税
-	-	-	-	-	-	日 本 銀 行 券 発 行 税
-	56,231	56,231	-	7,384	7,384	旧 税
-	-	-	-	-	-	電 源 開 発 促 進 税
-	-	-	41,865,329	-	41,865,329	揮 発 油 税 及 地 方 道 路 税
-	-	-	1,613	-	1,613	石 油 ガ ス 税
-	-	-	-	-	-	石 油 石 炭 税
-	-	-	13	-	13	自 動 車 重 量 税
-	-	-	136	-	136	航 空 機 燃 料 税
-	1,021	1,021	7,466	10,208	17,674	印 紙 収 入
331,911	3,095,457	3,427,368	67,563,809	32,820,351	100,384,160	合 計

(2) 税務署別国税徴収状況

署名	源泉所得税			申告所得税		
	徴収決定済額	収納済額	収納未済額	徴収決定済額	収納済額	収納未済額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
鳥取県	15,681,268	15,552,993	126,124	3,140,343	2,865,821	272,313
米子	11,172,962	11,005,746	139,037	3,033,456	2,724,362	296,676
倉吉	3,894,362	3,871,161	19,970	1,245,416	1,194,681	46,952
鳥取県計	30,748,591	30,429,900	285,131	7,419,214	6,784,864	615,941
松江市	23,737,467	23,666,910	65,592	3,763,729	3,565,473	185,405
浜田	3,892,044	3,879,492	12,551	1,208,597	1,141,135	67,014
出雲	7,474,623	7,443,579	27,232	2,576,857	2,468,361	102,164
益田	2,601,742	2,583,927	17,063	851,646	816,829	34,270
石見	1,331,921	1,325,784	5,131	372,754	361,158	11,103
大田	2,033,936	2,029,724	4,212	701,711	683,175	18,537
大東	943,634	942,737	814	250,941	244,191	5,808
島根県計	42,015,365	41,872,153	132,595	9,726,236	9,280,321	424,300
岡山市	42,042,773	41,770,862	245,665	5,781,777	5,216,309	530,746
山西	23,821,005	23,559,476	221,638	6,248,060	5,825,348	384,054
大寺	4,121,452	4,094,314	25,023	1,242,378	1,165,037	75,081
児島	3,753,338	3,740,833	10,824	1,233,126	1,159,715	59,505
倉敷	20,772,616	20,507,513	239,676	6,037,477	5,426,506	586,376
玉野	3,950,373	3,944,190	5,427	1,478,978	1,419,009	56,441
津山	7,752,627	7,725,388	26,891	2,396,839	2,323,794	71,166
玉野	2,923,959	2,865,409	57,447	680,697	642,619	37,995
笠岡	6,725,653	6,696,034	26,943	1,193,691	1,131,510	59,711
高梁	2,549,303	2,544,618	4,473	521,581	511,546	9,094
新見	1,205,035	1,200,504	4,342	286,906	279,491	5,986
瀬戸	4,440,519	4,417,484	21,375	918,762	877,900	40,218
久世	1,640,742	1,627,466	13,276	535,917	512,647	23,269
岡山県計	125,699,394	124,694,091	903,000	28,556,189	26,491,434	1,939,642
広島県	76,377,360	75,905,259	434,575	6,296,252	5,847,558	402,269
広島	12,038,687	11,904,577	124,348	3,375,204	3,230,194	142,214
広島	36,505,338	36,107,638	373,373	7,752,990	7,075,083	644,562
広島	12,491,081	12,211,215	275,138	7,214,724	6,672,838	526,049
呉	14,670,586	14,532,496	118,190	4,173,075	3,980,258	183,261
竹原	2,748,273	2,711,426	36,014	887,264	809,413	75,935
三原	4,716,041	4,652,489	59,740	1,327,280	1,224,569	100,782
尾道	7,340,584	7,261,991	75,673	2,512,943	2,363,368	147,103
福山	26,520,430	26,182,534	303,475	6,975,259	6,280,043	654,323
府中	5,084,639	5,033,337	50,541	1,622,804	1,518,889	98,694
三原	2,534,214	2,518,312	14,896	687,716	654,086	32,690
庄原	1,627,954	1,626,451	961	453,002	436,487	16,358
西条	8,795,482	8,713,209	72,357	2,565,145	2,367,339	193,362
日田市	10,226,817	10,044,816	175,405	4,789,567	4,446,283	328,337
吉田	15,934,364	15,852,186	78,585	3,548,233	3,368,285	174,525
広島県計	238,910,902	236,548,212	2,202,047	54,689,733	50,755,184	3,748,223
下関	20,091,568	19,852,357	233,932	4,409,254	3,805,134	571,552
宇山	11,728,659	11,648,283	75,922	3,574,446	3,100,389	463,031
萩	20,015,616	19,931,595	82,992	2,621,679	2,440,539	178,596
徳防	2,063,865	2,054,273	9,592	853,470	815,328	38,142
岩国	11,743,166	11,607,165	126,644	3,167,853	2,872,281	287,969
光	4,585,340	4,539,584	43,295	1,749,079	1,612,614	130,975
長門	7,637,069	7,522,436	104,765	2,545,191	2,301,682	231,139
柳井	3,528,920	3,509,995	18,925	1,109,103	1,049,012	57,888
厚狭	1,708,750	1,702,070	6,632	613,786	578,243	32,260
山口	2,098,467	2,087,400	11,067	879,105	832,077	37,097
山口県計	87,326,071	86,572,948	720,404	22,001,527	19,835,587	2,076,866
局引受分	5,085,950	1,110,662	3,713,279	11,340,413	1,457,554	9,158,851
全管計	529,786,273	521,227,966	7,956,456	133,733,313	114,604,944	17,963,823

(注) 1 「(1) 国税徴収状況」を署別に示したものである。

2 本年分と繰越分の合計税額を揚げた。

3 「局引受分」とは、国税の徴収を税務署から広島国税局に引き継いだものである。

法 人 税			相 続 税			署 名
徴収決定済額	収 納 済 額	収 納 未 済 額	徴収決定済額	収 納 済 額	収 納 未 済 額	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	
9,175,449	9,111,918	62,767	1,309,527	1,285,095	24,404	鳥取県 取子吉計
6,354,188	6,253,594	95,016	985,517	754,908	230,609	米倉
1,911,825	1,898,484	13,337	175,748	175,484	264	倉
17,441,461	17,263,997	171,120	2,470,792	2,215,487	255,277	鳥取県
10,275,950	10,169,804	106,057	990,717	937,221	53,450	松山 江田雲田
2,097,599	2,059,092	38,507	109,607	103,068	6,539	浜出
5,249,140	5,237,846	10,875	532,047	504,846	27,202	益石
1,719,843	1,695,184	24,456	146,199	146,049	150	見大
870,207	868,036	2,156	58,117	55,723	2,393	石見大
1,310,980	1,309,631	1,349	188,748	186,035	2,713	大田東郷計
460,522	460,044	478	56,262	56,185	77	西根
21,984,241	21,799,638	183,878	2,081,696	1,989,127	92,523	島根県
29,999,258	29,872,868	121,939	2,379,780	2,233,967	145,813	岡山 東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
14,778,122	14,632,163	136,426	3,222,180	2,719,120	502,630	山山
4,974,890	4,968,033	6,857	463,562	448,535	15,028	大
3,215,422	3,198,141	16,905	660,090	580,946	79,134	児
11,941,361	11,777,941	162,354	2,296,320	2,034,964	261,356	倉
3,125,765	3,124,525	1,192	602,384	570,079	32,305	玉津玉
6,349,818	6,321,876	27,942	331,609	297,441	33,063	山野
1,638,569	1,603,115	35,306	164,775	124,251	40,524	笠岡
7,043,483	7,032,255	11,228	324,255	317,410	6,845	高梁
1,234,174	1,229,899	4,275	84,294	62,113	22,181	新瀬
1,194,317	1,191,443	2,615	14,954	13,582	1,372	久
2,724,505	2,707,761	16,271	214,203	213,704	499	瀬
801,878	791,175	10,703	115,226	115,175	50	岡
89,021,561	88,451,196	554,013	10,873,631	9,731,286	1,140,800	岡山県
41,781,284	41,615,469	159,724	3,213,327	2,532,766	679,767	広島 島
13,141,324	13,093,478	42,801	2,028,786	1,854,182	174,604	北
40,773,534	40,553,129	207,810	4,822,824	3,942,548	880,276	島
10,099,609	10,043,801	55,809	3,510,860	2,820,257	690,603	呉
7,579,045	7,531,414	47,287	1,332,281	1,298,653	33,629	竹
1,470,798	1,457,603	12,506	221,544	218,537	3,007	三
2,798,714	2,779,169	18,680	631,065	608,924	22,141	尾
4,078,497	4,062,328	15,435	1,075,210	1,072,731	2,480	福
26,664,134	26,522,627	138,910	3,349,787	3,134,574	212,887	山
5,168,706	5,143,458	24,655	512,215	509,953	2,262	中
1,335,722	1,332,294	3,428	258,463	173,544	84,918	次
1,152,422	1,148,654	3,768	72,505	62,846	9,659	原
12,124,451	12,091,574	32,827	1,538,290	1,324,599	213,691	庄
5,600,184	5,560,859	39,325	2,927,410	2,286,835	640,575	西
10,358,090	10,327,781	29,429	2,000,324	1,415,099	585,225	日
736,707	731,818	4,889	130,245	120,443	9,803	海
184,863,222	183,995,455	837,282	27,625,136	23,376,489	4,245,527	吉
13,037,924	12,966,913	70,322	1,449,741	1,176,160	273,581	下
11,836,792	11,787,574	49,127	706,625	611,109	95,517	宇
14,286,305	14,253,880	32,425	925,131	816,039	109,092	山
1,328,926	1,320,355	8,571	163,600	163,308	292	萩
11,627,061	11,585,878	40,769	1,270,037	1,252,486	17,551	徳
2,260,455	2,252,385	8,070	581,904	569,669	12,235	防
3,230,822	3,198,704	30,439	1,261,467	1,214,208	47,259	岩
1,652,709	1,649,385	3,325	407,888	406,473	1,415	光
749,197	743,975	5,222	62,649	62,471	179	長
865,323	863,310	2,013	581,497	514,207	67,291	柳
1,139,009	1,108,043	29,759	88,041	87,182	859	厚
62,014,523	61,730,401	280,041	7,498,580	6,873,310	625,270	山口県計
7,349,211	2,282,093	4,538,291	2,300,132	76,319	2,167,699	局引受分
382,674,219	375,522,780	6,564,624	52,849,967	44,262,017	8,527,096	全管計

(2) 税務署別国税徴収状況(続)

署名	その他の直接税			直接税合計		
	徴収決定済額	収納済額	収納未済額	徴収決定済額	収納済額	収納未済額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
鳥取県	-	-	-	29,306,586	28,815,827	485,608
米子	-	-	-	21,546,122	20,738,610	761,338
倉吉	-	-	-	7,227,350	7,139,811	80,523
鳥取県計	-	-	-	58,080,059	56,694,248	1,327,468
松山県	-	-	-	38,767,864	38,339,408	410,503
浜田	-	-	-	7,307,846	7,182,787	124,611
出雲	-	-	-	15,832,667	15,654,633	167,473
益田	-	-	-	5,319,429	5,241,988	75,939
石見	-	-	-	2,632,999	2,610,700	20,784
大田	-	-	-	4,235,375	4,208,565	26,810
大東	-	-	-	1,711,359	1,703,158	7,176
島根県計	-	-	-	75,807,538	74,941,239	833,296
岡山県	-	-	-	80,203,588	79,094,007	1,044,163
山形	-	-	-	48,069,366	46,736,106	1,244,748
西大	-	-	-	10,802,282	10,675,918	121,989
倉敷	-	-	-	8,861,977	8,679,636	166,368
玉野	-	-	-	41,047,773	39,746,923	1,249,762
笠岡	-	-	-	9,157,500	9,057,802	95,365
津山	-	-	-	16,830,893	16,668,500	159,062
野田	-	-	-	5,408,000	5,235,394	171,272
笠岡	-	-	-	15,287,081	15,177,209	104,728
高梁	-	-	-	4,389,353	4,348,176	40,023
瀬戸	-	-	-	2,701,211	2,685,020	14,315
久世	-	-	-	8,297,989	8,216,850	78,362
岡山県計	-	-	-	3,093,763	3,046,464	47,299
広島県	-	-	-	254,150,775	249,368,006	4,537,455
広島	-	-	-	127,668,221	125,901,051	1,676,336
島田	-	-	-	30,584,001	30,082,431	483,966
広島	-	-	-	89,854,686	87,678,397	2,106,021
広島	-	-	-	33,316,274	31,748,110	1,547,599
竹田	-	-	-	27,754,987	27,342,820	382,368
三原	-	-	-	5,327,878	5,196,980	127,462
尾道	-	-	-	9,473,100	9,265,151	201,343
福山	-	-	-	15,007,235	14,760,417	240,690
三庄	-	-	-	63,509,610	62,119,777	1,309,594
西条	-	-	-	12,388,363	12,205,636	176,152
廿日市	-	-	-	4,816,114	4,678,236	135,932
海田	-	-	-	3,305,882	3,274,438	30,746
吉田	-	-	-	25,023,368	24,496,721	512,237
広島	-	-	-	23,543,979	22,338,793	1,183,643
広島	-	-	-	31,841,011	30,963,350	867,764
広島	-	-	-	2,674,284	2,623,030	51,226
広島	-	-	-	506,088,994	494,675,339	11,033,078
下関	-	-	-	38,988,487	37,800,564	1,149,387
宇山	-	-	-	27,846,523	27,147,355	683,597
萩	-	-	-	37,848,731	37,442,053	403,105
徳防	-	-	-	4,409,861	4,353,264	56,596
岩国	-	-	-	27,808,117	27,317,810	472,932
光	-	-	-	9,176,777	8,974,252	194,575
長門	-	-	-	14,674,548	14,237,030	413,602
柳井	-	-	-	6,698,620	6,614,864	81,553
厚狭	-	-	-	3,134,383	3,086,760	44,292
山口	-	-	-	4,424,392	4,296,993	117,467
山口	-	-	-	3,830,261	3,741,302	85,475
山口	-	-	-	178,840,701	175,012,247	3,702,581
局引受分	4,303	-	937	26,080,009	4,926,628	19,579,057
全管計	4,303	-	937	1,099,048,075	1,055,617,707	41,012,936

消 費 税			消 費 税 及 地 方 消 費 税			署 名
徴収決定済額	収 納 済 額	収 納 未 済 額	徴収決定済額	収 納 済 額	収 納 未 済 額	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	
5,946	159	4,315	14,219,601	13,639,836	556,875	鳥取県 取子吉計
3,933	495	2,553	12,722,765	12,167,047	512,094	米倉
221	-	-	4,850,579	4,731,102	115,940	倉島
10,100	654	6,868	31,792,944	30,537,985	1,184,909	鳥取県 取子吉計
802	425	377	15,485,079	15,159,985	313,954	松浜
-	-	-	4,754,452	4,644,007	108,499	出雲
35	35	-	9,764,783	9,607,349	154,711	益石
-	-	-	3,151,795	3,077,207	73,034	見大
-	-	-	1,620,733	1,582,797	36,375	石見大
-	-	-	2,455,218	2,422,716	32,501	大東郷計
-	-	-	1,167,694	1,148,899	18,334	西根
837	460	377	38,399,754	37,642,961	737,409	鳥根 島根県 計
8,458	836	6,675	31,602,293	30,955,110	614,536	岡山 山
14,326	10,558	3,492	23,899,370	23,238,276	620,778	岡山大
53	-	-	5,200,333	5,101,753	94,475	西児
640	-	274	5,024,561	4,959,129	59,708	倉敷
16,875	2,058	12,311	19,266,536	18,730,481	502,849	倉敷
125	125	-	4,696,349	4,635,408	58,852	玉津
1,003	61	941	9,000,411	8,852,374	146,248	野山
45	6	39	3,010,395	2,941,058	66,516	笠岡
1,696	15	1,681	5,623,107	5,533,705	87,545	高瀬
10	-	10	2,201,756	2,172,648	29,063	見戸
-	-	-	3,223,084	3,185,626	36,189	瀬久
194	194	-	4,951,128	4,842,753	104,996	久世
-	-	-	1,848,887	1,807,508	41,379	岡山 山
43,422	13,852	25,423	119,548,210	116,955,830	2,463,134	岡山 山
16,634	4,208	12,029	52,763,616	52,027,111	708,635	広島 島
2,747	1,557	1,190	16,265,832	16,013,729	235,367	広島 島
24,589	3,596	19,678	43,040,027	42,128,679	869,870	広島 島
8,384	3,316	4,101	13,169,720	12,601,286	560,411	広島 島
1,348	230	599	13,360,607	13,035,194	304,049	広島 島
2,535	1,656	880	3,072,325	2,919,591	150,821	竹三
844	248	596	4,980,241	4,841,590	136,770	尾道
1,695	-	1,695	7,819,142	7,606,493	206,876	福山
42,310	5,598	20,171	31,347,672	30,469,045	809,758	福山
1,102	99	69	6,545,648	6,409,827	133,008	三庄
-	-	-	2,873,127	2,797,515	71,529	西日
57	57	-	1,985,637	1,954,956	29,860	西日
5,894	487	4,516	9,624,069	9,344,624	265,418	西日
1,623	893	437	10,358,040	9,922,102	424,467	海田
290	289	1	11,298,860	11,066,187	220,528	吉田
100	-	100	1,464,266	1,406,300	57,193	吉田
110,152	22,233	66,060	229,968,829	224,544,229	5,184,560	広島 島
17,924	3,610	13,245	16,899,181	16,092,275	792,143	下宇
2,448	667	1,141	15,686,394	14,986,773	690,658	宇山
1,534	176	1,299	13,218,922	12,993,482	221,750	山萩
-	-	-	2,082,756	2,018,641	64,114	萩
6,833	507	5,782	16,120,851	15,764,663	338,668	徳防
2,613	859	1,382	4,578,658	4,463,419	112,620	防岩
4,966	452	2,993	6,641,800	6,363,347	260,177	光
752	63	689	2,873,999	2,785,568	87,796	光
-	-	-	1,882,660	1,840,915	41,571	長柳
491	256	157	2,101,717	2,044,104	57,174	柳厚
-	-	-	2,304,515	2,219,623	82,450	厚山
37,561	6,590	26,689	84,391,453	81,572,811	2,749,121	山口 山
645,278	110,062	456,977	8,511,900	3,636,392	4,562,199	局引受分
847,350	153,852	582,395	512,613,091	494,890,207	16,881,332	全管計

(2) 税務署別国税徴収状況(続)

署名	酒 税			た ば こ 税		
	徴収決定済額	収 納 済 額	収 納 未 済 額	徴収決定済額	収 納 済 額	収 納 未 済 額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
鳥取県	89,946	89,921	25	6,575	6,575	-
米子	97,026	96,462	564	22,429	22,429	-
倉吉	94,287	94,287	-	2,891	2,891	-
鳥取県計	281,259	280,670	589	31,895	31,895	-
松江市	169,148	166,154	2,994	7,643	7,643	-
浜田	x	x	x	2,927	2,927	-
出雲	173,017	173,017	-	6,266	6,266	-
益田市	41,686	41,686	-	2,025	2,025	-
大田	x	x	x	1,088	1,088	-
石見	59,827	59,827	-	1,224	1,224	-
大東	x	x	x	841	841	-
西郷	585,520	581,974	3,546	22,013	22,013	-
島根県計						
岡山市	71,598	71,598	-	29,469	29,451	18
山西	20,848	20,848	-	13,006	12,945	60
大寺	11,117	10,696	421	4,349	4,349	-
児島	27,548	27,520	-	3,203	3,203	-
倉敷	239,031	235,785	3,246	16,709	16,709	-
玉津	486,932	486,918	14	3,579	3,579	-
山野	61,070	60,799	271	7,550	7,550	-
笠岡	x	x	x	2,217	2,181	36
高梁	x	x	x	3,145	3,145	-
新見	30,829	30,829	-	1,472	1,472	-
瀬戸	x	x	x	934	934	-
久世	49,202,826	49,202,755	71	3,331	3,331	-
岡山県計	61,039	61,039	-	1,454	1,454	-
	50,257,596	50,253,384	4,183	90,417	90,303	114
広島県	x	x	x	9,408	9,357	51
島田	x	x	x	5,672	5,672	-
尾道	x	x	x	12,152	12,152	-
三原	49,445	49,445	-	10,987	10,987	-
府中	687,066	687,066	-	6,813	6,811	2
竹原	791,623	788,663	2,960	1,638	1,625	13
三ツ峠	227,757	227,757	-	3,973	3,973	-
福山	6,623	6,585	38	4,958	4,958	-
中庄	51,083	51,083	-	16,760	16,760	-
原	14,088	14,088	-	2,639	2,639	-
次原	60,754	60,754	-	1,580	1,580	-
糸	32,526	32,526	-	1,356	1,356	-
日田市	1,711,827	1,708,872	2,955	6,165	6,144	22
吉田	1,234,207	1,234,207	-	7,014	7,014	-
海田	508,445	508,445	-	38,824	38,824	-
広島県計	8,249	8,249	-	976	976	-
	11,056,620	11,050,665	5,955	130,915	130,827	88
下関	91,769	91,656	112	8,026	7,935	92
宇部	20,096	20,096	-	8,495	8,495	-
山口	36,753	36,753	-	6,477	6,477	-
萩	57,316	56,747	569	1,415	1,415	-
徳山	28,731	28,731	-	7,515	7,515	-
防府	10,745	10,745	-	18,305	18,305	-
岩国	153,155	153,053	102	4,842	4,842	-
光	2,902	2,902	-	2,460	2,460	-
長門	9,501	9,501	-	1,657	1,657	-
柳井	18,878	18,878	-	1,685	1,685	-
厚狭	29,974	29,974	-	1,731	1,731	-
山口県計	459,818	459,034	784	62,608	62,516	92
局引受分	25,055	25,055	-	-	-	-
全管計	62,665,868	62,650,783	15,056	337,848	337,555	293

たばこ税及たばこ特別税			揮発油税及地方道路税			署名
徴収決定済額	収納済額	収納未済額	徴収決定済額	収納済額	収納未済額	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	
-	-	-	-	-	-	取子吉計
7,219,927	7,219,927	-	-	-	-	鳥米倉島
-	-	-	-	-	-	取県
7,219,927	7,219,927	-	-	-	-	松浜出益石大西島
-	-	-	-	-	-	見大
-	-	-	-	-	-	東郷計
-	-	-	-	-	-	根県
11,569,744	11,569,744	-	-	-	-	岡山山
3	3	-	-	-	-	西寺島敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	-	-	-	大
-	-	-	241,834,995	219,632,268	22,202,727	岡山
-	-	-	81,037	81,037	-	倉玉津玉笠高瀬久岡
-	-	-	-	-	-	山
-	-	-	353	353	-	島
-	-	-	-	-	-	島
11,569,747	11,569,747	-	241,916,384	219,713,658	22,202,727	島
613	613	-	-	-	-	島
-	-	-	-	-	-	島
-	-	-	-	-	-	島
-	-	-	-	-	-	島
-	-	-	-	-	-	島
-	-	-	-	-	-	島
46	46	-	-	-	-	島
-	-	-	-	-	-	島
22,266,509	22,266,509	-	816,525	816,525	-	島
-	-	-	-	-	-	島
22,267,168	22,267,168	-	816,525	816,525	-	島
-	-	-	-	-	-	島
-	-	-	86,238,792	79,566,349	6,672,442	島
-	-	-	-	-	-	島
6,094,794	6,094,794	-	92,701,173	85,348,505	7,352,668	島
-	-	-	-	-	-	島
-	-	-	65,272,401	59,634,909	5,637,492	島
-	-	-	-	-	-	島
6,094,794	6,094,794	-	-	-	-	島
-	-	-	-	-	-	島
-	-	-	-	-	-	島
6,094,794	6,094,794	-	244,212,365	224,549,763	19,662,602	島
-	-	-	-	-	-	島
47,151,635	47,151,635	-	486,945,275	445,079,946	41,865,329	島

(2) 税務署別国税徴収状況(続)

署名	印紙収入			その他の間接税		
	徴収決定済額	収納済額	収納未済額	徴収決定済額	収納済額	収納未済額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
鳥取県	300,224	300,044	180	167,655	167,655	-
米子	48,486	48,176	72	225,066	225,066	-
倉吉	37,479	37,460	20	10,909	10,909	-
鳥取県計	386,189	385,680	272	403,630	403,630	-
松江市	657,916	657,675	240	38,417	38,417	-
浜田	x	x	x	x	x	x
出雲	23,505	23,491	15	227,340	227,338	3
益田市	6,650	6,650	-	9,781	9,781	-
石見	x	x	x	x	x	x
大田	5,875	5,820	55	3,208	3,208	-
大東	x	x	x	x	x	x
西郷	x	x	x	x	x	x
島根県計	721,466	721,156	310	297,652	297,012	640
岡山県	1,328,365	1,327,422	159	110,603	109,538	1,065
山山市	122,682	122,109	573	751,963	751,963	-
西大	22,000	22,000	-	1,966	1,966	-
児島	8,306	8,194	112	8,534	8,534	-
倉敷	152,879	151,594	1,285	53,978	53,978	-
玉津	22,595	22,595	-	11,583	11,583	-
山野	27,245	27,182	63	15,148	15,148	-
笠岡	x	x	x	x	x	x
高梁	x	x	x	x	x	x
新見	4,363	4,133	230	2,476	2,476	-
瀬戸	x	x	x	x	x	x
久世	21,152	21,148	4	2,472	2,472	-
岡山県計	1,806,267	1,802,861	2,622	978,435	977,370	1,065
広島県	x	x	x	x	x	x
島島	x	x	x	x	x	x
広島	x	x	x	x	x	x
広島	49,377	48,363	1,014	8,805	8,805	-
呉	282,150	282,149	0	62,438	62,438	-
竹原	21,916	21,916	-	-	-	-
三原	42,642	42,606	37	1,669,260	1,669,260	-
尾道	41,574	41,464	110	11,526	11,526	-
福山	350,518	350,187	330	83,543	83,530	13
府中	38,870	38,860	10	6,344	6,344	-
三庄	14,166	14,166	-	7,394	7,394	-
原	6,876	6,876	-	2,792	2,792	-
糸	94,021	93,642	379	24,660	24,660	-
日市	68,600	68,589	11	21,249	21,249	-
海田	53,847	53,467	380	25,431	25,431	-
吉田	2,464	2,464	-	3,364	3,364	-
広島県計	3,982,678	3,979,410	3,267	27,999,136	27,999,085	51
下関	695,363	694,545	818	53,619	53,619	-
宇山	107,411	107,399	13	570,130	570,130	-
山口	129,393	129,000	393	32,477	32,471	6
萩	17,517	17,517	-	11,669	11,669	-
徳防	195,688	195,634	54	37,686	37,686	-
岩国	44,496	44,429	66	28,070	28,070	-
光	27,662	26,932	730	32,686	32,686	-
長門	30,438	30,438	-	6,080	6,080	-
柳井	5,449	5,344	105	5,135	5,135	-
厚狭	11,727	11,727	-	12,286	12,286	-
山口県計	1,276,881	1,274,642	2,239	795,367	795,361	6
局引受分	9,015	52	8,963	68,073	4,458	7,384
全管計	8,182,496	8,163,801	17,674	30,542,292	30,476,916	9,146

間 接 税 合 計			總 計			署 名
徴収決定済額	収 納 済 額	収納未済額	徴収決定済額	収 納 済 額	収納未済額	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	
14,789,946	14,204,189	561,396	44,096,532	43,020,016	1,047,004	鳥取県 取子吉計
20,339,630	19,779,601	515,283	41,885,753	40,518,212	1,276,621	米倉
4,996,367	4,876,649	115,960	12,223,718	12,016,460	196,483	倉取
40,125,944	38,860,440	1,192,639	98,206,003	95,554,687	2,520,107	鳥取県
16,359,004	16,030,298	317,565	55,126,868	54,369,707	728,068	松山 江田雲田
4,855,870	4,744,788	109,137	12,163,716	11,927,576	233,748	浜出
10,194,947	10,037,495	154,728	26,027,614	25,692,128	322,201	益石 見大
3,211,937	3,137,349	73,034	8,531,366	8,379,338	148,973	大田
1,648,696	1,610,208	36,928	4,281,695	4,220,909	57,711	石大
2,525,351	2,492,794	32,556	6,760,726	6,701,359	59,367	大西
1,231,437	1,212,642	18,334	2,942,796	2,915,799	25,510	島根
40,027,242	39,265,576	742,282	115,834,780	114,206,815	1,575,578	島根県
44,720,529	44,063,699	622,453	124,924,116	123,157,705	1,666,616	岡山 山西
24,822,199	24,156,703	624,903	72,891,564	70,892,809	1,869,651	山西
5,239,817	5,140,764	94,895	16,042,099	15,816,683	216,884	西大
5,072,792	5,006,580	60,094	13,934,769	13,686,216	226,462	児島
261,581,002	238,822,873	22,722,417	302,628,776	278,569,796	23,972,180	倉敷
5,302,199	5,241,245	58,866	14,459,699	14,299,047	154,231	玉津
9,112,426	8,963,115	147,523	25,943,319	25,631,614	306,584	玉野
3,021,921	2,952,510	66,591	8,429,922	8,187,904	237,863	玉笠
5,724,739	5,633,378	89,505	21,011,821	20,810,587	194,233	高岡
2,240,906	2,211,558	29,303	6,630,259	6,559,734	69,326	新見
3,263,572	3,226,113	36,189	5,964,782	5,911,133	50,503	瀬久
54,181,102	54,072,652	105,072	62,479,090	62,289,502	183,434	久岡
1,927,274	1,885,817	41,457	5,021,036	4,932,281	88,755	岡山
426,210,478	401,377,006	24,699,267	680,361,252	650,745,012	29,236,722	岡山県
85,966,276	85,217,229	720,780	213,634,498	211,118,280	2,397,115	広島 島
16,532,570	16,278,454	237,380	47,116,571	46,360,885	721,346	島
44,303,358	43,370,869	889,697	134,158,044	131,049,266	2,995,718	島
13,296,717	12,722,202	565,525	46,612,991	44,470,313	2,113,124	島
14,400,421	14,073,888	304,650	42,155,409	41,416,709	687,018	島
3,890,037	3,733,450	154,673	9,217,915	8,930,430	282,135	竹
6,924,717	6,785,433	137,402	16,397,816	16,050,584	338,744	三
7,885,519	7,671,026	208,718	22,892,754	22,431,444	449,409	尾
31,891,885	30,976,203	830,273	95,401,496	93,095,979	2,139,867	福
6,608,737	6,471,904	133,087	18,997,100	18,677,540	309,238	府
2,957,021	2,881,410	71,529	7,773,135	7,559,646	207,461	三
2,029,244	1,998,563	29,860	5,335,126	5,273,002	60,606	庄
11,466,636	11,178,428	273,289	36,490,003	35,675,149	785,526	西
12,507,258	12,070,579	424,915	36,051,237	34,409,373	1,608,558	日
34,192,206	33,959,150	220,910	66,033,217	64,922,501	1,088,674	海
1,479,419	1,421,353	57,293	4,153,703	4,044,383	108,519	吉
296,332,022	290,810,143	5,259,980	802,421,015	785,485,482	16,293,058	広島
17,765,882	16,943,640	806,410	56,754,369	54,744,204	1,955,797	下
102,633,766	95,259,909	7,364,255	130,480,289	122,407,264	8,047,852	宇
13,425,556	13,198,358	223,448	51,274,287	50,640,411	626,553	山
2,170,673	2,105,990	64,683	6,580,534	6,459,254	121,279	萩
109,098,477	101,383,241	7,697,173	136,906,594	128,701,051	8,170,105	徳
10,777,679	10,660,620	114,069	19,954,457	19,634,872	308,643	防
72,137,512	66,216,221	5,901,494	86,812,060	80,453,250	6,315,096	岩
2,916,630	2,827,510	88,485	9,615,250	9,442,374	170,038	光
1,904,401	1,862,553	41,675	5,038,785	4,949,312	85,967	長
2,146,783	2,088,936	57,331	6,571,175	6,385,929	174,799	柳
2,353,487	2,268,534	82,510	6,183,749	6,009,836	167,985	厚
337,330,847	314,815,512	22,441,533	516,171,549	489,827,759	26,144,115	山口
9,259,321	3,776,018	5,035,523	35,339,330	8,702,646	24,614,580	局引受分
1,149,285,854	1,088,904,694	59,371,224	2,248,333,929	2,144,522,401	100,384,160	全管計

16 - 2 物 納 及 び 年 賦 延 納

(1) 物納状況

区 分	相 続		税 額	
	件 数		金 額	
申請及び許可等の状況	前年度許可未済	174		千円 5,979,904
	本年度申請	116		3,479,546
	更正減等	-		59,249
	処 理	33		968,592
	取 下 げ	-		-
		-		-
	却 許	143	外	4,019,147
	計	176		4,987,739
	許可未済	114		4,412,462
	許可後の状況	前年度収納未済	5	
許可取消等		-		-
収 納		148	外	8,126,843
収 納 未 済		-	337,940	-
前年度引継未済		2		49,858
許可取消等		-		-
引 継		141		8,352,404
引 継 未 済	9		162,237	
物納の撤回状況	前年度承認未済	-		-
	本年度申請	-		-
	取 下	-		-
	撤 却	-		-
	承認未済	-		-

調査対象 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に、相続税の物納について、申請、許可、収納等があったもの。

(注) 1 「許可」欄の外書は、許可した年度内に更正減又は許可取消等により控除した件数及び金額である。

2 「収納」欄の外書は、過誤納額である。

(2) 物納状況の累年比較

区 分	本年度申請額		許 可 願		許 可 未 済 額		前年度収納未済額	収 納 済 額
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額		
平成 11 年 度	103	4,550,323	76	2,637,802	127	5,392,506	251,446	2,889,248
12	162	6,646,198	88	2,907,736	167	8,078,858	-	2,907,736
13	129	4,597,611	94	5,221,626	183	6,426,590	-	5,211,033
14	144	7,907,575	124	7,593,282	174	5,979,904	10,593	3,455,053
15	116	3,479,546	143	4,019,147	114	4,412,462	4,107,696	8,126,843

(4) 年賦延納状況の累年比較

区 分	前年度許可未済額及び本年度申請額		許 可 額		許 可
	件 数	金 額	件 数	金 額	
平成 11 年 度	615	9,582,448	392	7,010,094	179
12	534	7,008,971	315	4,399,988	166
13	438	7,340,591	293	4,557,114	110
14	387	5,085,180	253	3,655,015	107
15	366	5,261,488	275	4,087,868	66

(3) 年賦延納状況

区 分	相 続 税		贈 与 税		所 得 税		合 計			
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額		
申 請 及 び 許 可 等 の 許 可 状 況	前年度許可未済	62	980,584	44	73,508	1	6,500	107	1,060,592	
	本年度申請	233	4,184,612	26	16,284	-	-	259	4,200,896	
	更正減等	3	77,929	-	26	-	-	3	77,955	
	取 下 げ	13	143,771	5	1,621	-	-	18	145,392	
	却 下	4	38,577	-	-	-	-	4	38,577	
	許 可	227	4,006,857	47	74,511	1	6,500	275	4,087,868	
	許 可 未 済	48	898,062	18	13,634	-	-	66	911,696	
	徴 収 状 況	前年度以前許可分	2,111	3,381,599	117	28,892	-	-	2,228	3,410,491
		本年度許可分	221	1,313,571	38	23,464	-	-	259	1,337,035
		収 納 未 済	127	70,692	47	5,861	-	-	174	76,553
延 納 現 在 額 (徴収決定未済)	1,776	16,311,958	71	78,810	1	6,500	1,848	16,397,268		

調査対象 平成15年4月1日から平成16年3月31日の間に、相続税及び贈与税の年賦延納並びに所得税法第132条の規定による所得税の延納について、申請、許可、収納等のあったもの。

未 済 額	徴 収 状 況			延 納 現 在 額 (徴収決定未済)
	徴 収 決 定	徴 収 決 定	収 納 未 済	
金 額	前年度以前許可分	本年度許可分	収 納 未 済	金 額
千円	千円	千円	千円	千円
2,125,867	4,993,377	3,697,848	527,894	20,782,492
2,061,575	4,516,638	1,477,811	191,422	19,346,893
1,744,463	4,050,413	1,572,472	190,903	18,344,160
1,060,592	3,488,226	1,229,389	83,984	17,376,516
911,696	3,410,491	1,337,035	76,553	16,397,268

17 国 税 滞 納

(1) 滞納状況

項 目			発 生 の			
			期 首 滞 納		新 規 発 生 滞 納	
			件 数	税 額	件 数	税 額
			件	百万円	件	百万円
平 成	11 年 度		125,901	55,916	262,292	56,584
	12		131,394	54,118	235,218	53,465
	13		135,970	49,401	150,298	48,135
	14		127,269	47,191	100,138	47,506
	15		129,998	45,117	92,166	39,352
所 得 税	源 泉 分 配 税		17,028	7,644	11,386	5,469
			73,993	17,804	47,071	8,512
			91,021	25,448	58,457	13,981
法 人 税		4,995	6,044	5,463	4,736	
相 続 税		924	1,303	904	746	
消 費 税		32,777	12,212	26,544	19,806	
そ の 他		281	110	798	83	
合 計		129,998	45,117	92,166	39,352	

調査対象 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間における滞納の処理等の状況

(注) 1 地方消費税を除く。

2 件数は納期ごとに1件として計算し、加算税のうち本税と納期を同一にするものは、本税と合わせて1件として掲げた。

状 況		整 理 の 状 況			
合 計		整 理 済 滞 納		整 理 中 の 滞 納	
件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
件	百万円	件	百万円	件	百万円
388,193	112,500	256,799	58,382	131,394	54,118
366,612	107,583	230,642	58,182	135,970	49,401
286,268	97,536	158,999	50,345	127,269	47,191
227,407	94,697	97,409	49,580	129,998	45,117
222,164	84,469	95,186	43,306	126,978	41,163
28,414	13,113	11,734	5,915	16,680	7,198
121,064	26,316	47,691	9,433	73,373	16,883
149,478	39,429	59,425	15,348	90,053	24,081
10,458	10,780	5,812	5,535	4,646	5,245
1,828	2,049	975	933	853	1,116
59,321	32,018	28,081	21,324	31,240	10,694
1,079	193	893	166	186	27
222,164	84,469	95,186	43,306	126,978	41,163

(2) 税務署別滞納状況(平成15年度最終分)

署名	発 生 の 状						
	期 首 滞 納		新 規 発 生 滞 納		合		
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数		
	件	千円	件	千円	件		
鳥米倉鳥	取 県	取子吉計	3,471	728,910	2,926	1,134,528	6,397
			4,207	825,257	2,705	1,052,071	6,912
			792	128,537	1,095	328,938	1,887
			8,470	1,682,704	6,726	2,515,537	15,196
松浜出益石大西島	見 大 根 県	江田雲田東郷計	2,553	429,127	2,612	915,052	5,165
			736	105,663	1,083	347,589	1,819
			752	154,029	1,860	527,556	2,612
			401	64,363	721	238,318	1,122
			165	32,449	366	82,068	531
			247	39,753	525	116,022	772
			70	11,746	145	34,861	215
4,924	837,130	7,312	2,261,466	12,236			
岡岡西尾倉玉津玉笠高瀬久岡	山 大 島 敷 島 山 野 岡 梁 見 戸 世 計	山 県	6,428	1,306,572	4,184	1,531,558	10,612
			4,920	965,115	3,901	1,575,870	8,821
			808	141,681	1,129	362,455	1,937
			742	83,605	935	214,680	1,677
			7,377	1,305,214	3,781	1,386,443	11,158
			525	85,630	757	211,547	1,282
			921	187,112	1,682	650,003	2,603
			545	63,686	451	117,027	996
			1,195	146,300	927	775,154	2,122
			180	29,476	357	82,106	537
			118	26,372	253	72,209	371
			618	108,177	888	324,203	1,506
			339	53,513	351	134,600	690
24,716	4,502,453	19,596	7,437,855	44,312			
広広広	島 島 島 北 原 道 山 中 次 原 糸 市 田 田 計	島 県	6,147	1,308,708	3,517	1,507,497	9,664
			1,966	411,768	2,038	806,654	4,004
			8,563	1,696,243	4,546	2,127,480	13,109
			7,590	1,324,798	5,020	1,599,015	12,610
			2,556	572,151	2,983	980,573	5,539
			1,030	194,297	775	290,823	1,805
			1,302	241,085	1,081	362,845	2,383
			2,237	395,479	1,723	556,466	3,960
			7,468	1,617,061	5,263	1,938,473	12,731
			1,293	217,729	1,303	425,471	2,596
下宇山徳防岩長柳厚山局	萩 山 府 国 門 井 狭 計	島 県	478	76,042	784	237,702	1,262
			208	29,897	439	113,618	647
			2,048	471,969	1,651	510,659	3,699
			4,358	738,411	3,271	1,019,626	7,629
			2,172	365,726	2,584	866,184	4,756
			352	62,647	456	130,661	808
			49,768	9,724,011	37,434	13,473,747	87,202
			7,889	1,101,836	4,674	1,340,065	12,563
			2,841	370,030	2,593	766,026	5,434
			2,307	340,521	2,143	635,225	4,450
徳防岩長柳厚山局	萩 山 府 国 門 井 狭 計	島 県	359	56,724	673	158,024	1,032
			3,952	630,639	2,460	713,375	6,412
			2,007	229,694	1,516	309,729	3,523
			3,040	489,371	1,756	521,531	4,796
			797	102,999	692	177,478	1,489
			376	43,585	474	92,463	850
			560	76,757	507	101,124	1,067
			577	74,956	481	180,796	1,058
			24,705	3,517,112	17,969	4,995,836	42,674
			17,415	24,854,036	3,129	8,667,386	20,544
129,998	45,117,446	92,166	39,351,827	222,164			

(注) 「(1)滞納状況」を署別に示したものである。

況 計	整 理 の 状 況				署 名
	整 理 滞 納		整 理 中 の 滞 納		
	件 数	税 額	件 数	税 額	
千円	件	千円	件	千円	
1,863,438	2,390	1,126,224	4,007	737,214	鳥米倉島
1,877,328	2,730	1,107,993	4,182	769,335	取 県
457,475	1,124	335,149	763	122,326	
4,198,241	6,244	2,569,366	8,952	1,628,875	取 県
1,344,179	2,841	974,946	2,324	369,233	松
453,252	1,073	332,337	746	120,915	浜
681,585	1,778	518,400	834	163,185	出
302,681	664	229,588	458	73,093	益
114,517	340	80,950	191	33,567	見 大
155,775	457	120,493	315	35,282	石
46,607	175	38,533	40	8,074	大
3,098,596	7,328	2,295,247	4,908	803,349	西 島
2,838,130	4,388	1,716,615	6,224	1,121,515	岡
2,540,985	4,040	1,670,646	4,781	870,339	岡
504,136	1,070	369,680	867	134,456	西
298,285	1,089	216,558	588	81,727	児
2,691,657	4,523	1,557,197	6,635	1,134,460	倉
297,177	706	233,653	576	63,524	玉
837,115	1,738	679,163	865	157,952	津
180,713	469	118,307	527	62,406	玉
921,454	925	804,451	1,197	117,003	笠
111,582	411	87,489	126	24,093	高
98,581	231	72,539	140	26,042	新
432,380	857	329,971	649	102,409	瀨
188,113	357	140,423	333	47,690	久
11,940,308	20,804	7,996,692	23,508	3,943,616	岡 山 県
2,816,205	3,666	1,571,398	5,998	1,244,807	広 島 県
1,218,422	2,172	836,681	1,832	381,741	広 島 県
3,823,723	4,849	2,265,786	8,260	1,557,937	広 島 県
2,923,813	5,225	1,805,297	7,385	1,118,516	広 島 県
1,552,724	3,266	1,108,663	2,273	444,061	竹
485,120	775	287,756	1,030	197,364	三
603,930	1,188	409,144	1,195	194,786	尾
951,945	1,866	631,204	2,094	320,741	福
3,555,534	5,888	2,134,981	6,843	1,420,553	府
643,200	1,151	407,054	1,445	236,146	三
313,744	704	237,271	558	76,473	庄
143,515	475	114,739	172	28,776	西
982,628	1,506	544,715	2,193	437,913	甘
1,758,037	3,292	1,035,872	4,337	722,165	海
1,231,910	2,392	889,658	2,364	342,252	吉
193,308	417	130,599	391	62,709	広 島 県
23,197,758	38,832	14,410,818	48,370	8,786,940	下
2,441,901	3,688	1,163,526	8,875	1,278,375	宇
1,136,056	2,851	782,624	2,583	353,432	山
975,746	2,002	616,088	2,448	359,658	萩
214,748	486	128,954	546	85,794	
1,344,014	2,414	767,811	3,998	576,203	徳
539,423	1,347	326,545	2,176	212,878	防
1,010,902	1,978	562,736	2,818	448,166	岩
280,477	716	183,544	773	96,933	光
136,048	501	94,025	349	42,023	
177,881	427	102,574	640	75,307	長
255,752	490	165,728	568	90,024	柳
8,512,948	16,900	4,894,155	25,774	3,618,793	厚 山 県
33,521,422	5,078	11,140,246	15,466	22,381,176	局 所 掌 分
84,469,273	95,186	43,306,524	126,978	41,162,749	全 管 計

18 還 付 金

還付金の支払決定の状況

区 分	支 払 決 定 額		合 計
	支 払 命 令 官 分	支 払 委 託 官 分	
	千円	千円	千円
平成11年度	140,711,843	2,194,335	142,906,178
12	130,258,299	2,355,561	132,613,860
13	128,316,446	2,427,797	130,744,242
14	141,460,246	2,788,956	144,249,203
15	145,490,622	-	145,490,622
源泉所得税	55,962,669	-	55,962,669
申告所得税	7,415,310	-	7,415,310
法人税	21,322,899	-	21,322,899
消費税及び地方消費税	57,088,089	-	57,088,089
その他諸税	3,701,655	-	3,701,655
還付金合計	145,490,622	-	145,490,622

調査期間

平成15年4月1日から平成16年3月31日

用語の説明

- 1 「支払命令官分」とは、還付金の支払場所が銀行等の金融機関扱いのもので、「支払委託官分」とは、還付金の支払場所が郵便局扱いのものである。
- 2 「消費税及び地方消費税」とは、消費税と消費税及び地方消費税の合計額である。

(注) 還付加算金を含む

19 国税振替納税

振替納税利用状況

区 分		要納付人員	左のうち、振替納税用納付書を金融機関に送付した者	利 用 率	振替納税で納付した者	振 替 率
		人	人	%	人	%
申告所得税	平成11年度	625,820	509,539	81.4	482,890	94.8
	12	615,086	501,202	81.5	474,091	94.6
	13	597,073	482,058	80.7	454,718	94.3
	14	570,482	455,449	79.8	428,316	94.0
	15	560,628	438,347	78.2	412,599	94.1
	第1期分 (法定納期限平成15年7月31日)	75,017	68,299	91.0	63,843	93.5
	第2期分 (法定納期限平成15年11月30日)	74,712	68,129	91.2	62,863	92.3
	第3期分 (法定納期限平成16年3月15日)	410,899	301,919	73.5	285,893	94.7
	計(延べ)	560,628	438,347	78.2	412,599	94.1

(注) (注) 「利用率」欄は、「要納付人員」に対する「左のうち、振替納税用納付書を金融機関に送付した者」の割合を示し、「振替率」欄は、「左のうち、振替納税用納付書を金融機関に送付した者」に対する「振替納税で納付した者」の割合を示す。

第 編 その 他

20	不		服		審		査
21	訴		訟		事		件
22	直	接	国	税	犯	則	件
23	間	接	国	税	犯	則	件
24	税			理		事	士

20～24 その他

統計表を見るに当たって

20 不服審査

この統計表は、平成15年度における国税通則法及び行政不服審査法による不服申立ての事績を、異議申立てと、審査請求とに分けて掲げたものである。

21 訴訟事件

この統計表は、平成15年度における賦課、徴収又は滞納処分に関連して、国、国税局長又は税務署長を当事者又は参加人とする訴訟の事績について、国側被告事件（賦課又は徴収）と、国側原告事件（滞納処分）に区分して掲げたものである。

なお、原告、被告の区分はすべて当該事件の第一審における原告、被告の区分による。

22 直接国税犯則事件

この統計表は、平成15年中の国税犯則取締法に基づく直接国税に係る犯則事件に対する処分の状況について掲げたものである。

23 間接国税犯則事件

この統計表は、平成15年度の国税犯則取締法に基づく間接国税に係る犯則事件に関する事績を、検挙及び処理の状況、通告処分及び履行状況、酒税の違反行為別検挙の状況、消費税の違反行為別検挙件数に区分して掲げたものである。

24 税理士

この統計表は、平成16年3月末における税理士登録者数の状況を掲げたものである。

20 不服審査

(1) 異議申立て

区 分	本 年 度 要 処 理 件 数				計	み な す 審 査 請 求 件 数
	前 年 度 未 決 繰 越 件 数	本 年 度 に 申 立 て た 件 数 処 分 に 係 る も の	本 年 度 に 申 立 て た 件 数 不 作 為 に 係 る も の	計		
申 告 所 得 税	84	207	-	291	-	
源 泉 所 得 税	5	11	-	16	-	
法 人 税	36	49	-	85	-	
相 続 税	4	7	-	11	-	
贈 与 税	-	2	-	2	-	
消 費 税	32	119	-	151	6	
有 価 証 券 取 引 税	-	-	-	-	-	
法 人 特 別 税 等	-	-	-	-	-	
地 方 消 費 税	20	117	-	137	6	
そ の 他 税	-	-	-	-	-	
酒 税	-	-	-	-	-	
徴 収 関 係	8	19	-	27	-	
計	189	531	-	720	12	

(2) 審査請求

区 分	本 年 度 要 処 理 件 数				計
	前 年 度 未 決 繰 越 件 数	本 年 度 に 申 立 て た 件 数 処 分 に 係 る も の	本 年 度 に 申 立 て た 件 数 不 作 為 に 係 る も の	み な す 審 査 請 求 件 数	
申 告 所 得 税	154	108	-	-	262
源 泉 所 得 税	4	4	-	-	8
法 人 税	58	36	-	-	94
相 続 税	9	2	-	-	11
贈 与 税	6	2	-	-	8
消 費 税	81	43	-	6	130
有 価 証 券 取 引 税	-	-	-	-	-
地 方 消 費 税	-	-	-	-	-
法 人 特 別 税 等	-	-	-	-	-
地 方 消 費 税	65	43	-	6	114
そ の 他 税	-	-	-	-	-
酒 税	-	-	-	-	-
徴 収 関 係	4	22	-	-	26
計	381	260	-	12	653

(1)・(2)共通

調査対象
調査期間
(注)

国税通則法及び行政不服審査法に基づき異議申立て及び審査請求されたもの
平成15年4月1日から平成16年3月31日

1 件数は、処分に係るものについては1処分ごとに、その他のものについては1事案ごとに1件として掲げた。ただし、本税と過少加算税を併せて異議申立てがあった場合は、1件として掲げた。

2 審査請求の内書は、国税局分である。

用語の説明

1 不作為とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしないことをいう。

2 みなす審査請求とは、国税局長又は、税務署長等が異議申立てを審査請求として取り扱うことを適当と認め、かつ、異議申立人がそれに同意したとき、あるいは更正決定等について審査請求がされている場合に、その更正決定等に係る課税標準等についてされた他の更正決定等に対し異議申立てがされたときに審査請求がされたものとみなされたものをいう。

3 みなす取下げとは、異議決定を経ないで審査請求がされた場合に取下げられたものとみなされた異議申立て及び審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分の全部を取り消す旨の異議決定書の謄本を発している場合に取下げられたものとみなされた審査請求をいう。

本年度処理済件数									本年度未決		
みなす	取下げ	却下	棄却	全	部	一	部	変	更	計	繰越件数
取下げ件数	件	件	件	件	取消し件数	取消し件数	取消し件数	その他	件	件	件
-	7	4	152	7	36	-	-	-	206	85	
-	7	2	4	-	2	-	-	-	15	1	
-	44	7	10	1	2	-	-	-	64	21	
-	3	-	3	-	-	-	-	-	6	5	
-	-	-	2	-	-	-	-	-	2	-	
-	9	11	57	-	8	-	-	-	85	60	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	9	13	47	-	8	-	-	-	77	54	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	2	19	5	-	-	-	-	-	26	1	
-	81	56	280	8	56	-	-	-	481	227	

本年度処理済件数									本年度未決		
みなす	取下げ	却下	棄却	全	部	一	部	変	更	計	繰越件数
取下げ件数	件	件	件	件	取消し件数	取消し件数	取消し件数	その他	件	件	件
-	23	-	125	4	36	-	-	-	188	74	
-	3	-	1	1	1	-	-	-	6	2	
-	6	7	22	6	6	-	-	-	47	47	
-	-	2	7	-	-	-	-	-	9	2	
-	-	-	6	-	-	-	-	-	6	2	
-	25	6	54	3	9	-	-	-	97	33	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	23	4	48	3	5	-	-	-	83	31	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	2	20	2	-	-	-	-	-	24	2	
-	82	39	265	17	57	-	-	-	460	193	

- 4 取下げとは、不服申立人が異議申立て又は審査請求を撤回したものをいう。
- 5 却下とは、不服申立ての要件を欠いているため審査の対象にならないと判定されたものをいう。
- 6 棄却とは、原処分を適法又は妥当と認め、不服申立てが認められなかったものをいう。
- 7 取消し又は変更とは、原処分の全部又は一部に違法又は不当を認め、原処分の全部又は一部を取り消した判定をいう。

21 訴 訟 事 件

(1) 国側被告事件

区 分			前年度 末係属 件 数	事 件 区分の 変更等 の調整 件 数	本年度 提 起 件 数	本 年 度 終 結 件 数										本年度 末係属 件 数
						取下げ	却 下	国 側 勝 訴	国 側 一 部 勝 訴	国 側 敗 訴	差 戻 し	和 解	そ の 他	計		
第 一 審	課 税 関 係	所 得 税	5	-	4	-	-	4	-	-	-	-	-	4	5	
		法 人 税	6	-	2	-	-	5	-	-	-	-	-	5	3	
		資 産 税	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	
		消 費 税	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
		酒 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	そ の 他	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	
	計	12	-	9	1	-	10	-	-	-	-	-	-	11	10	
	徴 収 関 係	行 政 事 件	-	1	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2	-
		執 行 停 止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		損 害 賠 償	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 民 事 簡 易 事 件 計		1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	
合 計	2	-	1	-	-	3	-	-	-	-	-	-	3	-		
合 計	14	-	10	1	-	13	-	-	-	-	-	-	14	10		
控 訴 審	課 税 関 係	所 得 税	2	-	1	-	-	1	1	-	-	-	-	2	1	
		法 人 税	8	-	1	-	-	8	1	-	-	-	-	9	-	
		資 産 税	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	
		消 費 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		酒 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	計	11	-	2	-	-	10	2	-	-	-	-	-	12	1	
	徴 収 関 係	行 政 事 件	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
		執 行 停 止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		損 害 賠 償	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 民 事 簡 易 事 件 計		-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	
合 計	-	-	2	-	-	1	-	-	-	1	-	-	2	-		
合 計	11	-	4	-	-	11	2	-	-	1	-	-	14	1		

調査対象 国税の賦課又は徴収に関する訴訟事件

調査期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日

(注) 件数は、訴状1通につき1件とした。控訴審又は上告審において、原告、被告双方から控訴又は上告した事件についても1件とした。

区 分	前年度 未係属 件 数	事 件 区分の 変更等 の調整 件 数	本 年 度 提 起 件 数	本 年 度 終 結 件 数											本 年 度 未係属 件 数		
				取 下 げ	却 下	国 側 勝 訴	国 側 一 部 勝 訴	国 側 敗 訴	差 戻 し	和 解	そ の 他	計					
上 告	課 税 関 係	所 得 税	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
		法 人 税	1	-	4	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	4
		資 産 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		消 費 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		酒 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		計	1	-	6	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	6	
審 判 係	徴 収 関 係	行 政 事 件	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
		執 行 停 止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		損 害 賠 償	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		そ の 他 民 事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		簡 易 事 件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		計	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1		
		合 計	1	-	7	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	7	
審 級 別 合 計	課 税 関 係	所 得 税	7	-	7	-	-	5	1	-	-	-	-	-	6	8	
		法 人 税	15	-	7	-	-	14	1	-	-	-	-	-	15	7	
		資 産 税	1	-	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	2	1	
		消 費 税	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		酒 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		そ の 他	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	
			計	24	-	17	1	-	21	2	-	-	-	-	24	17	
	徴 収 関 係	行 政 事 件	-	1	3	-	-	3	-	-	-	-	-	-	3	1	
		執 行 停 止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		損 害 賠 償	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
そ の 他 民 事		1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-	2	-		
		簡 易 事 件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		計	2	-	4	-	-	4	-	-	-	1	-	5	1		
		合 計	26	-	21	1	-	25	2	-	-	1	-	29	18		

- 用語の説明
- 1 取下げとは、原告が訴えを撤回したものをいう。
 - 2 却下とは、訴訟要件又は上訴の要件が具備されていないため、不適法として排斥されたものをいう。
 - 3 差戻しとは、上級審で原判決を取り消した場合に、審理をやり直させるため改めて控訴審又は第一審に移審されたものをいう。
 - 4 和解とは、争っている当事者が互いに譲歩して争いをやめたものをいう。

(2) 国側原告事件（徴収関係）

区 分	前年度 未係属 件数	事 件 区分の 変更等 の調整 件数	本年度 提 起 件数	本 年 度 終 結 件 数										本年度 未係属 件数	
				取下げ	却 下	国 側 勝 訴	国 側 一 部 勝 訴	国 側 敗 訴	差戻し	和 解	その他	計			
第 一 審	詐 害 行 為	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	名 義 変 更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	債 権 取 立	1	1	2	-	-	1	-	-	-	-	-	1	3	
	そ の 他 民 事	1	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-	2	-	
	簡 易 支 払 督 促	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	保 全 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
強 制 執 行	-	-	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	
そ の 他	1	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	9	9	-	
計	3	-	15	2	-	3	-	-	-	-	-	9	14	4	
控 訴 審	詐 害 行 為	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	名 義 変 更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	債 権 取 立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	そ の 他 民 事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	簡 易 支 払 督 促	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	保 全 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
強 制 執 行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
計	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
上 告 審	詐 害 行 為	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	名 義 変 更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	債 権 取 立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	そ の 他 民 事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	簡 易 支 払 督 促	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	保 全 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
強 制 執 行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
審 級 別 合 計	詐 害 行 為	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	名 義 変 更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	債 権 取 立	1	1	2	-	-	1	-	-	-	-	-	1	3	
	そ の 他 民 事	1	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-	2	-	
	簡 易 支 払 督 促	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	保 全 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
強 制 執 行	-	-	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	
そ の 他	1	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	9	9	-	
計	3	-	15	2	-	3	-	-	-	-	-	9	14	4	

調査対象 国税滞納処分に関する訴訟事件
 調査期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日

22 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数

区 分	起 訴 事 件		起 訴 件 数 の 合 計	左 の 内 訳			
	前年からの 繰越未決件数	本 年 の 起 訴 件 数		有 罪	無 罪	公訴権消滅	未 決
申告所得税	×	3	×	3	-	-	×
法 人 税	4	3	7	4	-	-	3
そ の 他	-	×	×	×	-	-	-
合 計	×	×	×	×	-	-	×

調査期間 平成15年1月1日から平成15年12月31日

(注) 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2) 有罪に係る人員及び金額

区 分	懲役刑を科せられたものの人員	罰 金	
		人 員	金 額
申告所得税	3	3	110,000
法 人 税	2	-	54,000
そ の 他	×	×	10,000
合 計	×	×	174,000

調査期間 平成15年1月1日から平成15年12月31日

(注) 1 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
2 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(3) 犯則者違反行為別件数

申 告 所 得 税		法 人 税		そ の 他	
該当条項	件 数	該当条項	件 数	該当条項	件 数
第 238 条	外 - 3	第 159 条	外 - 4	ほ脱犯規定	外 - ×
第 238 条	- -	第 164 条	4 -	両罰規定	- -
合 計	- 3	合 計	4 4	合 計	- ×

(注) 1 この表は、「(1) 起訴事件数」の「有罪件数」欄の内書を示したものである。

2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。

3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

23 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理の状況

区 分	酒				非免許者		小 計		
	免 許 者								
	酒類等製造者	酒類販売業者	外	件	外	件	外	件	
要 処 理 件 数	前年度からの繰越処理未済	検	未済	検	未済	検	未済	検	未済
処 理 件 数	通 告 処 分	告 税 官	収 税 官	通 告 処 分	告 税 官	収 税 官	通 告 処 分	告 税 官	収 税 官
理 告 発 所 の 他 分 分 発 減	通 告 処 分	告 税 官	収 税 官	通 告 処 分	告 税 官	収 税 官	通 告 処 分	告 税 官	収 税 官
通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分
件 数	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分
本 年 度 未 処 理 未 済 件 数	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分
犯 則 に 係 る 税 額	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分

区 分	石 油 ガ ス 税				石 油 税				
	ほ脱犯		秩序犯		ほ脱犯		秩序犯		
	計	外	計	外	計	外	計	外	
要 処 理 件 数	前年度からの繰越処理未済	検	未済	検	未済	検	未済	検	未済
処 理 件 数	通 告 処 分	告 税 官	収 税 官	通 告 処 分	告 税 官	収 税 官	通 告 処 分	告 税 官	収 税 官
理 告 発 所 の 他 分 分 発 減	通 告 処 分	告 税 官	収 税 官	通 告 処 分	告 税 官	収 税 官	通 告 処 分	告 税 官	収 税 官
通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分
件 数	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分
本 年 度 未 処 理 未 済 件 数	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分
犯 則 に 係 る 税 額	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分	通 告 処 分

調査対象 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間における間接国税の犯則事件

(注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

2 税関分は含まない。

(2) 通告処分及び履行状況

区 分	酒 税							
	免 許 者				非 免 許 者		計	
	酒 類 等 製 造 者		酒 類 販 売 業 者		外	内	外	内
要 履 行 件 数	外	内	外	内	外	内	外	内
前年度からの繰越履行未済 通告処分	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-
履 行 等 件 数								
通告不履行による告発 通告後公訴権消滅 通告履行	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-
本年度末履行未済件数	-	-	-	-	-	-	-	-
通告履行罰科金相当額	-	千円	-	千円	-	千円	-	千円

区 分	石 油 税			た
	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	ほ 脱 犯
要 履 行 件 数	件	件	件	件
前年度からの繰越履行未済 通告処分	-	-	-	-
計	-	-	-	-
履 行 等 件 数				
通告不履行による告発 通告後公訴権消滅 通告履行	-	-	-	-
計	-	-	-	-
本年度末履行未済件数	-	-	-	-
通告履行罰科金相当額	-	千円	千円	千円

調査対象 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間における間接国税の犯則事件

(注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

2 税関分は含まない。

用語の説明 不履行とは、通告処分を履行しなかったものをいう。

揮 発 油 税			石 油 方 又 税		
ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計
件	件	件	件	件	件
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
千円	千円	千円	千円	千円	千円
-	-	-	-	-	-

ば こ 税		合 計	
秩 序 犯	計	外	件
件	件		件
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
千円	千円	-	千円
-	-	-	-

(3) 酒税の違反行為別検挙件数等

区 分	免 許											
	酒 類 製 造 者				酒母、もろみ製造者				酒 類 卸 売 業 者			
	件数	犯 則 数 量	税 額	件数	犯 則 数 量	税 額	件数	犯 則 数 量	税 額	件数	犯 則 数 量	税 額
	件	l	kg	千円	件	l	kg	千円	件	l	kg	千円
第 54 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 59 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 60 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
犯則者が判明しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」のうち酒税について、違反行為の該当条項別に示したものである。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙件数

揮 発 油 税		石 油 税		石 油 ガ ス 税		た ば こ 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第 27 条 第 1 項 第 1 号	-	第 24 条 第 1 項 第 1 号	-	第 28 条 第 1 項 第 1 号	-	第 28 条 第 1 項 第 1 号	-
第 27 条 第 1 項 第 2 号	-	第 24 条 第 1 項 第 2 号	-	第 28 条 第 1 項 第 2 号	-	第 28 条 第 1 項 第 2 号	-
第 28 条 第 1 号	-	第 25 条 第 1 号	-	第 29 条 第 1 号	-	第 29 条 第 1 号	-
第 28 条 第 2 号	-	第 25 条 第 2 号	-	第 29 条 第 2 号	-	第 29 条 第 2 号	-
第 28 条 第 3 号	-	第 26 条 第 1 号	-	第 29 条 第 3 号	-	第 30 条 第 1 号	-
第 29 条 第 1 号	-	第 26 条 第 2 号	-	第 30 条 第 1 号	-	第 30 条 第 2 号	-
第 29 条 第 2 号	-	第 26 条 第 3 号	-	第 30 条 第 2 号	-	第 30 条 第 3 号	-
第 29 条 第 3 号	-	第 26 条 第 4 号	-	第 30 条 第 3 号	-	第 30 条 第 4 号	-
第 29 条 第 4 号	-			第 30 条 第 4 号	-		
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

電 源 開 発 促 進 税		印 紙 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第 13 条 第 1 項	-	第 22 条 第 1 項 第 1 号	-
第 14 条 第 1 号	-	第 22 条 第 1 項 第 2 号	-
第 14 条 第 2 号	-	第 23 条	-
第 14 条 第 3 号	-	第 24 条	-
		第 25 条 第 1 号	-
		第 25 条 第 2 号	-
		第 25 条 第 3 号	-
		第 25 条 第 4 号	-
		第 26 条 第 1 号	-
		第 26 条 第 2 号	-
合 計	-	合 計	-

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」のうち酒税以外について、違反行為の該当条項別に示したものである。

24 税 理 士

税理士登録者数

区 分	弁 護 士	公 認 会 計 士	試 験 合 格 者	試 験 免 除 者	資 格 認 定 者	税 務 代 理 士	特 別 試 験 合 格 者	合 計
	人	人	人	人	人	人	人	人
平成 11 年度	5	159	1,075	462	21	17	1,291	3,030
12	7	160	1,092	500	16	14	1,238	3,027
13	7	155	1,105	542	13	12	1,180	3,014
14	7	150	1,116	583	11	10	1,124	3,001
15	6	151	1,111	645	9	6	1,066	2,994

調査時点

平成16年3月31日

用語の説明

- 1 試験合格者とは、税理士試験の試験科目の最終科目が試験合格による者をいう。
- 2 試験免除者とは、税理士試験の試験科目の最終科目が免除による者をいう。
- 3 資格認定者とは、税理士法施行（昭和26年7月15日）の際、国又は地方公共団体の職員である者で、税理士試験の合格者と同等以上の学識を有する旨の税理士試験委員の認定を受けた者をいう。
- 4 税務代理士とは、税務代理士の許可を受けた者をいう。
- 5 特別試験合格者とは、一定の実務経験を有する者に対し行う特別の税理士試験に合格した者をいう。

付 録

- 1 所得税の控除及び税率の変遷
- 2 法人税の税率の変遷
- 3 酒類の税率の変遷
- 4 たばこの税率の変遷
- 5 平成15年度税制改正の要綱

1 所得税の控除及び税率の変遷

区分	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	
所得控除	基礎控除	380,000円				
	配偶者控除	配偶者	380,000円			
		年齢70歳以上の老人控除対象配偶者	480,000円			
		同居している特別障害者である控除対象配偶者	730,000円			
		同居している特別障害者である老人控除対象配偶者	830,000円			
		(控除対象配偶者の所得要件: 合計所得金額38万円以下であること)				
		合計所得金額が1,000万円以下の者について適用する	380,000円			
	特別控除	配偶者	控除対象配偶者の場合		配偶者の所得	控除額
					5万円未満	38万円
					5～10万円未満	33万円
					10～15万円未満	28万円
					15～20万円未満	23万円
					20～25万円未満	18万円
					25～30万円未満	13万円
					30～35万円未満	8万円
			35～38万円未満	3万円		
			38万円	0円		
控除対象配偶者以外の配偶者の場合			配偶者の所得	控除額		
			38超～40万円未満	38万円		
			40～45万円未満	36万円		
			45～50万円未満	31万円		
		50～55万円未満	26万円			
		55～60万円未満	21万円			
		60～65万円未満	16万円			
		65～70万円未満	11万円			
		70～75万円未満	6万円			
		75～76万円未満	3万円			
		76万円以上	0円			
扶養控除	扶養	380,000円				
		年齢16歳未満の年少扶養親族				
			480,000円			
		年齢16歳以上23歳未満の特定扶養親族				
			580,000円	630,000円		
		年齢70歳以上の老人扶養親族				
			480,000円			
		ただし、老人扶養親族のうち同居している老親				
			580,000円			
		同居している特別障害者である扶養親族				
			730,000円			
		同居している特別障害者である年少扶養親族				
			830,000円			
		同居している特別障害者である特定扶養親族				
			930,000円	980,000円		
同居している特別障害者である老人扶養親族(同居老親等以外の者)						
	830,000円					
同居している特別障害者である老人扶養親族(同居老親等)						
	930,000円					
(扶養親族の所得要件: 合計所得金額38万円以下であること)						

区 分	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
障 害 者	控除額(障害者、寡婦、寡夫、勤労学生)				
	270,000円				
・ 老 年 者	障害者のうち、特別障害者に該当する場合				
	400,000円				
・ 寡 婦	寡婦のうち、特定の寡婦に該当する場合				
	350,000円				
・ 寡 夫	老年者控除				
	500,000円				
及 び 勤 労 学 生 控 除	(所得要件等)				
	(1) 障害者 所得要件なし (2) 老年者 その年12月31日において65歳以上で、その年の合計所得金額が1,000万円以下の者 (3) 寡婦(寡夫) 寡婦とは、次の者(老年者でない者に限る) 1. 夫と死別・離婚しまだ再婚していない者又は夫が生死不明などの者で、扶養親族又は、所得金額の合計額が38万円以下の生計を一にする子(他の者の控除対象配偶者、扶養親族とされない者に限る)がある者 2. 夫と死別しまだ再婚していない者又は夫が生死不明などの者で、所得金額の合計額(繰越損失控除前)が500万円以下の者 特定の寡婦とは、前記1に該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、所得金額の合計額(繰越損失控除前)が500万円以下の者(老年者でない者に限る) 寡夫とは、妻と死別・離婚しまだ再婚していない者又は妻が生死不明などの者で、所得金額の合計額が38万円以下の生計を一にする子(他の者の控除対象配偶者、扶養親族とされない者に限る)があり、かつ、所得金額の合計額(繰越損失控除前)が500万円以下の者(老年者でない者に限る) (4) 勤労学生 勤労学生とは、学生、生徒等のうち、給与所得等の所得金額の合計が65万円以下で、かつ、自己の勤労所得以外の所得が10万円以下の者				
所 得 及 び 勤 労 学 生 控 除	そ の 他 の 所 得 控 除	(1) 雑損控除 住宅、家財等の家庭用財産の災害等による損失額のうち、総所得金額等の合計額の10%を超える金額。ただし、災害に直接関連して支出された費用についての控除額は、総所得金額等の合計額の10%相当額又は5万円のいずれか低い金額を超える金額			
		(2) 医療費控除 支払った医療費(保険金などで補てんされる金額を除く)のうち、総所得金額等の合計額の5%相当額と10万円のいずれか少ない方の金額を超える金額(最高200万円)			
所 得 控 除	所 得 控 除	(3) 社会保険料控除 支払額の全額			
		(4) 小規模企業共済等掛金控除 小規模企業共済掛金(旧第2種共済掛金を除く)及び心身障害者扶養共済制度の掛金支払額の全額			
所 得 控 除	所 得 控 除	(5) 寄付金控除 国又は地方公共団体に対する寄付金 社会福祉への貢献、教育の振興等のためにした寄付金 政党その他一定の政治団体又は特別の公職の候補者に対する寄付金等について、寄付金の額(所得金額の25%を限度)のうち、1万円を超える部分の金額。			

区分	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年			
所得 の 所 得 控 除	<p>(6) 生命保険料控除</p> <p>〔 一般の生命保険料の計の金額(A)を下の算式に当てはめてそのAの金額を基に計算した金額 (最高5万円) 〕</p> <p>+</p> <p>〔 個人年金保険料の計の金額(B)を下の算式に当てはめてそのBの金額を基に計算した金額 (最高5万円) 〕</p> <p>25,000円までの場合 _____ A又はBの金額</p> <p>25,000円を超え50,000円までの場合 _____ (A又はB) × 1/2 + 12,500円</p> <p>50,000円を超える場合 _____ (A又はB) × 1/4 + 25,000円</p> <p>(7) 損害保険料控除</p> <p>家屋又は家財について支払った損害保険料、傷害保険料、医療費用保険料等</p> <p>〔 長期保険料の計の金額(A) (Aの金額が10,000円を超える場合はA × 1/2 + 5,000円) (最高15,000円) 〕</p> <p>+</p> <p>〔 短期保険料の計の金額(B) (Bの金額が2,000円を超える場合はB × 1/2 + 1,000円) (最高3,000円) 〕</p> <p>(最高限度額15,000円)</p>							
	税 額 控 除	<p>配当所得を上積とし、配当所得以外の所得と合わせた課税総所得金額が1,000万円に達するまでの配当所得の金額について10%、1,000万円を超える部分の金額について5%</p> <p>証券投資信託の収益の分配については5% (課税総所得金額が1,000万円を超えるときは、その超える部分については2.5%)</p> <p>ただし、証券投資信託の収益の分配に係る配当所得、株式配当等につき源泉分離課税を選択した配当所得、少額配当の確定申告不要制度により申告しなかった配当所得は配当控除の対象とならない。</p>						
控 除	外 国 税 控 除	<p>外国の所得税を課せられた年分の所得税額のうち外国源泉の所得全体に対応する金額を限度として税額控除する。一定額の範囲内で、過去3年以内の控除枠に加え、また過去3年以内の控除未済額は当年で控除することを認める。</p>						
	住 宅 借 入 金 等 控 除	<p>新築又は既存の居住用家屋の取得等をして、6カ月以内に居住の用に供した場合のその住宅に係る借入金残高及び一定の増改築に係る借入金残高等を対象として算出した額を所得税額から控除する。 (年間の所得要件)</p> <p>3,000万円以下</p> <p>(控除期間)</p> <table border="1"> <tr> <td>6年間</td> <td>15年間</td> <td>10年間</td> </tr> </table>					6年間	15年間
6年間	15年間	10年間						
そ の 特 別 控 除	政 党 等 寄 付 金 特 別 控 除	<p>個人が行う政治団体等に対する献金のうち、政党・政治資金団体(「政党等」という)に対する献金(特定寄付金と合わせて所得金額の25%を限度)については、寄付金控除に代えて、次のいずれか少ない方の金額の税額控除を選択することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (その年中に支出した政党等に対する寄付金の合計額 - 1万円) × 30% ・ 納税者の納付する所得税額の25%相当額 						
他 の 特 別 控 除	特 別 控 除	<p>(1) 退職所得 勤続年数1年につき、勤続年数20年まで40万円、20年超70万円を乗じた金額(最低限度額80万円、障害者になったことにより退職する場合はさらに100万円加算)を収入金額から控除し、その控除後の金額の2分の1相当額を課税所得とし、分離課税する。</p> <p>(2) 山林所得 収入金額から植林費等の必要経費を控除した残額から50万円を控除し、五分五乗により分離課税する。</p>						

区分	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
その他	特別控除	(3) 譲渡所得 総合課税 譲渡益から50万円を控除し、その残額のうち、長期譲渡所得に係る部分の金額の2分の1に相当する金額と短期譲渡所得に係る部分の金額との合計額を総所得金額に算入する。 分離課税 譲渡所得のうち、土地・建物等の譲渡については、譲渡益から一定の特別控除額を控除して分離課税する。 (4) 一時所得 収入金額からその収入を得るために支出した金額と特別控除額50万円とを控除し、その金額の2分の1に相当する金額を総所得金額に算入する。			
	給与所得控除	収入金額が180万円以下の場合 収入金額 × 40% (65万円に満たない場合は65万円) 収入金額が180万円を超え360万円以下の場合 収入金額 × 30% + 18万円 収入金額が360万円を超え660万円以下の場合 収入金額 × 20% + 54万円 収入金額が660万円を超え1,000万円以下の場合 収入金額 × 10% + 120万円 収入金額が1,000万円超の場合 収入金額 × 5% + 170万円			
	給与所得控除	給与所得の金額の計算上、特定支出の額が給与所得控除を超える場合には、申告によりその超える部分を控除することができる。			
の専従者特別控除	(青色申告特別控除)	青色事業専従者給与 青色事業専従者給与のうち、届けた金額の範囲内で労働の提供の程度等からみて労働の対価として相当であると認められる金額 白色事業専従者控除 500,000円[最高限度:事業所得等の金額 / (1 + 事業専従者の数)] 配偶者の場合 860,000円[最高限度:事業所得等の金額 / (1 + 事業専従者の数)] 青色申告特別控除 事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、帳簿書類を備え付けてこれらの所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記録している者 450,000円 550,000円 (450,000円) 上記以外の青色申告者 100,000円			
	他の公的年金等控除	定額控除と定率控除の合計 定額控除 1,000,000円(65歳未満の者500,000円)			
		定率控除 定額控除後の年金収入が 360万円以下の場合 720万円以下の場合 720万円を超える場合 定額控除後の金額 × 25% (定額控除後の金額 - 360万円) × 15% + 90万円 (定額控除後の金額 - 720万円) × 5% + 144万円			
		最低控除額 1,400,000円(65歳未満の者700,000円)			
税率	330万円以下 10%				
	330万円を超え900万円以下 20%				
	900万円を超え1,800万円以下 30%				
	1,800万円を超え3,000万円以下 40%				
	3,000万円超 50%				
	1,800万円を超える金額 37%				

2 法人税の税率の変遷

区 分		62.4.1以降終了	平成4.1以降開始	2.4.1以降開始	10.4.1以降開始	11.4.1以降開始	
各事業年度の所得に対する税率	普通基本税率	42%	40%	37.5%	34.5%	30%	
		32%	35%				
	軽減税率	年 8 0 0 万 円 以 下 (資本金1億円以下の法人のみ)					
		30%	29%	28%	25%	22%	
	24%	26%					
	協同組合等	27%	27% 一定の協同組合等の 所得10億円超分30%	27%	25%	22%	
		22%	25%				一定の協同組合等の 所得10億円超分30%
	公益法人等	27%			25%	22%	
	清算所得に対する税率	積立金から成る部分	非 課 税 (積立金から成る部分については清算所得に対する法人税を課さない)				
		その他の	37% 62.4.1以降の解散又は合併から適用	35.2% 元4.1以降の解散又は合併から適用	33% 2.4.1以降の解散又は合併から適用	30.7%	27.1%
協同組合等		24.8% 62.4.1以降の解散又は合併から適用			23.1%	20.5%	
同族会社の積立金に対する税率及び	資本金	資本金の25%相当額からその事業年度末の利益積立金額を控除した金額					
	基準所得	35%					
	基準額	年1,500万円					
	基準	各事業年度の留保取得金額から上記基準のうち、最も多い金額を控除した金額					
		年 3,000万円 以下	10%				
		年 3,000万円 超	15%				
		年 1億円 超	20%				
退職年金等積立金に対する税率	退職年金業務等を行う法人の退職年金等積立金の額の1%					非課税	

3 酒類の税率の変遷

区 分		昭和59.5.1以降		平成元.4.1以降		平4.4.1以降	平6.5.1以降
清 酒	特級 (15度)	従量税 570,600円 / kl	従価税 税率 150/100 (非課税限度額あり)	従量税	従価税廃止	133,700円 / kl	140,500円 / kl
	一級 (15度)	279,500円 / kl	-	184,300円 / kl			
	二級 (15度)	107,900円 / kl	-	117,000円 / kl			
ビール		239,100円 / kl	-	208,400円 / kl			222,000円 / kl

区 分		平成元.4.1以降	平成6.5.1以前	平成9.10.1以降	平成10.5.1以降	平成10.10.1以降
ウイスキー類 (40度)		982,300円 / kl		551,000円 / kl	409,000円 / kl	
し よ う ち ゆ う	甲類 (25度)	119,800円 / kl	155,700円 / kl	201,900円 / kl	248,100円 / kl	
	乙類 (25度)	70,800円 / kl	102,100円 / kl	150,700円 / kl		199,400円 / kl

区 分		平成12.10.1以降
し よ う ち ゆ う	甲類 (25度)	248,100円 / kl
	乙類 (25度)	

(注) WTOの勧告に基づく税率の改正を、平成9年10月1日から段階的に実施

4 たばこの税率の変遷

区 分		平成元.4.1以降	平成10.12.1以降	平成11.5.1以降	平成15.7.1以降
紙巻たばこ	1,000本につき	3,126円	3,946円	3,536円	3,946円
パイプたばこ・葉巻たばこ	1,000gにつき	3,126円	3,946円	3,536円	3,946円
刻みたばこ、かみ用及びかき用の製造たばこ	1,000gにつき	1,563円	1,973円	1,768円	1,973円
旧3級品の紙巻たばこ	1,000本につき	1,484円	1,873円	1,678円	1,873円

(注) 平成10年12月1日たばこ特別税施行

平成 15 年度税制改正の要綱

平成 15 年 1 月 17 日
閣 議 決 定

現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、次のとおり改正を行うこととする。

具体的には、わが国産業の競争力強化のための研究開発・設備投資減税の集中・重点化、次世代への資産移転の円滑化に資する相続税・贈与税の一体化及び税率の引下げ、「貯蓄から投資へ」の改革に資する金融・証券税制の軽減・簡素化、土地の有効利用の促進に資する登録免許税の軽減、人的控除の簡素化等の観点からの配偶者特別控除（上乘せ部分）の廃止、消費税に対する信頼性・透明性を向上させるための免税点制度等の改革、酒税及びたばこ税の見直しその他の所要の措置を一体として講ずる。

なお、上記措置の実施により、平成 15 年度において 1.5 兆円程度の減税となり、多年度においては税収中立となる。

一 法人関連税制

1 研究開発減税

(1) 試験研究費の総額に係る特別税額控除制度の創設

増加試験研究費の特別税額控除制度との選択制で、試験研究費の総額に対し次の控除割合による特別税額控除を認める。ただし、当期の法人税額の 100 分の 20 相当額を限度とする。

特別税額控除割合は、試験研究費の総額の売上金額（当期を含む 4 年間の平均売上金額）に対する割合（以下「試験研究費割合」という。）に応じ、次のとおりとする。

- ・試験研究費割合が 100 分の 10 以上 100 分の 10
- ・試験研究費割合が 100 分の 10 未満 100 分の 8 + 試験研究費割合 $\times 0.2$

3 年間の時限措置として、上記の特別税額控除割合に 100 分の 2 を上乘せし、試験研究費割合に応じ、次のとおりとする。

- ・試験研究費割合が 100 分の 10 以上 100 分の 12
- ・試験研究費割合が 100 分の 10 未満 100 分の 10 + 試験研究費割合 $\times 0.2$

(2) 産学官連携の共同研究・委託研究に係る特別税額控除制度の創設

大学、公的研究機関等との共同試験研究及びこれらに対する委託試験研究について、上記(1)と合わせてこれらの試験研究に係る試験研究費の額の 100 分の 12 相当額の特別税額控除を認める。ただし、上記特別税額控除額と合計して、当期の法人税額の 100 分の 20 相当額を限度とする。

なお、3 年間の時限措置として、上記特別税額控除割合に 100 分の 3 を上乘せし、特別税額控除割合を 100 分の 15 とする。

(3) 中小企業技術基盤強化税制の拡充

中小企業技術基盤強化税制について、増加試験研究費の特別税額控除制度並びに上記(1)

及び(2)の特別税額控除制度の適用に代えて、試験研究費の総額の100分の12(現行100分の6(平成15年3月31日までは100分の10))相当額の特別税額控除を認める。ただし、当期の法人税額の100分の20相当額を限度とする。

なお、3年間の時限措置として、上記特別税額控除割合に100分の3を上乗せし、特別税額控除割合を100分の15とする。

(4) 税額控除限度超過額の繰越控除(1年)

前1年以内に開始した事業年度において、上記(1)から(3)までの特別税額控除制度による控除をしても控除しきれない金額(税額控除限度超過額)がある場合に、その事業年度の試験研究費の総額が前事業年度の試験研究費の総額を超えるときは、税額控除限度超過額の繰越控除を認める。ただし、当期における上記(1)から(3)までの特別税額控除額と合計して、当期の法人税額の100分の20相当額を限度とする。

(5) 試験研究費等の範囲の見直し

試験研究費の範囲から、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の商工組合等が賦課する負担金等を、特別試験研究費の範囲から、エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の承認事業者等が行う試験研究に係る試験研究費を除外する。

(6) 増加試験研究費の特別税額控除制度の適用期限の延長

増加試験研究費の特別税額控除制度の適用期限を平成18年3月31日まで3年延長する。

(7) 適用関係

上記(1)から(3)までの措置は、平成15年1月1日以後に開始する事業年度で、かつ、平成15年4月1日以後に終了する事業年度について適用する。

2 設備投資減税

(1) IT投資促進税制の創設

平成15年1月1日から平成18年3月31日までの期間内に、一定のIT関連設備等(別紙参照)の取得等をして、これを国内にある事業の用に供した場合には、取得価額の100分の50相当額の特別償却と取得価額の100分の10相当額の特別税額控除との選択適用を認める。また、資本金が3億円以下の法人にあっては、一定のリース資産(別紙参照)の賃借をして、これを国内にある事業の用に供した場合には、リース費用の総額の100分の60相当額について100分の10相当額の特別税額控除を認める。ただし、当期の法人税額の100分の20相当額を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しを認める。

(2) 開発研究用設備の特別償却制度の創設

平成15年1月1日から平成18年3月31日までの期間内に、一定の開発研究用設備(別紙参照)の取得等をして、これを国内にある開発研究の用に供した場合には、その取得価額の100分の50相当額の特別償却を認める。

(3) 適用関係等

上記(1)及び(2)の措置は、平成15年4月1日以後に終了する事業年度について適用する。

なお、同日前に終了する事業年度において平成15年1月1日から平成15年3月31日までの間に対象設備等の取得等をした場合には、平成15年4月1日を含む事業年度において、特別税額控除相当額又は特別償却相当額の繰越控除又は償却を認める。

(注) 連結納税制度についても上記 1 及び 2 と同様の措置を講ずる。

3 中小企業・ベンチャー企業支援

- (1) 中小企業技術基盤強化税制の拡充(再掲)
- (2) 同族会社の留保金課税制度について、自己資本比率(総資産に占める自己資本(同族関係者からの借入金を含む。))の割合)が 100 分の 50 以下の中小法人(資本金 1 億円以下の法人)の、平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度については、留保金課税を適用しない措置を講ずるとともに、現行の課税留保金額に対する税額の 5% 軽減措置を廃止する。
- (3) 交際費等の損金不算入制度について、400 万円の定額控除を認める対象法人の範囲を資本金 1 億円以下の中小法人(現行資本金 5,000 万円以下の中小法人)に拡大するとともに、定額控除額までの金額の損金不算入割合を 100 分の 20 から 100 分の 10 に引き下げた上、その適用期限を 3 年延長する。
- (4) 中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度を創設することとし、中小企業者等が、平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間に、取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合には、取得価額の全額の損金算入を認める措置を講ずる。
- (5) 特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例(いわゆる「エンジェル税制」)について、次の措置を講ずる。

特定中小会社の特定株式の取得時における投資促進税制の創設

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の特定中小会社の特定株式を払込みにより取得した場合に、一定の要件の下で、その取得をした年分の株式等に係る譲渡所得等の金額からその特定株式の取得に要した金額(当該株式等に係る譲渡所得等の金額を限度とする。)を控除する特例を創設する。この場合において、その取得をした特定株式の取得価額は、当該控除をした金額をその取得に要した金額から控除した金額とする。

適用要件の緩和

特定中小会社の特定株式を上場等の日以後に譲渡した場合の譲渡所得等の課税の特例の要件とされている譲渡期間を、当該上場等の日以後 3 年以内(現行 1 年以内)に延長する。

- (6) 中小企業等基盤強化税制について、事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度を統合するとともに、適用対象者から飲食店業を営む大規模法人、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の認定計画に従って改善事業を実施する認定組合等及びその構成員並びに産業活力再生特別措置法の認定事業再構築計画に従って事業再構築を行う中小企業者を除外するほか、特定旅館業者の対象設備を見直した上、その適用期限を 2 年延長する。
- (7) 商業施設等の特別償却制度について、中小企業流通業務効率化促進法の認定計画に係る共同利用施設の範囲を拡充するとともに、中小小売商業振興法の連鎖化事業計画に係る措置及び商店街整備等支援計画に係る措置を除外した上、その適用期限を 2 年延長する。

二 相続税・贈与税

1 相続時精算課税制度（仮称）の創設

次により相続時精算課税制度を創設する。

(1) 概要

生前贈与については、受贈者の選択により、現行の贈与税制度に代えて、贈与時に贈与財産に対する贈与税を支払い、その後の相続時にその贈与財産と相続財産とを合計した価額を基に計算した相続税額から、既に支払ったその贈与税を控除することにより贈与税・相続税を通じた納税をすることができることとする。

(2) 適用対象者

本制度の適用対象となる贈与者は 65 歳以上の親、受贈者は 20 歳以上の子である推定相続人（代襲相続人を含む。）とする。

(3) 適用手続

本制度の選択を行おうとする受贈者（子）は、その選択に係る最初の贈与を受けた年の翌年 2 月 1 日から 3 月 15 日までの間に所轄税務署長に対してその旨の届出を贈与税の申告書に添付することにより行うものとする。この選択は、受贈者である兄弟姉妹が各々、贈与者である父、母ごとに選択できるものとし、最初の贈与の際の届出により相続時まで本制度は継続して適用される。

(4) 適用対象財産等

贈与財産の種類、金額、贈与回数には、制限を設けない。

(5) 税額の計算

贈与税額の計算

本制度の選択をした受贈者（子）は、本制度に係る贈与者（親）からの贈与財産について贈与時に申告を行い、他の贈与財産と区分して、選択をした年以後の各年にわたるその贈与者（親）からの贈与財産の価額の合計額を基に計算した本制度に係る贈与税を支払うものとする。

その贈与税の額は、選択をした年以後については基礎控除 110 万円を控除せず、上記の贈与財産の価額の合計額から、複数年にわたり利用できる非課税枠 2,500 万円（特別控除）を控除した後の金額に、一律 20% の税率を乗じて算出する。

（注）なお、本制度を選択した受贈者（子）が本制度に係る贈与者（親）以外の者から贈与を受けた場合には、その贈与財産の価額の合計額から基礎控除 110 万円を控除し、下記 3 の贈与税の税率を乗じて贈与税額を計算する。

相続税額の計算

本制度の選択をした受贈者（子）は、本制度に係る贈与者（親）からの相続時に、それまでの贈与財産と相続財産とを合算して現行と同様の課税方式（法定相続分による遺産取得課税方式）により計算した相続税額から、既に支払った本制度に係る贈与税相当額を控除する。その際、相続税額から控除しきれない場合には、その控除しきれない本制度に係る贈与税相当額の還付を受けることができる。

なお、相続財産と合算する贈与財産の価額は、贈与時の時価とする。

2 相続税の税率構造の見直し

相続税の税率構造を次のように改める。

現 行		改 正 案	
	税 率		税 率
800 万円以下の金額	10%	1,000 万円以下の金額	10%
1,600 万円 "	15%	3,000 万円 "	15%
3,000 万円 "	20%	5,000 万円 "	20%
5,000 万円 "	25%		
1 億円 "	30%	1 億円 "	30%
2 億円 "	40%	3 億円 "	40%
4 億円 "	50%	3 億円超の金額	50%
20 億円 "	60%		
20 億円超の金額	70%		

3 贈与税の税率構造の見直し

相続時精算課税制度の対象とならない贈与財産に係る贈与税の税率構造を次のように改める。

現 行		改 正 案	
	税 率		税 率
150 万円以下の金額	10%	200 万円以下の金額	10%
200 万円 "	15%	300 万円 "	15%
250 万円 "	20%	400 万円 "	20%
350 万円 "	25%		
450 万円 "	30%	600 万円 "	30%
600 万円 "	35%		
800 万円 "	40%	1,000 万円 "	40%
1,000 万円 "	45%		
1,500 万円 "	50%	1,000 万円超の金額	50%
2,500 万円 "	55%		
4,000 万円 "	60%		
1 億円 "	65%		
1 億円超の金額	70%		

(注) 上記 1 から 3 までの改正は、平成 15 年 1 月 1 日以後の相続又は贈与から適用する。

4 住宅取得資金等に係る相続時精算課税制度の特例の創設

(1) 相続時精算課税制度について、自己の居住の用に供する一定の家屋を取得する資金又は自己の居住の用に供する家屋の一定の増改築のための資金の贈与を受ける場合に限り、65 歳未満の親からの贈与についても適用することとするほか、これらの資金の贈与については 2,500 万円の非課税枠（特別控除）に 1,000 万円を上乗せし、非課税枠（特別控除）を 3,500 万円とする。

(2) 上記(1)の「一定の家屋」とは、次の要件を満たす家屋をいう。

新築又は築後経過年数が20年以内（一定の耐火建築物である場合には、25年以内）であること。

家屋の床面積（区分所有の場合には、当該区分所有する部分の床面積）が50㎡以上であること。

その他所要の要件を満たすこと。

- (3) 上記(1)の「一定の増改築」とは、その者が所有する家屋について行う増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替その他の工事で次の要件を満たすものをいう。

増改築の工事費用が100万円以上であること。

増改築後の家屋の床面積（区分所有の場合には、当該区分所有する部分の床面積）が50㎡以上であること。

その他所要の要件を満たすこと。

- (4) この特例は、平成15年1月1日から平成17年12月31日までの間に贈与により取得する金銭について適用する。

- (5) 現行の住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例（5分5乗方式）については、平成17年12月31日まで、経過措置として存置する。

（注）平成15年1月1日以後に贈与により取得した住宅取得資金等について、住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例の適用を受けた者は、当該贈与を受けた日の属する年以後5年間は、当該贈与に係る贈与者からの贈与について、相続時精算課税制度を選択できないこととする。

5 その他

- (1) 相続税の申告に際し必要となる他の共同相続人等の贈与税の申告内容について、必要最小限の情報を相続人等の請求により税務署長が開示する制度を創設する。
- (2) 相続税額の二割加算制度について、加算の対象となる者に被相続人の養子となった当該被相続人の孫（代襲相続人である者を除く。）を追加する。
- (3) 贈与税について、更正等の期間制限（現行3年又は5年）を6年に延長する。
- (4) 生命保険に関する権利の法定評価の規定について、所要の経過措置を講じた上、廃止し、原則として個々の契約に係る解約返戻金の額を用いて評価することとする。
- (5) 税務職員の守秘義務違反に係る罰則を2年以下の懲役又は30万円以下の罰金（現行2年以下の懲役又は3万円以下の罰金）とする。
- (6) 出国時における申告書の提出期限の延長、税務職員の検査対象規定の整備、相次相続控除の規定の整備、財産の所在地に関する規定の明確化その他所要の規定の整備を行う。
- (7) 特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例については、相続時精算課税制度に係る贈与財産を適用対象に加えるとともに、所要の規定の整備を行う。
- (8) 上記(7)の他、相続時精算課税制度の導入に伴い、租税特別措置その他の規定について、所要の規定の整備を行う。

三 金融・証券税制

1 配当課税の見直し

- (1) 上場株式等の配当等に対する源泉徴収税率の特例の創設

平成 15 年 4 月 1 日以後に支払を受ける一定の上場株式等の配当等について、源泉徴収税率を 15%（本則 20%）に軽減する特例を創設する。

平成 15 年 4 月 1 日以後 5 年間に支払を受ける上記の上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率については、平成 15 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までは 10%、平成 16 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までは 7%の優遇税率を適用する。

(2) 上場株式等の配当所得に係る申告不要の特例の適用上限額の撤廃

少額配当の申告不要の特例の対象となる配当等のうち平成 15 年 4 月 1 日以後に支払を受ける一定の上場株式等の配当等については、1 回の支払金額に係る適用上限額を撤廃する。

(3) 株式等に係る配当所得の 35%源泉分離選択課税の特例は、平成 15 年 3 月 31 日をもって廃止する。

2 投資信託課税の見直し

公募株式投資信託については、平成 16 年 1 月 1 日以後、現行の利子並み課税の対象から除外したうえ、次の措置を講ずる。

(1) 公募株式投資信託の収益の分配を上記 1 (1)の源泉徴収税率の特例及び 1 (2)の適用上限額を付さない申告不要の特例の対象とする。

(2) 公募株式投資信託の償還・中途解約による損失について、株式等に係る譲渡所得等の金額との通算を可能とする。

3 上場株式等に係る譲渡所得等に関する優遇措置の見直し

(1) 平成 15 年 1 月 1 日以後 5 年間に上場株式等を譲渡した場合における上場株式等に係る譲渡所得等の金額について、7%の優遇税率により課税する特例を創設する。

(2) 上記(1)の特例の創設に伴い、次の特例を廃止する。

長期所有上場株式等に係る譲渡所得等に対する暫定税率の特例

長期所有上場特定株式等の譲渡所得に係る 100 万円特別控除の特例

(注) 上記の改正は、平成 15 年分以後の所得税について適用する。

4 源泉徴収口座等の改善

(1) 源泉徴収方式の改善（年間分一括納付方式への変更）

平成 16 年以後の源泉徴収口座（源泉徴収を選択した特定口座をいう。）における源泉徴収の方式を、譲渡等の都度、証券業者がその源泉徴収口座に係る年初からの通算所得金額の増減額の 15%（平成 19 年までは、7%）相当額の所得税の源泉徴収又は還付を行うとともに、年末において還付されずに残っている源泉徴収税額を原則として翌年 1 月 10 日までに一括して納付する方式に改める。

平成 15 年中の源泉徴収口座については、15%（同年 4 月以降は、7%）の税率による源泉徴収並びに月ごとの納付及び還付の仕組みを維持した上、証券業者が源泉徴収口座においてその年中に源泉徴収をした所得税の合計額（還付をした金額を除く。）のうちその源泉徴収口座に係る年間通算所得金額の 7%相当額を超える部分の金額をその源泉徴収口座を開設した者に還付する措置を講ずる。

- (2) 源泉徴収口座に係る特定口座年間取引報告書の提出不要
源泉徴収口座に係る特定口座年間取引報告書について、税務署長への提出を不要とする。
- (3) 自己が保管している上場株式等の源泉徴収口座等への受入れ措置
平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 12 月 31 日までの間に限り、一定の要件の下で、源泉徴収口座又は簡易申告口座（源泉徴収口座以外の特定口座をいう。）に、自己が保管している上場株式等その他一定の上場株式等を、実際の取得日及び取得価額又はみなし取得日（平成 13 年 9 月 30 日）及びみなし取得価額（平成 13 年 10 月 1 日の価額の 80%相当額）で受け入れることができることとする。
- (4) 発行日取引の追加
平成 16 年 1 月 1 日以後、上場株式等の発行日取引を源泉徴収口座及び簡易申告口座において処理することができることとする。

5 その他

- (1) 金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用の特例制度について、次の措置を講ずる。
適用対象となる証券業者等の範囲に、証券取引法に規定する証券取引清算機関を加える。
適用対象に、公社債市場における円滑な流通に資する一定の法人（資本金額が 1 億円以上のもの）が支払を受ける公社債の利子のうち、社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿に記載又は記録がされた公社債の利子でその記載又は記録されていた期間内に生じたものを加える。
（注）上記の改正は、平成 15 年 4 月 1 日以後に開始する計算期間に係る公社債の利子について適用する。
- (2) 償還差益に対する発行時源泉徴収免除の特例の対象とされる短期公社債の範囲に、国有林野事業特別会計法の規定により発行される融通証券を加える。
（注）上記の改正は、平成 15 年 4 月 1 日以後に発行される融通証券について適用する。

四 土地・住宅税制

1 登録免許税

- (1) 土地に関する登記のうち、課税標準が不動産の価額であるものに係る登録免許税について、課税標準を固定資産課税台帳の登録価格の 3 分の 1 とする措置を廃止する。
- (2) 不動産の価額を課税標準とする登記に係る登録免許税については、本則税率を以下のとおり改正するとともに、平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間の措置として、以下のとおり税率を軽減する措置を講ずる。

所有権の移転の登記

イ 売買その他の原因による移転

1,000 分の 10（本則 1,000 分の 20、現行 1,000 分の 50）

ロ 遺贈、贈与その他無償名義による移転

1,000 分の 10（本則 1,000 分の 20、現行 1,000 分の 25）

ハ 相続又は法人の合併による移転

- 1,000 分の 2 (本則 1,000 分の 4、現行 1,000 分の 6)
- ニ 共有物の分割による移転
1,000 分の 2 (本則 1,000 分の 4、現行 1,000 分の 6)
所有権の保存の登記
1,000 分の 2 (本則 1,000 分の 4、現行 1,000 分の 6)
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定、転貸又は移転の登記
- イ 設定又は転貸
1,000 分の 5 (本則 1,000 分の 10、現行 1,000 分の 25)
- ロ 売買その他の原因による移転
1,000 分の 5 (本則 1,000 分の 10、現行 1,000 分の 25)
- ハ 相続又は法人の合併による移転
1,000 分の 1 (本則 1,000 分の 2、現行 1,000 分の 3)
- ニ 共有に係る権利の分割による移転
1,000 分の 1 (本則 1,000 分の 2、現行 1,000 分の 3)
信託の登記
- イ 所有権の信託
1,000 分の 2 (本則 1,000 分の 4、現行 1,000 分の 6)
- ロ 所有権以外の権利の信託
1,000 分の 1 (本則 1,000 分の 2、現行 1,000 分の 3)
相続財産の分離の登記
- イ 所有権の分離
1,000 分の 2 (本則 1,000 分の 4、現行 1,000 分の 6)
- ロ 所有権以外の権利の分離
1,000 分の 1 (本則 1,000 分の 2、現行 1,000 分の 3)
仮登記
- イ 所有権の移転又は所有権の移転請求権の保全
1,000 分の 5 (本則 1,000 分の 10、現行 1,000 分の 6)
- ロ その他(本登記の課税標準が不動産の価額であるものに限る。)
本登記の税率の 2 分の 1 (現行不動産の個数 1 個につき 1,000 円)

(注)上記の改正は、平成 15 年 4 月 1 日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用する。

- (3) 上記(1)及び(2)の改正に伴い、以下の各租税特別措置その他の規定について税率の調整その他所要の規定の整備を行う。

- 国有農地等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減
農地保有合理化法人が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減
勧告等によってする登記に対する登録免許税の税率の軽減
会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減
民間都市開発推進機構が取得する土地の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減

- (4) 法定相続人が遺贈により所有権の移転登記を受ける場合については、相続による所有権の移転登記に係る税率を適用することとする等の所要の措置を講ずる。

2 都市再生特別措置法の制定に関連して、以下の措置を講ずる。

- (1) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用対象に、都市再生特別措置法の認定を受けて一定の要件を満たす都市再生事業を行う者に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるものを加える。

- (2) 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例等について、次の措置を講ずる。

特定民間再開発事業の施行区域の範囲に、都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域を加える。

特定民間再開発事業が都市再生特別措置法の認定を受けた都市再生事業として行われる場合には、その事業が特定民間再開発事業に該当する旨の認定及びその事業の施行区域外にやむを得ない事情により転出する旨の認定は、国土交通大臣が行う。

- (3) 特定再開発建築物等の割増償却制度について、対象となる特定再開発建築物等の範囲に、都市再生特別措置法の認定を受けて行われる一定の要件を満たす都市再生事業により建築された建築物を加える（割増率 100 分の 50）。

（注）上記(1)から(3)までの都市再生事業につき、都市基盤整備公団及び地域振興整備公団が支援した場合にも、一定の要件の下で、これらの特例の適用を認める。

- (4) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が、同法に定める国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生事業計画（平成 18 年 3 月 31 日までに認定を受けるものに限る。以下「認定計画」という。）に基づき当該認定計画に係る都市再生事業のうち一定のもの（以下「特定民間都市再生事業」という。）の用に供するため、その認定後 2 年以内に当該特定民間都市再生事業の事業区域内の土地を取得する場合における所有権の移転登記については、登録免許税の税率を 1,000 分の 5（平成 17 年 4 月 1 日以後に認定を受けて認定計画に基づき取得する土地について行う所有権の移転登記については、1,000 分の 7）（本則 1,000 分の 20）に軽減する。

- (5) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が、認定計画に基づき当該認定計画に係る特定民間都市再生事業により建築される建物を取得する場合における所有権の保存登記については、登録免許税の税率を 1,000 分の 1.5（本則 1,000 分の 4）に軽減する。

- (6) 都市再生特別措置法に定める特定民間都市再生事業の事業区域内の土地に関する権利を有していた者が、認定計画に基づきその認定後 2 年以内に当該認定計画に係る特定民間都市再生事業を実施する同法に規定する認定事業者又は都市基盤整備公団若しくは地域振興整備公団（以下「公団」という。）にその事業区域内の土地に関する権利の譲渡をし、その譲渡をした権利に代替するものとして当該認定事業者又は公団から当該認定計画に従って建築された建築物の敷地の用に供されている土地の所有権を取得した場合における所有権の移転登記については、登録免許税の税率を 1,000 分の 8（本則 1,000 分の 20）に軽減する。

- 3 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、次の措置を講ずる。
- (1) 適用対象に、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の買取請求に基づくマンション建替事業の施行者に対する土地等の譲渡又は一定の要件を満たすマンション建替事業の施行者に対する隣接施行敷地に係る土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等がこれらの事業の用に供されるものを加える。
 - (2) 適用対象となる優良建築物の建築事業又は特定の民間再開発事業の要件を、幹線道路の沿道の整備に関する法律の規定による沿道地区計画に定められる沿道再開発等促進区について緩和する。
 - (3) 適用対象に、日本郵政公社に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が郵便業務その他一定の業務の用に供されるものを加える。
- 4 収用等の場合の5,000万円特別控除等の適用対象に、再開発会社が行う都市再開発法による市街地再開発事業が施行された場合において、当該再開発会社の株主又は社員（当該事業の施行地区外に転出する者を除く。）が明渡しに伴う損失補償金を取得するときを加える。
- 5 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の適用対象に、やむを得ない事情により土地等がマンションの建替えの円滑化等に関する法律の買取請求に基づきマンション建替事業の施行者に買い取られる場合を加える。
- 6 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例の適用対象となる特定民間再開発事業の要件を、幹線道路の沿道の整備に関する法律の規定による沿道地区計画に定められる沿道再開発等促進区について緩和する。
- 7 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限を2年延長する。
- 8 住宅の取得等をして住宅ローン控除の適用を受けていた居住者が、勤務先から転勤の命令その他これに準ずるやむを得ない事由によりその住宅をその者の居住の用に供しなくなった後、当該事由が解消し、当該住宅に再び入居した場合には、一定の要件の下で、当該住宅の取得等に係る住宅ローン控除の適用年のうちその者が再び入居した日の属する年（以下「再居住年」という。）以後の各適用年（当該再居住年に当該住宅を賃貸の用に供していた場合には当該再居住年の翌年以後の各適用年）について住宅ローン控除の再適用を受けることができる措置を講ずる。
- （注）上記の改正は、平成15年4月1日以後に居住の用に供しなくなった場合について適用する。
- 9 既成市街地等内の既存建築物を優良賃貸住宅に改良する場合の工事費について、2年間の措置として、100分の10の特別償却を認める。

- 10 マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等に対する登録免許税の免税措置の適用対象に、マンション建替組合が組合員からの買取請求により取得する区分所有権及び敷地利用権の取得の登記を追加する。
- 11 住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、所要の規定の整備を行った上、適用期限を2年延長する。

五 個人所得課税

配偶者特別控除のうち控除対象配偶者(合計所得金額38万円以下の配偶者)について配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止する。

(注)上記の改正は、平成16年分以後の所得税について適用する。

六 消費税

1 中小事業者に対する特例措置

(1) 事業者免税点制度の適用上限を1,000万円(現行3,000万円)に引き下げる。

(2) 簡易課税制度の適用上限を5,000万円(現行2億円)に引き下げる。

(注)上記の改正は、平成16年4月1日以後に開始する課税期間について適用する。

2 申告納付制度等

(1) 直前の課税期間の年税額が4,800万円(地方消費税込6,000万円)を超える事業者は、中間申告納付を毎月(現行3月ごと)行うこととし、原則として、前年確定税額の12分の1ずつ申告納付する。

(2) 事業者の選択により課税期間を3月とする特例制度について、新たに課税期間を1月とする特例を設ける。

(注)上記の改正は、平成16年4月1日以後に開始する課税期間について適用する。

3 消費税法において、事業者がその相手方である消費者に対して商品の販売、役務の提供等の取引を行うに際し、予めその取引価格を表示する場合には、その商品や役務に係る消費税額(含む地方消費税額)を含めた価格を表示することを義務付けることとし、平成16年4月1日から適用する。

七 酒税・たばこ税

1 酒税

(1) 酒類間の税負担格差の縮小

ビール・発泡酒(麦芽比率25%未満)、清酒・果実酒、清酒・合成清酒、リキュール類・甘味果実酒及びその他の雑酒(その他のもの)の間の税負担格差の4分の1を縮小することとし、次の酒類に係る税率を次のように引き上げる。

税率

酒 類	アルコール分	現 行	改正案
発 泡 酒			
(麦芽比率 25%未満)		105,000 円 / kl	134,250 円 / kl
〔 麦芽比率 25%以上 50%未満 〕		152,700 円 / kl	178,125 円 / kl
果 実 酒		56,500 円 / kl	70,472 円 / kl
合 成 清 酒	15 度	79,300 円 / kl	94,600 円 / kl
甘 味 果 実 酒	12 度	98,600 円 / kl	103,722 円 / kl
そ の 他 の 雑 酒	12 度	98,600 円 / kl	103,722 円 / kl
(その他のもの)			

実施時期

平成 15 年 5 月 1 日から実施する。

その他

手持品課税を実施する。

- (2) ビールの原料に麦を追加するとともに、発泡酒の範囲に「麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの」を含める。
- (3) 製造場に移入した課税済酒類を再移出した場合の税額控除制度の適用要件に、課税済酒類を「酒類の原料として使用したとき」を加える。
- (4) 酒類の検定制度を廃止するほか、酒類の検査、申告手続等の簡素合理化を図る。
- (5) ビールに係る酒税の税率の特例の創設

小規模なビール製造業(いわゆる「地ビール」)について、平成 18 年 3 月 31 日までにビールの製造免許を受けた者(前年度におけるビールの課税移出数量が 1,300kl 以下の者に限る。)の当年度におけるビールの課税移出数量のうち 200kl の範囲内のものに対する酒税額を 20%軽減する措置を創設する。

(注)上記の措置は、平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに初めてビールの製造免許を受けた者については当該免許を受けた日から 3 年間適用し、平成 15 年 3 月 31 日以前にビールの製造免許を受けた者については平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで適用する。

- (6) 清酒等に係る酒税の税率の特例

特例措置の適用期限を 5 年延長するとともに、発泡酒(麦芽比率 50%以上のものを除く。)及び合成清酒(租税特別措置法 87 条の 3 第 1 項の適用を受けるものを除く。)を措置の対象に追加する。

対象とされる酒類に係る軽減割合は、それぞれ次のとおりとする。

イ 合成清酒、果実酒及び発泡酒

平成 15 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで 30%

ロ しょうちゅう乙類

平成 15 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで 30%

平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで 25%

八 清酒及びしょうちゅう甲類

平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで 30%

平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで 25%

(7) その他所要の規定の整備を行う。

2 たばこ税

たばこ税の税率を次のように引き上げる。

(1) 税率

	現 行	改正案
製造たばこ（旧 3 級品を除く。）	2,716 円 / 千本	3,126 円 / 千本
旧 3 級品の製造たばこ	1,289 円 / 千本	1,484 円 / 千本

(注 1) 旧 3 級品とは、専売納付金制度下において 3 級品とされていた紙巻たばこをいう。

(注 2) 上記のほか、特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係る税率を 7,072 円 / 千本（現行 6,252 円 / 千本）に引き上げる。

(2) 実施時期

平成 15 年 7 月 1 日から実施する。

(3) その他

手持品課税を実施する。

その他所要の規定の整備を行う。

八 その他

1 NPO 税制

認定 NPO 法人制度について、次の見直しを行う。

(1) 認定 NPO 法人の認定要件を次のように緩和する。

いわゆるパブリックサポートテスト（総収入金額のうちに寄附金総額の占める割合が 3 分の 1 以上であること）に関し、次の措置を講ずる。

イ 平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間、当該割合を 5 分の 1 以上（現行 3 分の 1 以上）に緩和する。

ロ 一者からの寄附金等について、寄附金総額に算入できない金額を寄附金総額の 100 分の 5（現行 100 分の 2）を超える金額とする。

ハ 一者からの寄附金等について、総収入金額及び寄附金総額に含めない寄附金額を 1,000 円未満（現行 3,000 円未満）に引き下げる。

ニ 国・地方公共団体及び我が国が加盟している国際機関からの委託事業費並びに我が国が加盟している国際機関からの補助金の額を総収入金額に含めないこととする。

特定非営利活動が複数の市区町村で行われていること等の活動等の範囲に関する要件を削除する。

海外への送金又は金銭の持出しを行う場合に、あらかじめ国税庁への届け出が必要な範囲を 200 万円を超える場合とし、200 万円以下の海外への送金等を行う場合については、事業年度終了後報告することとする。

(2) 認定 NPO 法人がその収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のため

に支出した金額については、その収益事業に係る寄附金の額とみなすとともに、寄附金の損金算入限度額を所得の金額の100分の20とする。

2 石油税及び電源開発促進税

(1) 石油税

税率の引上げ及び課税対象の追加等

ガス状炭化水素について、税率を1トン当たり1,080円(現行LPG670円、LNG720円)に引き上げるとともに、石炭(練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもののうち輸入されたものを含む。)を課税対象に追加し、その税率を1トン当たり700円とする。また、石油税の名称を石油石炭税(仮称)に改める等、所要の規定の整備を行う。

(注)上記の改正は、平成15年10月1日から施行する。ただし、次のとおり所要の経過措置を講ずる。

	現 行	改 正 案		
		平成15年10月1日	平成17年4月1日	平成19年4月1日
LPG	670円/t	800円/t	940円/t	1,080円/t
LNG	720円/t	840円/t	960円/t	1,080円/t
石炭		230円/t	460円/t	70円/t

鉄鋼の製造に使用する石炭、コークスの製造に使用する石炭及びセメントの製造に使用する石炭については、平成15年10月1日から平成17年3月31日までの間の措置として、石油石炭税を免除する。

沖縄県で発電の用に供される石炭については、平成15年10月1日から平成19年3月31日までの間の措置として、石油石炭税を免除する。

(2) 電源開発促進税

税率を1キロワット時当たり37.5銭(現行44.5銭)に引き下げるほか、所要の規定の整備を行う。

(注)上記の改正は、平成15年10月1日から施行する。ただし、次のとおり所要の経過措置を講ずる。

現 行	改 正 案		
	平成15年10月1日	平成17年4月1日	平成19年4月1日
44.5 銭	42.5 銭	40.0 銭	37.5 銭

3 自動車関係諸税の特例

揮発油税及び地方道路税並びに自動車重量税について、税率の特例措置の適用期限を5年延長する。

(注)このほか、自動車重量譲与税の譲与割合を3分の1(現行4分の1)に引き上げる。

4 社会経済情勢の変化への対応

(1) 産業活力再生特別措置法の改正に伴い、次の措置を講ずる。なお、現行の産業活力再生特別措置法に係る措置は、次の措置を除き、廃止する。

改正後の産業活力再生特別措置法の事業革新設備を導入する旨の記載がある計画の認定事業者等が取得等をする特定の事業革新設備について、取得価額の100分の24（同法の事業再構築計画又は経営資源再活用計画（仮称）の認定事業者等が取得等をする事業革新設備については、100分の30とし、同法の共同事業再編計画（仮称）の認定事業者等が取得等をする事業革新設備については、100分の40とする。）の特別償却を認める。

改正後の産業活力再生特別措置法の共同事業再編計画の認定事業者が、当該共同事業再編計画に従い、共同で現物出資により共同新設会社を設立する際に生ずる譲渡益について、一定の要件の下に、課税の繰延べを認める。

改正後の産業活力再生特別措置法に規定する事業再構築計画の認定等（平成15年4月1日から平成20年3月31日までの間にされたものに限る。）を受けた認定事業者等が、同計画に基づき行う株式会社等の設立又は増資の登記等に対する登録免許税の税率について、次のように軽減する。

イ 平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に行うもの

株式会社等の設立又は資本の増加の登記等

1,000分の1.5（本則1,000分の7）等

ロ 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に行うもの

株式会社等の設立又は資本の増加の登記等

1,000分の2.5（本則1,000分の7）等

産業活力再生特別措置法の設備廃棄等による欠損金額の特例措置について、その対象となる計画に改正後の産業活力再生特別措置法の共同事業再編計画及び経営資源再活用計画を加えるとともに、欠損金額の範囲を拡充した上、欠損金の繰越期間の特例につき適用期限を2年延長する。

- (2) 株式会社産業再生機構法（仮称）の制定に伴い、同法の規定に基づき設立された株式会社産業再生機構（仮称）が、平成17年3月31日までの間に行われる金融機関等からの申込みに基づき一定の債権の買取りを行う場合において、これを担保するために受ける抵当権等の移転登記に対する登録免許税を免税とする措置を講ずる。
- (3) 牛海綿状脳症対策特別措置法の制定に伴い定められる飼料安全法に基づく新たな製造基準に即した飼料製造設備等について、平成17年3月31日までの2年間の措置として、取得価額の100分の18（建物等については、100分の9）の特別償却を認める措置を講ずる。
- (4) 地震防災対策用資産の特別償却制度について、対象地域につき東南海・南海地震防災対策推進地域を加える等の見直しを行うとともに、昭和54年当初の地震防災対策強化地域に係る償却割合を100分の8（現行100分の9）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。
- (5) 特定電気通信設備等の特別償却制度について、高度テレビジョン放送制作等利便性充実設備の範囲にデジタル副調整設備及びデジタル送受信装置を加えるほか、電気通信基盤充実設備、電気通信役務安定提供設備及び不正アクセス対策用設備を除外する等の見直しを行うとともに、電気通信利便性充実設備に係る償却割合を100分の10（現行100分の12）に、広帯域加入者網普及促進設備に係る償却割合を100分の15（現行100分の18）にそれぞれ引き下げた上、その適用期限を2年延長する。
- (6) 再商品化設備等の特別償却制度について、対象設備に自動車破砕残さ再資源化施設を加えるほか、基準取得価額等の見直しを行う。

- (7) 離島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度について、対象資産に地域特産物の消費の増進に資する事業の用に供する施設を加えた上、その適用期限を2年延長する。
- (8) 医療用機器等の特別償却制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

看護業務省力化機器の範囲を見直すとともに、新たに医療安全に資する医療用機器等について、取得価額の100分の20の特別償却を認める。

建替え病院用建物の特別償却の対象資産に一定の有床診療所の療養病床を加える。

- (9) 農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却制度について、割増償却の対象期間を拡充し、その適用期限（認定期限）を2年延長する。
- (10) 一定の金融機関等が、平成15年4月1日から平成20年3月31日までの間に、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法による主務大臣の認定を受けた経営基盤強化計画に基づき合併等の組織再編成を実施した場合の会社の設立の登記等に対する登録免許税の税率について、次のように軽減する措置を講ずる。

平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に行うもの

会社の設立の登記等 1,000分の1.5（本則1,000分の7）等

平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に行うもの

会社の設立の登記等 1,000分の2.5（本則1,000分の7）等

- (11) 株式分割等に係る株券に対する印紙税の非課税措置の対象範囲に、協同組織金融機関の作成する優先出資証券を追加するとともに、その適用期限を2年延長する。

5 その他の租税特別措置の改正

租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、次の措置を講ずる。

(1) 廃止

次に掲げる租税特別措置を廃止する。

事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除

中小企業者等の機械の特別償却

鉱業用坑道等の特別償却

プログラム等準備金

技術等海外取引に係る所得の特別控除

農地等の贈与による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減

中小企業者が集団化等のため取得する土地等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減（経過措置を含む。）

公的医療機関の開設者等が国立病院等に係る土地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

不動産特定共同事業者が取得する土地等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

中高層耐火建築物等の所有権等の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

防災街区整備権利移転等促進計画に基づき土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

認定再開発事業計画に基づき土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免

許税の税率の軽減

民間都市開発の推進に関する特別措置法の認定計画に基づき土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

認定特定事業計画等に基づき施設等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

(2) 縮減等

特別償却

イ エネルギー需給構造改革推進投資促進税制について、対象設備の見直しを行う。

ロ 公害防止用設備の特別償却制度について、対象設備及び取得価額要件の見直しを行った上、その適用期限を2年（家畜排せつ物処理・保管用施設については、平成16年10月31日まで）延長する。

ハ 電線類地中化設備の特別償却制度について、その対象区域を見直した上、その適用期限を1年延長する。

ニ 船舶等の特別償却制度について、船員訓練設備に係る償却割合を100分の6（現行100分の10）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

ホ 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却制度について、機械装置に係る償却割合を100分の24（現行100分の25）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

ヘ 特定中核的民間施設等の特別償却制度について、次のとおり見直した上、その適用期限を2年延長する。

（イ）中核的民間施設の特別償却制度について、取得価額の最低限度を6億5千万円（現行6億円）に引き上げる。

（ロ）山村振興法の保全事業用資産の特別償却制度について、機械装置の取得価額の最低限度を210万円（現行180万円）に、建物等の取得価額の最低限度を2,300万円（現行2,000万円）にそれぞれ引き上げるとともに、建物等に係る償却割合を100分の6（現行100分の8）に引き下げる。

（ハ）特定農山村法の農林業等活性化基盤施設の特別償却制度について、建物等の取得価額の最低限度を2,300万円（現行2,000万円）に引き上げるとともに、機械装置に係る償却割合を100分の10（現行100分の15）に引き下げる。

ト 特定余暇利用施設の特別償却制度について、償却割合を、基本構想承認後5年超8年以内の取得等については100分の7（現行5年超7年以内100分の10、7年超8年以内100分の8）に、基本構想承認後10年超12年以内の取得等については100分の5（現行100分の6）に、それぞれ引き下げる。

チ 農村地域工業等導入地区における工業用機械等の特別償却制度について、機械装置に係る償却割合を100分の8（現行100分の9）に、建物等に係る償却割合を100分の4（現行100分の5）にそれぞれ引き下げる。

リ 半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度について、対象資産の取得価額の最低限度を2,500万円超（現行2,300万円超）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

ヌ 過疎地域等における工業用機械等の特別償却制度について、次の見直しを行う。

- (イ) 離島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区に係る措置について、対象事業からソフトウェア業を除外した上、その適用期限を2年延長する。
 - (ロ) 水源地域に係る措置について、機械装置に係る償却割合を100分の11（現行100分の12）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。
 - ル 高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却制度について、割増率を耐用年数35年以上のものにあつては100分の50（現行100分の55）に、耐用年数35年未満のものにあつては100分の36（現行100分の40）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。
 - ヲ 特定再開発建築物等の割増償却制度について、対象となる特定再開発建築物等の範囲を見直した上、その適用期限を2年延長する。
 - ワ 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却制度について、対象となる支出金の範囲を見直した上、その適用期限を2年延長する。
- 準備金等
- イ 海外投資等損失準備金制度について、資源開発事業法人等が行うことができる資源開発事業等の範囲の見直しを行う。
 - ロ 電子計算機買戻損失準備金制度について、特別買戻損失の発生割合の計算方法を見直した上、その適用期限を2年延長する。
 - ハ 原子力発電施設解体準備金制度について、積立限度額の計算方法の見直しを行う。
 - ニ 農業協同組合等の留保所得の特別控除制度について、対象となる協同組合等の範囲を見直した上、その適用期限を2年延長する。
 - ホ 農用地利用集積準備金制度について、積立率を100分の9（現行100分の10）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。
 - ヘ 鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例制度について、対象となる組合の範囲を見直した上、その適用期限を2年延長する。
 - ト 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例制度について、適用対象となる負担金の範囲の見直しを行う。
 - チ 欠損金の繰越期間の特例制度について、特定通信・放送開発事業実施円滑化法の認定実施計画を実施する中小企業者に係る措置を除外した上、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の認定研究開発等事業計画を実施する中小企業者に係る措置の適用期限を2年延長する。
- 農用地区域等内の農地等を取得した場合等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の見直しを行う。
- イ 農業振興地域の整備に関する法律の規定による市町村長の勧告に係る協議等により農地等を取得した場合の軽減措置及び林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の認定を受けた者が都道府県知事に対する森林所有権の移転のあっせんの申出に基づき森林に係る土地を取得した場合の軽減措置を廃止する。
 - ロ 農業経営基盤強化促進法に規定する利用権設定等促進事業により農地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を調整した上、その適用期限を2年延長する。
- 農林中央金庫等が特定農業協同組合等から事業譲渡により土地等を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の見直しを行う。

イ 農林中央金庫等が特定農業協同組合等から事業譲渡により不動産に関する権利を取得した場合の軽減措置、農林中央金庫等が特定漁業協同組合等から不動産等に関する権利を取得した場合の軽減措置及び漁業協同組合が水産業協同組合法の規定により漁業協同組合連合会の権利義務を包括承継した場合の軽減措置について、軽減税率の調整を行う。

ロ 農業協同組合が農業協同組合法の規定により農業協同組合連合会から権利義務を包括承継した場合の軽減措置の適用期限を2年延長する。

ハ 森林組合が、平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間に、森林組合法の規定により森林組合連合会の権利義務を包括承継した場合について、不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率を1,000分の2（本則1,000分の20）等に軽減する措置を加える。

ニ 農業共済組合及び農業共済組合連合会を登録免許税法別表第三（非課税の登記等の表）に掲名するとともに、同組合が農業災害補償法の規定により同連合会の権利義務を包括承継した場合の軽減措置及び同組合が合併により不動産を取得した場合の軽減措置を廃止する。

(3) 適用期限の延長

事業革新設備等の特別償却制度について、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に係る措置の適用期限を平成17年3月31日まで延長する。

登録免許税の特例

イ 農林漁業金融公庫資金等の転貸の場合の抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。

ロ 商工組合中央金庫、信用保証協会、農業信用基金協会等の抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。

ハ 特定の公共的建設事業の用に供する土地を取得した場合の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を調整した上、その適用期限を1年延長する。

次に掲げる特別措置の適用期限を2年延長する。

イ 山林所得に係る森林計画特別控除

ロ 特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却

ハ 経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増償却

ニ 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却

ホ 植林費の損金算入の特例

ヘ 特定災害防止準備金

ト 中小企業等の貸倒引当金の特例

チ 国産石油アスファルト等に係る石油税の還付

リ 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例
次に掲げる特別措置の適用期限を1年延長する。

イ 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例

ロ 沖縄特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例

6 その他

- (1) 国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税制度について、次の措置を講ずる。

私立大学等を設置する学校法人の役員等(その親族等を含む。)以外の者からの当該学校法人に対する贈与又は遺贈に係る財産で当該学校法人の基本金に組み入れられるもの等については、一定の要件の下で、公益の増進に著しく寄与すること等の承認要件を満たすものとする。

この制度の承認申請期限をその贈与又は遺贈のあった日から4か月以内(現行3か月以内)に延長する。

- (2) 内国法人が支払を受けるべき芸能人の役務の提供に関する報酬又は料金に対する源泉徴収制度を廃止する。

(注)上記の改正は、内国法人が平成15年4月1日以後に支払を受けるべき報酬又は料金について適用する。

- (3) 商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例について、次の措置を講ずるとともに、その適用期限を撤廃したうえ、同特例を「先物取引に係る雑所得等の課税の特例」に改める。

適用対象に、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成16年1月1日以後に証券取引法に規定する有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引(以下「有価証券先物取引等」という。)をし、かつ、当該有価証券先物取引等の差金等決済をした場合の当該差金等決済に係る当該有価証券先物取引等による事業所得及び雑所得を加える。

先物取引に係る課税雑所得等の金額に対する税率を15%(現行20%)に引き下げる。

平成15年1月1日以後に商品先物取引又は有価証券先物取引等に係る差金等決済をしたことにより生じた損失の金額のうちに、その差金等決済をした日の属する年分の商品先物取引又は有価証券先物取引等に係る雑所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額があるときは、一定の要件の下で、その控除しきれない金額についてその年の翌年以後3年内の各年分の商品先物取引又は有価証券先物取引等に係る雑所得等の金額からの繰越控除を認める。

(注)上記及びの改正は、平成15年分以後の所得税について適用する。ただし、有価証券先物取引等については、平成16年1月1日以後上記の差金等決済をした場合について適用する。

- (4) 連結納税制度について、連結子法人が離脱した場合には、その直前にみなし事業年度を設け、そのみなし事業年度を連結子法人として単体申告をする事業年度とするほか、連結事業年度等について所要の整備を図る。

- (5) 受取配当等の益金不算入制度の負債の利子の計算について、損害保険会社の第三分野保険に係る保険料積立金の利子に相当する金額は、生命保険会社の保険料積立金に係る利子に相当する金額と同様の取扱いとする。

- (6) 同族会社の判定について、自己株式を有する場合の判定方法を見直すほか、同族会社となる持分割合の基準を100分の50超(現行100分の50以上)とする。

- (7) 一定の適格組織再編成後に再度適格合併を行うことが予定されている場合のその最初の適格組織再編成の株式保有要件等の見直しを行う。

- (8) 公益法人等の収益事業に係る課税について、民間都市開発推進機構が行う都市再生特別措置法の民間立替施行型公共施設整備等無利子貸付業務等を収益事業の範囲から除外する。
- (9) 寄附金控除等の対象となる特定公益増進法人の範囲に、次の法人を加える。
- 一定のインターナショナルスクールの設置を主たる目的とする学校法人又は準学校法人
- 慢性疾患にかかっている児童が医療施設において療養を受けるために当該児童及びその世話をを行う家族を宿泊させることを目的とした施設の設置運営に関する業務を行うことを主たる目的とする民法法人
- (10) 特定の医療法人の法人税率の特例制度について、特別の療養環境に係る病床に係る承認要件を緩和するとともに、承認を受けた法人に対して承認要件を満たすことを明らかにする書類等の提出を義務付けること等の所要の措置を講じた上、特定の医療法人の承認は、国税庁長官（現行財務大臣）が行うこととする。
- (11) 退職年金等積立金に対する法人税（特別法人税）の課税停止措置を2年延長する。
- (12) 特定の用途に供される揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の免税措置について、その適用期限を5年延長する。
- (13) 入国者が輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例措置の適用期限を1年延長したうへ、その税率を1,000本につき6,000円（現行5,000円）に引き上げる。
- （注）上記の改正のうち、税率の引上げについては、平成15年7月1日から実施する。
- (14) 特殊法人等整理合理化計画に基づき特殊法人等が独立行政法人等に移行することに鑑み、所得税、法人税、登録免許税、印紙税等について、各独立行政法人等の出資状況、残余財産を含む剰余金の分配規定の有無などに応じ、各独立行政法人等を公共法人又は公益法人等とする等所要の措置を講ずる。
- (15) 租税条約の規定に基づき条約相手国から情報の提供要請があった場合には、当該情報の提供のために、一定の場合を除き、国税庁、国税局又は税務署の当該職員が当該要請において特定された者に対して質問検査を行うことができることとする規定（罰則等所要の規定を含む。）を整備する。
- (16) その他所要の税制の整備を行う。

（備考）

- 1 酒類業免許の付与基準の整備、酒類小売販売場における酒類の適正な販売管理の確保等について、所要の措置を講ずる。
- 2 以上の税制改正による増減収額は、別表のとおりと見込まれる。

(別表)

平成 15 年度の税制改正 (内国税関係) による増減収見込額

(単位: 億円)

改正事項	平年度	初年度
1 法人関連税制		
(1) 研究開発減税 (中小企業分を除く)		
試験研究費の総額に係る特別税額控除制度の創設等	5,880	5,470
(2) 設備投資減税 (中小企業分を除く)		
IT投資促進税制の創設	3,690	4,370
開発研究用設備の特別償却制度の創設	760	900
(小計 +)	(4,450)	(5,270)
(3) 中小企業支援		
中小企業技術基盤強化税制の拡充	70	30
IT投資促進税制の創設等 (中小企業分)	1,580	1,450
同族会社の留保金課税の不適用措置の見直し	1,220	380
交際費等の損金不算入制度の見直し	560	170
少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度の創設	410	270
(小計 + + + +)	(3,840)	(2,300)
計	14,170	13,040
2 相続税・贈与税		
(1) 相続時精算課税制度 (仮称) の創設等	420	420
(2) 相続税の税率構造の見直し	1,120	510
(3) 贈与税の税率構造の見直し	110	100
計	1,650	1,030
3 金融・証券税制		
配当課税の見直し等	1,250	960
4 土地税制		
不動産登記に係る登録免許税の改正等	2,100	2,100
1+2+3+4=合計	19,170	17,130
5 所得税		
配偶者特別控除 (上乘せ部分) の廃止	4,790	-
6 消費税		
中小事業者に対する特例措置の見直し	5,040	-
7 酒税・たばこ税		
(1) 酒類間の税負担格差の縮小等	770	720
(2) たばこ税の税率の引上げ	1,100	910
計	1,870	1,630
8 その他の企業関係租税特別措置の改正	70	60
5+6+7+8=合計	11,770	1,690
差引計	7,400	15,440
9 石油税		
税率の引上げ等	850	140
10 自動車重量税	930	930
一般会計分計	7,480	16,230
11 電源開発促進税		
税率の引下げ	593	83
12 自動車重量税 (譲与分)	930	930
総計	7,143	15,383

(注) 1. 上表には、特別会計に係るものを含む。

2. 上表には、自動車重量譲与税の譲与割合の引上げによる影響額を含む。

(備考) 研究開発減税及び設備投資減税について、中小企業分を含めた場合の減収額は以下のとおりである。

	平年度	初年度
研究開発減税	5,950	5,500
設備投資減税	6,030	6,720

(別紙)

1 IT投資促進税制

- (1) IT投資促進税制の適用対象となるIT関連設備等
IT投資促進税制の適用対象となるIT関連設備等は、次の表の設備等で、その設備等の種類に応じ、次の又はの規模以上のものとする。

表のイからチまでの設備

IT投資促進税制の適用を受けようとする事業年度において取得等をした表のイからチまでの設備の取得価額の合計額が600万円以上(資本金3億円以下の法人については、140万円以上)となる場合の当該設備

表のリのソフトウェア

IT投資促進税制の適用を受けようとする事業年度において取得等をした表のリのソフトウェアの取得価額の合計額が600万円以上(資本金3億円以下の法人については、70万円以上)となる場合の当該ソフトウェア

- (2) リース税額控除の適用対象となるリース資産

適用対象となるリース資産は、次の表の設備等で、そのリース費用の総額がそのリース資産の種類に応じ、次の又はの金額以上のものとする。なお、適用対象となるリースは、リース契約期間が4年以上で、かつ、リース資産の耐用年数を超えないものであること等の要件を満たすものに限る。

表のイからチまでの設備

リース税額控除の適用を受けようとする事業年度において新たにリースをした表のイからチまでの設備のリース費用の総額の合計額が200万円以上となる場合の当該設備

表のリのソフトウェア

リース税額控除の適用を受けようとする事業年度において新たにリースをした表のリのソフトウェアのリース費用の総額の合計額が100万円以上となる場合の当該ソフトウェア

<表>

イ 電子計算機	計数型の電子計算機(主記憶装置にプログラムを任意に設定できる機構を有するものに限る。)のうち、処理語長が32ビット以上で、かつ、設置時における記憶容量(検査用ビットを除く。)が256メガバイト(サーバー用のものにあつては、128メガバイト)以上の主記憶装置を有するものに限るものとし、これと同時に設置する附属の入出力装置(入力用キーボード、ディジタイザー、タブレット、光学式読取装置、音声入力装置、表示装置、プリンター又はプロッターに限る。)、補助記憶装置、伝送用装置(無線用のものを含む。)、変復調装置又は電源装置を含む。
ロ デジタル複写機	専用電子計算機(専ら器具及び備品の動作の制御又はデータ処理を行う電子計算機で、物理的変換を行わない限り他の用途に使用できないものをいう。)により発信される制御指令信号に基づき画像情報をデジタル信号に変換し、色の濃度補正、縦横独立変倍又は画像記憶を行う機構を有するもの及び当該専用電子計算機を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の自動原稿送り装置、排紙分類装置、給紙装置、プリンター又はファクシミリを含む。
ハ ファクシミリ	送受信データを蓄積する機構及び普通紙に受信データを印刷する機構を有するもののうち、最大伝送速度が毎秒28.8キロビット以上のものに限るものとし、これと同時に設置する専用の変復調装置、回線制御装置又は回線接続装置を含む。
ニ ICカード利用設備	ICカードとの間における情報の交換並びに当該情報の蓄積及び加工を行うもので、これと同時に設置する専用のICカードリーダー、入力用キーボード、タブレット、表示装置、プリンター又はプロッターを含む。
ホ デジタル放送受信設備	デジタル信号により送信される放送を受信しその信号を処理することが可能なもので、電気通信回線に接続し電気通信信号を発信する機能、瞬間的影像に併せデータの処理を行う機能及び高精細度な画像の処理を行う機能を有するものに限る。

ヘ インターネット電話設備	専ら音声信号の変換又は交換を行う電気通信設備のうちインターネットプロトコルに対応するためのもの及びこれらの制御を行う制御装置に限るものとし、これらと同時に設置する専用の端末装置又は変復調装置を含む。
ト ルーター・スイッチ	インターネットを構成するルーター（通信プロトコルに基づき、電気通信信号を伝送し、その経路を制御する機能を有する専用の電気通信設備をいう。）又はスイッチ（通信プロトコルに基づき、電気通信信号を伝送し、その経路を選択する機能を有する専用の電気通信設備をいう。）のうち、毎秒45メガビット以上の伝送速度に対応するものに限るものとし、これらと同時に設置する集線装置を含む。
チ デジタル回線接続装置	光伝送の方式における電気信号と光信号との変換の機能を有する装置、デジタル加入者回線伝送方式における音響と符号とを周波数により分離する機能を有する装置、統合デジタル通信網に端末装置を接続する機能を有する加入者回線終端装置及び統合デジタル通信網にアナログ端末を接続する機能を有する信号変換装置に限る。
リ ソフトウェア	電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わせられたもの及びこれに関連するシステム仕様書その他の書類に限るものとし、複写して販売するための原本及び開発研究（新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。）の用に供されるものを除く。

2 開発研究用設備の特別償却制度

開発研究用設備の特別償却制度の適用対象となる開発研究用設備は、開発研究に専用される機械装置及び器具備品のうち減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表第八の機械装置及び器具備品に該当するもので、その取得価額が280万円以上のものとする。

（参考）減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第八（抜粋）

種 類	細 目
器具及び備品	・試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡
機械及び装置	・汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの ・その他のもの

